

自治体DX推進に向けた計画的なデジタル人材の確保・育成や推進体制の構築について

総務省 地域力創造グループ 地域情報化企画室

都道府県と市町村が連携したDX推進体制と人材プール機能の確保

- 全国的な自治体DX推進のため、**都道府県が管内市町村と連携したDX推進体制**を構築し、
その中で、**都道府県が市町村支援のためのデジタル専門人材のプール機能を確保**する取組を推進
- 総務省としても、必要なノウハウの提供をはじめ、各都道府県における取組推進を総合的にサポート

推進体制

推進体制に
必要な4つの機能

①市町村との会議体設置

②ヒアリング等を通じ市町村
の現状・課題を把握

③市町村支援のために一定
の専門人材を確保

④システム共同調達など推進
体制下での取組テーマを設定

都道府県

DX担当課の職員等

常勤アクセラレータ
を中心に充実を図る

人材プール

自治体DXアクセラレータ

任期なし常勤職員

任期付職員

非常勤職員

委託事業者

派遣・
支援

市町村

取り組むこと

DX推進リーダー・
アクセラレータ
を中心に取り組む

●DX推進計画策定

■重点取組事項

- ・自治体フロントヤード改革の推進
- ・自治体情報システムの標準化
- ・公金収納におけるeL-QRの活用
- ・マイナンバーカードの普及促進・利用の推進

- ・セキュリティ対策の徹底
- ・自治体のAI・RPAの利用促進
- ・テレワークの促進

- 身近なDXの推進による業務改善
- 広域連携による人材育成
- システム・ツールの共同調達 等



CIO補佐官
DX推進リーダー

一部事務組合

連携中枢都市圏

総務省による取組支援

【人材確保・育成のノウハウ提供】

- ①DX推進体制の構築に向けた**伴走支援**
- ②「**ガイドブック**」「**参考事例集**」
- ③自治大学校等関係機関での研修

【人材確保支援】自治体の採用活動を広報

【アドバイザー派遣】

- ①**DXアドバイザー**
(主に自治体DX、
地方公共団体金融機構と共同)
- ②**地域情報化アドバイザー**
(主に地域社会DX分野)

【財政措置】

- ①都道府県等による市町村支援のデジタル人材確保に要する経費、
市町村によるCIO補佐官任用等に要する経費、
DX推進リーダー育成経費について**特別交付税措置**
- ②令和7年度から、アクセラレータのうち**常勤職員の人件費**
について**普通交付税措置**

都道府県と市町村の連携によるDX推進体制の構築

- 都道府県と市町村の連携によるDX推進体制の構築等が重要であることから、令和6年1月19日、総務大臣から、各都道府県知事及び市町村長宛ての書簡を発出し、推進体制の構築・拡充を要請したところ。
- 令和7年度中に、全ての都道府県で市町村と連携した推進体制を構築することに加え、市町村支援のための人材プール機能の確保に向けて、令和7年度から新たに、デジタル分野での一定の実務経験・スキルを持つ人材を「自治体DXアクセラレータ」として任命することとしている。

推進体制の構築状況

①～④の全ての機能を揃え、**推進体制を構築しているのは32団体**（令和6年度末時点）

①市町村との会議体等を設置

R5 43団体 → **R6 47団体**（達成率100%）

②ヒアリング等を通じ市町村の現状・課題を把握

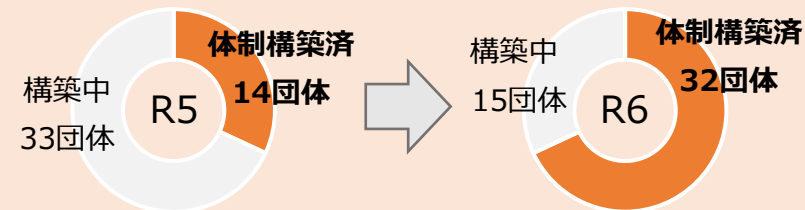
R5 38団体 → **R6 43団体**（達成率 91%）

③市町村支援のために一定の専門人材を確保

R5 26団体 → **R6 38団体**（達成率 81%）

④システム共同調達など推進体制下での取組テーマを設定

R5 27団体 → **R6 45団体**（達成率 96%）



※令和6年度は全ての団体が3要件以上達成

✓ 推進体制の構築は、要件別では、概ね**40団体超**が実施
⇒ 令和7年度末までの推進体制の構築に向け、引き続き支援

【アクセラレータの任命状況】（R7.12.9時点 速報値）
アクセラレータ数 60名（23団体）

✓ 推進体制の構築や市町村支援のための人材プール機能の確保に向け、令和7年度から取組を強化し、**総合的に取組を促進**

自治体DXアクセラレータの要件

都道府県が任用し、**市町村DX支援を主たる業務とする職員**のうち、以下のいずれかを満たす者。

- ① 民間企業、地方公共団体等において**デジタル分野に係る実務経験を5年以上**有すること。
- ② **IPAが実施する高度試験（レベル4相当）**のいずれかに合格していること。
- ③ ①②と同等以上の知見を有すること。

デジタル技術を活用した業務改革など
システムユーザー側の経験も含む。

アクセラレータに対する財政措置

- 都道府県が、デジタル人材としてのスキル・経験を有し、市町村支援業務を行う職員を確保した場合、**「自治体DXアクセラレータ」**に任命 → 今後数年間で、**全国で500名**程度の確保を目指す
- 都道府県に対し、アクセラレータの人件費等について財政措置

アクセラレータの要件

都道府県が任用し、**市町村DX支援**を主たる業務とする職員のうち、以下のいずれかを満たす者。

- ① 民間企業、地方公共団体等において**デジタル分野に係る実務経験を5年以上**有すること。
- ② **IPAが実施する高度試験（レベル4相当）**のいずれかに合格していること。
- ③ ①②と同等以上の知見を有すること。

デジタル技術を活用した業務改革など
システムユーザー側の経験も含む。

※ 都道府県からの推薦に基づき、総務省が任命。

※ 任命状況（12/9時点 速報値）… 60名（23都道府県）

アクセラレータ等に対する財政措置

	～令和6年度	令和7年度～
常勤職員	特別交付税 (措置率0.7)	普通交付税 人数に応じて措置
非常勤職員		特別交付税 (措置率0.7) (～R11)

令和8年度は
一人当たり**840万円**程度

※ 都道府県に対し、総務省が財政措置を行うもの（民間企業等に対する補助金ではありません）。

※ 業務委託により確保した場合も、引き続き特別交付税措置。

都道府県等における市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する職員の人件費等に係る特別交付税措置【拡充】

- デジタル人材が逼迫する中で、特に小規模市町村において人材確保が進んでいないこと等を踏まえ、都道府県等が市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する経費に係る特別交付税措置を引き続き措置。
- 対象経費は、**非常勤のアクセラレータの人件費、民間事業者への業務委託、アクセラレータ（常勤・非常勤）の募集経費** 等。
- 今後数年間で集中的にアクセラレータの確保に取り組むことができるよう、**令和7年度から令和9年度までの間、募集経費に係る対象経費の上限額を1団体あたり300万円に引き上げ。**
- また、令和8年度から、人件費相当額に係る対象経費の上限額を**1人あたり2,100万円に引き上げ。**

特別交付税措置の概要

対象団体	対象経費	措置額	対象経費の上限額	対象期間
都道府県 市町村	○ <u>都道府県（連携中枢都市等含む）による市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する非常勤のアクセラレータ等の</u> <u>人件費</u> 、民間事業者への <u>委託費</u> 、 <u>募集経費</u> 等	対象経費の合計額に <u>0.7</u> を乗じて得た額	人件費相当額： 2,100万円/人	R11年度まで
	○ 上記の経費の一部につき <u>市町村の負担金</u> が生じる場合の当該 <u>負担金</u>		募集経費： 100万円/団体 →300万円/団体	
			拡充期間は R9年度まで	

市町村支援業務の想定事例

- ・ DX・情報化計画／デジタル人材確保・育成方針等の策定・見直し案の作成
- ・ 標準化・クラウド化に向けた助言・仕様調整
- ・ デジタル技術等も活用した業務見直し（BPR）、システム発注支援
- ・ データ利活用に関する助言
- ・ 人材育成（研修企画・講師等）
- ・ セキュリティ研修・監査支援
- 等

<都道府県による市町村支援（イメージ）>



※ 普通交付税措置の対象となる常勤のアクセラレータの人件費については、特別交付税措置対象外。

留意点

- 主な所掌事務が市町村支援業務でないデジタル人材に係る経費は、対象外。
- 民間事業者への委託の場合、デジタル人材の人件費以外（交通費、通信運搬費等）に要した経費は、対象外。ただし、事業運営経費等のうち募集経費に相当する経費は、措置の対象。

自治体DXアクセラレータ500 プロジェクト

— 伴走支援の取組状況

- 民間企業と連携し、都道府県への採用ノウハウの提供を実施。令和7年度は3県を伴走支援。
- ⇒ 3県の取組内容を全国に共有し、横展開を促進

伴走支援

高知県

【現状・課題】

- 半数以上の市町村が人口5,000人未満でDXの余力がない。
市町村の実務に従事するデジタル人材の確保・体制構築が課題。

【目標】

- 3名以上デジタル人材を採用し、令和8年度からの人材管理運用スキームを決定する。
- 遅くとも令和10年度までに9名体制を構築。県内6ブロックに配置し、市町村DXを伴走支援する。

【支援内容】

- 採用に関する助言
- 人材管理運用スキームの具現化



デジタル人材の募集を実施
4名を採用見込み

宮城県

【現状・課題】

- 委託事業による市町村DX全般に係るスポット支援等を実施しているが、デジタル人材の常勤形態での派遣を希望する市町村が多い。

【目標】

- 令和8年4月1日から4名をデジタル人材として任用する。
- 令和9年度末までに市町村が持続可能でよりよい住民サービスを提供できるよう、DX支援のためのデジタル人材の育成・共有を実現。

【支援内容】

- 支援市町村決定のための市町村ヒアリング
- 人材像・業務・任用形態等の明確化



デジタル人材の募集を実施
採用者選考中

福井県

【現状・課題】

- 市町ヒアリングを実施したが、本質的な課題を洗い出すに至らなかったため、どのような支援を行うべきか具体化できていない。

【目標】

- 令和7年度に市町課題の深堀りを行う。
- 令和8年度に支援策の具体的検討を行い、令和9年度からの実施を目指す。

【支援内容】

- 市町のニーズ把握調査等
- 市町支援方針や業務委託内容の具現化



全市町を対象にヒアリングを実施
市町ニーズの網羅的な把握・
ニーズに沿った支援策検討に向け、
結果を精査中

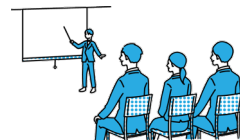
自治体DX推進体制強化支援事業【継続】

R8当初予算額案 0.6億円
R7補正予算額 2.0億円
(R6補正予算額 2.0億円)

- 推進体制の構築・活用状況については、都道府県ごとにばらつきがあり、特に、推進体制の中心となる人材プールの確保にあたっては、多くの都道府県が、**適切な人材がいないことや人材像・ジョブディスクリプションの明確化**といった点に課題を抱えている状況。
- ➡ フォーラム開催等により**全国的なDXの機運を醸成**しつつ、**都道府県における人材確保及び具体のDX取組テーマにそった市町村支援についての伴走支援**、都道府県による採用を希望するデジタル人材についての情報提供等を実施することで、**DX推進体制の一層の強化と活用促進**を図る。

1. 機運醸成

- 自治体職員を対象とした**フォーラム**を開催
 - ・ 自治体のDXを支援する事業者やDX分野の有識者も招へいし、市町村支援の成功事例の共有や意見交換を実施
- ➡ **DXの意義を広く共有・全国的なDXの機運を底上げ**



2. 人材確保・活用支援

- 都道府県のニーズを踏まえ、人材確保・市町村支援の取組を**伴走支援**
 - ・ 総務省が、**県と市町村で連携して取り組むべき「重点テーマ」**を提示
 - ・ **都道府県が選択したテーマに沿った取組と、その推進の基盤となるアクセラレータの確保**を支援
 - ・ 伴走支援を通じて創出した**人材プール活用の好事例を全国に展開**

《重点テーマ》

- ・ システムの共同調達
- ・ 自治体フロントヤード改革の推進
- ・ 職員の業務改善に向けた庁内DXの推進
- ・ データ利活用
- ・ 市区町村のデジタル人材の確保・育成に係る方針の策定支援
- ・ 自治体のAIの利用促進

- **アクセラレータとして市町村DX支援を希望するデジタル人材**について、総務省が都道府県に情報提供
- ➡ **人材確保と具体的なDXの取組を併せて支援することで、実効性のある推進体制構築を推進**



3. 人材育成支援

- アクセラレータやDX推進リーダーのスキル支援を実施
 - ・ 都道府県が確保した「自治体DXアクセラレータ」の自治体内での活躍を支援するため**行政実務研修**
 - ・ 自治体業務に精通した内部職員を即戦力のDX人材として育成するための**DX推進リーダー育成研修**

➡ **人材確保支援と併せて職員育成支援を行うことで推進体制の質の向上につなげ、市町村支援の実効性を高める**



人材プールの確保に向けた人材・協力企業の掘り起こし

- 都道府県と市町村が連携したDX推進体制を構築し、その中で、都道府県が市町村の求める人材プールを構築していく上では、「人材の供給源」の確保が課題。

➡ デジタル人材への広報やIT企業等に対する働きかけを実施。

デジタル人材に向けた広報

- 自治体独自のデジタル人材の募集では応募が集まりにくいという実情を踏まえ、自治体のデジタル人材の採用活動を、SNS等を活用した広報により支援。
- SNS等に配信する広告から遷移するランディングページでは、各自治体におけるデジタル人材の採用時期や勤務条件、採用募集ページのリンク等を掲載し、潜在層を含むデジタル人材が採用情報にリーチしやすい環境を整備。

広告媒体

静止画バナー広告

- ・ Facebook
- ・ Instagram
- ・ Yahoo!



動画広告

- ・ YouTube



ランディングページ



出口（リンク先）



各自治体の採用HPに遷移

ランディングページ 掲載内容

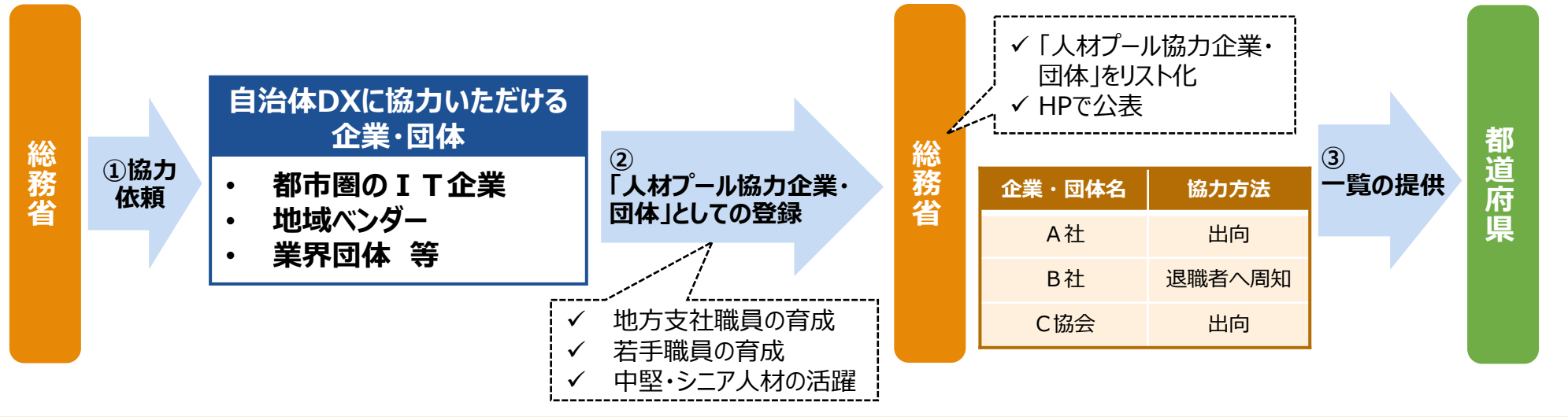
- ・ 全国の自治体がデジタル人材を募集
- ・ 求める人材像（デジタル人材とは）
- ・ 柔軟なワークスタイル（常勤、非常勤、副業、テレワークなど）
- ・ 全国採用状況一覧

IT分野等の企業への働きかけ

- 自治体に対するデジタル人材の派遣に関心を有するIT企業等（数十社程度を想定）を中心に、人材プール確保の取組への協力を働きかけ。

都道府県の人材プール構築に向けた民間企業等との協力体制の構築

「人材プール協力企業・団体」の募集



一覧を活用した都道府県への職員出向



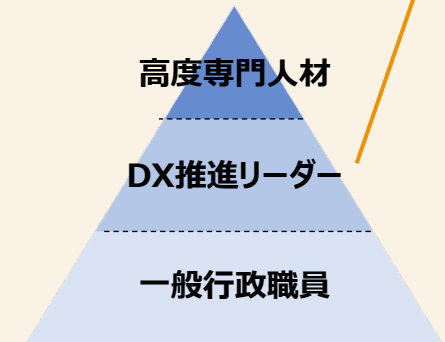
地方公共団体におけるデジタル化の取組の中核を担う職員(DX推進リーダー)の育成に係る特別交付税措置【延長】

- 計画的なデジタル人材の育成が喫緊の課題であることを踏まえ、DX推進リーダーの育成に係る経費に係る特別交付税措置を令和11年度まで延長。

特別交付税措置の概要

対象団体	対象経費	措置額	対象経費 の上限額	対象期間
		対象経費の合計額に0.7を乗じて得た額	なし	
都道府県 市町村	○ DX推進リーダーの育成に係る研修に要する経費、民間講座の受講料、資格取得のための受験料（初歩的なものではなく、一定の専門的な資格試験を対象）等 （想定される経費） ・ 育成プログラム実施に係る委託費又は負担金 ・ 民間事業者、大学等の講座受講料 ・ 人材育成事業に必要なその他の経費（育成プログラム策定経費、ソフトウェアライセンス料など環境整備に要する経費等）			R11年度まで

DX推進リーダー
デジタル分野の専門的な知識・スキルを有し、DXの中核を担う職員。



<自治体DX全体手順書>

「内部職員をDX推進リーダーとして集中的に育成・確保していくにあたっては、**DX推進リーダーとして育成する職員を指定※し、集中的に育成プログラムを実施することが求められる。**」

※ 指定にあたり、「職員本人の希望」のほかに参考とすべき情報

- ・ 対象職員のこれまでの職務経歴（特にシステム、Webサービス・アプリケーション等）
- ・ 民間IT企業での実務経験
- ・ 独立行政法人情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験等の資格取得状況

留意点

- **令和8年度から、都道府県等が市町村のDX推進リーダーに対して行う研修等に要する経費についても、措置の対象。**
- **自治体DXアクセラレータとして確保した者に対して行う研修に要する経費**についても、当該者をDX推進リーダーに指定する等本特別交付税措置の要件を満たす限り、措置の対象。
- 育成プログラム上に記載の無い研修や幅広な職員を対象とした研修に係る経費は対象外。

市町村におけるCIO補佐官等としての外部人材の任用等に係る 特別交付税措置【延長】

- 市町村のDXを推進する上で、CIOのマネジメントを専門的知見から補佐するCIO補佐官等（※1）の役割が鍵となるため、市町村がCIO補佐官等として、外部人材の任用等を行うための経費に係る特別交付税措置を令和11年度まで延長。

特別交付税措置の概要

対象団体	対象経費	対象経費（詳細）	措置額	対象経費の上限額	対象期間
市町村	①任用等経費	市町村がCIO補佐官等として、外部人材の任用等を行うための経費として次に掲げるもの（※2） ・ 特別職非常勤職員として任用する場合 → 報酬等（期末手当等を含む。） ・ 外部に業務委託する場合 → 委託料等	対象経費の合計額に0.7を乗じて得た額	なし	R11年度まで
	②募集経費	市町村がCIO補佐官等として、外部人材の募集を行うための経費	対象経費の合計額に0.7を乗じて得た額	100万円	R11年度まで

（※1）CIO補佐官等とは、DX推進のマネジメントを担うCIO等を専門的知見から補佐する者であり、役職の名称がCIO補佐官に限られるものではない。

（※2）1団体においてCIO補佐官等として複数の外部人材の任用等を行った場合、財政措置の対象上限は3名分（令和6～11年度）

留意点

- 措置対象となるCIO補佐官等の業務は、全庁的・横断的にDX推進を図る「特別職非常勤職員の助言業務」に相当するもの。
- 業務委託も対象となるものの、単なる各種計画策定の業務委託は対象外。また、内部検討の助言等の対象部分は、必要に応じて按分計算して報告していただく必要。

DXアドバイザー（経営・財務マネジメント強化事業）

事業概要

- DX各分野の**専門家によるアドバイス**を年間原則**5回以内**（2時間以上／回）受けられる
 - ※ 実地、オンライン
- **自治体による派遣経費**（謝金、旅費）の負担はなし
 - ※ 地方公共団体金融機構が負担
 - ※ アドバイザーは自治体からの推薦による登録が可能

類型と実績

類型	内容	具体例	令和6年度実績
課題対応 アドバイス事業 【手挙げ式】	自治体行政におけるDX等に取り組む市区町村等に対する支援	● DXの機運醸成 ● マイナンバーカードの利活用 ● データ利活用・EBPM ● 自治体職員のデジタル人材への育成 ● 外部デジタル人材の確保 ● 情報システムの標準化・共通化 ● 行政手続のオンライン化 ● BPR・業務改革 ● セキュリティ対策 等	185団体
課題達成 支援事業 【プッシュ型】	令和7年度までに標準化対応に向け、事業進捗に課題を抱えている団体に対する支援	● 小規模団体等を中心に移行計画の作成 ● Fit&GAPの実施 等の標準システム導入に当たっての技術的・専門的な支援	36団体
啓発・研修 事業	都道府県が市区町村の啓発のための研修会・相談会を実施	***	15団体 ※うち1団体は 首長・管理者向けトップセミナー

- **活用事例集を策定**（総務省HP:https://www.soumu.go.jp/main_content/000921634.pdf)
→ 「システム調達と業務改革」、「人材育成」、「経営層の意識醸成」に係る**具体の助言内容**や**効果等**を掲載

更なる活用に向けた改善（令和8年度～）

- 自治体におけるAIの利用に関するワーキンググループ報告書において、自治体の業務効率化や行政の質の向上のため、生成AI・AI・RPAの重要性が言及されたことや、自治体における支援ニーズ等を踏まえ、**取組分野に「AI（生成AI含む）・RPAの利活用の推進」を追加**
＜取組分野＞ ※下線部が追加
DXの機運醸成、情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの利活用の推進、行政手続のオンライン化、データ利活用・EBPM、BPR・業務改革、自治体職員のデジタル人材への育成、外部デジタル人材の確保、セキュリティ対策、**AI（生成AI含む）・RPAの利活用の推進**、消防防災DX、その他

地域社会DX推進パッケージ事業について

総務省 情報流通行政局 地域通信振興課 デジタル経済推進室

地域課題にデジタルで取り組む
地方公共団体や企業・団体の皆様へ

地域のデジタル変革を 総合的にご支援します

地域社会DX推進パッケージ事業のご案内

令和8年1月27日

総務省
情報流通行政局
地域通信振興課
デジタル経済推進室

【目次】

01 事業の概要

02

地域社会DX推進パッケージ事業について

- － ① - 1 計画策定支援
- － ① - 2 推進体制構築支援
- － ① - 3 地域情報化アドバイザー派遣制度
- － ② - 1 先進的通信システム活用タイプ
- － ② - 2 AI検証タイプ
- － ② - 3 自動運転レベル4検証タイプ
- － ③ 補助事業
- － (参考) 事業スケジュール (予定)

【事業の概要】

- 人口減少・少子高齢化や経済構造変化等が進行する中、持続可能な地域社会を形成するには、デジタル技術の実装（地域社会DX）を通じた省力化・地域活性化等による地域社会課題の解決が重要。
- 本事業では、地域社会DXを加速させ、地方創生2.0にも貢献するため、デジタル人材/体制の確保支援、AI・自動運転等の先進的ソリューションや先進的通信システムの実証支援、地域の通信インフラ等整備の補助等の総合的な施策を通じて、デジタル実装の好事例を創出するとともに、効果的・効率的な情報発信・共有等を実施することで、全国における早期実用化を促進。

好事例の創出・実用化

③ 地域のデジタル基盤の整備支援（補助）

デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るために必要な通信インフラなどの整備を支援

② 先進的ソリューションの実用化支援（実証）

先進的通信システム活用タイプ

衛星通信や光電融合技術をはじめとする新しい通信技術などを活用した先進的なソリューションの実用化に向けた実証

AI・自動運転検証タイプ

地域の通信システムを活用した、AI・自動運転等の先進的なソリューションの実証

① デジタル人材／体制の確保支援

1. 計画策定支援

デジタル実装に必要な地域課題の整理、導入・運用計画の策定に対する専門家による助言

2. 推進体制構築支援

都道府県を中心とした持続可能な地域のDX推進体制の構築を支援

3. 地域情報化アドバイザー

地域情報化アドバイザーによる人材の育成・供給を支援

4. 人材ハブ機能

デジタル人材を地域外から確保する場合の人材のマッチングを支援

【①- 1 計画策定支援】（予算：40団体程度）

地方公共団体内における**予算要求**、地域社会DX推進パッケージ事業を含む**国の支援への申請・提案**等にもご活用いただけるような**計画書の作成**、デジタル技術の導入に向けた第一歩となる**地域課題の洗い出しや整理**を図ることを目指し、5ヶ月程度の間、デジタル技術分野に知見を持つ専門家が伴走支援します。

年間を通して複数フェーズの実施を予定しており連続支援も可能です。

注）支援先団体において計画書の作成その他の必要な作業を実施していただきます。

<内容> 支援先団体のご意向も踏まえつつ、
それぞれの状況に応じて必要な支援を実施します。

ご支援する検討事項の例

- ・地域の抱える課題の全体像の整理
- ・デジタル技術の活用による課題解決の可能性
- ・取組の優先順位
- ・ネットワーク構成・機器、事業者選定等の要件
- ・導入・運用コストや費用対効果 等



1 団体当たり
5ヶ月程度の支援期間

<対象> デジタル技術を活用して地域課題の解決に取り組みたいと考えている又はその関心のある
地方公共団体など

- ※ 財政力指数 1 以上の地方公共団体及びその地域内で取組を実施しようとする団体などは本支援の対象外となります。
- ※ 地域課題の解決に資する取組を実施するための計画策定が支援対象です。
- ※ 地方公共団体以外については、地方公共団体が出資する法人又は非営利法人による応募に限りします。

【①- 1 計画策定支援】 デジタル技術導入に向けた支援の内容

支援先団体の課題の整理状況に応じて、以下の2つの支援内容を用意しています。

	A 地域課題整理コース	B ソリューション実装コース
支援対象	地域課題の洗い出しから支援を希望する団体	地域課題の解決策は明確化されており、具体的な実装計画書策定の知見・ノウハウの支援を希望する団体
支援内容	解決すべき地域課題の調査、分析及び整理から、デジタル技術を活用した当該地域課題の解決策の検討及び立案までを伴走支援します。	支援対象団体内における予算要求や国の補助金への申請・提案等への活用も念頭に置きつつ、デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るためのソリューション実装計画書の策定を支援します。
支援メニュー例	・地域課題の抽出・整理 ・他地域における関連する好事例の紹介 ・デジタル技術の活用による課題解決の検討 ・ソリューション導入時期の検討 ・DX推進へ向かう組織支援の検討	・DX実装・自走化に向けた事業者とのマッチング等の推進体制の検討 ・ネットワーク構成・機器等の要件の検討 ・導入・運用コストや費用対効果の検討 ・地域のステークホルダー（金融機関、企業・団体、大学等の教育機関、地場ベンダー等）との連携体制の検討 ・運用モデルや資金計画（ソーシャルボンドや成果連動型民間委託の活用を含む。）、マネタイズの仕組み等の検討 ・総務省地域社会DX推進パッケージ事業の実証事業や補助事業の提案書作成支援

【①-2 推進体制構築支援】（予算：2億円程度）

専門家等を地方公共団体に派遣し、地域課題の洗い出しや深掘り、整理を実施するほか、具体的な進め方の提案や、地域DX推進体制の構築まで伴走支援し、デジタル技術による解決策の実証・実装に結びつけるとともに、各地方公共団体が自立的にデジタル実装に取り組める持続的な支援環境を構築します。

<対象>

都道府県と管内市区町村（※都道府県が管内の市区町村と連携して申請）

<支援内容イメージ>

①地域DX推進体制構築支援

STEP 01

課題整理・取組方針の共有

地域課題の洗い出し、深掘り、整理

STEP 02

推進体制の構築・拡充

具体的な進め方の提案、推進体制構築

- 各市町村の課題の洗い出し・深掘り
- 具体的な解決策の検討
- 都道府県・市町村等による課題の共有、取組方針の検討・共有 など
- 都道府県と市町村等の連携によるDX推進体制の構築
- 市町村のDXの進捗状況の共有
- 地域のステークホルダーの巻き込みや、事業者等とのマッチング支援 など

②実証事業、補助事業等の活用

STEP 03

解決策の実装

課題解決に資する地域DXソリューション導入等

- 具体的な地域DXの取組を実施
- 課題解決に向けた先進的ソリューションの実証
- 通信インフラの実装 など

STEP 04

改善

地域DX推進後の振り返り

- 地域DX導入後の効果測定・課題探索
- 実装後の運用準備 など

※支援期間内にSTEP01, STEP02を実施。進捗等により、具体的な地域DXの取組など、STEP03以降も実施可。

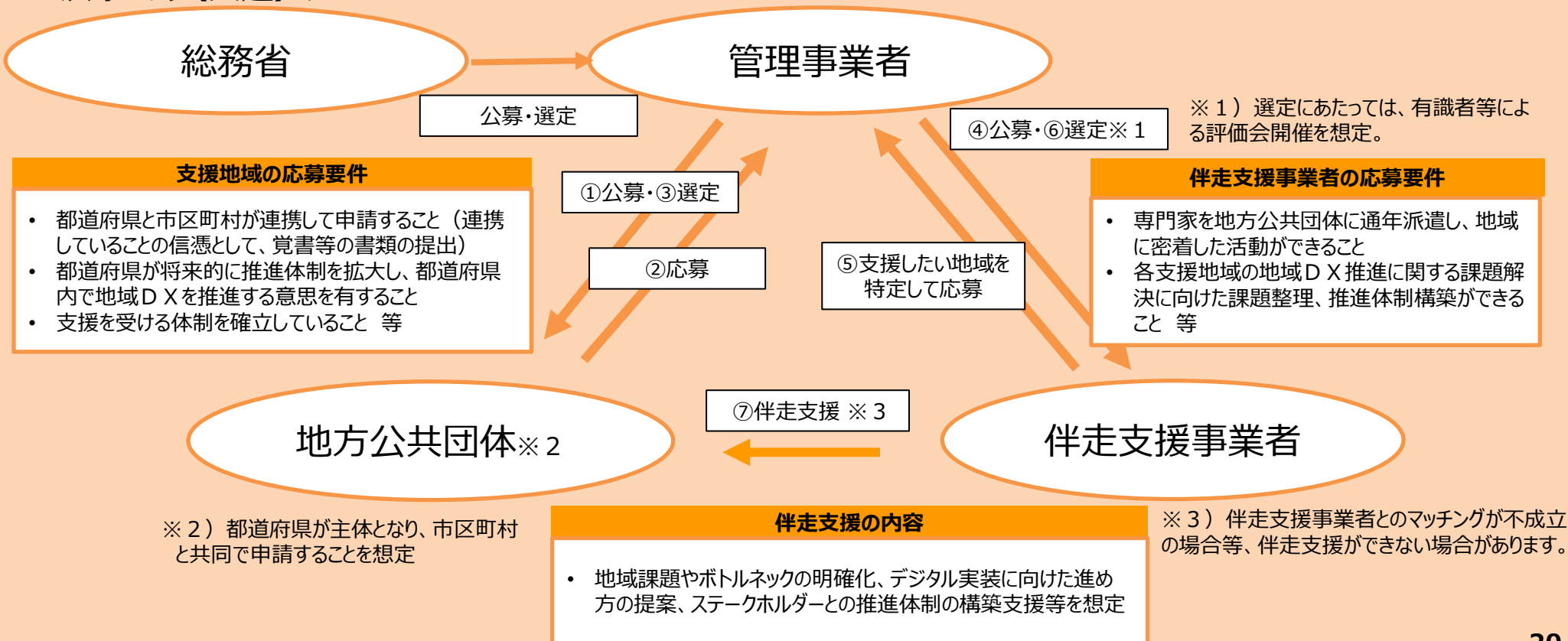
【①-2 推進体制構築支援】 申請要件及びスキーム

<申請要件>

都道府県が管内の1市区町村以上と連携して申請すること。

※過去に支援地域として選定された地域（県）については、過去に申請した際よりも1以上多くの市町村と連携して申請すること。
（過去に支援地域として選定された地域の場合には、最終的な支援地域の選定における評価時に、管内の参加市町村の割合に応じて加点します）

<スキーム（共通）>



【①-3 地域情報化アドバイザー派遣制度】

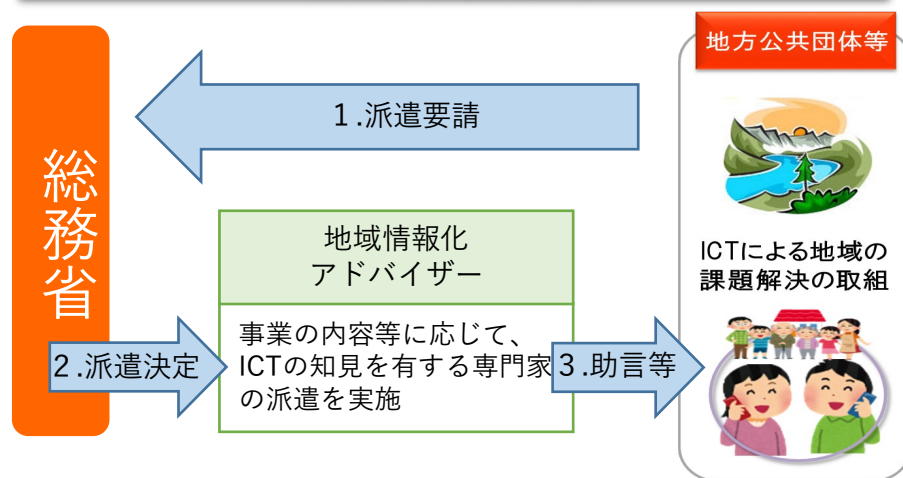
地域が抱える様々な課題を解決するため、ICTを利活用した取組を検討する地方公共団体等からの求めに応じ、ICTの知見等を有する「地域情報化アドバイザー」を派遣し、ICT利活用に関する助言等を行う制度です。

1件の申請につき、現地派遣を含む支援であれば最大3日まで、オンライン会議のみによる支援であれば合計21時間の範囲内において、支援が可能です。

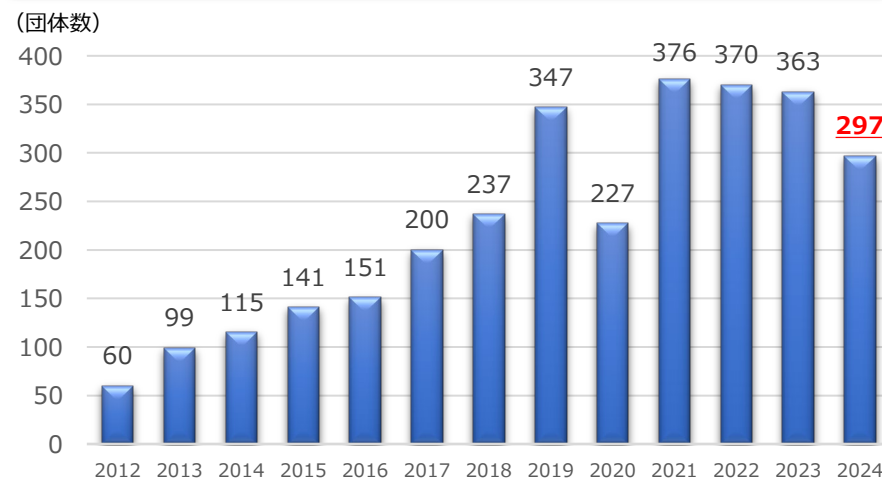
<対象>

- ◆ NPO、大学、商工会議所等が申請する場合は、総合通信局又は地方公共団体の推薦を受けて実施します。
- ◆ 地場企業等が申請する場合は、地方公共団体からの推薦に加え、地方公共団体等と共同で事業を実施していること等を要件に支援を実施します。（令和7年度より支援対象を拡充）

派遣の仕組み



派遣団体数



【②-1 先進的通信システム活用タイプ】（予算：26億円程度）

ローカル5Gや衛星通信、オール光ネットワークをはじめとする**新しい通信技術**を活用した、次の社会実証を支援します。

- a) 全国の各地域が**共通に抱える地域課題の解決**に資する先進的なソリューション
- b) 特に地域の人材不足に起因する課題解決のための、**地場企業の事業活動の効率化・合理化**に資する先進的なソリューション

<実施主体>

地方公共団体、企業・団体など

<対象となる通信技術>

- ・ローカル5G
- ・Wi-Fi HaLow／7
- ・衛星直接通信
- ・APN（オール光ネットワーク）
- ・HAPS（成層圏プラットフォーム）

などの新たな通信技術※

※上記以外の通信技術については個別にご相談ください。

<実施形態>

請負（定額）

<事業規模の目安>

※調整中

<提案評価の観点例>

- 全国の各地域が共通に抱える課題の解決に資するものであるか 又は地場企業の事業活動の効率化・合理化に資するものであるか
 - 新しい通信技術を活用するものであるか
（当該通信技術を選択することに関する他の通信技術との比較分析 など）
 - 費用対効果等も踏まえ、現実的に社会実装が期待できるものか
 - 先進的なソリューションであるか（先行事例との比較 など）
 - 社会実装や他地域への横展開に向けた具体的かつ現実的なビジョンがあるか（地域の連携体制が構築されているか など なお、複数年にわたる実証の場合は、複数年分の計画を提示することで実装・横展開を評価）
- ☐ 主な加点評価項目
- ・スタートアップが参画し、その技術などを活用する取組であるか
 - ・「デジ活」中山間地域に登録済又は登録申請中であるか
 - ・プロジェクトの自走化の担い手として地域ICT企業が参画しているか
 - ・幅広い地域での共同利用を促進するソリューションであるか など

【②- 1 先進的通信システム活用タイプ】 対象経費の考え方

対象経費についての基本的な考え方は以下の表のとおりです。原則として、ネットワーク機器などの物品の購入費用は対象外となります。（消耗品・リースできない機器等を除く）

対象経費		対象外経費
ネットワーク／ソリューション機器など 実証に必要な物品のリース経費 (機器のサブスク型サービスを含みます)	実証期間内に発生した経費のみ対象となります。	● ネットワーク／ソリューション機器などの物品の購入経費（左記を除きます） ● 無線局開設に係る免許関係諸費用（免許申請手数料） ● 実証目的の遂行に必要と認められない経費及び目的遂行に必要であっても一般的に合理的と認められる範囲を超える経費 など
取得単価が税込 10 万円未満 又は 使用可能期間が 1 年未満 の物品の購入経費	「使用可能期間が1年未満」とは、一般的に消耗性のものと認識され、かつ、平均的な使用状況などからみて、その使用可能期間が1年未満であると認められるものをいいます。	
リースなどで調達できない ネットワーク／ソリューション機器の購入経費	リースなどで調達できない理由（様式任意）を提出いただき、総務省の了解を得る必要があります。	
役務費	実証環境の構築やアプリケーション開発などの実証に係る人件費 など	
その他	実証に係る通信運搬費・光熱費・旅費 など	

【②-2 AI検証タイプ】（予算：66億※うち公募対象費用は調整中）

AIを活用した地域の課題解決のユースケースを創出し、地域通信の効率化・最適化を促進するため、地域拠点等にAIを設置し、共有するモデルの実証（地域共有型エッジAIの導入モデル実証）を行う。

<実証イメージ>

想定される検証例

- ・ ネットワークとAI・コンピューティングが融合等した通信インフラを活用した新たなAIの先進的なソリューションモデルの創出
- ・ （例）工場等において複数の搬送ロボットが敷地内の状況を的確に把握し、生産性を向上する搬送ロボット群制御の検証
- ・ （例）農場等において農地のリモート監視や害獣・害虫等の自動検知を行うリモート発育状況分析・映像監視の検証

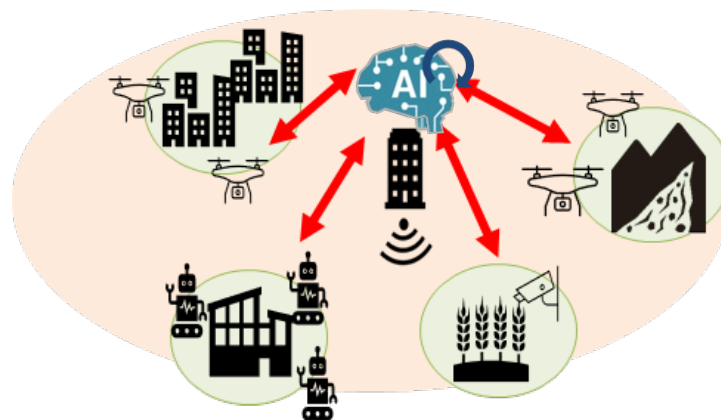
<実施主体>

地方公共団体、企業・団体など

<事業規模の上限>

調整中

【地域共有型エッジAI】



※商業・農業地域などのエリアやビル内などのスポットをカバー

特徴

- 地域拠点等にAIを設置し、近傍の端末がAIを利用。
- 端末当たりのAIコストを低減できる。

【②-3 自動運転レベル4検証タイプ】（予算：17億円程度）

地域限定型の無人自動運転移動サービス（限定地域レベル4）の実装・横展開に当たって課題となる遠隔監視システムその他の安全な自動運転のために必要な通信システムの信頼性確保等に関する検証を実施する。

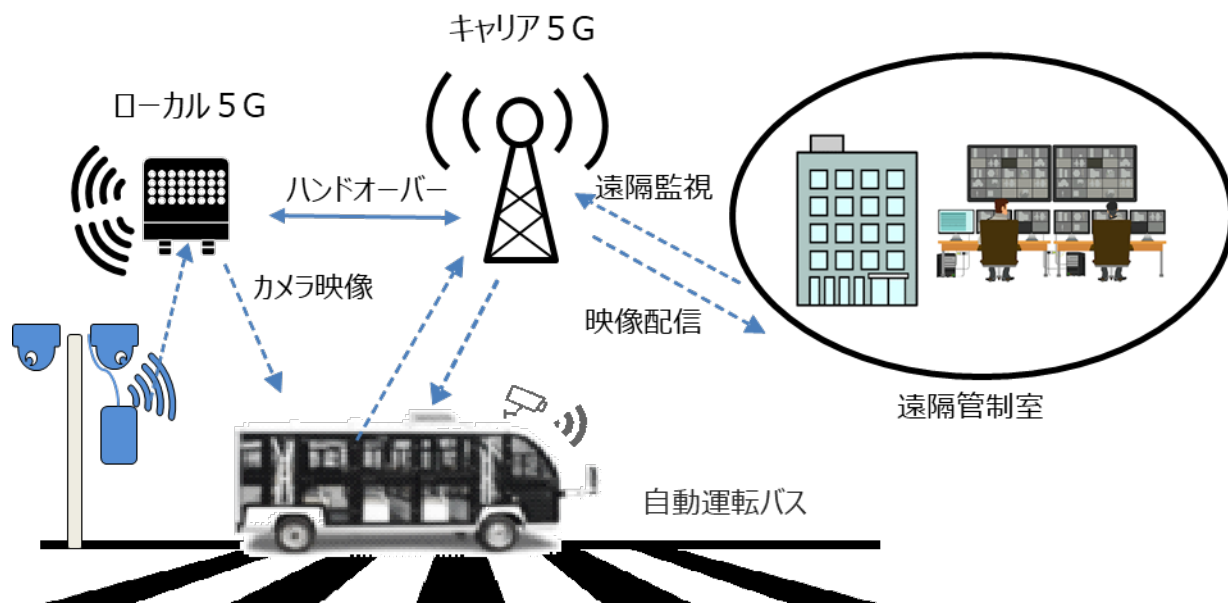
<実証イメージ>

想定される検証項目の例

- ・交差点における通信
- ・基地局間のハンドオーバー
- ・路車間通信の信頼性
- ・必要な通信帯域幅 など

想定される検証環境の例

- ・形状等の異なる物理的環境
- ・積雪・日照等の気候条件 など



<実施主体>

地方公共団体、企業・団体など

※地方公共団体を1以上含むコンソーシアムを形成していることが要件

<事業規模の上限>

1.5億円程度

● 先行的事業化地域への対応

デジタル庁「先行的事業化地域」に選定された地域については、提案評価に当たって加点する。

【③補助事業】（予算：8.0億円程度）

デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るために必要な
通信インフラなど（ローカル5G/LPWAなど）の整備費用を補助します。

<対象>

地方公共団体、企業・団体など ※1

※1 企業・団体などが実施主体となる場合には、採択候補先に決定後、補助金交付申請までの間に、地方公共団体を1以上含むコンソーシアムを形成していることが要件となります。

<補助対象> ※2

① 無線ネットワーク設備（ローカル5G、Wi-Fi、LPWAなど）

② ①に接続するソリューション機器

これらと不可分な設備・機器・ソフトウェア ※3

※2 地域課題の解決のために、①と②を組み合わせたシステムを整備することが要件となります（インターネット接続サービスの提供やソリューション機器のみの整備や都市OSは非該当）。

※3 通信装置レンタル料やクラウドサービス利用料については、複数年度分を一括して事業整備年度に費用計上及び支払い完了できる場合に限り、5か年分を上限として補助対象とします。

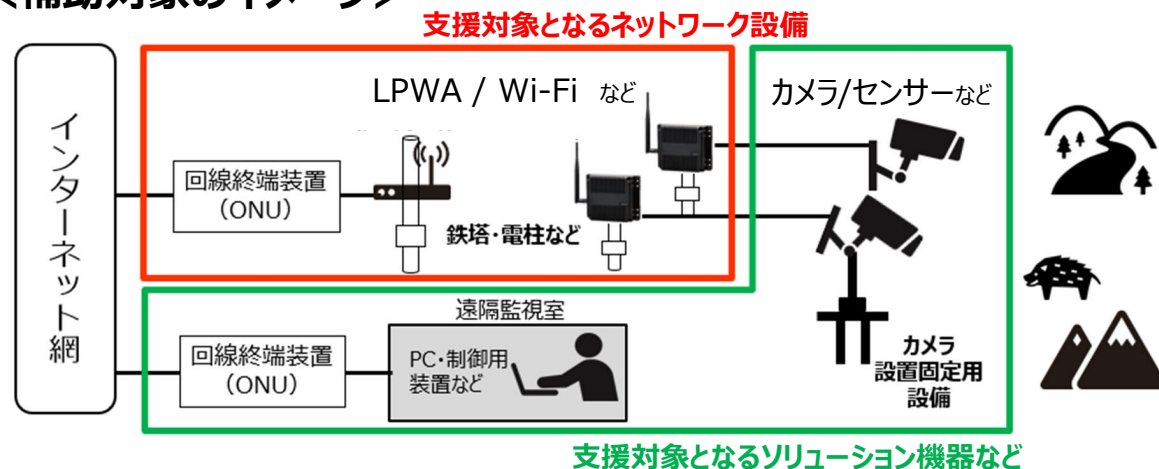
<補助率> 補助対象経費の1/2

補助金額に上限はありませんが、ご提案の内容を踏まえて、事業規模の妥当性を審査いたします。

<提案評価の観点例>

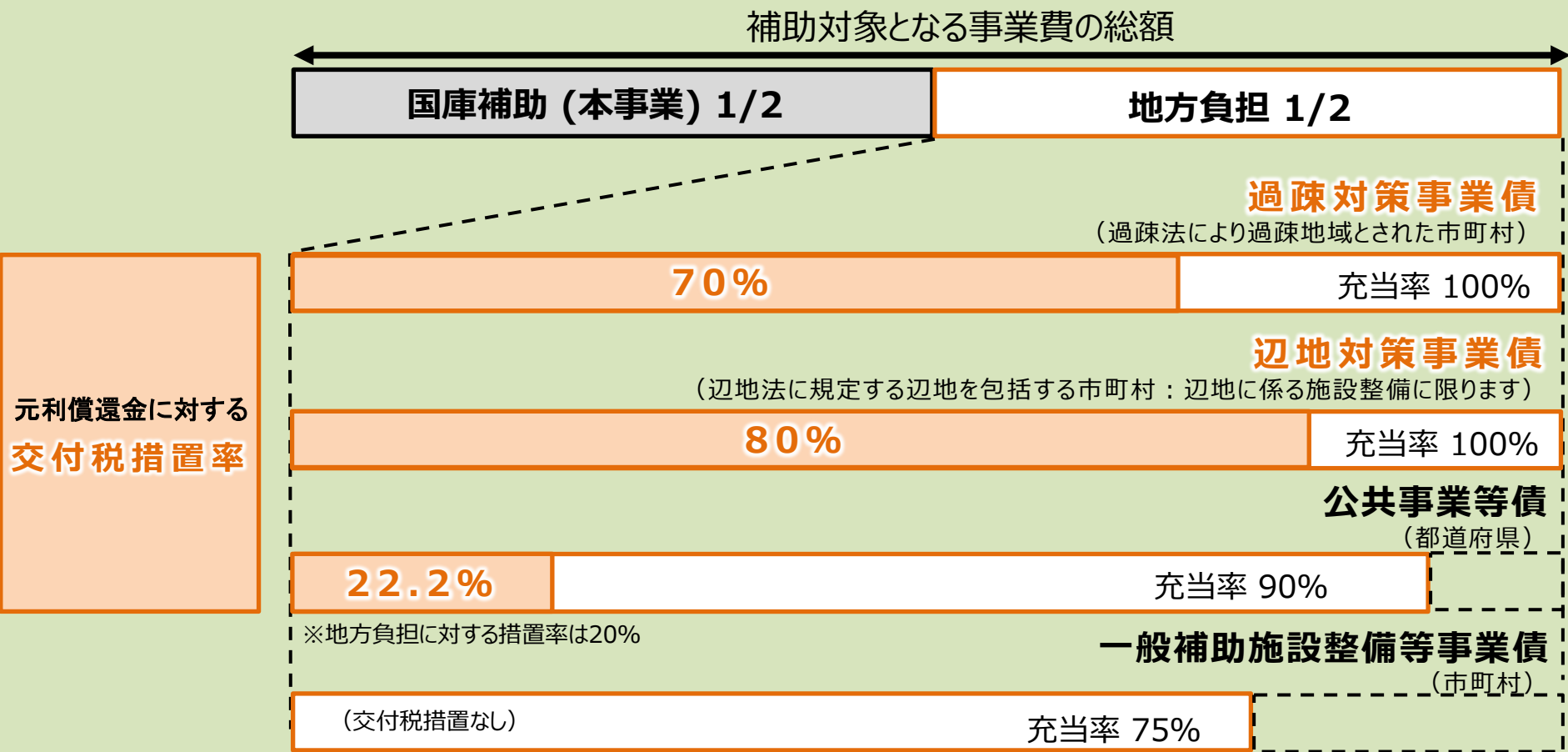
- 地域課題の解決に資するものであるか（期待される効果が明確か など）
- 効率的・効果的な整備計画であるか
（課題解決のために必要か、費用対効果が見合っているか、多用途で活用できるか など）
- 地域のステークホルダー（産官学金）との連携が図られているなど、持続可能な運用計画であるか（適切なPDCA計画があるか など） など

<補助対象のイメージ>



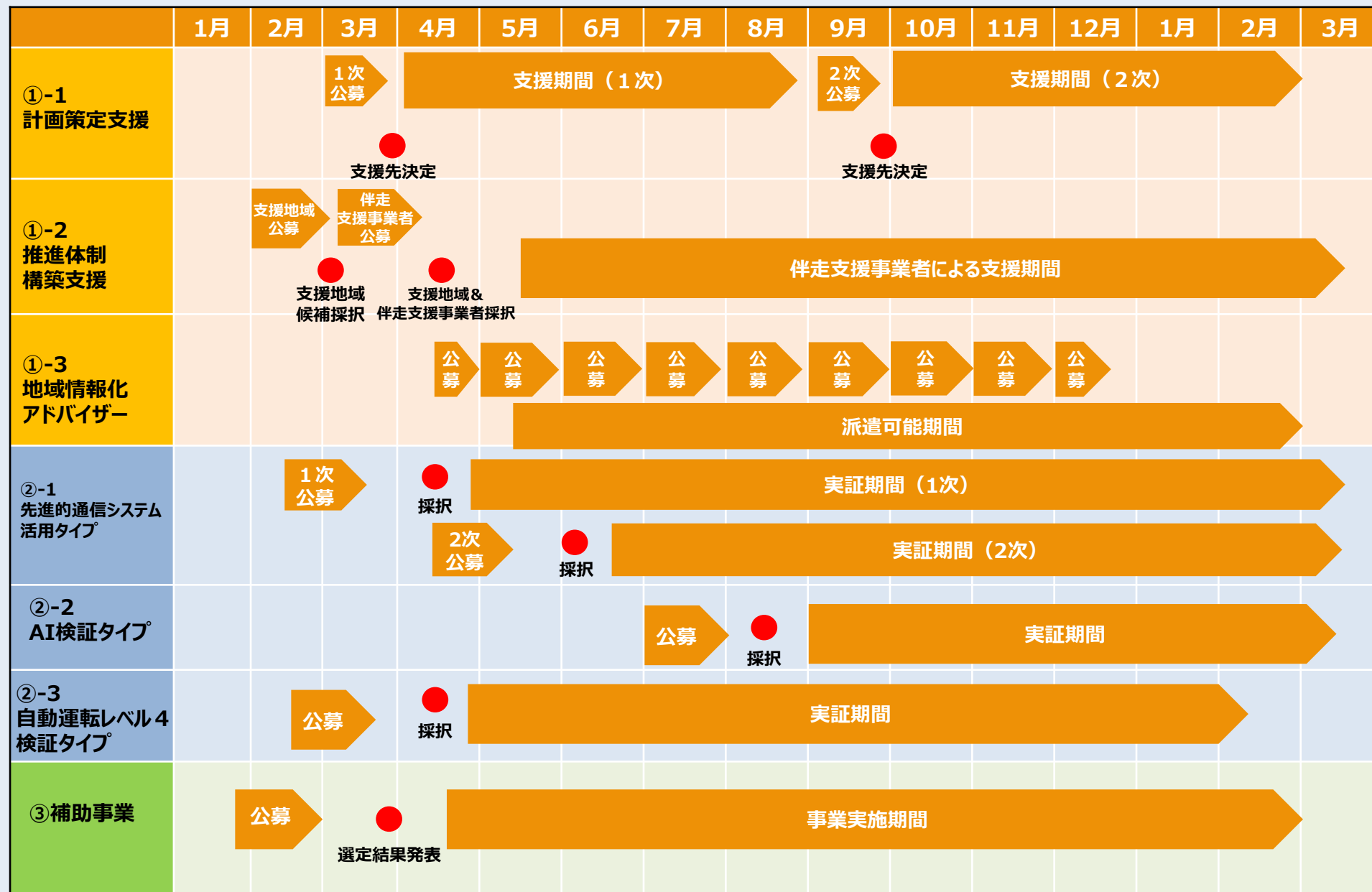
【③補助事業】 地方公共団体の負担分について

地方公共団体が補助事業の実施主体となる場合の負担分（1/2）については、以下の**地方債**を**起債**することができます。

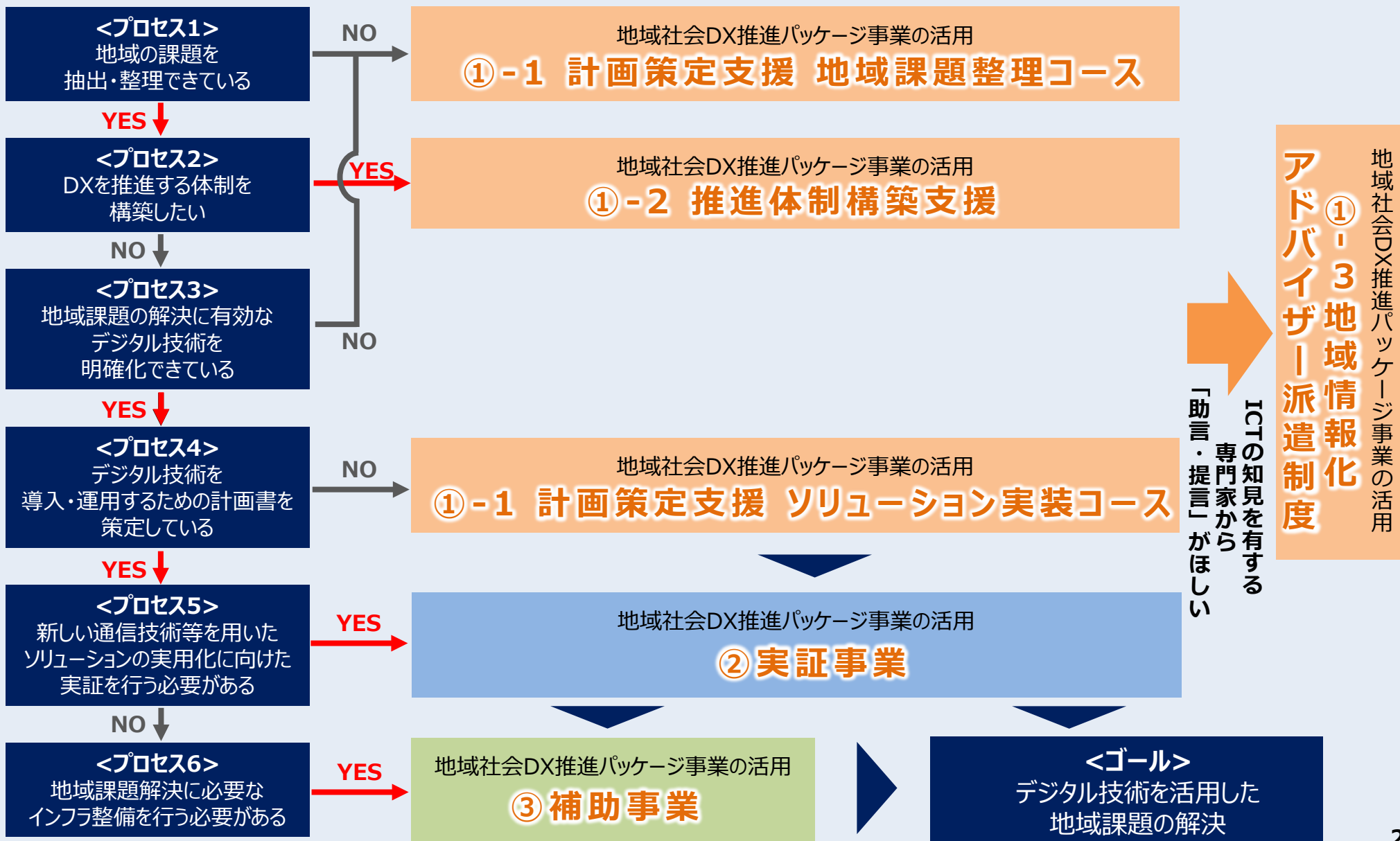


※ 本財政措置は現在要望中であり、今後内容に変更があり得ることをあらかじめ御了承ください

【事業スケジュール（予定）】



【地域社会DX推進パッケージ事業の活用フロー】



【総合通信局・総合通信事務所】

■北海道

北海道総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎
電話：011-709-2311（内線4714）／ e-mail：chiiki-s@soumu.go.jp

■青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

東北総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒980-8795 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23仙台第2合同庁舎
電話：022-221-3655／ e-mail：seibi-toh@ml.soumu.go.jp

■茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

関東総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎23階
電話：03-6238-1692／ e-mail：kanto-suisin@soumu.go.jp

■新潟県、長野県

信越総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒380-8795 長野県長野市旭町1108 長野第1合同庁舎
電話：026-234-9933／ e-mail：shinetsu-event@soumu.go.jp

■富山県、石川県、福井県

北陸総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒920-8795 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎6階
電話：076-233-4431／ e-mail：hokuriku-shinkou@soumu.go.jp

■岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

東海総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1名古屋合同庁舎第三号館6階
電話：052-971-9405／ e-mail：tokai-shinkou@soumu.go.jp

■滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

近畿総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒540-8795 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館4階
電話：06-6942-8521／ e-mail：ict-kinki@ml.soumu.go.jp

■鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

中国総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒730-8795 広島市中区東白島町19-36
電話：082-222-3413／ e-mail：chugoku-shinko@ml.soumu.go.jp

■徳島県、香川県、愛媛県、高知県

四国総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒790-8795 愛媛県松山市味酒町2-14-4
電話：089-936-5061／ e-mail：shikoku-seisaku@soumu.go.jp

■福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

九州総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒860-8795 熊本県西区春日2-10-1
電話：096-326-7833／ e-mail：h-shinkou@ml.soumu.go.jp

■沖縄県

沖縄総合通信事務所 情報通信課

住所：〒900-8795 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎3号館4階
電話：098-865-2304／ e-mail：okinawa-sinko@ml.soumu.go.jp

ローカル10,000 プロジェクト等について

総務省 地域力創造グループ 地域政策課

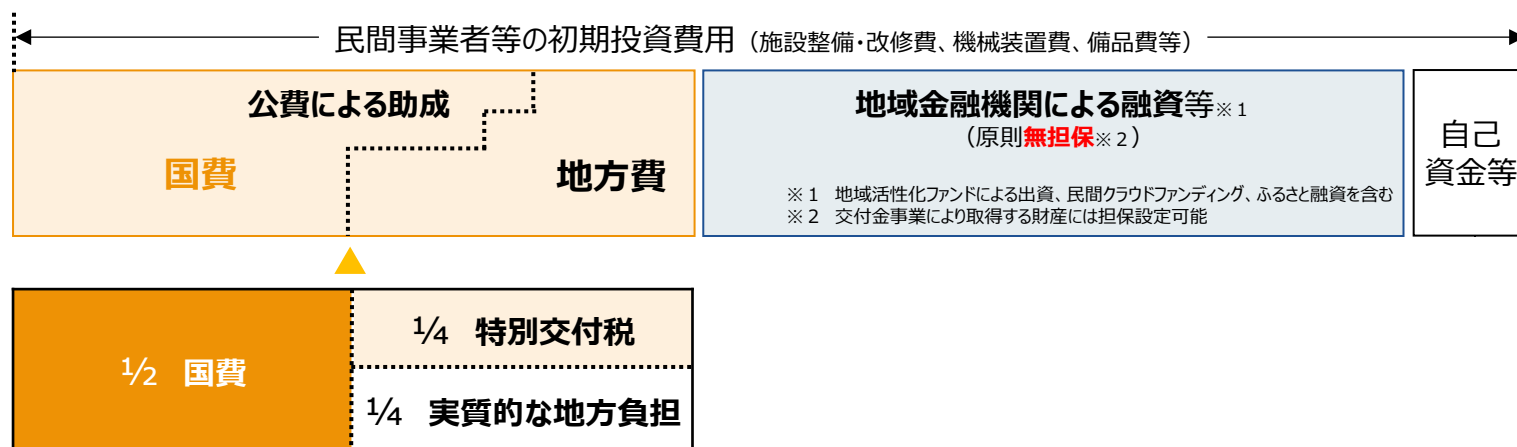
ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）

R8当初予算額案 6.7億円
R7補正予算額 21.2億円
(R7当初予算額 6.2億円)



- 産官学金の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の創業・第二創業・新規立ち上げを支援
- ①地域密着型（地域資源の活用） ②地域課題への対応 ③地域金融機関による融資等 ④新規性（新規事業） ⑤モデル性の要件について、国の有識者審査を経て該当すると認められた事業が対象

事業スキーム



助成上限額（自治体→事業者）**R8拡充**

融資／公費	公費による助成上限額
4倍～	5,500万円
3倍～	5,000万円
2倍～	4,000万円
1倍～	3,000万円

交付率（国→自治体）

- ・原則、公費の1/2
- ・条件不利地域（1,113団体）のうち、
財政力0.25～0.5 2/3
財政力0.25未満 3/4
- ・重点支援分野 3/4
(地域脱炭素、若者・女性活躍)

POINT

- 交付金の申請主体は自治体（都道府県・市区町村※）
- 申請は随時受付
(問合せ専用ダイヤルを設置)
- 施設整備・改修費、備品費も対象
- 補助上限額は最大5,500万円（大規模事業対応可）
- 全ての産業分野で活用可能

※創業支援等事業計画の作成が必要
(R7.12月時点で1,555市区町村が作成済)

ローカル10,000プロジェクト 事例

岩手県久慈市

木質バイオマスを活用した
しいたけ栽培



山梨県都留市

織物業再興のための新商品開発



長野県佐久市

地元産米を活用した
酒づくり



島根県松江市

古民家を活用した飲食事業



徳島県美馬市

古民家を活用した観光・宿泊事業



鹿児島県長島町

地元産茶を活用した
ブリの養殖



ローカル10,000プロジェクト 令和8年度制度改革について（公費助成の上限額等の見直し）

- 公費（国費＋地方費）による助成の上限額を増（原則2,500万円→3,000万円）
- 「融資／公費」比率に応じた上限額のかさ上げ措置について、より大きな融資を引き出して地域経済循環を一層推進するため、「融資／公費」比率と公費助成の上限額を見直し（最高5,000万円→5,500万円）
- 国費の交付率がかさ上げ（原則1/2→3/4）となる「重点支援分野」は、「地域脱炭素」、「若者・女性活躍」
- 本制度改革は、**令和8年4月1日以降の交付申請※1事業から適用※2**

※1 事業実施計画書の審査後、交付要綱に基づいて行う申請

※2 既に融資額の調整・自治体の予算化が進んでいる案件を考慮し、**令和7年度中に所定の事業実施計画書が総務省に提出された場合**には、交付申請が令和8年度となっても、**従前の上限額を適用**（「融資／公費」比率1.5倍～3倍の区分）することが可能

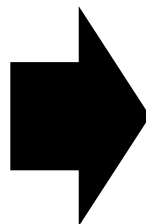
公費（国費＋地方費）による助成

地域金融機関による融資等
（原則、無担保融資）

自己
資金等

（現行）

融資／公費	公費助成の 上限額
2倍～	5,000万円
1.5倍～	3,500万円
1倍～	2,500万円



（改正後）

融資／公費	公費助成の 上限額
4倍～	5,500万円
3倍～	5,000万円
2倍～	4,000万円
1倍～	3,000万円

「融資／公費」比率と
公費助成の上限額を見直し
最高5,000万円→5,500万円

公費助成の上限額を増
原則2,500万円→3,000万円

ローカル10,000プロジェクトの予算額の増額について

- スタートアップ育成 5 か年計画の取組等による新規事業創出への経営者のマインド改善や物価高騰の影響でプロジェクトによる支援ニーズは高まっている
- 自治体・金融機関向けの広報からエンドユーザーとなる事業者向けの広報を強化することで大幅な案件の掘り起こしが実現

(予算額) R6当初6.0億 ⇒ R6補正20.6億 + R7当初6.2億 ⇒ **R7補正20.7億円 + R8当初案6.6億** ※交付金分

- 地域内のニーズに対応するため、当初予算で計上している自治体の例
 兵庫県：R7予算2千万円（1,000万円×2件）、徳島県：R7予算5,000万円（2,500万円×2件）、
 香川県小豆島町：R7予算8,500万円（3,500万円×1件 + 2,500万円×2件）

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (～R8.1月)
採択事業数	30	15	17	15	23	 82	 102 (過去最高)
交付決定額 (億円)	5.2	2.3	2.4	2.5	2.9	12.1	14.4

ローカル10,000プロジェクト 事業効果

◎事業化した455事業（令和6年7月31日時点）の実績

- ・継続事業の割合 95%、5年経過時点の継続事業の割合 97%

（参考）創業後5年経過時点の企業生存率 81%（中小企業白書2023）

⇒地方自治体、地域金融機関の伴走支援により高い継続率を確保

◎継続している429事業（令和6年7月31日時点）の実績

- ・黒字事業の割合 55%、5年経過事業（364事業）の黒字事業の割合 59%

（参考）黒字企業割合 39%（国税庁 令和5年度分会社標本調査）

- ・3,296人（1事業あたり8人）の雇用創出

⇒優良な雇用の場を創出

- ・事業実績額 353億円（公費交付額 124億円、融資額 176億円、自己資金等 53億円）

⇒公費交付額（124億円）により、地域金融機関からの無担保融資（176億円）が誘発され、地域における資金循環に寄与（投資効果※は2.4倍） ※（融資額＋公費）／公費

ローカル10,000プロジェクト 都道府県別交付決定事業数

R8年1月時点

		団体内訳							件数			
									都道府県	市町村	合計	採択団体
1	北海道	道①	芦別市	江別市④	三笠市	網走市	石狩市	新冠町	1	37	38	30
		函館市	夕張市	仁木町	根室市	南幌町	中標津町	真狩村				
		足寄町	美唄市②	中川町	上士幌町	中頓別町	帯広市	積丹町③				
		鶴居村	長沼町②	弟子屈町	留萌市	中富良野町	当別町	美瑛町				
		増毛町②	美深町									
2	青森県	青森市	中泊町	八戸市③	五所川原市	深浦町	六ヶ所村	つがる市		9	9	7
3	岩手県	久慈市②	西和賀町③	岩手町	大船渡市③	軽米町	陸前高田市	花巻市②		19	19	11
4	宮城県	紫波町③	遠野市	岩泉町	釜石市					6	6	5
5	秋田県	気仙沼市	登米市	蔵王町	川崎町	角田市②				6	6	5
6	山形県	県①①	大館市③	にかほ市	男鹿市	秋田市	羽後町	八郎潟町	11	8	19	7
7	福島県	金山町	最上町②	戸沢村②	尾花沢市②	小国町②	上山市②	南陽市		21	21	14
		大石田町	寒河江市②	遊佐町②	山形市	長井市	天童市	酒田市				
8	茨城県	喜多方市②	会津若松市	白河市	新地町	玉川村	只見町	会津坂下町		9	9	8
9	栃木県	浅川町								9	9	8
10	群馬県	笠間市②	桜川市	つくば市	土浦市②	稲敷市	大子町			8	8	6
11	埼玉県	県②	茂木町						2	1	3	2
12	千葉県	桐生市	榛東村	下仁田町③	みなかみ町					6	6	4
13	東京都	東松山市	秩父市③	三芳町	川越市	行田市	川島町			8	8	6
14	神奈川県	大多喜町①	御宿町	香取市	市原市②	白子町	旭市	匝瑳市		11	11	9
15	新潟県	勝浦市	睦沢町							11	11	9
16	富山県	町田市②								2	2	1
17	石川県	県①	小田原市③	座間市	相模原市				1	5	6	4
18	福井県	県①	三条市	五泉市	津南町②	長岡市④	阿賀野市②	佐渡市⑤	1	20	21	11
19	山梨県	見附市	妙高市	南魚沼市①	新発田市					4	4	3
20	長野県	魚津市	南砺市②	射水市						3	3	2
21	岐阜県	輪島市②	能登町							3	3	2
22	静岡県	県③	鯖江市	敦賀市②	小浜市	坂井市②	勝山市	美浜町	3	12	15	9
23	愛知県	若狭町③	越前市							3	3	2
24	三重県	南アルプス市	北杜市	笛吹市	都留市	大月市②	小菅村	山梨市		8	8	7
25	滋賀県	県②	上田市	長和町	長野市②	下條村	東御市	佐久市⑥	2	23	25	14
26	京都府	小諸市③	松川村	白馬村	中川村	高山村②	小布施町	飯綱町②		2	2	1
27	大阪府	県①	山梨市③	多治見市②	関市②	白川村	郡上市	下呂市	1	21	22	16
28	兵庫県	羽島市	可児市	飛騨市	揖斐川町	各務原市②	本巣市	高山市②		21	22	16
29	奈良県	恵那市	瑞穂市							4	4	3
30	和歌山県	静岡市②	浜松市	焼津市						8	8	7
31	鳥取県	岡崎市②	美浜町	大治町	西尾市	設楽町	田原市	犬山市		8	8	7
32	島根県	鳥羽市	多気町②	いなべ市	伊勢市④					8	8	4
33	岡山県	島羽市								8	8	4
34	広島県	県②	三好市	三好市②	三好市③	三好市④	三好市⑤	三好市⑥		8	8	4
35	山口県	神石高原町	呉市③	尾道市	竹原市	世羅町	廿日市市	福山市②		10	10	7
36	徳島県	萩市③	井原市	西栗倉町						17	17	10
37	香川県	高梁市③	高松市	丸亀市	坂出市	三木市	高松市	丸亀市		17	17	10
38	愛媛県	高松市	丸亀市	坂出市	三木市	高松市	丸亀市	坂出市		17	17	10
39	高知県	高松市	丸亀市	坂出市	三木市	高松市	丸亀市	坂出市		17	17	10
40	福岡県	北九州市②	築上町	行橋市	みやま市	糸島市	芦屋町	柳川市②		14	14	11
41	佐賀県	宗像市	福智町②	岡垣町	福岡市					14	14	11
42	長崎県	江北町	佐賀市	鹿島市	太良町	白石町				5	5	5
43	熊本県	壱岐市④	島原市②	対馬市	新上五島町	長崎市②	大村市	五島市②		14	14	8
44	大分県	雲仙市								14	14	8
45	宮崎県	県⑤	八代市②	玉名市	上天草市①	菊池市	合志市②	相良村		5	19	24
46	鹿児島県	南関町	熊本市②	荒尾市	山鹿市	人吉市	天草市	南小国町	5	19	24	16
47	沖縄県	西原村	小国町							1	2	3
48	計	県①	宇佐市	豊後大野市					1	2	3	3
49		県⑤	小林市②	宮崎市	日南市②	椎葉村			5	6	11	5
50		鹿屋市③	垂水市①	湧水町	徳之島町	志布志市③	大崎町	指宿市		18	18	12
51		長島町②	出水市	さつま町	指宿市	日置市				7	7	5
52		南城市②	那覇市	本部町	うるま市	竹富町②				7	7	5
53	計								69	593	662	390

ローカル10,000プロジェクト 連携金融機関の状況

R8年1月時点

本部所在地		地方銀行						61 行						第2地方銀行						36 行						信用金庫						その他						日本政策 金融公庫		ファンド																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
1	北海道	北海道	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

※地方銀行、第2地方銀行については全行を表示しており、該当がある場合色塗りし、右欄に件数を表示している（本部所在地から圏域を越えて融資している場合あり）。

※複数の金融機関等が協調して融資する場合もあることから、該当件数と交付決定事業数は必ずしも一致しない。

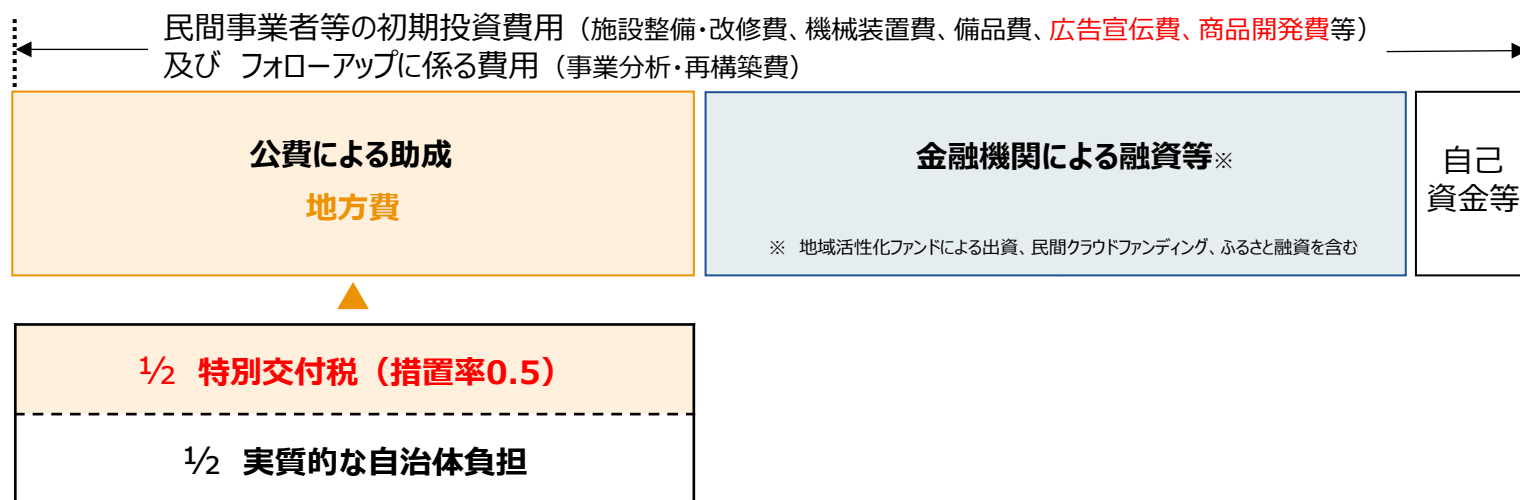
※銀行数（61行+36行）、信金数（254金庫）は、令和7年3月時点。オレンジ着色は、令和7年度採択事業。

ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）



- ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）に準ずる、市町村が単独で実施する地域密着型事業の立ち上げを支援
- **①地域密着型（地域資源の活用） ②地域課題への対応 ③金融機関による融資等 ④新規性（新規事業）**
の要件について、市町村において有識者の審査又は商工会議所等の確認を経て該当すると認められた事業が対象
※国庫補助事業と異なり、**①～④の要件**を満たせば、自治体が自由に制度設計可能

事業スキーム



助成上限額（自治体→事業者）

融資／公費	公費による助成上限額
1 倍～	1,500万円
0.5倍～	800万円
0.5倍未満	200万円

POINT

- 国庫補助事業と比べ、以下の要件が緩和されており、市町村の裁量でより柔軟な創業支援が可能
 - ・モデル性は問わない
 - ・融資額が公費による助成額未満でも対象
 - ・金融機関からの担保付き融資も可
 - ・ソフト経費（広告宣伝費、商品開発費等）も対象

ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）の活用事例①：和歌山県紀の川市

【具体的内容①】

自治体名

- 和歌山県紀の川市

自治体・金融機関の支援内容

- 交付額：14,502千円
- 融資等：4,500千円（紀陽銀行）
10,000千円（日本政策金融公庫）
- 初期投資内容：施設整備費、機械装置費

審査の方法

- 紀の川市単独地域経済循環創造事業費補助金審査会設置要綱に基づき設置した審査会で審査。

事業名

- 紀の川市産米を活用した紀の川団子の創出とサプライチェーン構築事業

取組内容

- 紀の川市は県内有数の米産地であるが、市内に加工事業者が少なく、市産米は加工されずに流通しており、地域経済への波及効果が限定的。
- 新たに市産うるち米を原料とするBtoB商品及びBtoC商品である「紀の川団子」を創出し、市産米の高付加価値化を図り、地域活性化を目指す。

<自治体の声>

- ・当市は農産物の生産が盛んな地域であるが加工事業者が少ないことが課題であったため、市独自の補助金の創設を検討していたところ、令和6年度にローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）が創設され、補助金創設を後押しされた。
- ・単独事業は国庫補助事業と異なり、特に融資に係る担保制限が緩和されているため、融資を受けやすい点で申請者にとってチャレンジしやすいと感じた。

<事業者の声>

- ・販売している和菓子の原料が県外や海外産のものがほとんどであり、また、水田の原風景が耕作放棄地に移り変わっていくことへの危機感から製造分野への進出を考えていたところ、市から本制度の案内がありチャレンジした。
- ・小さい事業費でも活用でき、金融機関からの融資も受けやすい点がメリットだと感じた。

ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）の活用事例②：愛媛県久万高原町

【具体的内容②】

自治体名

- 愛媛県久万高原町

自治体・金融機関の支援内容

- 交付額：4,000千円
- 融資等：2,500千円（伊予銀行）
- 初期投資内容：施設整備費

審査の方法

- 久万高原町地域経済循環創造事業（地方単独事業）補助金交付要綱に基づき設置した審査会で審査。

事業名

- 別荘地を活用した地域の拠点形成事業

取組内容

- 地域課題である獣害を逆手に取り、新たにジビエと高原野菜を楽しむ飲食店やアウトドア施設を整備することで空き家が目立つ別荘地の再利用と町の認知度向上を図るとともに、地域の魅力を発信することで移住・定住者の増加を目指す。

<自治体の声>

- ・事業者から本制度を活用したいと町へ相談があったことがきっかけとなった。
- ・事業の妥当性や継続性について、町審査会による審査だけでなく、融資の際に金融機関においても事前に審査されることが安心材料となった。

<事業者の声>

- ・これまで当町で生活してきた中で、高齢化や若者の流出に危惧していた。本事業は、近年のキャンプやジビエへの需要を活かした町の課題解決につながるものと考えている。
- ・地域金融機関と町の支援を受けることができ、財政面に加え、各審査を通過した事業であるという認知を得られることはメリットである。

ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）の要綱例①：和歌山県紀の川市

○紀の川市単独地域経済循環創造事業補助金交付要綱

令和7年2月1日

（趣旨）

第1条 この要綱は、国が定める地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知。以下「総務省要綱」という。）に基づき、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進するため、地域の金融機関からの融資を受けながら、地域における経済循環に寄与する取組を実施しようとする民間事業者等に対して交付する紀の川市単独地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）について、紀の川市補助金等交付規則（平成17年紀の川市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助事業）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 実施に当たり1人以上の新規常用雇用者を紀の川市に住所を有する者から雇用することを計画していること。
- (2) 地域の資源を活用した地域密着型の事業であること。
- (3) 事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。
- (4) 地域において新規性のある事業であること。
- (5) 地域金融機関等による融資、地域活性化ファンドによる出資、民間クラウドファンディング等の資金を活用する事業であること。

（補助事業者）

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する民間事業者等（以下「補助対象者」という。）とする。

- (1) 市内に本社本店の登記若しくは中核的な役割を担う事業所を有し、又は設置を計画している者であること。
- (2) 市が実施する同種の補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していない者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行っていない者

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

（審査会）

第7条 市長は、補助事業の審査に当たって、審査会を設置する。

2 審査会は、必要に応じて申請した団体に説明を求めることができる。

3 審査会は、非公開とする。

4 審査会は、補助事業を審査し、その結果を市長に報告するものとする。

①地域密着型
(地域資源の活用)

④新規性
(新規事業)

②地域課題への対応
(公共的な課題の解決)

③融資等

審査等

ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）の要綱例②：愛媛県久万高原町

○久万高原町地域経済循環創造事業（地方単独事業）補助金交付要綱

令和6年11月11日

告示第78号

（目的）

第1条 この告示は、地域資源を活用した先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環の創造を図ることを目的として、久万高原町地域経済循環創造事業（地方単独事業）補助金（以下「補助金」という。）を、予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、久万高原町補助金交付規則（平成16年久万高原町規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（補助対象者）

第2条 補助対象者は、次条に規定する事業を本町内で実施する団体又は連合体（以下「団体等」という。）とする。

（事業内容）

第3条 次の各号のいずれにも該当する持続可能な事業を行うために、団体等が、初期投資を行う事業（以下「補助事業」という。）に対し予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。
- (2) 事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。
- (3) 団体等にとって高い新規性があること。
- (4) 団体等が地域金融機関から融資、地域活性化ファンドによる出資又はクラウドファンディングによる資金の活用を行うこと。

（交付決定）

第7条 町長は、前条第1項の規定による交付申請を受けたときは、久万高原町地域経済循環創造事業（地方単独事業）審査会の審査を経たうえで交付決定を行い、久万高原町地域経済循環創造事業（地方単独事業）補助金交付決定指令書（様式第2号）により団体等に通知するものとする。

審査等

①地域密着型
（地域資源の活用）

②地域課題への対応
（公共的な課題の解決）

④新規性
（新規事業）

③融資等

~~~~~

# ローカルスタートアップ支援制度 [事業の企画～立ち上げまで各段階での財政措置]



- 地域の資源と資金を活用した地域課題の解決に資する創業・新規事業（**ローカルスタートアップ**）を支援
- **事業の企画・立ち上げ準備・事業立ち上げの各段階**において、交付金による支援及び特別交付税措置を実施

※ローカルスタートアップ支援制度を活用するには、「創業支援等事業計画」の作成が必要（認定件数1,555市区町村（R7.12月時点））

## 支援制度の内容

### ① 事業の企画

#### 特別交付税 (措置率0.8・財政力補正あり)

- ・創業支援等事業計画の作成
- ・創業塾、創業セミナー、研修
- ・ビジネスコンテスト
- ・創業コーディネーターの設置

### ② 立ち上げ準備

#### 特別交付税 (措置率0.8・財政力補正あり)

- ・地域脱炭素等に係る調査分析
- ・地域資源の調査分析
- ・ビジネスモデル調査分析
- ・法人設立等に係る経費
- ・オフィスの賃貸料、  
インキュベーション施設

### ③ 事業立ち上げ

#### 交付金 (交付率1/2～3/4)

- ・ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）を活用した初期投資（施設整備・改修、機械装置、備品等）  
※モデル性を有するもの

#### 特別交付税 (措置率0.5・財政力補正あり)

- ・ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）を活用した初期投資（施設整備・改修、機械装置、備品、商品開発費、広告宣伝費等）  
※モデル性は問わない
- ・ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）を活用した事業に対する、フォローアップ、事業分析・再構築に係る経費

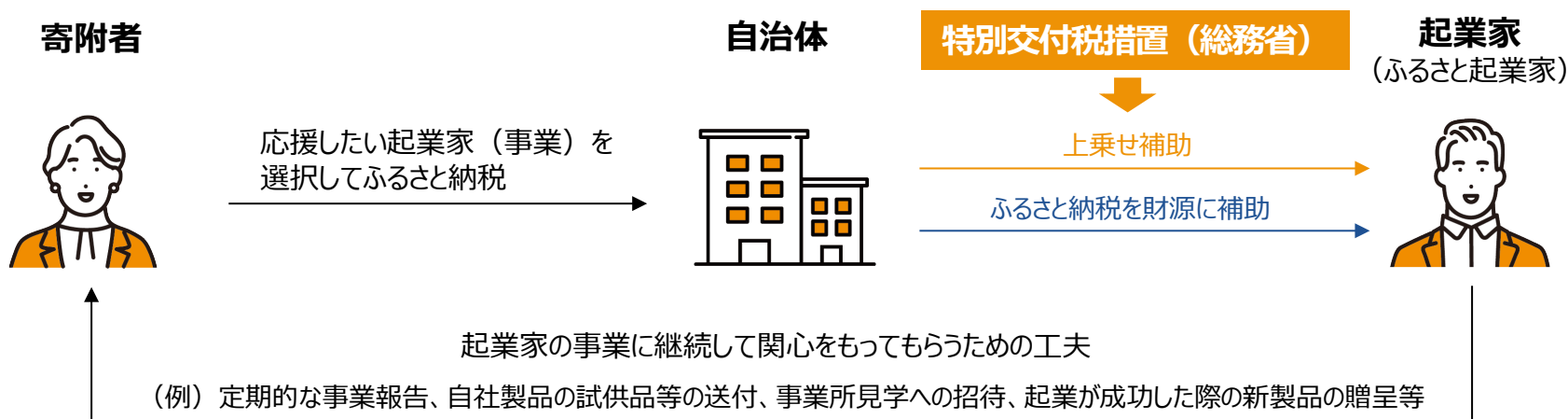


# ふるさと起業家支援プロジェクト



- 自治体が、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、地域資源を活用して地域課題の解決に資する事業を立ち上げる起業家に対し初期投資費用を補助する場合の、**上乗せ補助部分等**に対し特別交付税措置
- ふるさと納税の仕組みを活用して地域外から資金調達し、地域の起業支援を促すことにより、地域経済循環を創出

## 事業スキーム



## 財政措置

- 都道府県・市町村を対象に、以下の経費について**特別交付税措置 (措置率0.5・財政力補正あり)**により支援
  - ・起業家への上乗せ補助に要する経費  
(起業家の事業立ち上げの初期投資費用 (施設整備費、機械装置費、備品費) に対する補助)  
※特別交付税の対象額は、事業ごとに、ふるさと納税を財源に補助する金額又は2,500万円のいずれか少ない額を上限とする
  - ・起業家から提案される事業の審査等に要する経費

### POINT

- ふるさと納税を財源に起業家へ補助
- 併せて、起業家へ上乗せ補助を行う場合には、特別交付税措置により支援



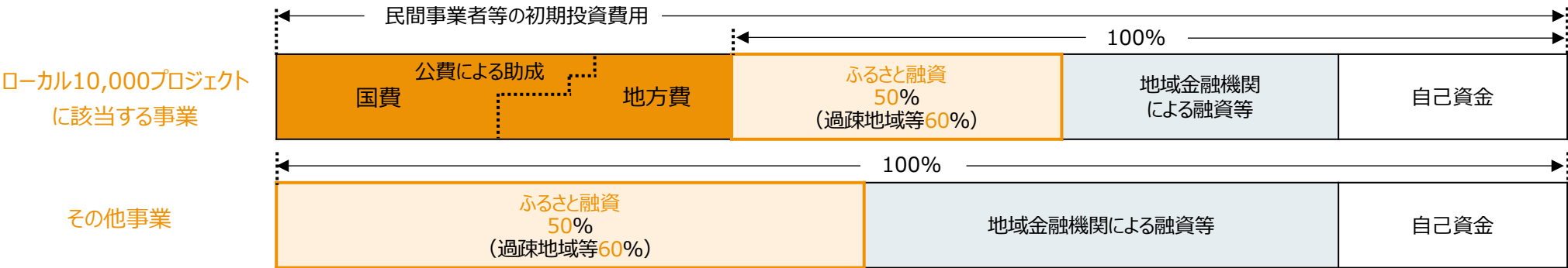
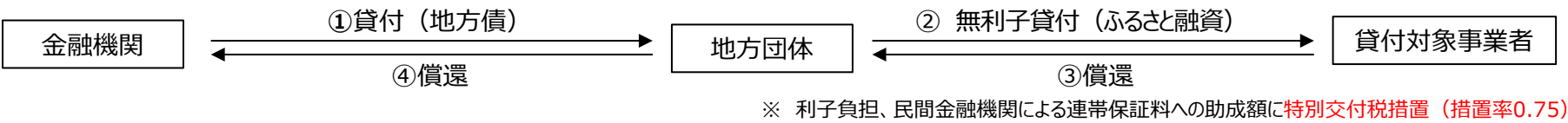
# ふるさと融資（地域総合整備資金貸付事業）

○ 地方公共団体が、民間金融機関等と共同し、地域振興に資する民間事業活動を支援するために、設備投資に係る無利子資金の貸付を行う制度

## 対象事業（①かつ②）

- ① 地域振興に資する事業であって、公益性、事業採算性等の観点から実施されるもの
- ② 新たな雇用を確保する事業（都道府県・政令市は5人以上、その他市町村は1人以上）

## スキーム



## 融資比率・限度額 R8拡充

（単位：億円）

| 区分            |       | 通常の地域 | 過疎地域（みなし過疎地域含む）、<br>離島地域、<br>特別豪雪地帯 | 定住自立圏、<br>連携中枢都市圏、<br>東日本大震災被災地域 | 脱炭素に係る事業 |
|---------------|-------|-------|-------------------------------------|----------------------------------|----------|
| 都道府県・<br>指定都市 | 融資比率  | 50%   | 60%                                 | 60%(50%)※                        | 60%      |
|               | 融資限度額 | 100   | 120                                 | 150(100)※                        | 150      |
| その他市町村        | 融資比率  | 50%   | 60%                                 | 60%                              | 60%      |
|               | 融資限度額 | 25    | 30                                  | 38                               | 38       |

※ 都道府県の定住自立圏及び連携中枢都市圏に係る融資比率・融資限度額は、50%・100億円  
※ 融資限度額は、令和8年度改正内容を反映

# ふるさと融資制度の改正について（地域総合整備資金貸付事業）

ふるさと融資制度(※)について、近年の資材価格の高騰等を踏まえ、令和8年度より、融資限度額の引き上げや償還期間の延長を行うこととする。制度改正の詳細は以下のとおり。（令和8年4月に地域総合整備資金貸付要綱を改正予定）

(※)地方公共団体が、民間金融機関等と共同し、地域振興に資する民間事業活動を支援するために、設備投資に係る無利子資金の貸付を行う制度

## ① 融資限度額の引き上げ

近年の資材価格高騰等を踏まえ、通常地域における融資限度額について、都道府県・指定都市は100億円、その他市町村は25億円に引き上げることとする。あわせて、融資限度額の特例が適用される場合においても、以下のとおり引き上げることとする。

(単位：億円)

|              | 通常地域 |         | 過疎地域<br>離島地域<br>特別豪雪地帯 |         | 定住自立圏・連携中枢都市圏<br>特定被災地方公共団体<br>脱炭素に係る事業 |         |
|--------------|------|---------|------------------------|---------|-----------------------------------------|---------|
|              | 現行   | R8融資限度額 | 現行                     | R8融資限度額 | 現行                                      | R8融資限度額 |
| 都道府県<br>指定都市 | 80   | 100     | 96                     | 120     | 120                                     | 150     |
| その他市町村       | 20   | 25      | 24                     | 30      | 30                                      | 38      |

## ② 償還期間の延長

協調融資先である民間金融機関の償還期間との関係において、地方自治体がふるさと融資の償還期間を20年超とすることを希望する場合、ふるさと財団の総合的な調査・検討において妥当性を確認した上で、対象施設の耐用年数の範囲内において、20年超の償還期間を認めることとする。（償還期間の上限は30年以内）

## ③ 貸付対象となる事業実施期間の延長

工期が複数年度にわたる場合における貸付対象となる事業期間について、現行の4年以内から5年以内に延長することとする。

## ④ 特定被災地方公共団体における貸付額の特例の延長

令和7年度末を期限としている融資比率・融資限度額の特例について、福島県及び福島県内市町村については、第3期復興・創生期間である令和12年度までの5年間延長することとする。また、岩手県、宮城県の継続事業に対しては、経過措置を設けることとする。

# 創業支援施策等について

中小企業庁 経営支援部 創業・新事業促進室

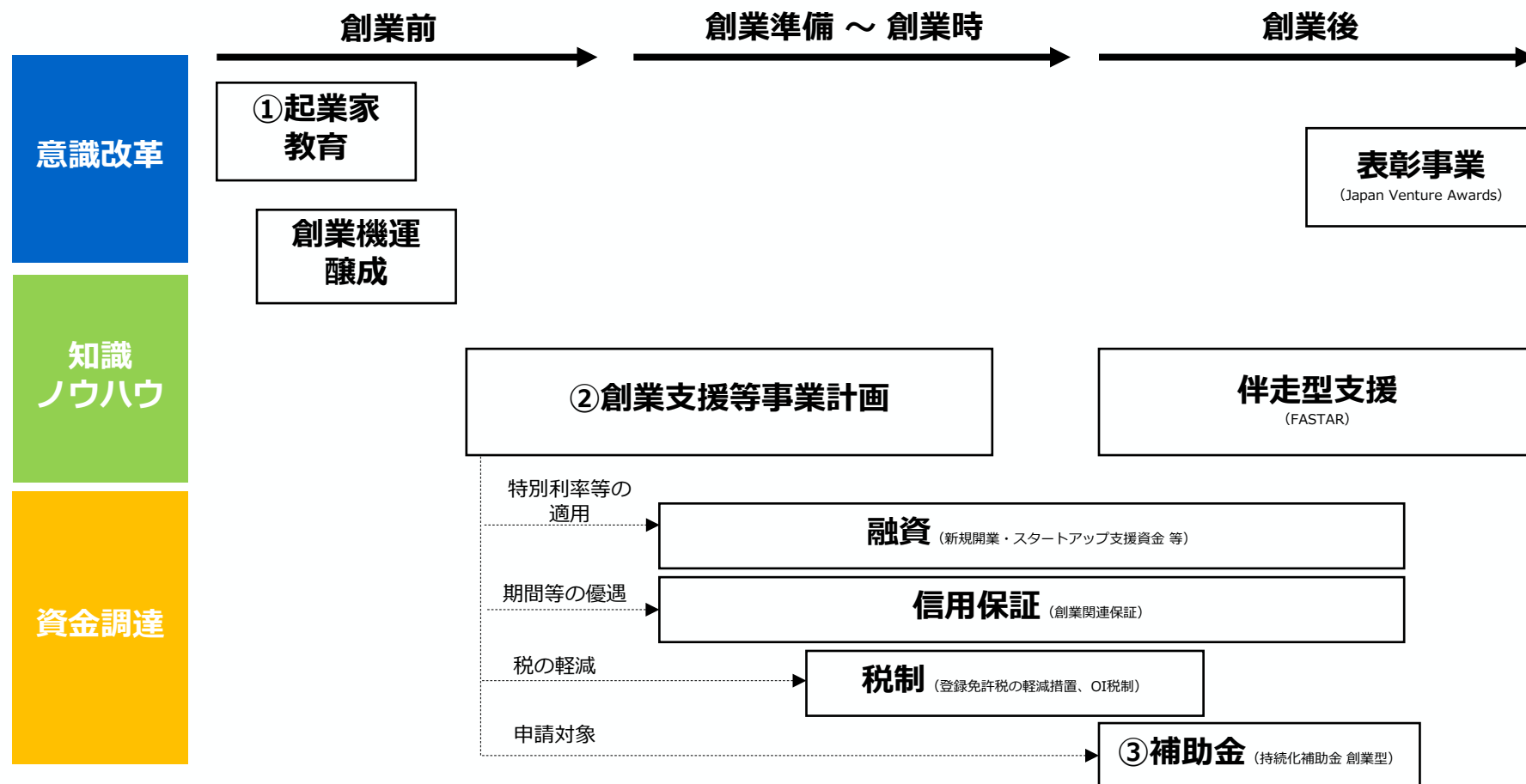
# 創業支援施策等について

2026年 1月27日

中小企業庁 創業・新事業促進室

# 主な創業支援の取組

- 中小企業庁において、主に3つの観点（意識改革、知識・ノウハウ、資金調達）で、これまで施策を展開してきている。



# ① 起業家教育事業

- 起業家に必要とされるマインドと資質・能力を有する人材を育成し、将来創業者となる人材を輩出するための若年層向け起業家教育を推進。起業家による講演を通じた興味・関心を持つきっかけづくりから、成果物のアウトプットによる次のステップへの導線の用意まで、一気通貫で支援。
- また、高等学校などでの起業家教育実施の普及を目的として、「起業家教育の標準的カリキュラム」を整備。

## 1. 出前授業支援

(興味・関心の向上)

- **起業家等による講演などを実施する教育機関を支援**

教育機関が起業家教育を実施する際に、出前授業や講演等に登壇する起業家（経営者等）を招聘。その際の費用を支援する。



## 2. 起業家教育プログラム実施支援

(集中的な学習機会)

- **中長時間のプログラムを実施する教育機関を支援**

教育機関が起業家教育プログラムを実施するため、「標準的カリキュラム実践のためのマニュアル」を基に行う授業に対し、講師や起業家の招聘等を実施。その際の費用を支援する。



## 3. アウトプットの機会提供

(成功体験の獲得による次ステップへの導線)

- **作成したビジネスプランについて発表、アドバイスを受ける機会を提供**

起業家教育プログラムの実施により作成したビジネスプランをアウトプットする環境を整備。

作成したプランについてアドバイスを受け、同じ起業家教育に取り組む高校生との交流の場とすることで、モチベーション向上を図る。





# (参考) 起業家教育事業の取組

- 令和7年度は、全国の高等学校等を対象に、出前授業支援として50校、起業家教育プログラム実施支援として34校をそれぞれ支援。
- また、起業家教育プログラム実施支援の取組みをまとめた事例集を作成。

## 令和7年度起業家教育プログラム実施支援校

### 【東北】

- ・宮城県工業高等学校
- ・福島東陵高等学校

### 【関東】

- ・茨城県立下妻第一高等学校・附属中学校
- ・学校法人田中学園 水戸葵陵高等学校
- ・宇都宮海星学園 星の杜高等学校
- ・東京農業大学第二高等学校
- ・武蔵越生高等学校
- ・成田高等学校
- ・成城学園高等学校
- ・桜丘中学・高等学校、
- ・山脇学園中学校高等学校、
- ・東京電機大学中学校・高等学校
- ・神奈川大学附属中・高等学校
- ・法政大学国際高等学校
- ・立花学園高等学校
- ・甲府市立甲府商業高等学校

### 【中部】

- ・静岡大成高等学校
- ・城南静岡高等学校
- ・愛知県立犬山総合高等学校

### 【北陸】

- ・学校法人藤園学園 龍谷富山高等学校

### 【近畿】

- ・常翔啓光学園高等学校
- ・兵庫県立淡路三原高等学校
- ・兵庫県立小野高等学校
- ・兵庫県立豊岡総合高等学校

### 【中国】

- ・鳥取県立鳥取商業高等学校
- ・津山工業高等専門学校
- ・山口県立光高等学校

### 【四国】

- ・大手前高松中学・高等学校
- ・弓削商船高等専門学校
- ・高知県立大方高等学校

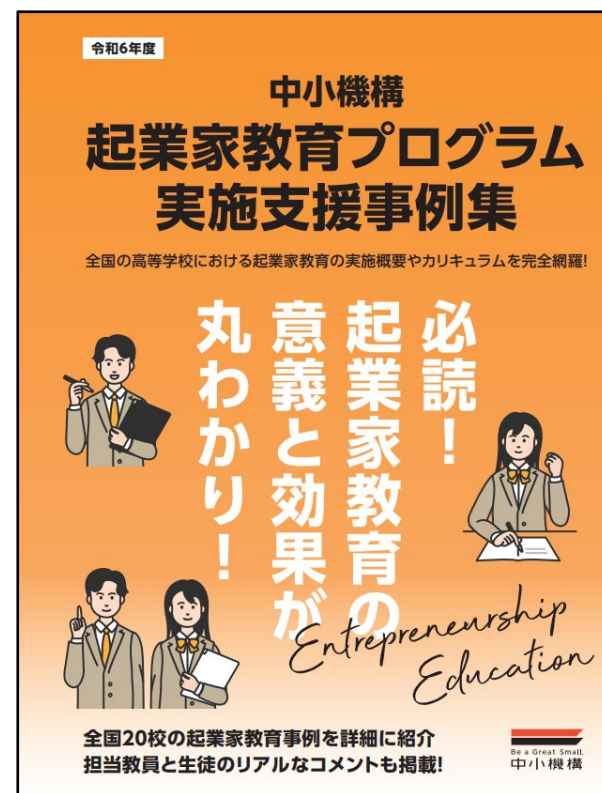
### 【九州】

- ・宮城県立都城商業高等学校
- ・学校法人川島学園鹿児島実業高等学校
- ・長崎県立長崎北高等学校

### 【沖縄】

- ・沖縄県立那覇商業高等学校

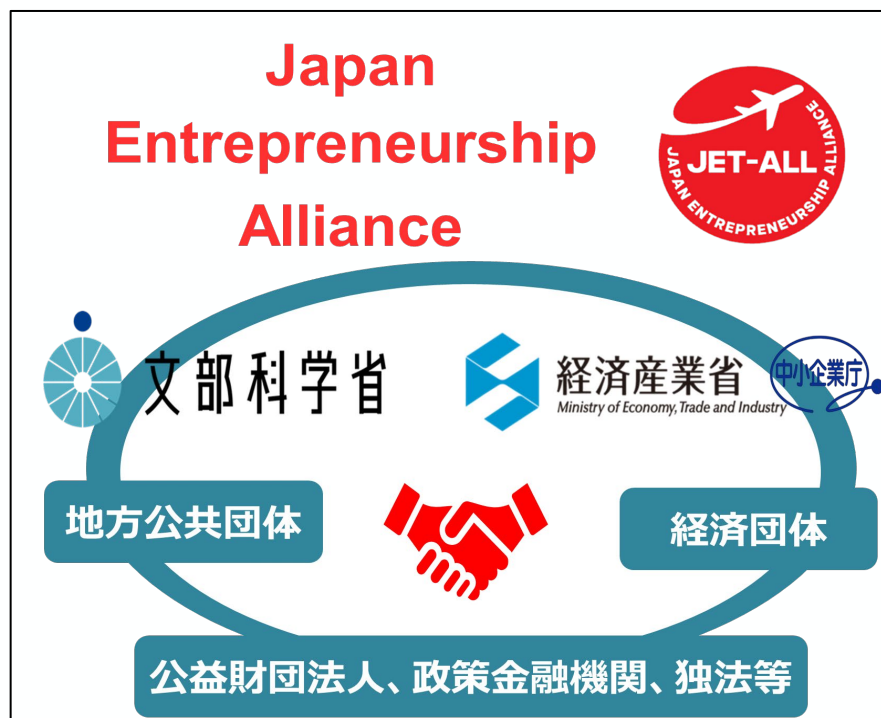
## 起業家教育プログラム実施支援事例集



<https://entrepreneur.smrg.jp/related/case%20study.pdf>

# ジャパン・アントレプレナーシップ・アライアンス

- 創業機運醸成事業を効果的・効率的に実施して創業関心者を増やすため、経済産業省と文部科学省で連携して取り組むことをアライアンスとして宣言。
- 自治体や産業界等に広く周知し、参画への全国的な機運醸成を図ることで、オールジャパンでアントレプレナーシップ教育の普及・定着に取り組む。



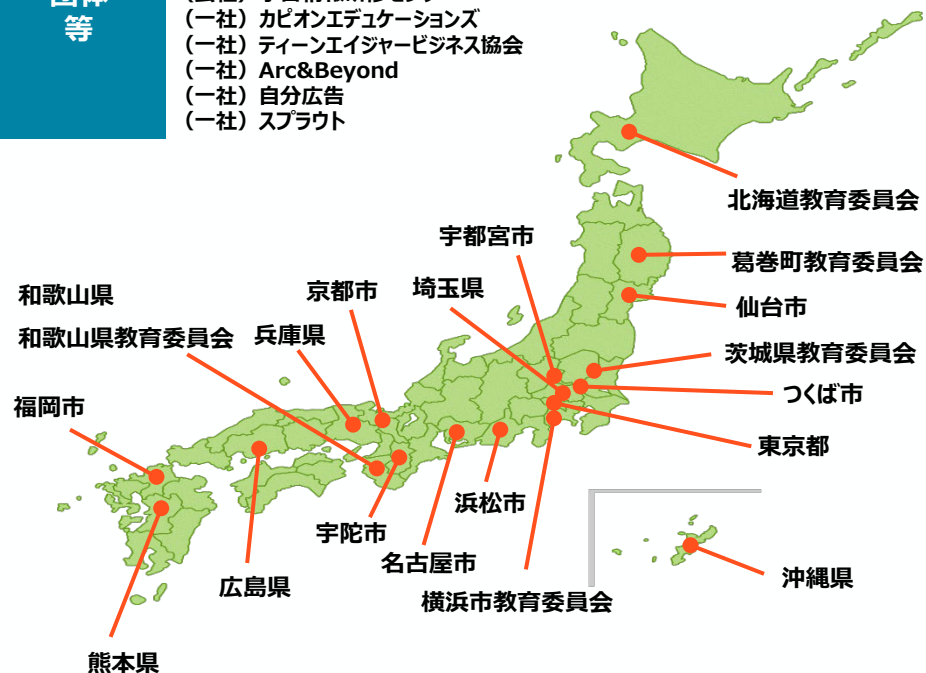
## 省庁

文部科学省／中小企業庁／特許庁

## 経済団体等

(公社) 日本ニュービジネス協議会連合会  
(株) 日本政策金融公庫  
(独) 中小企業基盤整備機構  
(公財) ロートこどもみらい財団  
(公社) ジャパンチャレンジャープロジェクト  
(公社) 学習情報研修センター  
(一社) カピオンエデュケーションズ  
(一社) ティーンエイジャービジネス協会  
(一社) Arc&Beyond  
(一社) 自分広告  
(一社) スプラウト

参画数  
34団体



# ジャパン・アントレプレナーシップ・アライアンス



## SHARE 好事例の共有

### ✓ 定例の情報交換会の開催

隔月 1 回程度の開催を想定（@オンライン）

- ・参画団体の取組内容や成果・好事例を相互に共有し、**各取組の相乗効果に繋げる**
- ・各取組でご協力いただいている起業家を相互に紹介し、**現場のニーズに応える**



## TEAM UP

### 参画団体の交流会・協働の場

### ✓ 参画機関同士のコミュニティ形成

### ✓ 教育プログラム・セミナー・イベント等の共同企画・実施

- ・参画機関同士の交流を通して、**官民の連携強化を図る**
- ・各取組で派遣する起業家等は、「JET-ALL（ジェットオール）」と名乗ることができ、**ONE TEAMで活動**する



## PR

### 参画団体の活動を 学校/社会への情報発信

### ✓ 文科省から学校や教育委員会へ発信

### ✓ 全国のアントレ教育プログラムのポータルサイト構築

- ・参画機関の取組を学校と産業界の両サイドから発信
- ・共有した取組を可視化し、一元的に発信することで**ユーザーのアクシビリティを高める**

## 参画団体募集

- 各参画団体が実施する起業家等を学校等に派遣する取組において、「**JET-ALL（ジェット オール）**」の名称や、Japan Entre Allianceのロゴマークを共通して用いることによって、全国的な若年層向けアントレプレナーシップ教育の機運醸成を図るとともに、アントレプレナーシップ教育の取組に関する情報連携の強化として、**起業家等の情報の共有、对外発信等の協力を図る。**
- **アントレプレナーシップ教育を主体的に実施している地方公共団体等の参画を募集中**



**世界を変えるのは自分だ**

ロゴマーク

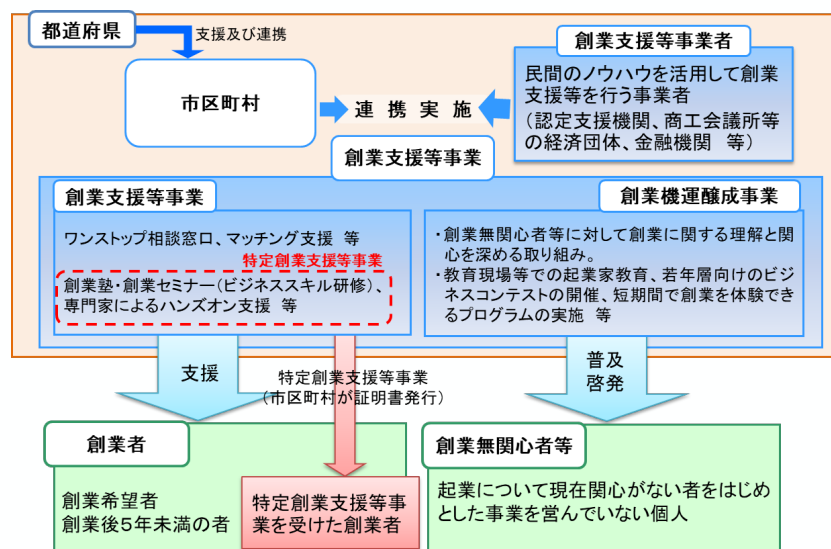


または、「ジャパン・アントレプレナーシップ・アライアンス」で検索  
<https://www.mext.go.jp/entrepreneurship-education/alliance/>

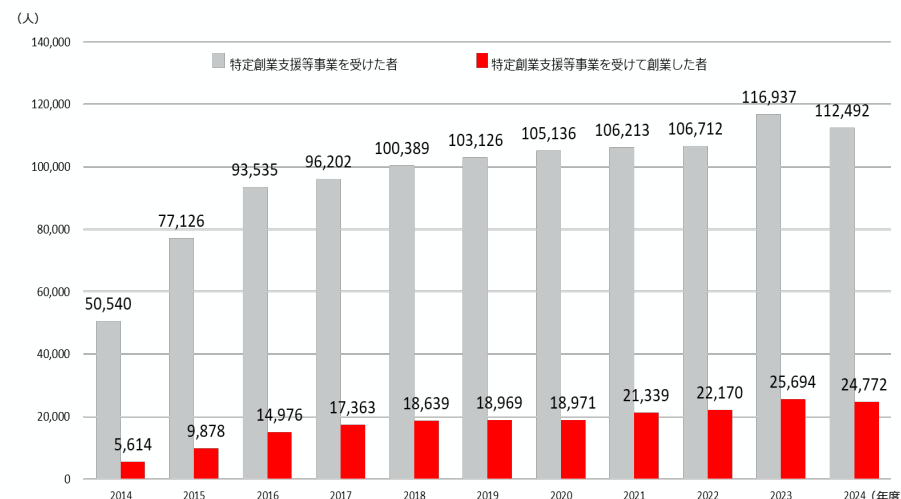
## ② 産業競争力強化法に基づく創業支援

- 地域における創業促進のため、産業競争力強化法に基づき、市区町村が民間の創業支援事業者と連携して創業支援を実施する「創業支援等事業計画」を国が認定する制度を平成26年より開始。
- 認定市区町村は 1,555 に達し、人口カバー率は 99%（令和7年12月時点）。これまで約20万人の創業を実現。市区町村が地域の支援機関と連携して実施する「特定創業支援等事業（創業塾や創業セミナー等）」を受けた者は、市区町村が発行する証明書を受け取ることで、税の軽減や、融資制度での優遇といった措置が適用される。

### 創業支援等事業計画のスキーム



### 創業支援等事業計画による支援の実績



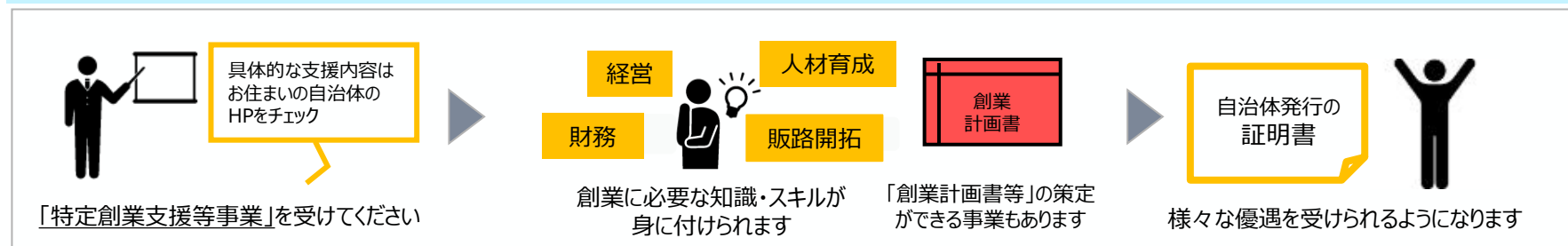
（出典）認定市区町村からの実績報告より中小企業庁が作成

[https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/sougyo\\_keikaku.html](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/sougyo_keikaku.html)



# (参考) 産業競争力強化法に基づく創業支援について

- 市区町村が地域の支援機関と連携して実施する特定創業支援等事業（創業塾や創業セミナー等）を受けた者は、市区町村発行の証明書を受け取ることで、創業時に様々なメリットが受けられる。



## (1) 登録免許税の軽減措置

| 設立形態 | 通常の税率                                  | 軽減措置適応の税率                                 |
|------|----------------------------------------|-------------------------------------------|
| 株式会社 | 資本金の額×0.7%<br>※ 15万円に満たないときは、1件につき15万円 | 資本金の額×0.35%<br>※ 7.5万円に満たないときは、1件につき7.5万円 |
| 合同会社 | 資本金の額×0.7%<br>※ 6万円に満たないときは、1件につき6万円   | 資本金の額×0.35%<br>※ 3万円に満たないときは、1件につき3万円     |

## (2) 創業関連保証特例活用時の優遇

信用保証協会の創業関連保証（※）について、**事業開始6か月前**（通常2か月前）から利用対象になる。その他、市区町村によっては、**保証料の一部補助**を実施。

（※）保証限度額3,500万円、1か月以内に個人開業又は、2か月以内に会社設立し事業開始～5年未満の者等の事業に必要な資金を支援。

## (3) 日本政策金融公庫の融資制度での優遇

新規開業・スタートアップ支援資金（※）について、特定創業支援等事業を受けて新たに事業を始める方は、**特別利率（基本金利▲0.40%）**が適用される。  
（※）融資限度額7,200万円、新たに事業を開始する者または事業開始後7年以内の者の事業に必要な資金を支援。

## (4) 持続化補助金＜創業型＞の申請対象

**創業後1年以内の小規模事業者の販路開拓等**の取組を支援する持続化補助金＜創業型＞（※）の申請対象になる。

（※）補助上限：200万円、補助率2/3、特定創業支援等事業による支援を受けた日及び開業日が公募締切時から起算して過去1か年の事業者。  
なお、創業後、事業開始前の事業者も対象。

## (5) 自治体ごとのサポート

市区町村によっては、補助金や融資等、さらなる支援施策を設けている。



### ③小規模事業者持続化補助金＜創業型＞

- 創業後1年以内の小規模事業者を対象に、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、当該計画に基づいて行う販路開拓等の取組を支援します。

令和7年12月時点版

販路開拓等に取り組む創業者の皆様へ

令和7年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金（創業型）」

地域の雇用や産業を支える創業後1年以内の小規模事業者の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します

【事業目的】

創業後1年以内の小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援

※従業員数が「商業・サービス業（宿泊業、娯楽業を除く）」の場合5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上限】

200万円

（特例を活用した場合は最大250万円）

【補助率】

2／3

【第3回公募スケジュール】

公募要領公開：調整中（1月頃公開予定）

申請受付開始：未定

申請受付締切：未定

【関連融資制度】

補助対象経費の資金調達に活用できる融資制度

「新規開業・スタートアップ支援資金」

○限度額：7,200万円

○返済期間：設備資金 20年以内  
運転資金（原則）10年以内

※融資のご利用には、一定の要件・審査があります。

詳しくは、お近くの日本政策金融公庫にお問い合わせください。

自己負担  
持続化補助金  
補助率  
2／3

事前準備から事業終了までの流れ

| 事前準備                                | 公募開始～採択者決定                                   | 交付決定～補助事業実施                                                     | 補助期間終了後～           |
|-------------------------------------|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|--------------------|
| 特定創業支援等事業の受領<br>商工会<br>商工会議所<br>へ相談 | 公募申請期間<br>公募受付開始<br>公募締切<br>採択者決定<br>見積書等の提出 | 補助事業実施期間<br>交付申請決定<br>事業実施<br>実績報告<br>確定検査<br>補助金の請求<br>補助金の支払い | フォローアップ<br>事業化状況報告 |

※申請時点で明らかでない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

【申請要件】

産業競争力強化法に基づく「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支援等事業者」が実施した「特定創業支援等事業による支援」を受けた日および開業日（設立年月日）が公募締切時から起算して過去1か年の間であること。

※創業後、事業開始前の事業者も対象となります。また、申請には、認定市区町村が発行した、特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写しが必要になります。

【特例要件】

免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者は、一律に50万円の補助上限上乗せを行います。

【対象経費】

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

※詳細については変更となる可能性があります。

【活用事例①】

※ 青字が本補助金の対象経費

地域食材を活用したレストランを開業。店舗改装及びインターネット・SNS広告を行うことで、多様な顧客層獲得による売上向上を図る。

【活用事例②】

金属加工業を開業。ロボット溶接機械を導入することで、技術革新による事業の拡大及び生産性の向上を図る。

持続化補助金（創業型）事務局HP：

QRコード

GビジネスID  
取得

# (参考) 地域の持続的成長に向けた創業政策のあり方検討会



↓ 本文へ サイトマップ English 文字サイズ 標準 大

サイト内検索 Googleカスタム検索 検索 🔍

中小企業庁について

審議会・研究会

白書・統計

政策について

申請・お問合せ

[ホーム](#) > [審議会・研究会](#) > [研究会](#) > 地域の持続的成長に向けた創業政策のあり方検討会(第1回) 配布資料

## 地域の持続的成長に向けた創業政策のあり方検討会(第1回) 配布資料

令和7年12月1日(月)10:00～12:00

経済産業省別館2階 省庁共用会議室236 および オンライン(Microsoft Teams)

### 配布資料

- [資料1 議事次第](#) [PDF](#) (247.2KB)
- [資料2 開催趣旨および構成員名簿](#) [PDF](#) (601.8KB)
- [資料3 事務局説明資料\(事務局\)](#) [PDF](#) (3.3MB)
- [資料4 プレゼンテーション資料\(岡室委員\)](#) [PDF](#) (516.8KB)
- [資料5 プレゼンテーション資料\(立石委員\)](#) [PDF](#) (117.8KB)

第1回 [https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/chiiki\\_sougyou\\_seisaku/001/001.html](https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/chiiki_sougyou_seisaku/001/001.html)

第2回 [https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/chiiki\\_sougyou\\_seisaku/002/002.html](https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/chiiki_sougyou_seisaku/002/002.html)

# 検討会開催の趣旨（創業政策の意義）

- 中小企業・小規模事業者の創業は、我が国経済の新陳代謝の促進、雇用の創出、さらには地域産業の活性化の観点から、極めて重要な政策課題である。これまで政府・中小企業庁では、2013年の「開業率10%」目標の閣議決定を契機に、創業数の増加を目指し、創業に必要な知見・ノウハウの習得機会の提供、補助金・融資制度の整備・運用等、全国大で創業支援施策を展開してきた。その結果、創業者数の増加など、一定の成果を得ている。
- 一方、米国による関税措置をはじめとした国際情勢の変化に加え、地方における人口減少や少子高齢化の進行、地域経済の活力維持への課題など、我が国を取り巻く経済社会環境は、かつてないほど複雑かつ不確実性が高まっており、地域社会の持続可能性や、地域住民にとって必要不可欠なサービスの維持、良質な雇用の確保など、地域経済の基盤そのものに大きな影響を及ぼしている。
- 今後は、単に創業数の増加を目指すことに留まらず、創業者（経営者）による経営力の向上（稼ぐ力の向上）や、創業後の事業の持続的成長、地域資源の活用による地域活性化等、多角的な観点から創業政策を位置付けることが求められる。
- 本検討会では、これまでの創業政策の効果等を客観的に検証しつつ、今後の創業支援政策の方向性について、有識者を交えて議論を深め、創業政策のあり方を検討する。これにより、我が国の中小企業・小規模事業者の創業を取り巻く環境変化に的確に対応し、持続的な経済成長と地域活性化の実現に資する創業政策の再構築を目指す。

# ローカル・ゼブラ政策について（ローカル・ゼブラ 政策等）

中小企業庁 経営支援部 商業課

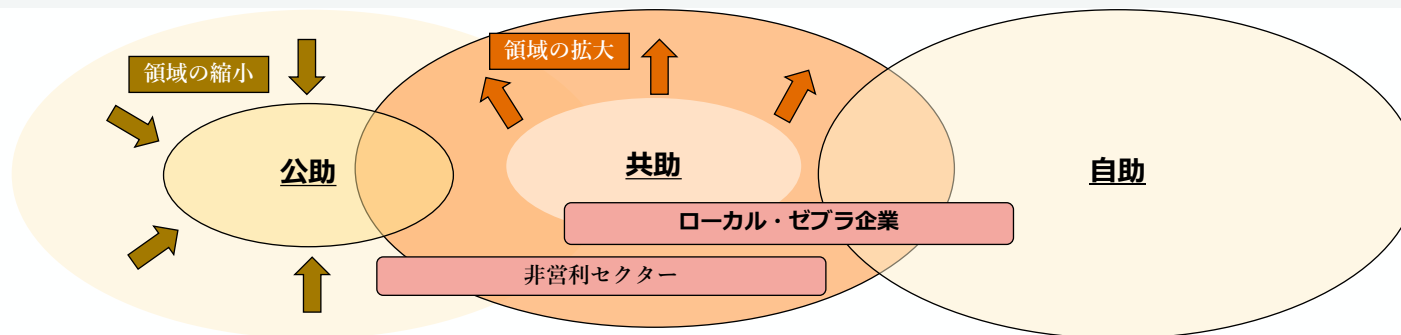
# ローカル・ゼブラ政策について

令和8年1月

中小企業庁 商業課

# ローカル・ゼブラ企業の存在意義

- ゼブラ企業とは、**社会課題解決と経済性の両立を目指す企業**を、白黒模様、群れで行動するシマウマに例えて命名された。中小企業庁では、このうち、地域資源を活用し、地域の課題解決に取り組む**ローカル・ゼブラ企業の育成**を行っている。
- 少子高齢化等の影響で人口が減少し、市場が縮小する時代において、**公的セクター（公助）や資本市場（自助）の間で拡大する「共助」の範囲担う存在**が地域には必要である。
- これまでは非営利セクターが担ってきたが、共助領域の拡大や技術の進展に伴い、**ビジネスの手法で共助の領域を担う、ローカル・ゼブラ企業が活躍できる領域も広がっている**。



**公助**：行政が担う領域。人口減少に伴う地域の税収減や担い手の減少、行政側の人手・予算不足等により、対応できる課題には限りがあり、民間との連携による課題解決を志向する自治体は増えてきている。

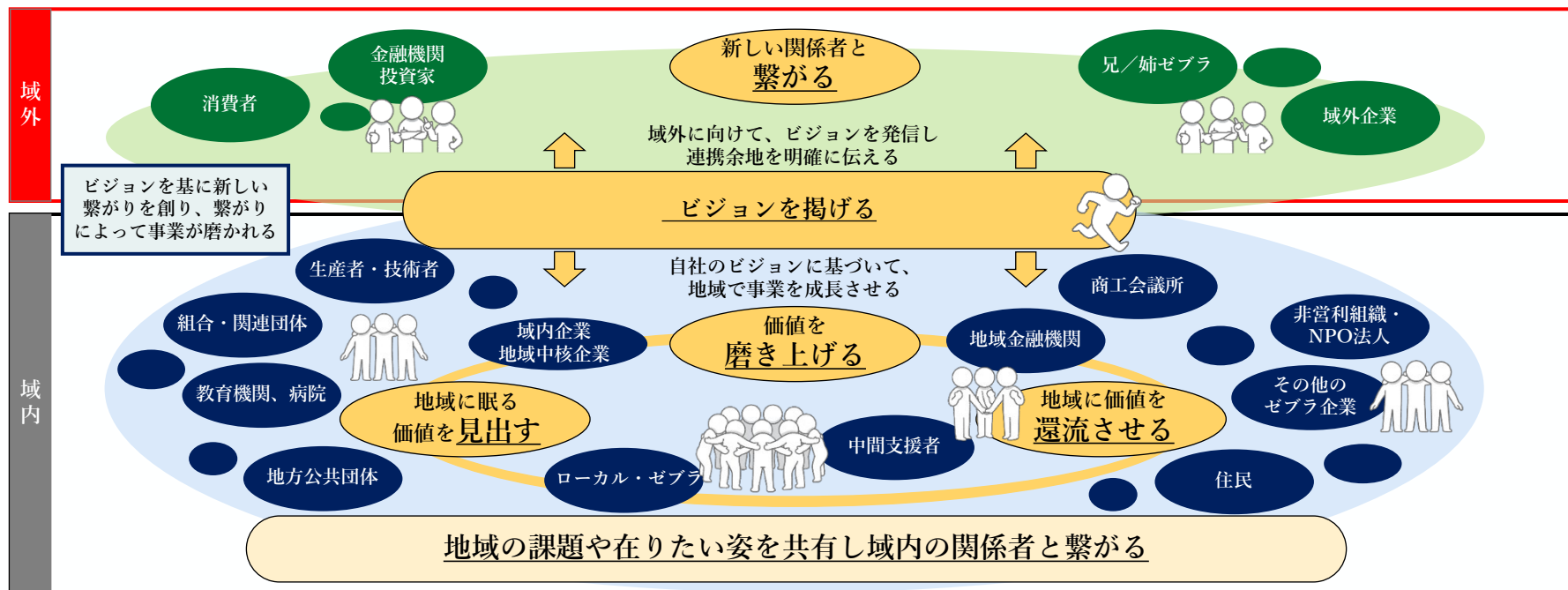
**自助**：民間の主体が担う領域。顧みられない主体を含めた地域全体の持続可能性に責任を持つ役割は果たせないが、牽引力が大きく、人材や技術力等の資源を保持しているため、地域の活力向上が企業のミッションに合致している場合、シナジーが生まれ得る。

**共助**：公助と自助の間を繋ぎ、地域の持続可能性にコミットする主体が担う領域。非営利セクターが果たす役割も重要なが、本事業においては経済的な持続可能性を考え、事業による課題解決を行う主体（ローカル・ゼブラ企業）に着目。



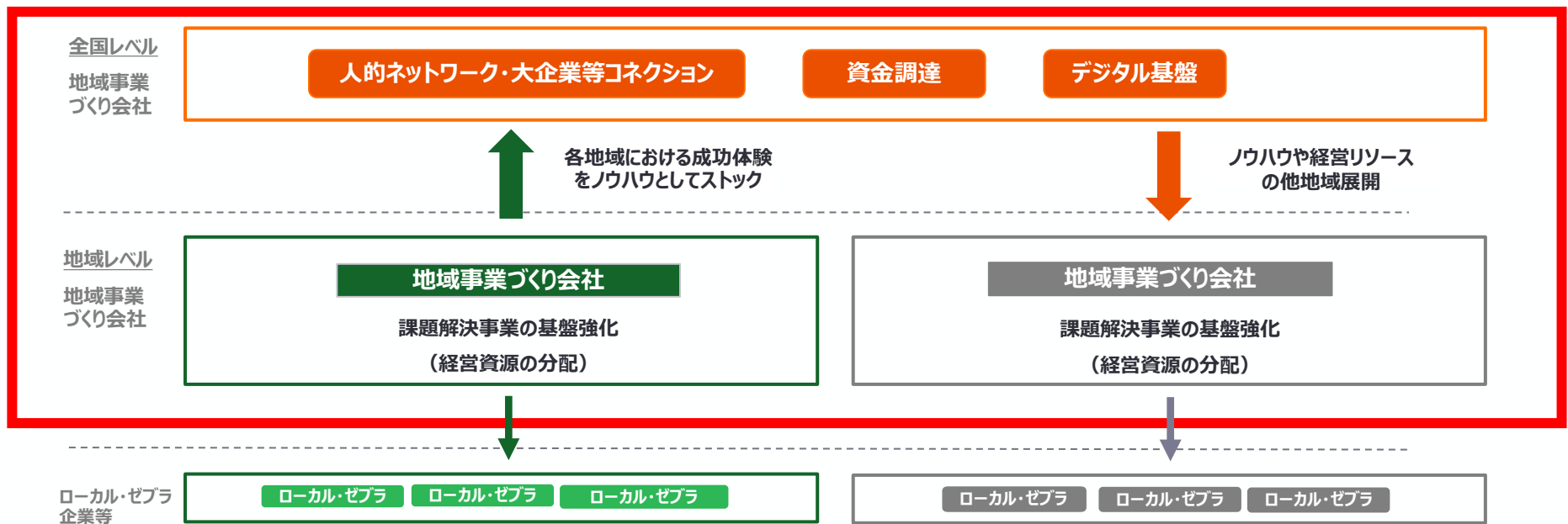
## ローカル・ゼブラによる課題解決のエコシステムの強化に向けて

- ローカル・ゼブラ企業は、ビジョンの実現に向けて、地域の価値を見出す・磨き上げる・還流させるために取り組み、業種を問わず域内外の様々なステークホルダーと連携しながら事業を進めている。
- ローカル・ゼブラ企業と地域のエコシステムは、地域のビジョンを共有し、地域内外のステークホルダーとつながることで強化されることとなる。



# 地域事業づくり会社について

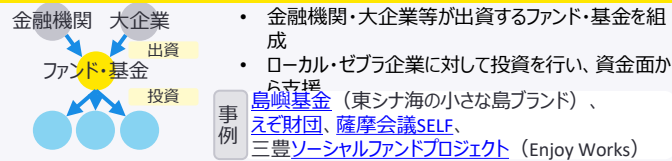
- ・ 地域事業づくり会社とは、地域のローカル・ゼブラ企業をとりまとめ、域内外の中堅・中核企業や大企業等との連携を実現し、域内外から経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を呼び込み、循環させる仕組み（地域エコシステムの強化事業）を展開する事業者。
- ・ 地域事業づくり会社は従来の中間支援団体とは異なり、自ら地域エコシステムの強化事業を担い、例えば、域内外の経営資源の受け皿となり、各ローカル・ゼブラ企業への分配機能を担うことで、ローカル・ゼブラ企業による課題解決が行われる基盤整備を図ることを想定。



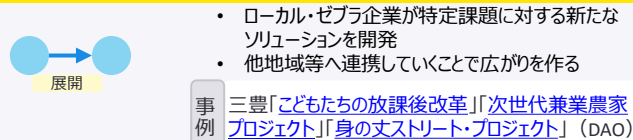
# 地域事業づくり会社の仕組・型の例

● 地域事業づくり会社 ● ローカル・ゼブラ企業 ● その他ステークホルダー

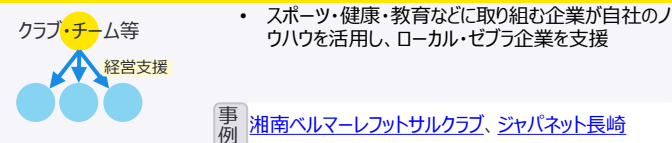
## ① 基金や財团的な共助のレイヤーのため資金調達の受け皿となる仕組



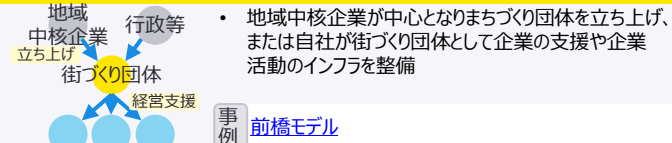
## ② 特定分野の新たなソリューションの仕組



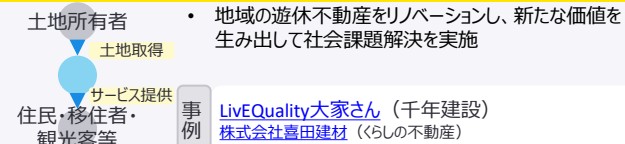
## ③ スポーツなどの地域の公共に近い事業体モデル



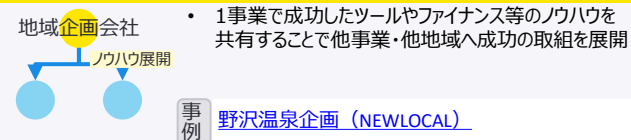
## ④ 地域中核企業によるまちづくり団体モデル



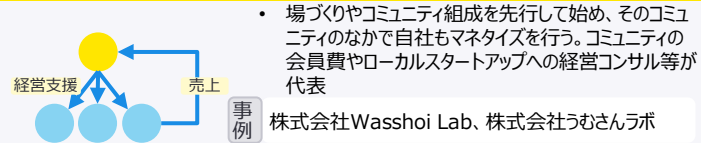
## ⑤ 地域の遊休不動産を活用した地域活性化・社会的課題解決モデル



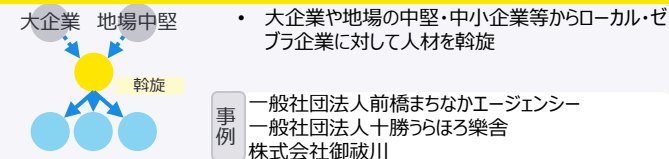
## ⑥ 地域企画会社モデル



## ⑦ コミュニティ兼事業創造モデル



## ⑧ LZ企業の人材調達の受け皿となる仕組（人材斡旋）



# 地域の社会課題解決に資するスタートアップへの 支援について

経産省 イノベーション・環境局  
イノベーション創出新事業推進課 スタートアップ推進室

# 地域の社会課題解決に資する スタートアップへの支援について

2026年1月27日

経済産業省 イノベーション・環境局 イノベーション創出新事業推進課

# 地域の社会課題の解決とスタートアップ°

- 多くの自治体が、少子高齢化・人口減少等により、移動・健康・防災・インフラなど持続可能な地域の暮らしの課題に直面。スタートアップは、新しい技術やビジネスモデルにより、地域の社会課題に新しい解決策をもたらす存在。
- こうした中、実証フィールドの提供や公共調達など、先駆けて取り組む自治体も生まれはじめています。

## 地域の社会課題の解決に貢献するスタートアップ°の例



▲長野県塩尻市での実証実験



▲令和6年能登半島地震の際に活用されたもの。



▲同社製品で、妊婦自身が自宅から産婦人科医にデータを送信する様子

### TIER IV

世界初のオープンソースの自動運転ソフトウェア「Autoware」の開発、自動運転サービスの提供。

2020年から塩尻市の一般道で運転者を要しない自動運転の実証走行を実施。2024年10月には、自動運転レベル4認可を取得。

### WOTA

自社開発の、断水時でも機能する小規模分散型水循環システムによって、使用した水を再生し循環利用するシャワー、手洗い設備を令和6年能登半島地震の被災地に提供。

### メロディ・インターナショナル

北海道余市町内の妊婦を対象に、IoT型胎児モニターによる遠隔妊婦健診サポートの実証実験を実施。

20km離れた小樽市内の病院と連携し、産科医不在の余市市内病院や在宅にて妊婦健診を提供。

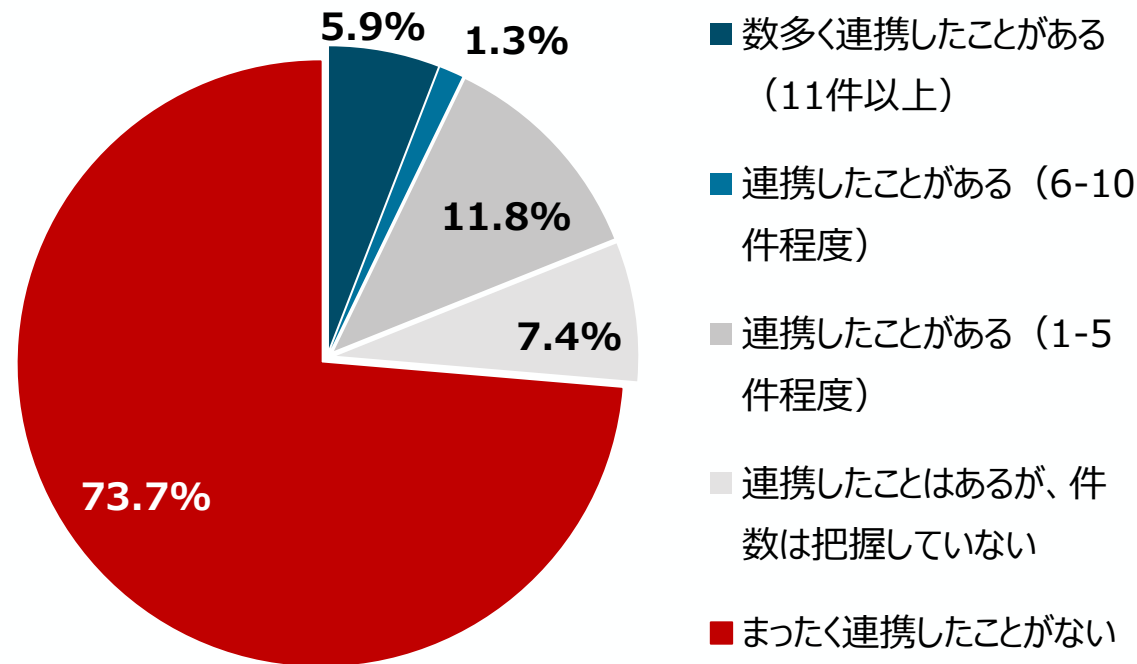


# 自治体とスタートアップとの連携実績は少ない

- スタートアップとの連携調査に回答のあった自治体のうち7割程度の自治体はスタートアップと連携したことがない

自治体のスタートアップとの連携実績

(n=391件)



(出典) 令和5年度産業経済研究委託事業（インパクトスタートアップの官民連携にかかる調査研究）。  
全1788の自治体を対象にWEBアンケートで調査を実施し、有効な回答を集計したもの。

# 自治体とスタートアップの官民連携による地域課題の解決

- 地域課題の解決における自治体とスタートアップの官民連携に注目が集まっている中、連携の実現に向けては多くの課題が存在しており、優れた連携事例はある一方で横展開が進んでいない
- インパクトコンソーシアム官民連携促進分科会では、先進的な自治体・スタートアップ・関係省庁等の有識者や、分科会メンバーのノウハウ・意見を基に「自治体と地域課題解決に取り組むスタートアップの官民連携に向けた実践ガイド」(以下、「実践ガイド」)を作成



自治体による  
地域社会課題の解決



自治体とスタートアップの  
連携による地域社会課題解決

- ・地域社会課題が多様化・複雑化する中、革新的なソリューションを持つ**スタートアップ**と**自治体**が連携した課題解決に注目が集まる
- ・一方で、自治体とスタートアップの官民連携においては、**多くの課題が存在している**  
(例) - 連携に関するルールやプロセスが整理されていない  
- コミュニケーション方法・スピード感などにギャップがある  
- 接点が無くマッチングに至りにくい 等
- ・優れた連携事例は存在する一方、**解決策やノウハウの共有機会が少なく、横展開が進みにくい**

- ✓ これまで官民連携に取り組んできた先進的な自治体・スタートアップ並びに関係省庁等の有識者から挙げられたノウハウ
- ✓ インパクトコンソーシアム 官民連携促進分科会に参加しているメンバーからの意見

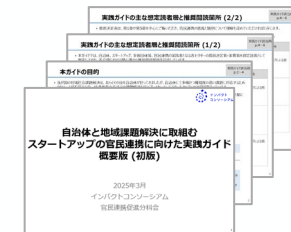
上記を集約して、官民連携に関する**課題に対する施策を整理・標準化**



## 自治体と地域課題解決に取り組むスタートアップの 官民連携に向けた実践ガイド

本編 (Word形式、約120頁)

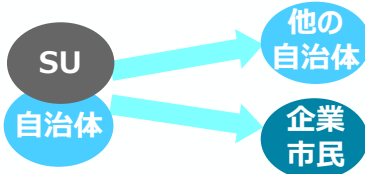
概要版 (PPT形式、約30頁)



<https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/impact/index.html>

# 「官民連携」における3つの出口

- 自治体とスタートアップによる官民連携の形は多様で、官民連携の目的や、その達成に向けた準備・調整過程によって、官民連携が実現する形は異なります。
- 過去の官民連携事例を踏まえて、官民連携の型を主に3つの出口に分類しています。

|                                |                                   |                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本ガイドで取り扱う<br>官民連携における<br>3つの出口 | ①<br>自治体“へ”導入する<br>(公共調達等)        |  <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共調達での導入を目指す</li> <li>・選定方法の原則は価格競争入札となるが、本ガイドではその留意点やスタートアップの特性を活かす方法について記載</li> </ul> |
|                                | ②<br>自治体“を介して”広める<br>(共同プロモーション等) |  <ul style="list-style-type: none"> <li>・連携により自治体を経由し、新たな販路開拓や認知向上につなげる</li> <li>・自治体の信用やチャネルを活かした取組となる</li> </ul>               |
|                                | ③<br>自治体“と共に”創る<br>(共同開発・実証実験)    |  <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体との共同開発や実証実験を経て創出したサービスや製品を、他の自治体や民間企業へ販売していくことを目指す</li> </ul>                      |

(出典) 「自治体と地域課題解決に取り組むスタートアップ官民連携に向けた実践ガイド」

# 実践ガイドをご覧いただき、是非フィードバックをお願いします！！

- 実践ガイドをより使いやすく、より実践的な内容となるよう、皆様のご意見を参考に実践ガイドのアップデートを検討して参ります。

経済産業省HP

<https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/impact/index.html>

経済産業省  
Ministry of Economy, Trade and Industry

申請・お問合せ English サイトマップ 本文へ 文字サイズ変更 印刷 アクセシビリティ 障壁支援ツール

ニュースリリース 会見・講話 審議会・研究会 統計 政策について 経済産業省について

ホーム ▶ 政策について ▶ 政策二覧 ▶ 経済産業 ▶ 新規産業・スタートアップ ▶ 自治体と地域課題解決に取り組むスタートアップの官民連携に向けた実践ガイド

自治体と地域課題解決に取り組むスタートアップの官民連携に向けた実践ガイド

インパクト  
コンソーシアム

自治体と地域課題解決に取り組む  
スタートアップの官民連携に向けた実践ガイド  
紙媒体 (初版)

2025年5月  
インパクトコンソーシアム  
官民連携促進分科会

実践ガイドへのフィードバックフォーム

実践ガイドをご覧いただいた皆様からのご意見・ご感想を収集し、より使いやすく、より実践的な内容となるよう、今後の改善や発展に役立てることを目的として、フィードバックフォームを作成しました。

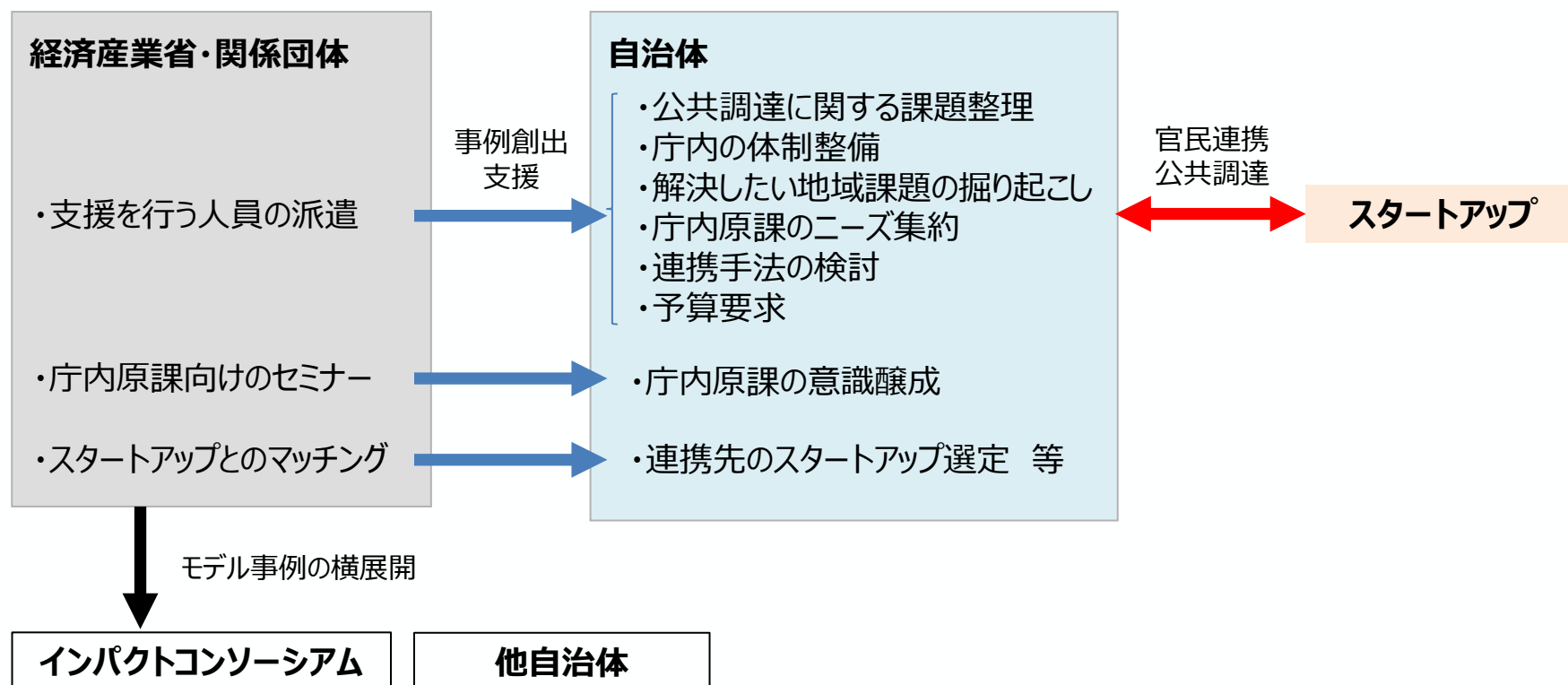
皆様からのご意見を参考に、実践ガイドのアップデートを検討して参りますので、是非皆様からのご意見・ご感想をお聞かせください。  
「自治体と地域課題解決に取り組むスタートアップの官民連携に向けた実践ガイド」フィードバックフォーム

← こちらから  
フィードバックフォームへ

## 地方公共団体とスタートアップの連携・調達の促進のためのモデル事業

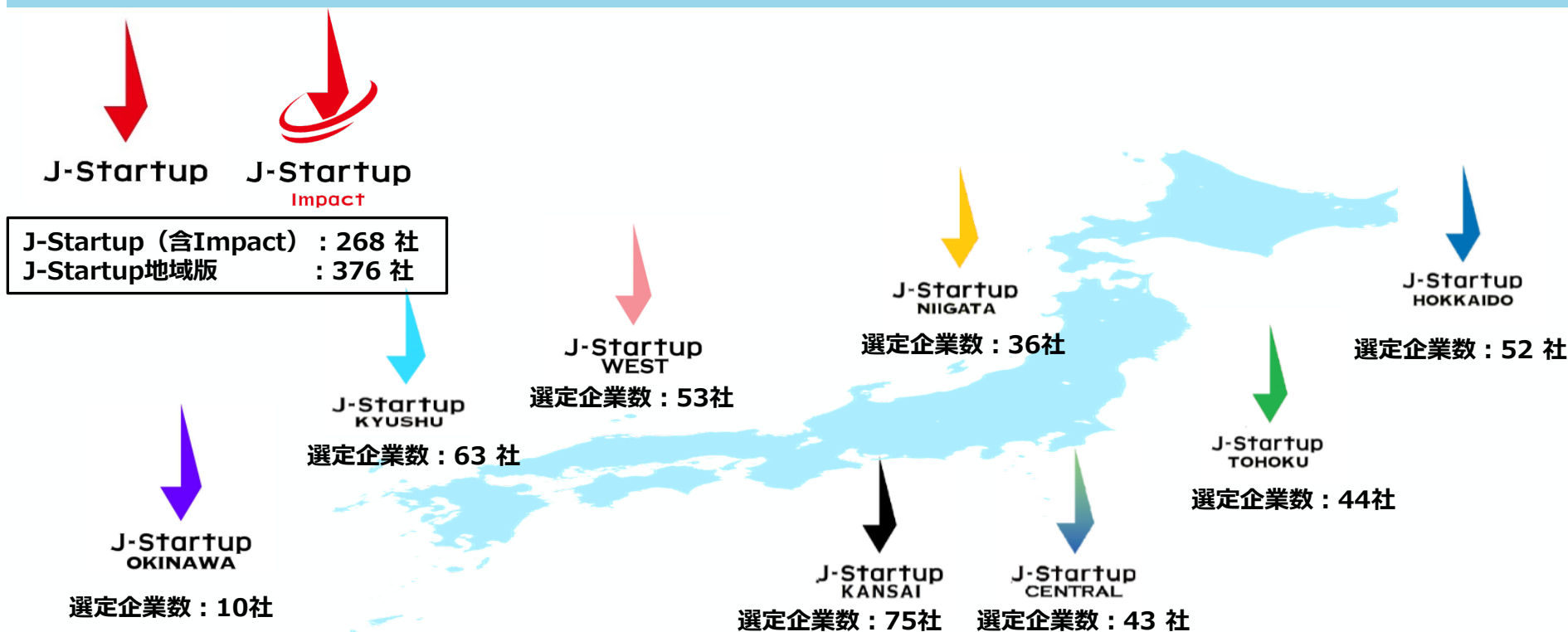
- 「自治体と地域課題解決に取り組むスタートアップの官民連携に向けた実践ガイド」を活用し、自治体における官民連携・公共調達事例を創出する。
- 加えて、自治体内の体制整備・原課の意識醸成等により、当該自治体においてその後も事例が継続的に創出されるための環境作りを支援するとともに、他自治体への展開を図ることによって、官民連携・公共調達の促進につなげる（支援先となる自治体は、スタートアップ・エコシステム拠点都市に対して4月以降に公募予定）。

事業スキーム（予定）



# J-Startup 地域版について

- 「J-Startup」を地域に展開するため、「**J-Startup 地域版**」を設立。政府と地方自治体、東京と地場の企業が連携し、地域の優れたスタートアップへの支援を強化。
- スタートアップ支援に積極的な地方自治体と連携し、政府の施策での加点や、J-Startup サポートーズからの支援等の各種施策を通じ、**東京に集中するヒト・モノ・カネを地方へ流入させることで、地方でのスタートアップの成長の促進とエコシステムの拡大を目指す。**



(2026年1月20日現在)



# 地域の特性（大学の強み・産業集積等）を活かしたエコシステム

- 2025年6月4日に、第2期スタートアップ・エコシステム拠点都市として13都市を選定（うち、新規は5都市）。
- 地域によって、地域の大学等の研究開発シーズや産業の集積等の強みを活かした領域・分野に特に注力  
（例：札幌・北海道は、「宇宙」「一次産業・食」「環境・エネルギー」を重点分野としている）
- 各拠点都市は、グローバルに稼げるスタートアップの創出に向けて活動を発展・実行。

（第2期スタートアップ・エコシステム拠点都市（内閣府等））

## グローバル拠点都市

世界に通用する都市の産業・研究ポテンシャルを発揮し、  
海外エコシステムと連携して世界的ネットワークを形成する拠点都市／

## NEXTグローバル拠点都市

地域の尖がった産業構造やリソースを活かして、  
地域経済を活性化しながら海外エコシステムにも繋がる拠点都市

※新規5都市

札幌・北海道

関西圏

北陸

熊本

東北圏

広島

長野×新潟

沖縄

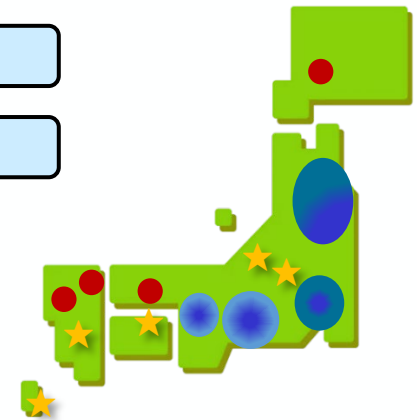
東京圏

北九州

瀬戸内

中部圏

福岡



[広域] 広域都市圏型：  
複数都市（※複数の都道府県域内の自治体）の量的なポテンシャルを集積・発揮し、  
多層的な産学官金等で構成するエコシステム

[中核] 中核都市型：  
核となる都市の特異なポテンシャルを発揮し、多様な産学官金等で構成するエコシステム

<https://www8.cao.go.jp/cstp/openinnovation/ecosystem/2ndconcept.html>

## 參考資料

# インパクトコンソーシアム



関連リンク： [インパクトコンソーシアム 公式サイト](#)

## ■ 概要

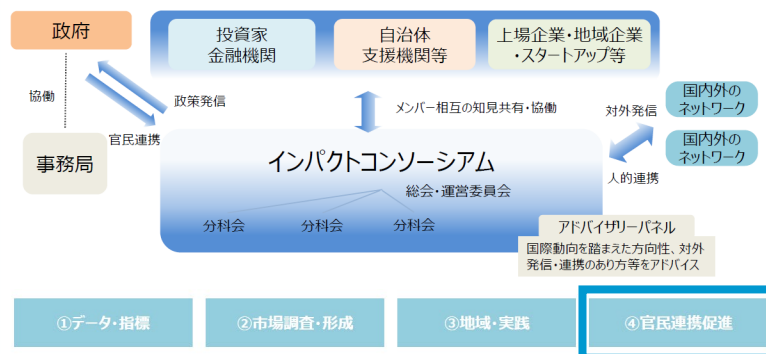
- 社会・環境的効果（インパクト）の実現を図る多様な取組を支援するとともに、**インパクト投資拡大**に向けて、**産官学金など幅広い関係者が協働・対話を行う場**として「インパクトコンソーシアム」を設立。
- コンソーシアム内に設置される4つの分科会のうち、**経産省では「官民連携促進」がテーマの分科会を担当**。  
当分科会ではインパクトスタートアップと地方自治体の連携による課題解決の促進について議論を行う。

## ■ 実績・アピールポイント



令和6年5月14日開催 インパクトフォーラムの様子

## ■ スキーム・要件



- R6年度以降、コンソーシアムおよび分科会への参加は一般公募
- R6年5月に第1回総会と併せて、インパクトフォーラムを開催

# 実践ガイドの内容

- 実践ガイドは、自治体やスタートアップ等の意思決定者及び実務者を読者として想定しており、連携における自治体・スタートアップそれぞれにおけるポイントや、官民連携実現までのステップ・留意点をまとめている

| 実践ガイドの想定読者 |                                                                                 |                                                                                                                                |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| セクター       | 意思決定者                                                                           | 実務者                                                                                                                            |
| 自治体        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 首長</li> <li>・ 部長や局長</li> </ul>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済/産業領域・スタートアップ政策担当者</li> <li>・ 官民連携を行う領域の原課担当者</li> <li>・ 契約担当部署・財政部局の担当者</li> </ul> |
| スタートアップ    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代表者(CEO)</li> <li>・ 部長・事業統括</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社外交渉役</li> <li>・ 事業担当者</li> </ul>                                                     |
| その他        | ・ 中間支援団体等の支援担当者 等                                                               |                                                                                                                                |

## 連携における自治体のポイント

- ✓ 組織としての方針やルール作りと、実務担当者のノウハウ蓄積を両輪で進める
- ✓ 民間からの提案を促すには他都市にも**共通する課題の解決に取り組む意向**を示す
- ✓ 民間企業と行政の**文化の違いを自覚し、相互理解・コミュニケーション**を図り、二人三脚で一緒に創り上げていく
- ✓ 予算化では、**他都市からの情報収集や実証実験によるエビデンス**を用いて財政部局への説明や執行を円滑に進める

## 連携におけるスタートアップのポイント

- ✓ 自治体が抱える**課題を起点に連携方法を考え**、官民連携の出口を意識しながら連携を打診する
- ✓ **魅力的な自治体職員に会う**ため、イベントやセミナーにも積極的に参加する
- ✓ 自社のカウンターパートとなる自治体職員を理解し、円滑な連携実現に向け必要な情報・資料提供を行う
- ✓ 活用可能な公的事業や支援を見定めて、**事業フェーズに合わせて支援を受ける**

## 実践ガイドの構成

## 各章の内容

### はじめに

本ガイドの目的や自治体とスタートアップの官民連携により創出される、各者が享受できるメリット・取組を促進する意義 等

### 第1章 自治体とスタートアップの官民連携の意義

### 第2章 官民連携の進め方

自治体とスタートアップの働き方や考え方等に関するに前提知識と、それらを踏まえた連携時の留意点 等

### 第3章 自治体編

自治体の準備、組織内での調整や連携先との関係構築に係る要点及び連携先検討に活用可能なリスト 等

### 第4章 スタートアップ編

スタートアップの準備や自治体との関係構築における要点及び連携先検討に活用可能な自治体のリスト 等

### 第5章 官民連携編

官民連携の類型とその事例や、官民連携を促進する支援制度等、官民連携に有用な情報 等

# 行政と連携実績のあるスタートアップ100選

- 子育て・教育、医療・福祉、インフラ・施設、農林水産、環境、観光・文化、暮らし・手続きなどの多様なジャンルのスタートアップが、行政と連携して行政・社会の課題の解決に貢献している事例を提示。



経済産業省  
Ministry of Economy, Trade and Industry

## 「行政との連携実績のある スタートアップ100選」を公開

スタートアップとの連携で、社会課題解決を加速



経済産業省  
行政との連携実績のある  
スタートアップ100選

スタートアップとの連携で、社会課題の解決を

公共調達の課題とポイントを紹介

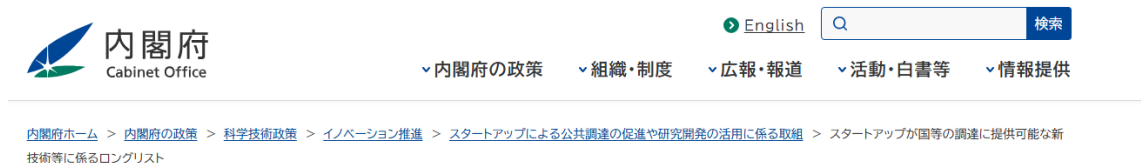
暮らし・子育て/ 広聴・広報/ 子育て・教育/ 健康・医療/ 福祉・生活支援/ 産業・ビジネス/  
農林水産/ 観光・文化・スポーツ/ インフラ・施設管理/ 環境・ごみ・リサイクル

<https://www.meti.go.jp/press/2023/04/20230418003/20230418003.html>



# スタートアップが国等の調達に提供可能な新技術等に係る ロングリスト

- 一般社団法人ベンチャーキャピタル協会等を通じた調査を基に、**新技術・新サービスを有するスタートアップ企業 70 社程度をまとめ、政府・自治体での導入実績、当該技術等による解決可能な課題、提供可能な価格**などの情報を整理。



## スタートアップが国等の調達に提供可能な新技術等に係るロングリスト

### 1. 調査の目的、背景

政府機関・自治体（以下、「行政機関等」という。）には、社会ニーズの多様化・複雑化と行政側の予算・人員の限界があり、新技術等の活用による行政サービスの向上、業務効率化等のニーズが存在しています。

このような行政課題や社会課題に対し、機動性のあるスタートアップ企業の有する新技術や新サービスは有効と考えられます。

他方、課題解決に資する個社の有する新技術等を行政機関等が把握することは難しいのが現状です。

そこで、今般、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局及び経済産業省は、一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会のVC会員にもご協力いただき、スタートアップ企業が有する行政機関等に提供可能な新技術及び新サービスについて調査（政府・自治体での導入実績、当該技術等により解決可能な課題、提供可能な価格など）を行い、「スタートアップが国等の調達に提供可能な新技術等に係るロングリスト」としてまとめました。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/openinnovation/procurement/longlist/index.html>



# 参考資料

## 【官民連携促進に向けた取組の手順・事例等】

- 自治体と地域課題解決に取り組むスタートアップ官民連携に向けた実践ガイド（再掲）  
<https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/impact/index.html>
- 行政と連携実績のあるスタートアップ100選（再掲）  
<https://www.meti.go.jp/press/2023/04/20230418003/20230418003.html>
- スタートアップが国等の調達に提供可能な新技術等に係るロングリスト（再掲）  
<https://www8.cao.go.jp/cstp/openinnovation/procurement/longlist/index.html>

## 【インパクトコンソーシアム】

- インパクトコンソーシアム公式サイト（過去の分科会資料等は「活動報告」からご覧いただけます）  
<https://impact-consortium.fsa.go.jp/>

## 【スタートアップ支援施策関連】

- J-Startup  
<https://www.j-startup.go.jp/>
- 2025年度版スタートアップ育成に向けた取組の解説資料  
[https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/kaisetsushiryou\\_2025.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/kaisetsushiryou_2025.pdf)
- 第2期スタートアップ・エコシステム拠点都市の選定について（再掲）  
<https://www8.cao.go.jp/cstp/openinnovation/ecosystem/2ndconcept.html>

# 地域金融行政について

金融庁 監督局 銀行第二課

# 地域金融行政について

---



2026年 1 月

- 地域において**人口減少・少子高齢化**が進行し、**地域企業の人手・後継者不足**も深刻化。こうした課題に対応しつつ、地域経済が発展していくため、**地域金融には**、地域企業を資金繰り支援等で下支えすることにとどまらず、
  - ✓ 内外のプレイヤーと連携しつつ、**中堅・中小企業による研究開発や設備投資、事業買収などを、戦略面・ファイナンス面で後押し**し、成長につなげること、
  - ✓ 企業の**M&A・事業承継や事業再生、経営人材確保、DXを支援**すること、
  - ✓ 官民連携の**まちづくりへの参画**などを通じ、地域課題の解決に資すること、
 等を通じて**地域経済に貢献する力**（＝「**地域金融力**」）を**発揮**していくことが強く期待されている。

⇒ **地域金融機関をはじめとする様々なプレイヤーが連携して地域金融力を発揮していくための政策を総動員する。**

- **地域金融機関は、十分な経営体力・収益基盤を確保し**、地域の「要」として上記の**地域金融力を発揮**していくことが求められるが、その役割を将来にわたって果たしていく上での**課題に直面**。
  - ✓ 経済・市場の変動への対応に加え、高度化する**サイバー攻撃やマネロンへの対応**等が求められ、金融サービスを安定的に提供するための**コストは増大**し、規模の大小に関わりなく**高度なシステムや専門人材確保の必要性**も高まっている。
  - ✓ **預金減少に直面する地域金融機関**では、中長期的に**経営の選択肢が狭まる可能性**がある。
  - ✓ さらに、**大規模な自然災害や新たな感染症のまん延**等が生じれば経営基盤が大きく損なわれる。

⇒ このような課題を踏まえつつ、**地域金融機関が地域社会からの期待に応え続けていくための環境整備にも取り組む。**

（その一環として、金融機能強化法等の改正法案の次期通常国会への提出を目指す）

- 人口減少・少子高齢化その他の環境変化に直面する**地域が持続的に発展**を目指す中で、**地域金融の地域経済に貢献する力**（＝「**地域金融力**」）への期待は極めて強い。
- **地域金融機関をはじめとする様々なプレイヤー**が連携して地域金融力を発揮していくため、①**地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決**、②**地域金融力発揮のための環境整備**からなる**地域金融力強化プラン**を強力に推進する。

## ① 地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決

- 内外のプレイヤーとの連携を通じた中堅企業等への成長支援**
  - ✓ 地域における成長意欲の高い中堅・中小企業を支援するため、国内外の市場開拓や事業の発展に知見を有するプレイヤーとの連携を促進するとともに、地域金融機関への知見提供等を行う
- M & A・事業承継や経営者等の人材確保の支援**
  - ✓ 監督指針の改正等を通じ、地域金融機関によるM&A・事業承継や人材確保の支援機能の強化を後押し
- 早期の経営改善や円滑な事業再生等に向けた支援の促進**
  - ✓ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインの改正の検討や、REVICの体制整備等により、事業者への円滑な事業再生支援を図る
  - ✓ 地域におけるメインバンクの状況に関するデータを踏まえ、メインバンク機能の強化に向けた方策を検討
- 企業価値担保権も活用した事業性融資の推進**
  - ✓ 2026年5月導入の企業価値担保権活用に向けた環境整備を進める
- スタートアップ企業等の成長企業の資金調達支援**
  - ✓ ベンチャーデット等に関する金融検査・監督の具体的な考え方を示す
- 経営者保証に依存しない融資の促進**
  - ✓ 監督指針を改正し、金融機関や事業者の行動変容を一層拡大
- 地域企業へのDX支援の推進**
  - ✓ 地域企業のデジタル化とデータ利活用の高度化を一層支援できるよう監督指針の改正等を実施
- 地域課題の解決**
  - ✓ 地域金融機関による地域課題の解決に資する以下の取組を推進
    - (1) ローカル・ゼブラ企業等へのインパクト投資の推進
    - (2) 地域金融機関の官民連携のまちづくりへの参画
    - (3) 農林水産分野における課題解決に向けた関係省庁との連携の推進
    - (4) 過疎地における顧客サービス維持に向けた取組の推進
    - (5) 地域における資産形成や金融経済教育における貢献
    - (6) 金融・資産運用特区の取組の推進
- 地域金融機関による地域活性化の取組の促進**
  - ✓ 地域活性化の取組に関する事例集を取りまとめるとともに、関係者が連携して知恵を出し合う場を創り、こうした取組を促進する
  - ✓ 各地域の状況を踏まえながら地域金融力の発揮を促すとともに、その取組を評価し、更なる取組につなげていく
- 投資専門会社を通じた資本性資金の供給の促進**
  - ✓ 投資専門会社の出資に関する要件について、更なる緩和・明確化を検討

## ② 地域金融力発揮のための環境整備

- 地域金融機関の業務効率化・負担軽減に向けた取組**
  - ✓ 複数の金融機関による、内部監査の共同化のための方策の検討や、システムの合理化・持続化等のための共同利用の推進
- 金融機能強化法の資本参加制度・資金交付制度の期限延長・拡充等**  
(改正法案の次期通常国会への提出を目指す)
  - 資本参加制度の期限延長・拡充**
    - ✓ 資本参加制度を「当分の間」の措置とする
    - ✓ 大規模な自然災害等に備え、資本参加の特例を予め整備
    - ✓ 資本参加先の適切な経営管理と業務運営の確保のための規定を整備
  - 資金交付制度の期限延長・拡充**
    - ✓ 申請期限を2031年3月末までの5年間延長
    - ✓ 交付上限額・補助率を引き上げる（例：上限額30億円→50億円等）とともに、交付対象行為・経費を拡充
- 優先出資の消却方法の弾力化**
  - ✓ 中小の地域金融機関等によるシステム共同化を支援する枠組みを整備
- その他の環境整備**
  - (1) 早期警戒制度の見直し
  - (2) モニタリングの強化等
    - ✓ 財務局を含めたモニタリング体制を抜本的に強化
    - ✓ 金融仲介機能の発揮についてモニタリングを実施
  - (3) 地域金融機関における業務改善の取組（生成AI導入、兼業・副業）
  - (4) 同一グループ内の兄弟銀行間等における大口信用供与規制の特例承認の見直し

# 内閣府男女共同参画局の取組について (地域女性活躍推進交付金)

内閣府 男女共同参画局 総務課





# 内閣府男女共同参画局の取組について (地域女性活躍推進交付金)

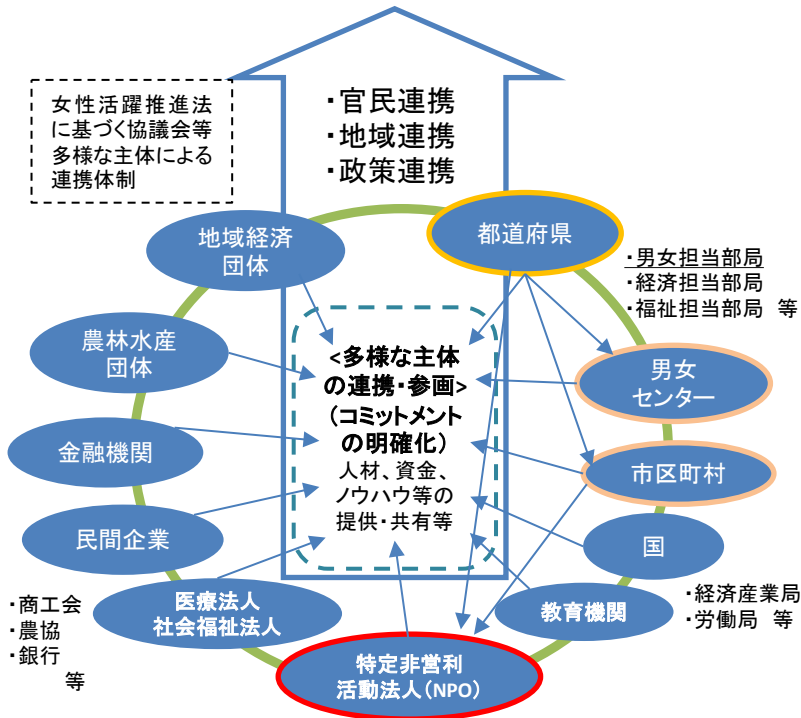
令和8年1月  
内閣府男女共同参画局総務課

# 地域女性活躍推進交付金

(令和7年度当初予算3.0億円、令和7年度補正予算10.0億円、令和8年度当初予算案3.0億円)

## ＜地域における女性活躍の推進・課題解決＞

- ・「地域性」を踏まえた・定量的成果目標設定・「見える化」  
(様々な課題・困難を抱える女性に対する支援、女性デジタル人材・女性起業家や女性防災リーダーの育成、女性の登用拡大等)



## 【交付対象】

地方公共団体

## 【補助率】

- (1) 活躍推進型: 1/2
- (2) デジタル人材・起業家育成支援型: 3/4
- (3) 寄り添い支援・つながりサポート型
  - (A) 寄り添い支援型プラス: 1/2
  - (B) つながりサポート型: 3/4
  - (C) 男性相談支援型: 1/2

## 【交付上限】

- (1) 各区分ごと 都道府県 800万円(注)、  
政令指定都市 500万円、市区町村 250万円
  - (2) 各区分ごと 都道府県 1,200万円、  
政令指定都市 750万円、市区町村 375万円
  - (3) (A,C) 各区分ごと 都道府県・市・特別区 800万円  
町村 500万円
  - (3) (B) 一律1,125万円
- 注) 推進計画未策定市町村への策定支援事業実施等の条件付きで1,000万円とする。

## (1) 活躍推進型

女性防災リーダーや女性役員・管理職を育成するための研修、企業経営者の意識改革のためのセミナー、地域女性ロールモデル事業への支援。

## (2) デジタル人材・起業家育成支援型

ジェンダーの視点を踏まえ、地方公共団体の経済担当部局や商工会議所等との連携・協働による真に効果の高い、女性デジタル人材や女性起業家を育成するためのセミナーや就労につなげる相談、ネットワークづくり等のマッチング支援や伴走型支援。

## (3) 寄り添い支援・つながりサポート型

様々な課題・困難を抱える女性に寄り添った相談支援、孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が社会とのつながりを回復できるようNPO等の知見を活用した相談支援やその一環として行う生理用品の提供等の支援、男性相談事業への支援。

- (A) 寄り添い支援型プラス
- (B) つながりサポート型
- (C) 男性相談支援型

地方公共団体  
(関係団体と  
連携)

申請

交付

内閣府

情報提供

他の地域の

- ・ 地方公共団体
- ・ 地域経済団体

等

# 地域女性活躍推進交付金のメニュー

(令和7年度当初予算3.0億円、令和7年度補正予算10.0億円  
令和8年度当初予算案3.0億円)

|                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>(1) 活躍推進型</b><br>(職業生活における女活推進)                          | <b>【対象地方公共団体】</b> 推進計画策定<br><b>【補助率】</b> 1/2<br><b>【交付上限額】</b> 都道府県800万円、政令市500万円、市区町村250万円<br><b>【交付要件等】</b><br>・女活法推進計画事業への位置付け<br>・委託先限定要件なし(民間企業も可)                                                                                                                                           | <b>[取組の例]</b><br>・女性防災リーダーや女性役員・管理職を育成するための研修<br>・企業経営者の意識改革のためのセミナー<br>・地域女性ロールモデル事業 |
| <b>(2) デジタル人材・起業家育成支援型</b>                                  | <b>【対象地方公共団体】</b> 制約なし<br><b>【補助率】</b> 3/4<br><b>【交付上限額】</b> 都道府県1200万円、政令市750万円、市区町村375万円<br><b>【交付要件等】</b><br>次のいずれかの観点を含んでいること<br>・事業実施に当たって、ジェンダーの視点を踏まえ、地方公共団体の経済部局や商工会議所等と連携・協働すること。<br>・デジタル人材・起業家の育成だけではなく、就労・起業までつながることを目指すこと。<br>・雇用に結び付く割合等に関し適切な重要業績評価指標(KPI)の設定の上、事業効果が高いと見込まれること。 等 | <b>[取組の例]</b><br>・女性デジタル人材や女性起業家を育成するためのセミナーや就労につなげる相談支援、ネットワークづくり支援                  |
| <b>(3) 寄り添い支援・つながりサポート型</b>                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                       |
| <b>(A)</b><br><b>寄り添い支援型プラス</b><br>(就職氷河期対策)                | <b>【対象地方公共団体】</b> 制約なし<br><b>【補助率】</b> 1/2<br><b>【交付上限額】</b> 都道府県・市・特別区800万円、町村500万円<br><b>【交付要件等】</b><br>・委託先限定要件なし(民間企業も可)<br>・相談等の一環として生理用品の提供可                                                                                                                                                | <b>[取組の例]</b><br>・様々な困難・不安を抱える女性向けの相談支援                                               |
| <b>(B)</b><br><b>つながりサポート型</b><br>〔NPO活用特化タイプ〕<br>(孤独・孤立対策) | <b>【対象地方公共団体】</b> 制約なし<br><b>【補助率】</b> 3/4<br><b>【交付上限額】</b> 一律1125万円<br><b>【交付要件等】</b><br>・NPO等への委託が必須(民間企業不可)<br>・委託事業比率は総事業費の3/4以上<br>・相談等の一環として生理用品の提供可                                                                                                                                       | <b>[取組の例]</b><br>・孤独・孤立等の困難・不安を抱える女性向けのアウトリーチ型サポートと居場所づくり                             |
| <b>(C)</b><br><b>男性相談支援型</b>                                | <b>【対象地方公共団体】</b> 制約なし<br><b>【補助率】</b> 1/2<br><b>【交付上限額】</b> 都道府県・市・特別区800万円、町村500万円<br><b>【交付要件等】</b><br>・男女センターなどで実施<br>・新規(拡充)に男性相談を行う地方公共団体に配分                                                                                                                                                | <b>[取組の例]</b><br>・男性の望まない孤独・孤立の解消のため、男性のための家庭・介護等に係る悩み相談                              |

# 【デジタル人材・起業家育成支援型の事業イメージ】

## 女性のデジタル人材や女性起業家の育成

### 女性向け起業支援事業

#### 1. 女性の起業家育成支援事業

##### 【地域の実情と課題】

働き方の自由度が高まる中で、起業を検討する女性は一定数存在している。しかしながら、起業に必要な知識や人脈、相談先の不足が障壁となり、実際の起業に至らないケースが多く見受けられる。加えて、「起業」という言葉に対する心理的な抵抗感から、起業のメリットを正しく認識できていない女性も多いと想定される。

##### 【事業内容】

まずはマインドセットとして、起業のメリット等について女性起業家のロールモデルに講演いただき、その後、起業に必要なスキルセミナーを開催する。ここでは財務や必要な申請、事業計画の知識を学ぶ。起業するにあたって必要な人脈の確保のためにも、既に起業している女性ロールモデルとの交流会を実施する。

##### 【事業目標】

・セミナー参加後半年以内に起業した人数 ○人(アウトカム)

##### 【事業KPI】

・セミナー参加人数 ○人(アウトプット)  
・セミナー参加者のうち事業計画を作成・提出した人数 ○人(アウトプット)

※セミナー参加人数を単独でKPIに設定することは不可。

##### 【対象経費】

セミナー委託料、講師謝金、講師旅費、会場使用料など

#### 2. 女性の起業応援事業

##### 【地域の実情と課題】

起業を検討しているが、必要な知識や手続き等の不安や、事業計画を立てていてもその通りに進むのかわからない不安があり、起業に至っていない。起業する前に自身を試す機会があると女性起業者数が増えると想定される。

##### 【事業内容】

これから起業を予定している女性に対して起業に当たって必要な知識や申請を学んでいただくセミナーを開催する。その後、実際の起業に向けて、チャレンジショップ(マルシェ)、及び個別相談により伴走支援を行う。

##### 【事業目標】

・チャレンジショップ(マルシェ)に参加した前後で起業した人数 ○人(アウトカム)

##### 【事業KPI】

・セミナー参加人数 ○人(アウトプット)  
・個別相談対応人数 ○人(アウトプット)  
※セミナー参加人数を単独でKPIに設定することは不可。

##### 【対象経費】

セミナー委託料、講師謝金、講師旅費、会場使用料など

# 〔デジタル人材・起業家育成支援型の事業イメージ〕

## 女性のデジタル人材や女性起業家の育成

### デジタル人材の育成及び雇用の創出

#### 1. デジタルスキル習得講座（デジタル人材として就業し、活躍する）

##### 【地域の実情と課題】

地域における女性の就業率は低く、男女間の賃金格差も非常に大きい傾向がある。男女間賃金格差の是正・女性の所得向上に向けて、安定した所得が見込まれるデジタル人材として就業する女性を増やす必要がある。

##### 【事業内容】

デジタルスキルの習得のための講座を複数回にわたって実施し、高度なデジタルスキルを身につける。その後、人材採用を検討している地域企業とのマッチングイベントを実施する。マッチング率を高めるために、講座の内容については地域企業に事前にヒアリングを行い、地域企業のニーズを踏まえるよう工夫する。

##### 【事業目標】

・地域企業とマッチングして就業につながった人数  
○人（アウトカム）

##### 【事業KPI】

・講座参加人数 ○人（アウトプット）  
・マッチングイベントの参加企業数 ○社（アウトプット）

##### 【対象経費】

講座委託料、講師謝金、講師旅費、会場使用料など

#### 2. デジタル人材育成事業（育児・介護等と両立させながらデジタルを活用して働く）

##### 【地域の実情と課題】

地域に限らず、女性は育児や介護等により制約があり、正社員として就業することを諦めているケースが発生している。時間や場所に制約のある女性でも隙間時間を利用して、就業できるようにスキルの習得支援や就業の仕組みづくりを行う必要がある。

##### 【事業内容】

時間や場所に制約のある女性に対して対面とオンラインを使用したハイブリットでのデジタルスキル習得講座を実施する。参加できなかった場合はアーカイブを配信する。地域企業に対して研修内容で対応できる業務の切り出しを依頼し、講座終了後には自分のできる範囲で地域企業から依頼された業務を行う。

##### 【事業目標】

・講座受講後、事業実施年度内に業務発注を受けた人数  
○人（アウトカム）

##### 【事業KPI】

・講座参加人数 ○人（アウトプット）  
・講座修了者数 ○人（アウトプット）

##### 【対象経費】

講座委託料、講師謝金、講師旅費、会場使用料など

# 〔デジタル人材・起業家育成支援型の事業イメージ〕

## 女性のデジタル人材や女性起業家の育成

### デジタル人材の育成及び雇用の創出

#### 3. デジタルスキルアップ講座(デジタルスキルを身につけてキャリアアップ等を図る)

##### 【地域の実情と課題】

地域における女性の就業率は低くないものの、男女間の賃金格差は大きい傾向がある。男女間賃金格差の是正・女性の所得向上に向けて、安定して高い所得が見込まれるデジタルスキルを有した女性を増やす必要がある。

##### 【事業内容】

就業しているか否かにかかわらず、デジタルスキルを身につけるための講座を行う。なお、個々のスキルに対してスキル認定制度を設けることでスキルの定着度を担保する。AIやデータサイエンス等のスキルを身につけることで更なるキャリアアップを図ったり、副業として新たなスキル発揮の場所を持っていただく。講座終了後はDXに注力したい地域企業との1対1の面談の機会を設けて、キャリアアップに向けた伴走支援を行う。

##### 【事業目標】

・講座後にキャリアアップや副業を始める等収入増となった人数  
〇人(アウトカム)

##### 【事業KPI】

・講座の参加人数 〇人(アウトプット)  
・講座にてスキル認定された延べ人数 〇人(アウトプット)

##### 【対象経費】

講座委託料、講師謝金、講師旅費、会場使用料など

#### 4. デジタル人材の起業支援(デジタル技術を活用して起業・事業展開を図る)

##### 【地域の実情と課題】

昨今、ビジネスにおいてデジタルを活用した情報発信や集客は非常に重要となっている。運用や分析等も含むデジタルマーケティングのスキルを身につけた高度デジタル人材は、地域におけるDX推進を行うにあたって必要不可欠である。

##### 【事業内容】

デジタルマーケティングは高度かつ多岐にわたるため、一定の期間をかけてデジタル講座を行う。スキルの習熟状況がわかるようにスキルごとに検定を実施し、一定のスキル習得の担保を行う。併せて起業に必要な手続きや事業計画の作成なども行い、講座終了後にはデジタルマーケティングスキルを有した人材として起業を行う。手続等については市として伴走支援を行う。

##### 【事業目標】

・講座後に起業した人数 〇人(アウトカム)

##### 【事業KPI】

・講座の参加人数 〇人(アウトプット)  
・すべてのスキル検定に合格した人数 〇人(アウトプット)

##### 【対象経費】

講座委託料、講師謝金、講師旅費、会場使用料など



# 参考URL

## ○女性活躍・男女共同参画の重点方針2025

(女性版骨太の方針2025)

<https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html>

## ○地域女性活躍推進交付金を活用した事業

・令和6年度実施事業(ポンチ絵)

[https://www.gender.go.jp/policy/chihou\\_renkei/kofukin/r06/jisshi.html](https://www.gender.go.jp/policy/chihou_renkei/kofukin/r06/jisshi.html)

・令和7年度交付決定事業一覧

[https://www.gender.go.jp/policy/chihou\\_renkei/kofukin/r07/jisshi.html](https://www.gender.go.jp/policy/chihou_renkei/kofukin/r07/jisshi.html)

## ○新・女性デジタル人材育成プラン

<https://www.gender.go.jp/policy/digital/index.html>

## ○女性デジタル人材育成プラン事例集

[https://www.gender.go.jp/policy/digital/pdf/digital\\_cases.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/digital/pdf/digital_cases.pdf)



# 事業承継・M&Aについて

中小企業庁 事業環境部 財務課

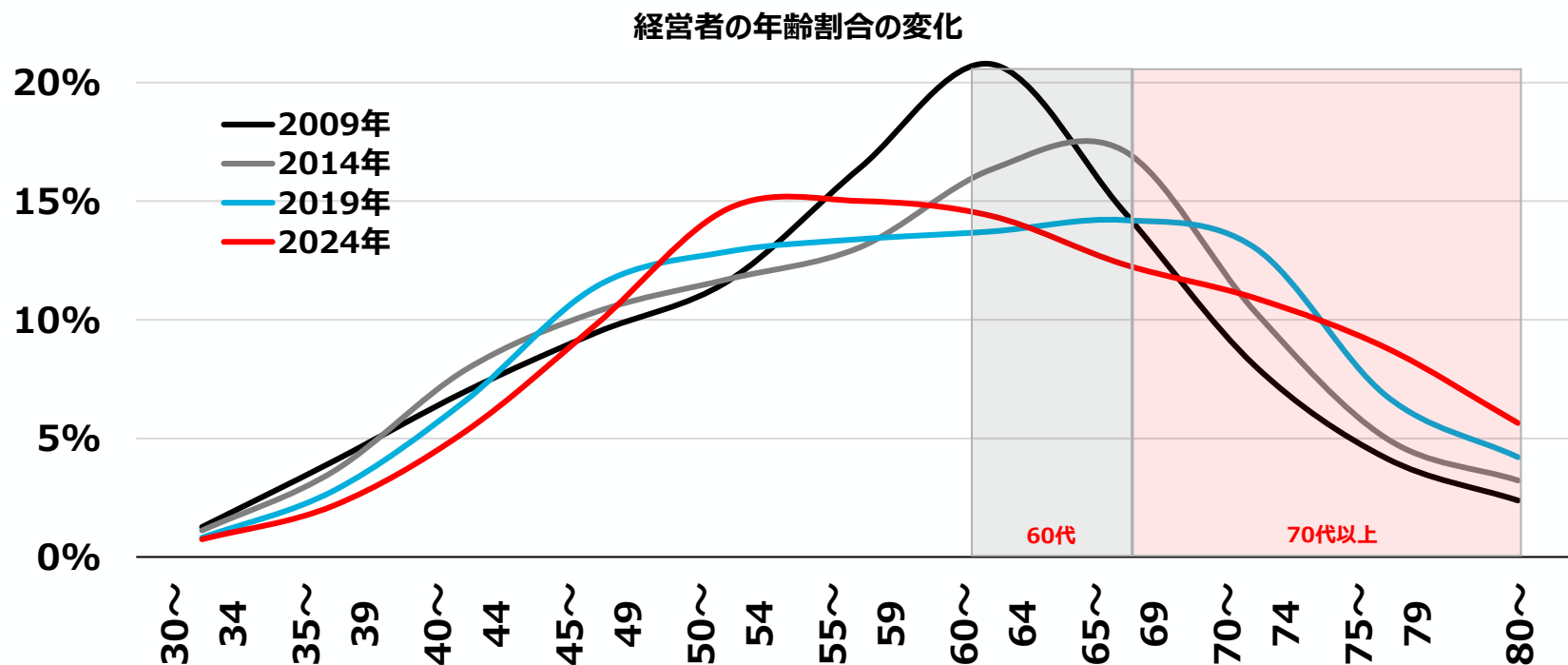
# 事業承継・M&Aについて

令和8年1月

中小企業庁 事業環境部 財務課

## 経営者の年齢分布の推移と事業承継の進展

- 経営者年齢の分布の変化をみると、一定程度事業承継が進展していることが示唆されるものの、未だ事業承継が必要となる70代の事業者が多く存在。加えて、今後承継が本格的に必要となる60代の層も多く存在している。



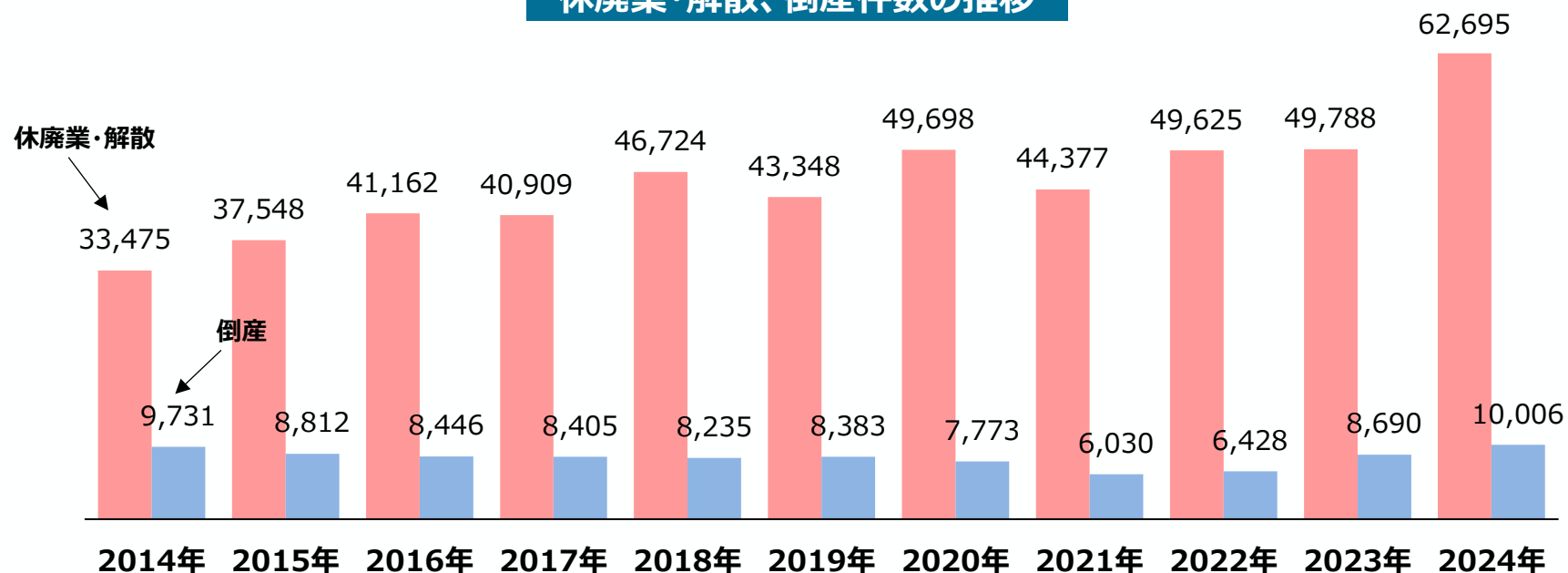
(注) 割合については帝国データバンクデータ。者数は2023年中小企業実態基本調査の対象者の母集団数に当該割合を乗することにより推計。

(出所) 帝国データバンク「全国企業『後継者不在率』動向調査」(2024年)を基に作成

## 廃業等の傾向

- 休廃業・解散数は増加傾向にあり、特に2024年は前年比で大きく増加。事業承継ではなく退出した者も相当程度存在することが示唆される。

### 休廃業・解散、倒産件数の推移

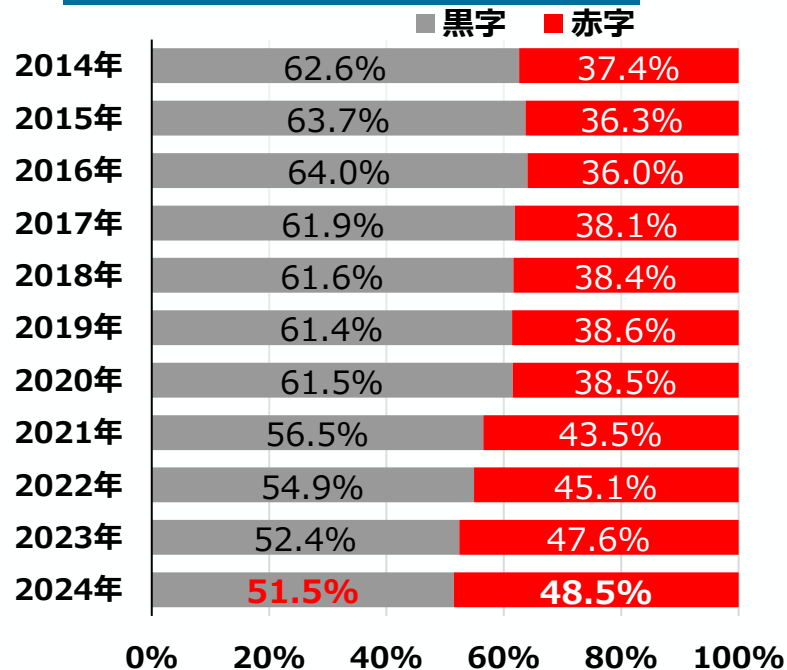


(注) 「休廃業・解散」は、倒産（法的整理、私的整理）以外で事業活動を停止した企業  
(出所) (株) 東京商工リサーチ調べ

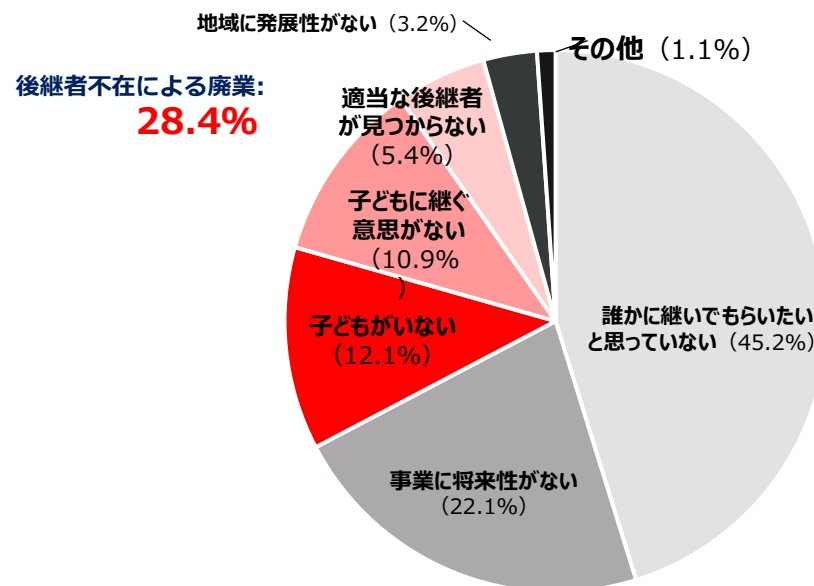
## 後継者不在による廃業等の発生

- 以前として、休廃業・解散事業者のうち、黒字廃業の比率が半数を超える状況。また、廃業する予定の企業に廃業理由を聞いたところ、後継者不在による廃業が約3割を占める。

休廃業・解散事業者の損益別比率



廃業理由（廃業予定企業、2023年）



(注) 「休廃業・解散」は、倒産（法的整理、私的整理）以外で事業活動を停止した企業

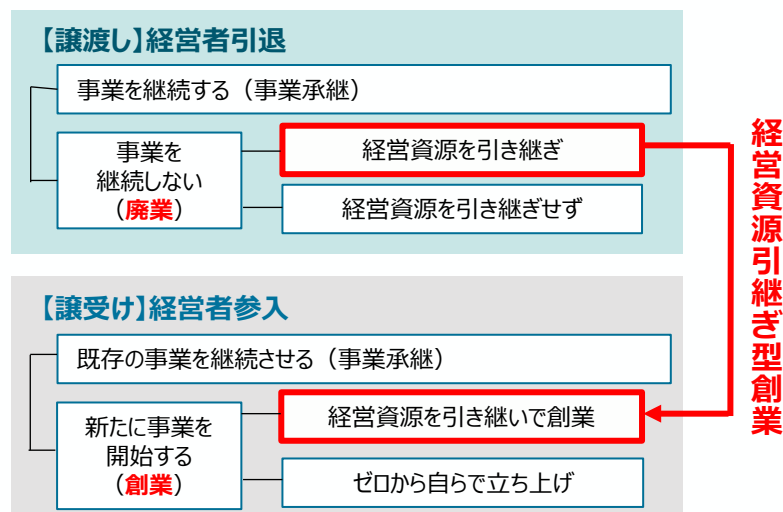
(出所) (株) 東京商工リサーチ調べ、日本政策金融公庫総合研究所「中小企業の事業承継に関するインターネット調査（2023年調査）」を基に作成



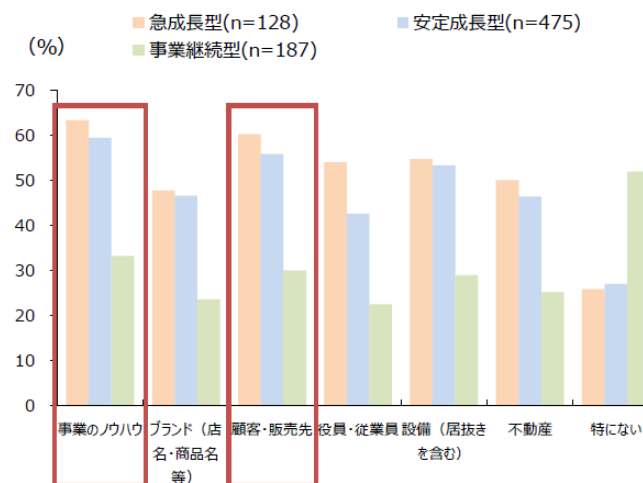
## 創業希望者への経営資源引継ぎについて

- 廃業した事業者の経営資源を引継いで行う創業（「経営資源引継ぎ型創業」）は、経営資源の引継ぎだけでなく、リスクやコストを抑えた創業の観点からも有用。
- 企業準備者が引継ぎたい経営資源としては、「事業のノウハウ」や「顧客。販売先」等が多い。

### 経営資源引継ぎ型創業の概念図



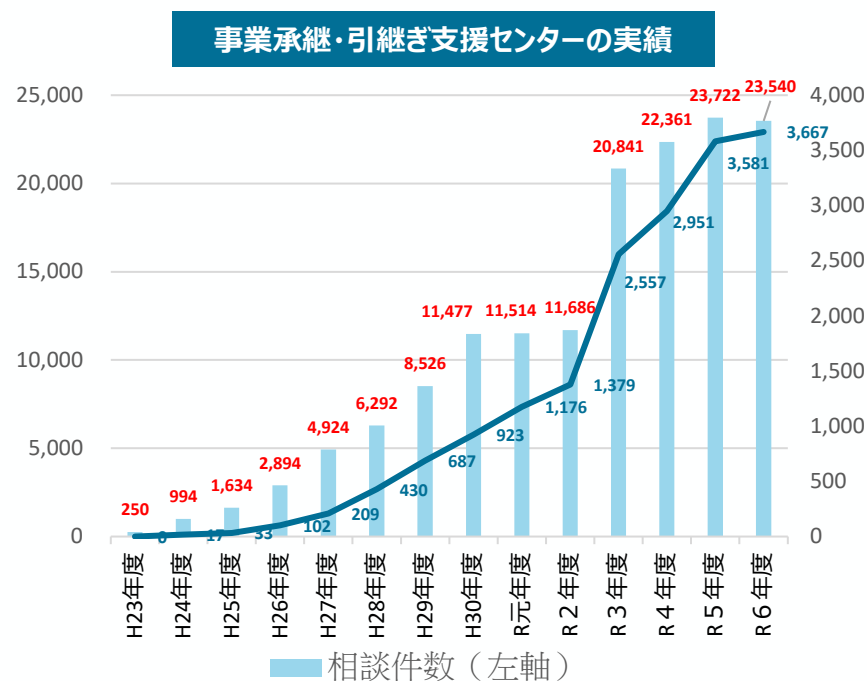
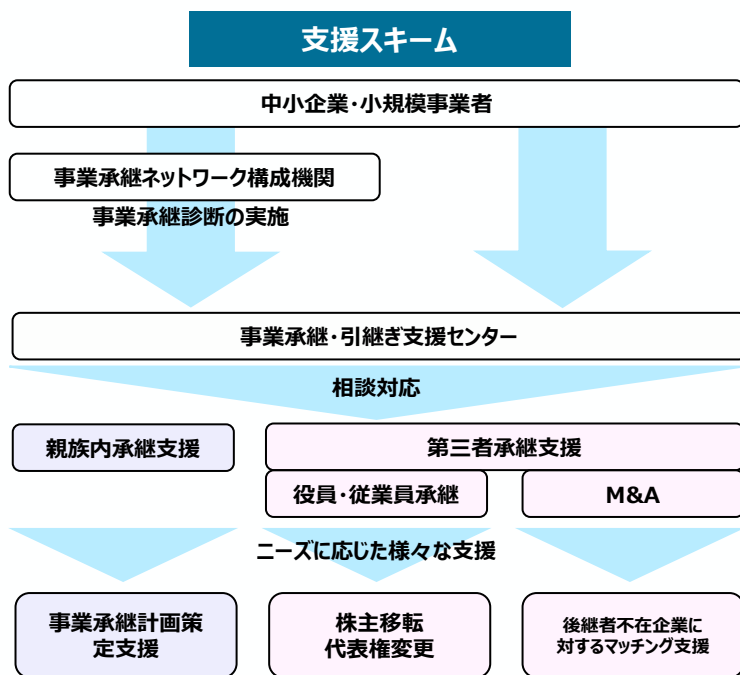
### 企業準備者が引継ぎたい経営資源



【資料】三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）「中小企業・小規模事業者における経営者の参入に関する調査」（2018年12月）  
 （注）1. 各経営資源について引継ぎを「具体的に検討している」、「検討したい」と回答した者を集計している。  
 2. 複数回答のため、合計は必ずしも100%にはならない。

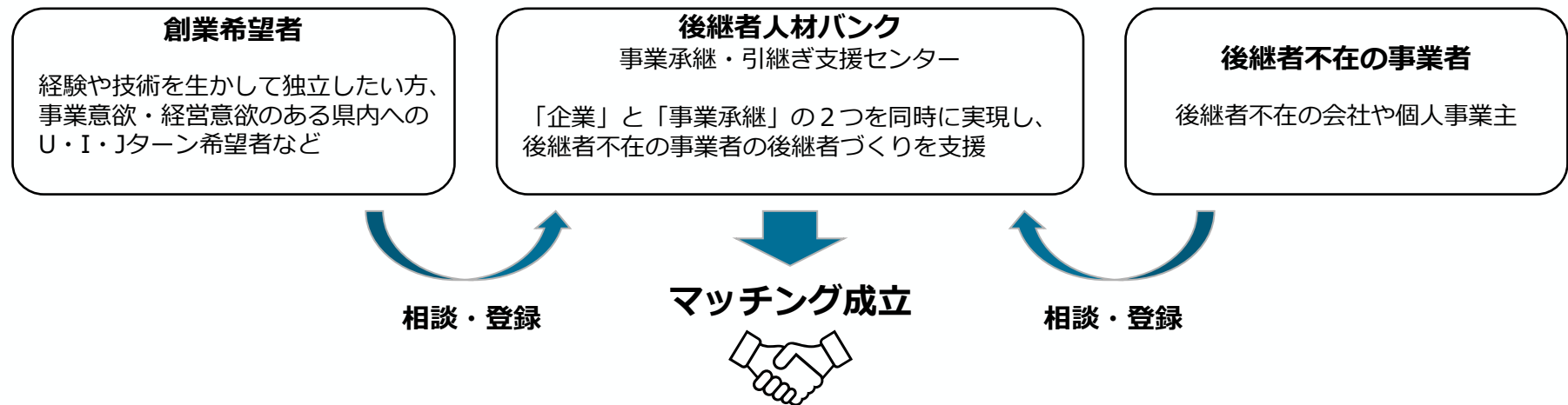
## (参考) 事業承継・引継ぎ支援センターによるワンストップ支援

- 全国47都道府県に設置した「事業承継・引継ぎ支援センター」では、親族内承継・第三者承継問わず、支援ニーズの掘り起こしからニーズに応じた支援までワンストップで実施。
- 事業承継・引継ぎ支援センターの相談件数・成約件数ともに増加傾向で、令和6年度には相談件数が23,540件、成約件数が3,667件に達した。



## 後継者人材バンク

- 後継者不在の中小企業・小規模事業者（主に個人事業主）と企業家・創業希望者をマッチングすることにより、地域に必要な事業を存続させ、創業も支援する事業。**全国47都道府県の事業承継・引継ぎ支援センターに設置。**



### 【創業希望者のメリット】

- 販売先（顧客）や仕入先、店舗等の経営資源を引き継ぐため、創業時にのリスクを低く抑えることができる。
- 地域における知名度や経営ノウハウ、代々育まれてきた知識など、目に見えない資産を引き継ぐことができる。

### 【後継者不在の事業者のメリット】

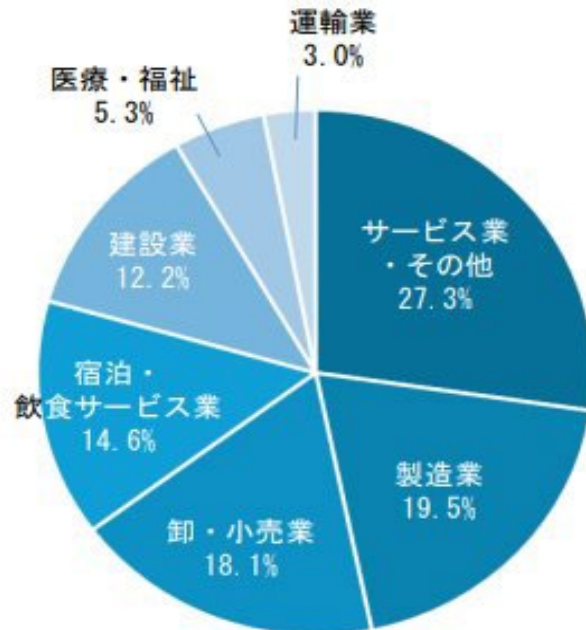
- 先祖代々承継してきた事業を絶やすことなく、次世代に引き継ぐことができる。
- 事業の存続を望む従業員や取引先、地域からの期待に応えることができる。

【資料】中小企業基盤整備機構資料

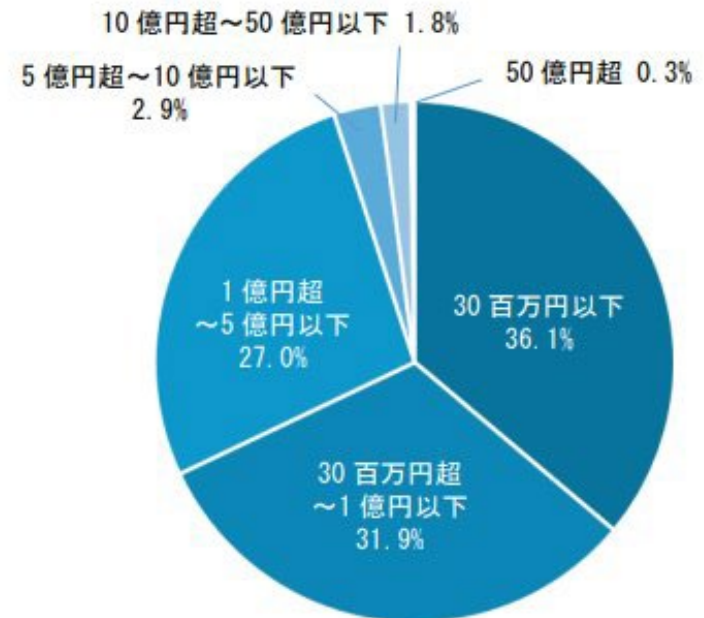
## (参考) 事業承継・引継ぎ支援センターにおける成約案件の状況

- 第三者承継の成約案件の譲渡企業は多岐にわたり、売上高は5億円以下が9割超（2024年度）と小規模な企業が多い。

成約案件における譲渡企業の業種別割合



成約案件における譲渡企業の売上規模別割合



【資料】中小企業基盤整備機構資料

## 星の駅たかざき 第三者承継事例（指定管理者変更）

### 事業引継ぎ概要

施設名：高崎農産加工センター（都城市高崎町）  
〈 主な業務：惣菜、ドレッシング、菓子、漬物製造販売 〉  
譲渡者(旧指定管理者)：高崎町農産加工センター事業協同組合 代表理事 坂元 順子  
譲受者(新指定管理者)：(株) R O P E S 代表取締役 大内 康勢  
(令和2年8月まで都城市地域おこし協力隊員)  
引継方法：第三者承継（指定管理者の変更）  
引継日：令和2年9月30日

### 事業引継ぎの経緯

高崎町農産加工センター事業協同組合は都城市を代表する地場産品である惣菜、ドレッシング、菓子、漬物を製造。また、地元農家、加工品製造業者、工芸品製造業者と連携し、地場の農産物、加工品、工芸品を直売。当施設は都城市所有であり平成18年より指定管理者として運営していた。

当センターは、約26年前に婦人部団体が集まり加工製造を始めたのをきっかけにスタートしたもので、販売する商品は地域住民はもとより、県内、観光客等の評判が高く、遠方からお越しいただく方も多い。

創業から26年以上経過し、生産、販売も軌道に乗っていたが、組合員の高齢化等から将来の事業継続に不安を抱える中、商品開発等をサポートする地域おこし協力隊員を募集し、大内氏が着任した。3年間勤務し、その働きが評価され後継者として事業を引き継ぐこととなった。（法人としての引継ぎ）

指定管理者の変更となるため、都城市議会の議決を経て新指定管理者として事業を引き継ぎ、10月1日から新体制がスタートした。

なお、従来からの加工センターのメンバーは引き続き加工製造等に従事し、伝統は引き継がれるとともに、新たな出発による将来の更なる発展が期待される。

後継者人材バンク

地域おこし協力隊



## (参考) 事業承継・引継ぎ支援センターの連絡先一覧

- 後継者人材バンクの登録の際には、創業を希望する地域の事業承継・引継ぎ支援センターにお問い合わせください。

※創業支援機関が行う「創業塾」や「創業セミナー」等への参加を申請の条件としている場合などもあります。  
詳しくは、各都道府県のセンターHP等をご確認ください。

|         | 設置主体                 | 電話番号         |     | 設置主体            | 電話番号         |
|---------|----------------------|--------------|-----|-----------------|--------------|
| 北海道     | 札幌商工会議所              | 011-222-3111 | 福井県 | 福井商工会議所         | 0776-33-8279 |
| 青森県     | (公財) 21あおり産業総合支援センター | 017-723-1040 | 滋賀県 | 大津商工会議所         | 077-511-1505 |
| 岩手県     | 盛岡商工会議所              | 019-601-5079 | 京都府 | 京都商工会議所         | 075-353-7120 |
| 宮城県     | (公財) みやぎ産業振興機構       | 022-722-3884 | 大阪府 | 大阪商工会議所         | 06-6944-6257 |
| 秋田県     | 秋田商工会議所              | 018-883-3551 | 兵庫県 | 神戸商工会議所         | 078-303-2299 |
| 山形県     | (公財) やまがた産業支援機構      | 023-647-0663 | 奈良県 | 奈良商工会議所         | 0742-93-8815 |
| 福島県     | (公財) 福島県産業振興センター     | 024-954-4163 | 和歌山 | 和歌山商工会議所        | 073-499-5221 |
| 茨城県     | 水戸商工会議所              | 029-284-1601 | 鳥取県 | (公財) 鳥取県産業振興機構  | 0857-20-0072 |
| 栃木県     | 宇都宮商工会議所             | 028-612-4338 | 島根県 | 松江商工会議所         | 0852-33-7501 |
| 群馬県     | (公財) 群馬県産業支援機構       | 027-265-5040 | 岡山県 | (公財) 岡山県産業振興財団  | 086-286-9708 |
| 埼玉県     | さいたま商工会議所            | 048-711-6326 | 広島県 | 広島商工会議所         | 082-555-9993 |
| 千葉県     | 千葉商工会議所              | 043-305-5272 | 山口県 | (公財) やまぐち産業振興財団 | 083-902-6977 |
| 東京都     | 東京商工会議所              | 03-3283-7555 | 徳島県 | 徳島商工会議所         | 088-679-1400 |
| 東京都多摩地域 | 立川商工会議所 (実施機関)       | 042-595-9510 | 香川県 | 高松商工会議所         | 087-802-3033 |
| 神奈川県    | (公財) 神奈川産業振興センター     | 045-633-5061 | 高知県 | 高知商工会議所         | 088-802-6002 |
| 新潟県     | (公財) にいがた産業創造機構      | 025-246-0080 | 愛媛県 | (公財) えひめ産業振興財団  | 089-948-8511 |
| 山梨県     | (公財) やまなし産業支援機構      | 055-243-1830 | 福岡県 | 福岡商工会議所         | 092-441-6922 |
| 長野県     | (公財) 長野県産業振興機構       | 026-219-3825 | 佐賀県 | 佐賀商工会議所         | 0952-27-7071 |
| 静岡県     | 静岡商工会議所              | 054-275-1881 | 長崎県 | 長崎商工会議所         | 095-895-7080 |
| 愛知県     | 名古屋商工会議所             | 052-228-7117 | 熊本県 | 熊本商工会議所         | 096-311-5030 |
| 岐阜県     | 岐阜商工会議所              | 058-214-2940 | 大分県 | 大分県商工会連合会       | 097-585-5010 |
| 三重県     | (公財) 三重県産業支援センター     | 059-253-3154 | 宮崎県 | 宮崎商工会議所         | 0985-72-5151 |
| 富山県     | (公財) 富山県新世紀産業機構      | 076-444-5625 | 鹿児島 | 鹿児島商工会議所        | 099-225-9550 |
| 石川県     | (公財) 石川県産業創出支援機構     | 076-256-1031 | 沖縄県 | 那覇商工会議所         | 098-941-1690 |

# 事業承継等人材マッチング支援事業について

総務省 地域力創造グループ 地域政策課

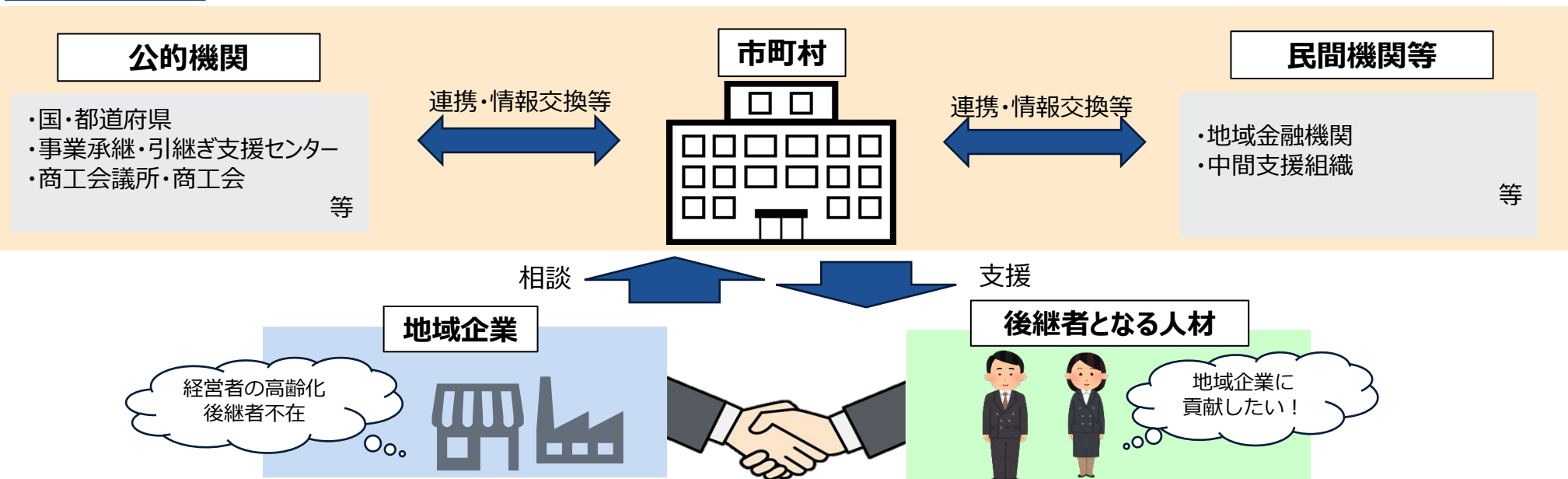


# 事業承継等人材マッチング支援事業 ～地域企業の後継者を確保～



- 地域企業の後継者等を確保するため、**市町村がハブとなり、地域企業と事業承継等人材とのマッチングを支援**する事業。
- 総務省は、市町村の経費に**特別交付税措置**を講じるほか、必要な支援を実施。

## 事業スキーム



## 財政措置

市町村を対象に、以下の経費について特別交付税措置

※ 1自治体あたり **上限1,500万円** (措置率0.5 (財政力補正あり) )

※ 地方単独事業に係る経費のみが対象

※ 市町村は、事業承継等人材マッチング支援事業に係る事業計画を策定する必要

### ①調査・人材育成

・人材・事業所等に対する調査  
・人材の発掘・スキルアップ 等

### ②マッチング

・交流会・商談会の開催  
・マッチングシステム構築 等

### ③マッチングトライアル

・人材が事業所で試用的に業務に従事する際の人件費・交通費 等

④コーディネータ等の配置 ※自治体職員の人件費は対象外

## POINT

- **地域企業が後継者等を確保するための市町村の取組を幅広く財政措置**
- **事業承継に限らず、女性・若者・シニア・外国人・副業人材等、多様な人材と地域企業とのマッチングを支援する場合の経費も対象**

## （参考）市町村における事業承継支援の事例（栃木県那須塩原市）

- 令和5年に**地元の中間支援事業者及び商工会**と「**事業承継の推進に関する連携協定**」を締結。
- 関係機関の強みを生かしながら、事業者からの**事業承継に係る各種相談や事業承継したい案件の掘り起こし**を行うとともに、**事業承継支援プラットフォームを開設**することで、**後継者とのマッチングまで一貫して支援**。

### ○連携による支援の枠組み（イメージ）



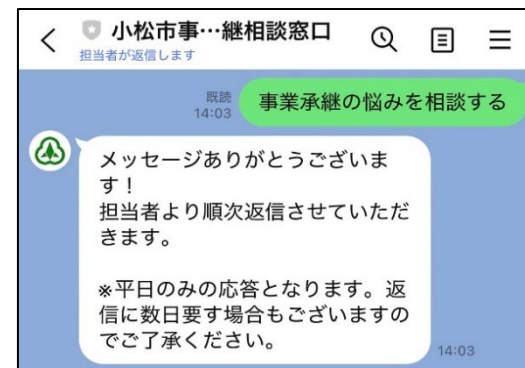
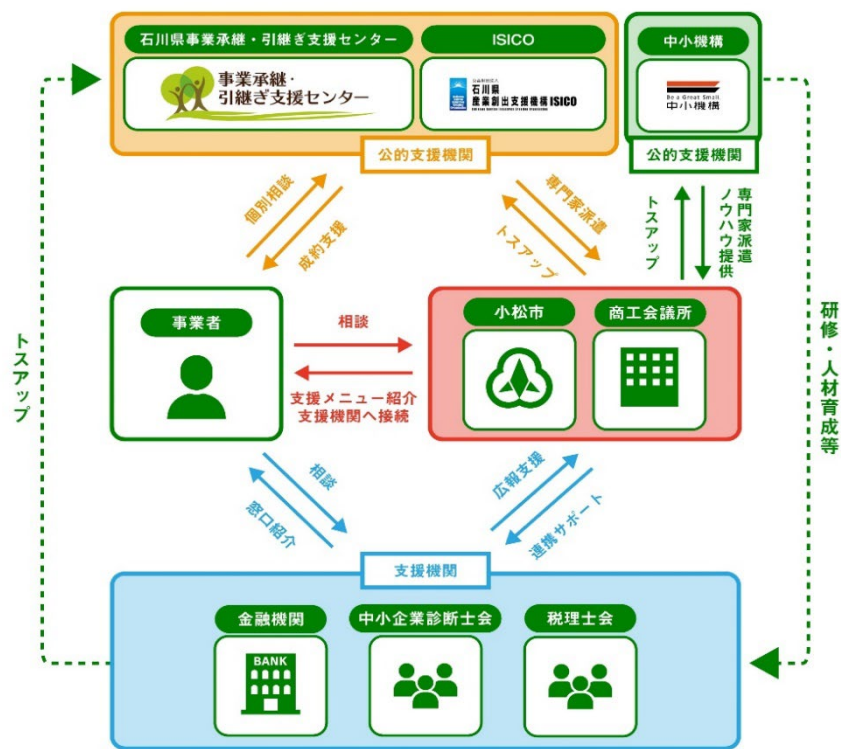
### 自治体からの声

自治体が事業承継に取り組む必要性について、気づいたこと。

- 行政が中心となる連携体制**の下で事業承継支援を行うことで、**事業者が安心して自治体や関係機関に相談することが可能**。
- 自治体・中間支援事業者・商工会が持つ情報はそれぞれ異なるため、**関係機関で日々連携して情報共有を行うことが重要**。
- 事業承継支援については、**創業支援施策や移住・定住施策と組み合わせ、**「**地域の明るい未来**」のための施策として実施するとより効果的。

## (参考) 市町村における事業承継支援の事例 (石川県小松市)

- 令和6年12月に、関係機関が一堂に会する「**小松市事業承継支援機関連絡会議**」を開催し、**地域ぐるみの事業承継支援の体制の構築に向けた連携の確認を行う**。会議を契機に、**関係機関が自発的に動く仕組みづくりを推進**。(令和7年11月には、連携協定を締結。)
- 事業者が気軽に相談できるよう、**スマホアプリを使用した事業承継相談窓口も開設**。
- その他、「**地域に残したい**」店について**市民向けアンケート調査を実施**し、その内容を事業者にもフィードバック。事業承継機運の向上につなげている。



スマホアプリを通じて、チャット形式で事業承継の相談が可能



スマホアプリでアンケート調査を実施するとともに、全戸向け配布する広報誌にもアンケート案内のチラシを挟むことで、市民の声を拾い上げることに成功。

### 自治体からの声

自治体が事業承継に取り組む必要性について、気づいたこと。

- **自治体がハブ**となって、県の事業承継・引継ぎ支援センターや商工会議所、金融機関等が連携することで、**各機関が強みを相互に活かしながら、地域全体で事業承継の機運を高めることが可能**。
- 自治体だからこそ、**地域の事業者に近い視点で支援ニーズを把握し、関係機関と連携して適切なサービスの提供や調整を行える**。

# 地域の人事部について

経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業政策課

# 地域の人事部について

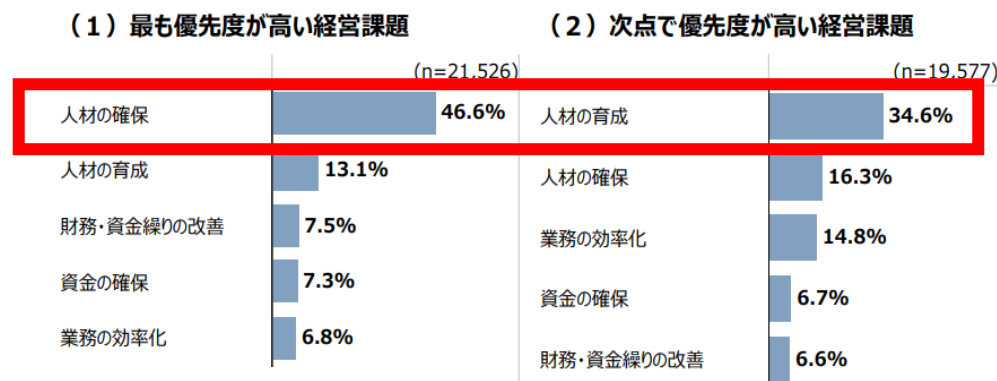
2026年1月

経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業政策課

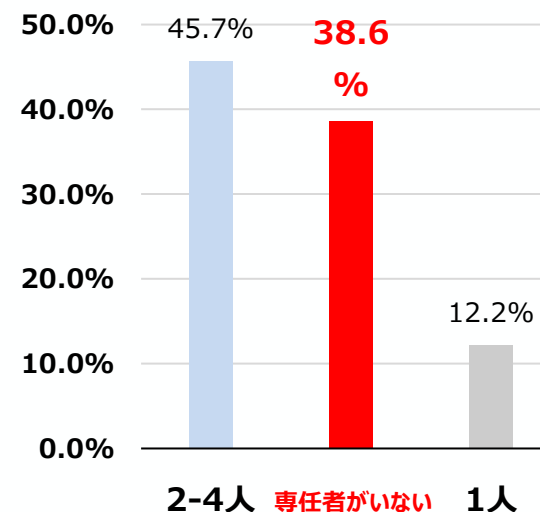
# 地域の中小企業の経営課題

- 中小企業が最も優先度が高い経営課題として「人材の確保」が挙げられている。また、「人材の育成」も次に優先度が高い課題。
- 他方で、**地域の中核企業候補（地域未来牽引企業）**においても、**約4割が専任の人事・採用担当者が不在**であり、**人材確保やその後の人材育成等が十分に出来ていない状況**。

中小企業の優先度が高い経営課題



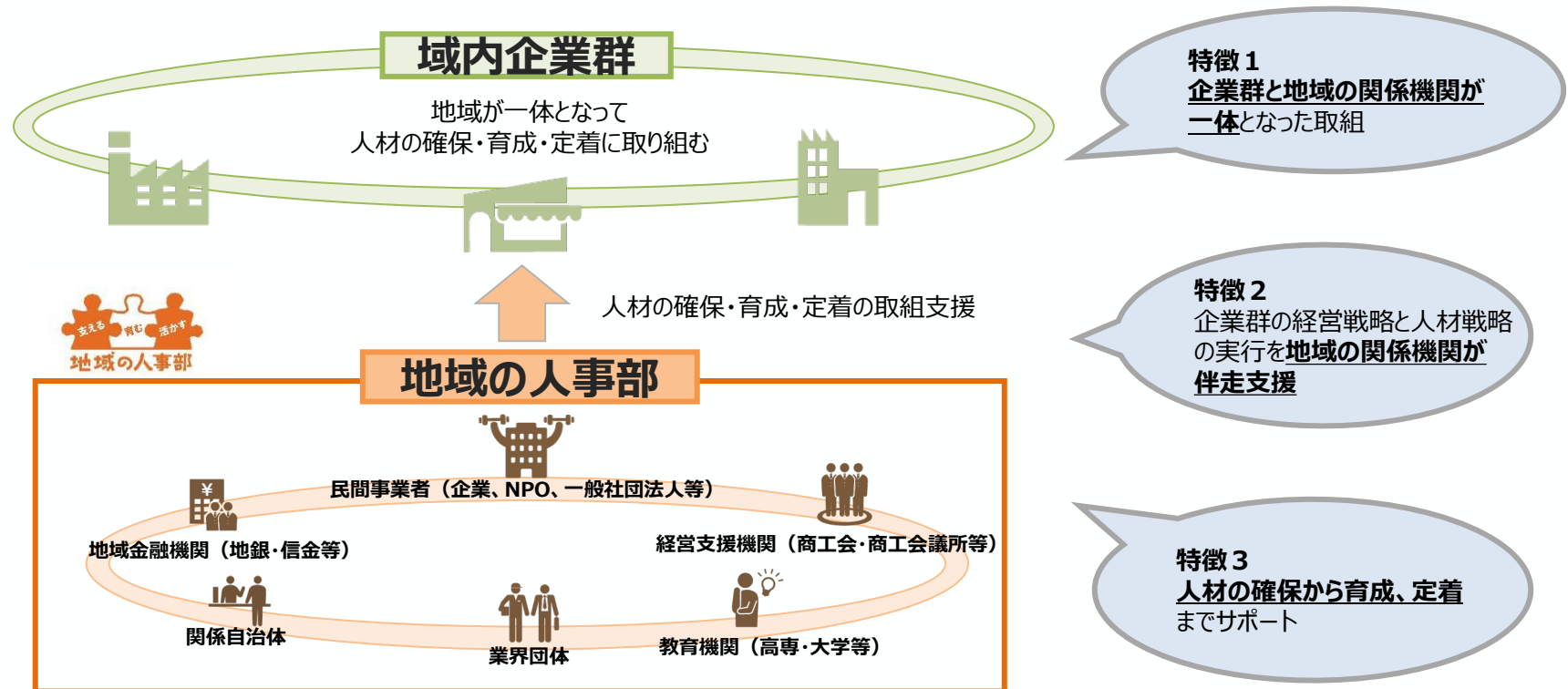
地域未来牽引企業における人事担当者の人数



注：（左図）（株）帝国データバンク「中小企業の経営課題とその解決に向けた取組に関する調査」。「現在の経営課題について、対応する優先度が高いと考えているもの」を上から順に三つ聞いたもの。  
 （右図）地域未来牽引企業を対象としたアンケート調査（有効回答数：1,199社）。「貴社の人事・採用業務の担当者の人数について、当てはまるものを一つ選択してください。」に対する回答のうち、4人以下のものを抜粋。  
 出典元：（左図）中小企業庁「中小企業白書（2024年版）」  
 （右図）経済産業省「令和元年度 大企業人材等の地方活躍推進事業（地域の中核企業による人材確保手法等の調査分析）」（調査期間2020年7月22日～8月6日）を基に作成。

# 「地域の人事部」の取組イメージ（地域における人材確保・育成・定着）

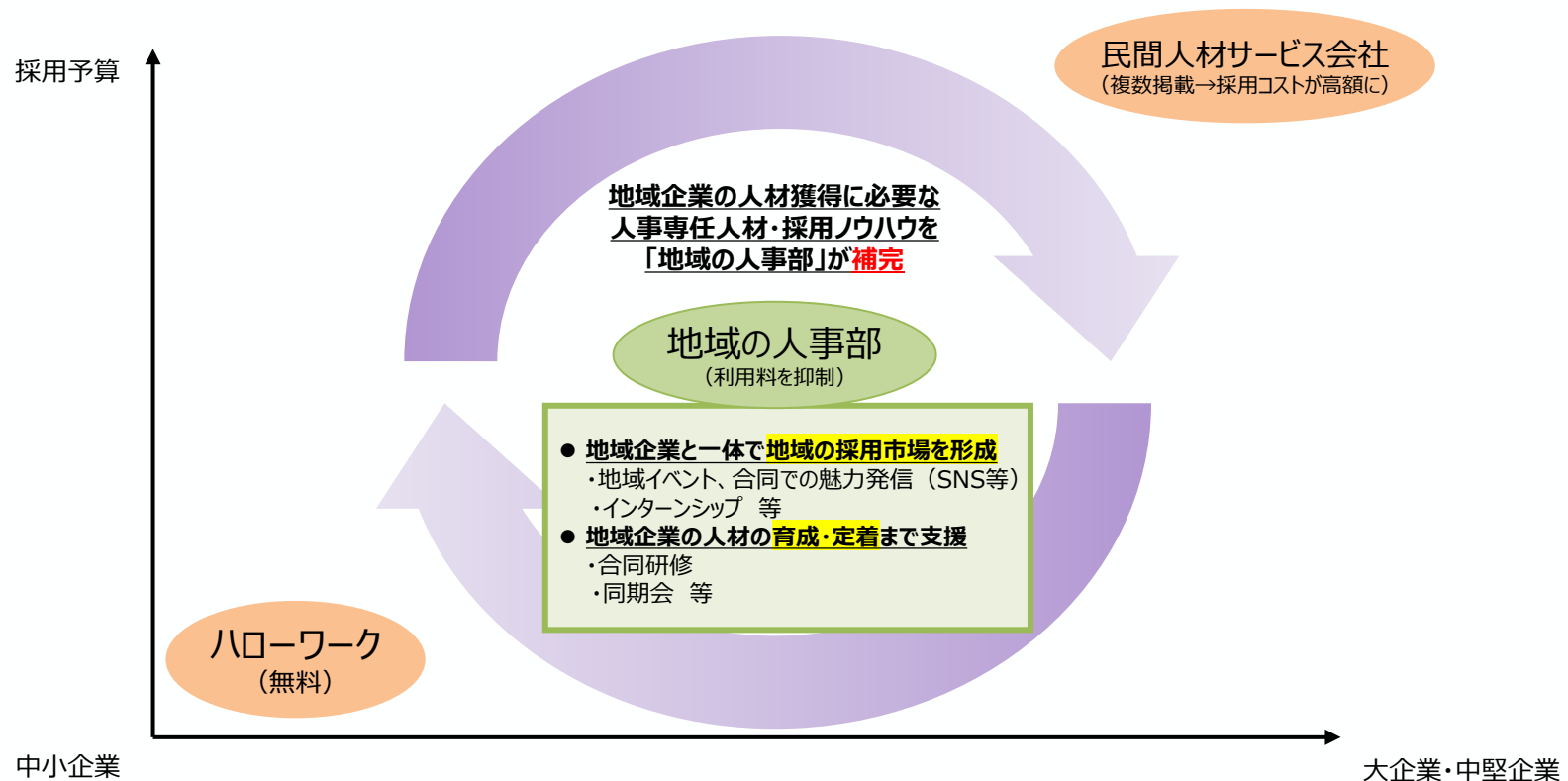
- こうした地域における人材課題の解決を目指して、民間事業者等（「地域の人事部」）が、地域企業群及び地域の関係機関（自治体・経営支援機関・教育機関・業界団体・地域金融機関等）と連携して、地域企業の人材確保・育成・定着を行う取組が、各地で広がっている。





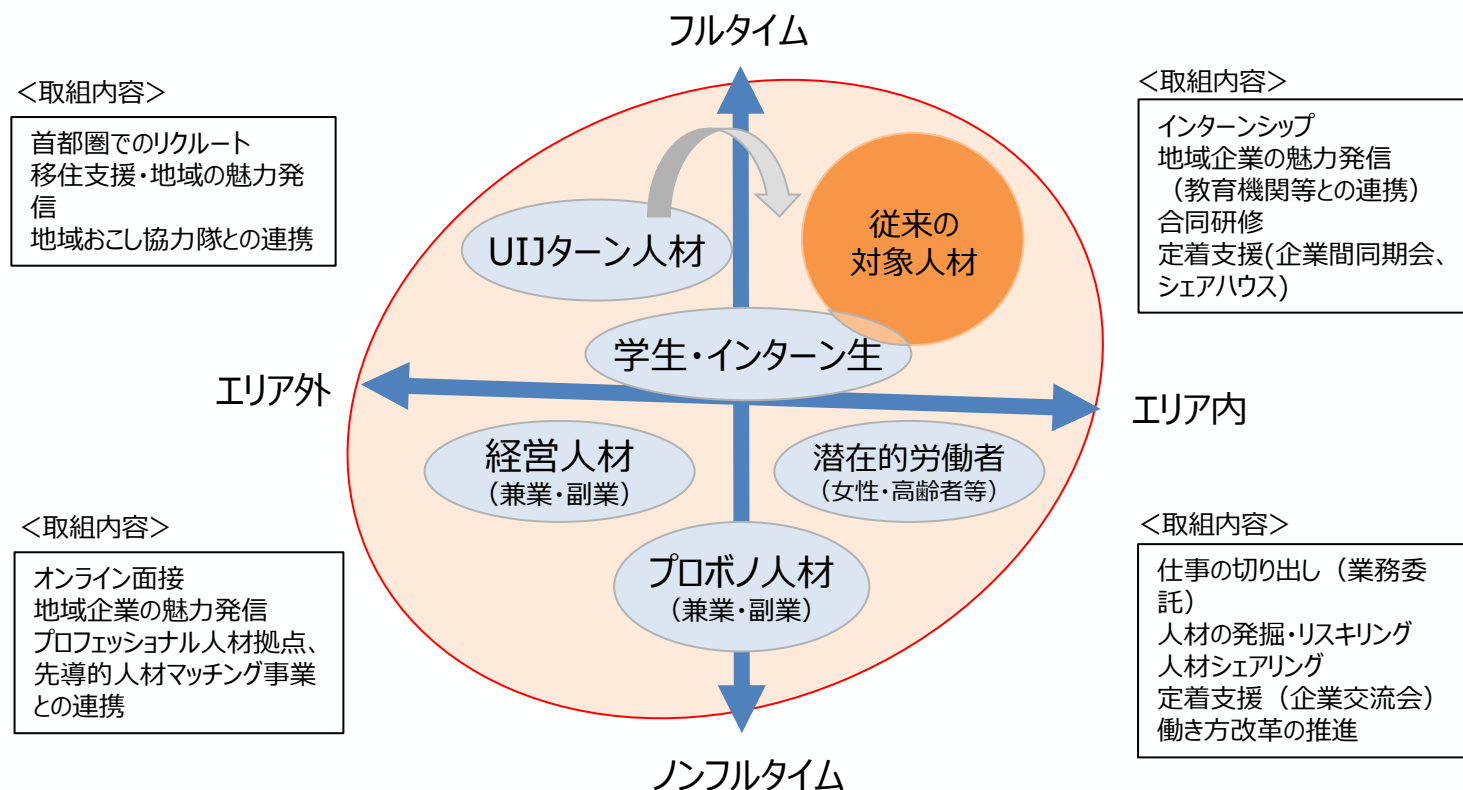
# 「地域の人事部」の機能①：採用コストの抑制、人事ノウハウの補完

- 多くの中小企業は、**予算・人材リソース等の制約**から、求人広告費のかからないハローワークを利用。
- 民間人材サービスを利用している地域未来牽引企業からは「賃上げや求人サイト・SNSで発信等をしているが、首都圏の大手有名企業へ流れてしまう」「若手を採用してもすぐ離職してしまう」等の声。  
「地域の人事部」が地域企業の魅力を発信し、面で取り組むことで、採用コストを抑制し、地域企業の人材育成・定着まで支援することが重要。



## 「地域の人事部」の機能②：地域で活躍する人材母集団の拡大

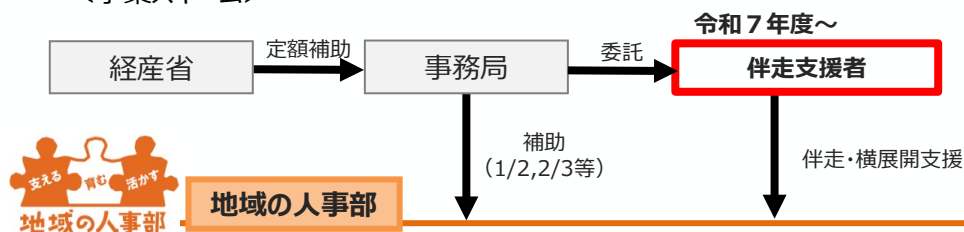
- 地域に必要な人材確保・育成・定着には、働き手に対する柔軟性を高めることで、地域において活用できる人材母集団を広げることが重要。
- 地域の人事部は、地域企業の人材課題に応じて、①学生・インターン生、②UIJターン人材、③兼業・副業人材、④潜在的労働者といった、多様な人材を対象としている。



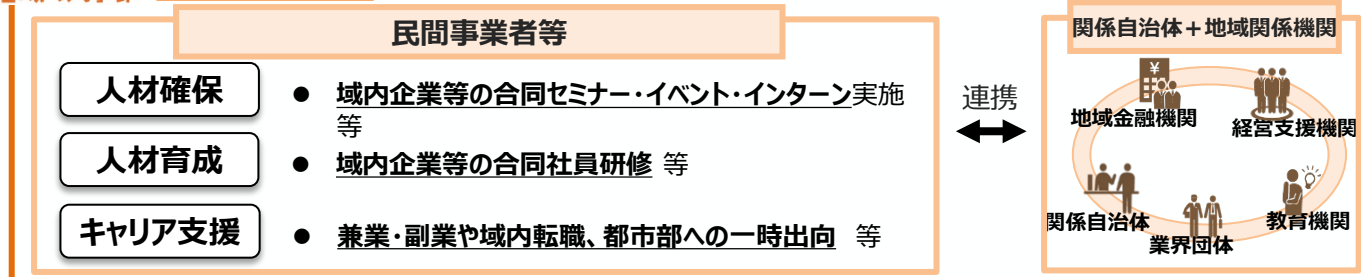
# 「地域の人事部」による人材確保・育成・定着（令和4～7年度）

- 経済産業省では、民間事業者等が地域企業群や関係機関（自治体・経営支援機関・教育機関等）と連携し、地域が一体となって人材確保・育成・定着を行う「地域の人事部」の取組を推進。
- 令和4～7年度で累計115件を採択し、モデル事例の創出や担い手の醸成、ブランディング化、加えて令和7年度からは既に一定のノウハウを持つ地域の人事部事業者による伴走支援や地域間・広域連携を推進。

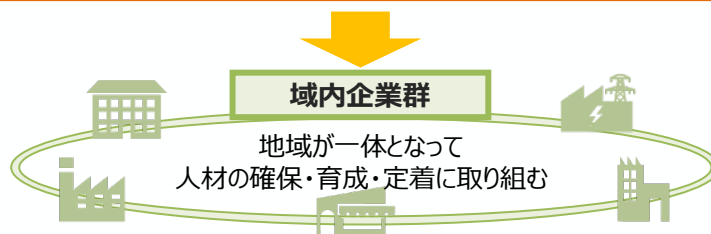
## ＜事業スキーム＞



|      | 令和4年度  | 令和5年度            | 令和6年度              | 令和7年度              |
|------|--------|------------------|--------------------|--------------------|
| 予算額  | 0.95億円 | 1.5億円            | 4.0億円              | 3.0億円              |
| 補助率  | 1/2    | 1/2、2/3、1/3      | 1/2、2/3            | 1/2、2/3、1/3        |
| 採択実績 | 20件    | 20件              | 46件                | 29件                |
| 補助上限 | 600万円  | 700万円<br>1,000万円 | 1,000万円<br>1,300万円 | 1,000万円<br>1,300万円 |



令和4年度「中小企業経営支援等対策費補助金（若者人材確保プロジェクトの実証）」  
 令和5年度「地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業補助金（地域戦略人材確保等実証事業）」  
 令和6年度「地域の中堅・中核企業の経営力向上支援事業補助金（地域戦略人材確保等実証事業）」  
 令和7年度「中小企業支援事業補助金（地域の人事部支援事業）」



# 地域の中堅・中核企業支援事業のうち、 (2) 地域の人事部支援事業 令和8年度予算(案) 2.9億円(3.0億円)

経済産業政策局 地域経済産業政策課

## 事業目的・概要

### 事業目的

地域経済を牽引する中堅・中小企業の自律的な成長を後押しし、地域における良質な雇用の拡大や認知度向上を図るため、民間事業者等が地域企業群や関係機関(自治体・経営支援機関・教育機関等)と連携し、地域が一体となって人材確保・育成・定着を行う「地域の人事部」の取組を支援することを目的とする。

### 事業概要

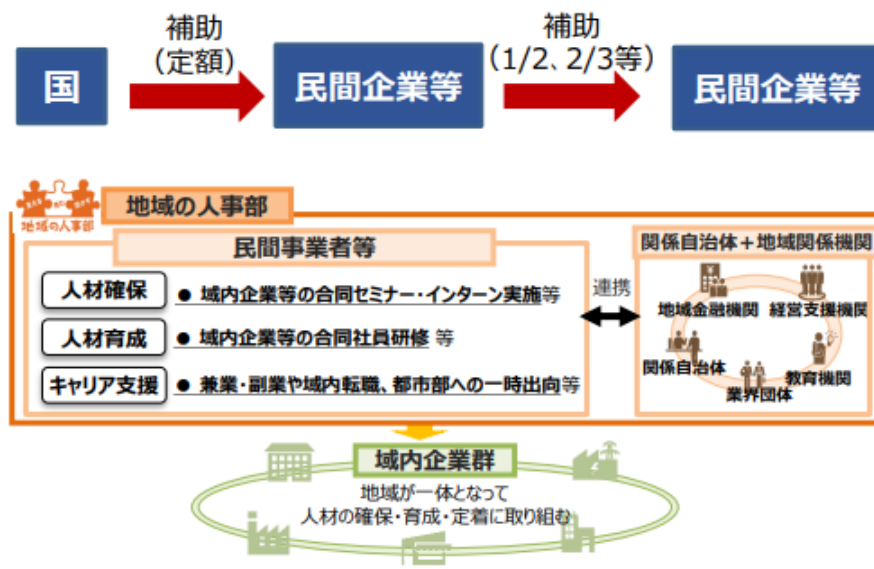
#### (1) 地域の人事部事業者伴走・横展開支援事業

地域の人事部の定着・自走化や他地域への横展開を後押しするため、既に一定のノウハウを有する地域の人事部事業者による伴走支援や地域間・広域連携等を推進する。

#### (2) 地域の人材確保・育成・定着に係る重点分野支援事業

- ① 地域の人事部事業者が、地域の教育機関等と連携して、地域企業群への幹部インターンシップ制度を導入し、地域企業の事業承継に関心のある右腕人材や未来の後継者候補と中堅・中小企業のマッチングや引継ぎ・キャリア支援等を行う取組を支援する。
- ② 地域の人事部事業の持続化に向けた自治体との連携を推進するため、地域未来投資促進法の連携支援計画の承認事業者や、小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画の認定を受けた商工会、商工会議所、二地域居住促進法に基づく特定居住支援法人等、法制度等と連携した地域の人材確保・育成・定着を目指す取組を支援する。

## 事業スキーム(対象者、対象行為、補助率等)



## 成果目標・事業期間

令和7年度から令和9年度までの3年間の事業であり、短期的には、各年度30件の地域の人事部の取組の支援を目指す。中期的には、地域における人材の確保・育成・定着を行う取組の補助事業開始年度の翌年度の継続率80%以上を目指す。

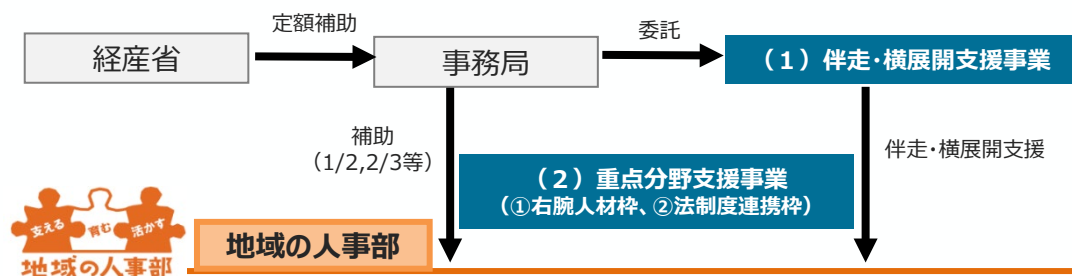
# 令和8年度「地域の人事部支援事業」(予算案額：2.9億円)

- 地域一体で中堅・中小企業の人材確保・育成・定着を行う「地域の人事部」の取組を支援しつつ、取組の定着・自走化を更に促すため以下を実施。加えて、採択回数上限や採択回数に応じた補助率逡減も導入。

(1) **伴走・横展開支援事業**：既に一定のノウハウを有する地域の人事部事業者による伴走支援や地域間・広域連携を推進

(2) **重点分野支援事業**：①地域企業の右腕人材・後継者育成、②法制度と連携した地域の人材確保・育成等の取組支援

## <事業スキーム>

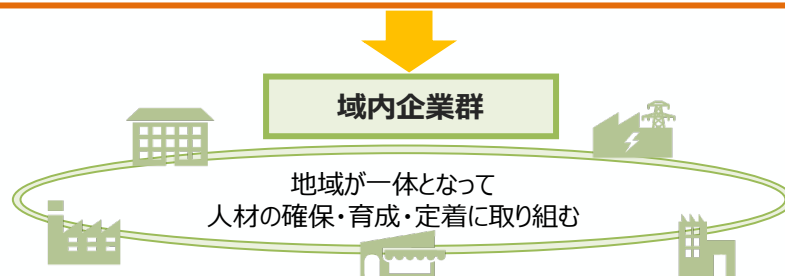
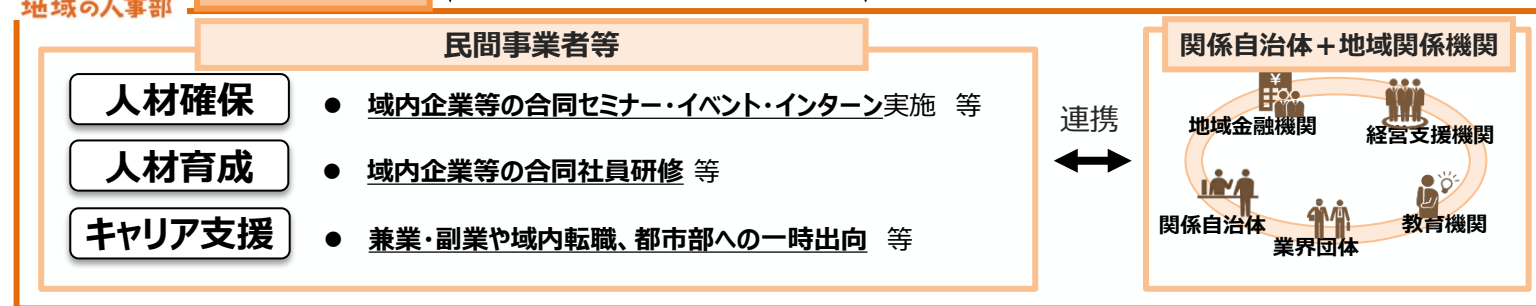


| 採択回数 | 令和7年度 |        | 令和8年度～       |        |
|------|-------|--------|--------------|--------|
|      | 右腕人材枠 | 法制度連携枠 | 右腕人材枠        | 法制度連携枠 |
| 1回目  | 2 / 3 | 1 / 2  | 2 / 3        | 1 / 2  |
| 2回目  |       | 1 / 3  | <b>1 / 2</b> |        |
| 3回目  |       |        | <b>1 / 3</b> | 1 / 3  |

①右腕人材枠：採択回数に応じて補助率を逡減（上記表）

②両枠共通：採択回数の上限を3回までに設定（4回目の採択は不可）。

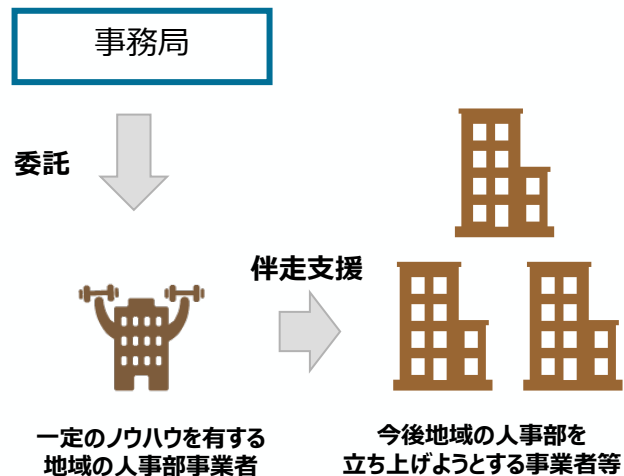
※①、②ともに、令和4年度以降、本資料p.5に記載の事業及び令和8年度の本事業において、採択枠を問わず採択された回数をカウントする。



## (1) 伴走・横展開支援事業

- 地域の人事部の定着・自走化や他地域への横展開を後押しするため、**既に一定のノウハウを有する「地域の人事部」事業者による伴走支援や勉強会、地域間・広域連携等を推進する。**

### 事業イメージ図



### 令和7年度取組例

#### 森興産株式会社

- 令和4年度より、大阪市他において「地域の人事部」採択事業者として外国人材のマッチング、定着支援、企業向けセミナー等を実施。外国人材の雇用支援にとどまらず、海外展開も含めた事業戦略策定等の支援の実績も有する。
- 「地域の人事部」事業者が、地域企業に対して人材マッチングに限らない経営課題をとらえた人材戦略提案力や、多様な関係主体を巻き込んだ推進力等を備える後押しのため、テーマ別勉強会や個別相談、各種支援機関等とのネットワーキングを支援予定。

#### 【活動内容（予定）】

##### ①勉強会

地域の人事部の持続的展開に向けた戦略設計や、地域間連携・広域展開を視野に入れた戦略構築等に関する勉強会を実施。

##### ②個別相談

課題の言語化と戦略構築に向けた個別相談を実施。

##### ③ネットワーキング支援

同社が持つ海外教育機関、外国公館、国内外の支援機関等とのネットワークを活用したネットワーキングの支援。

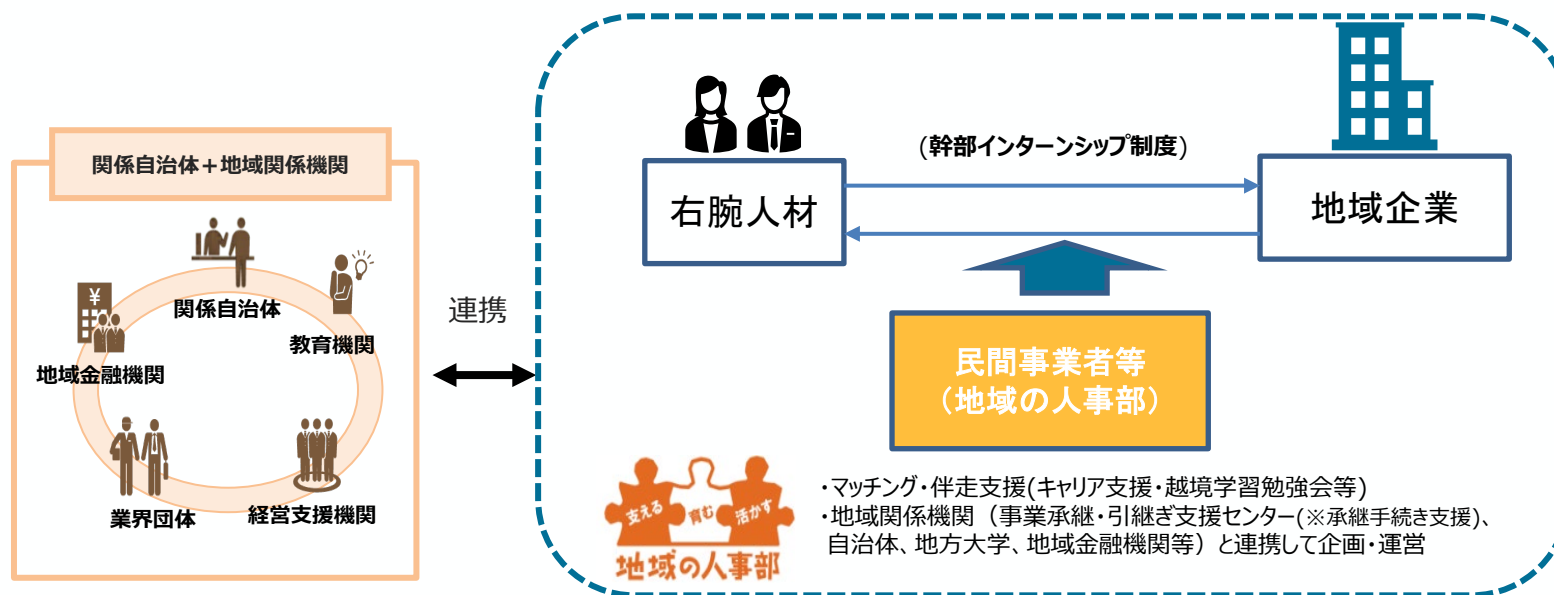


## (2) ①地域企業の右腕人材・後継者育成支援（右腕人材枠）

- 地域の人事部事業者が、地域の教育機関等と連携して、**地域企業群への幹部インターンシップ制度**を導入し、地域の中小企業の事業承継に関心のある**右腕人材（未来の後継者・経営幹部候補）**とのマッチングや社長からの**引継ぎ・キャリア支援等を行う取組を重点的に支援**することで、事業承継問題もセットで解決する日本型後継者育成キャリアシステムの構築を図る。

### 事業スキーム

- 右腕人材（未来の後継者・経営幹部候補）を求める地域企業に対し、幹部インターンシップ制度の企画運営・マッチング・キャリア支援等を行う民間事業者等の取組に補助支援



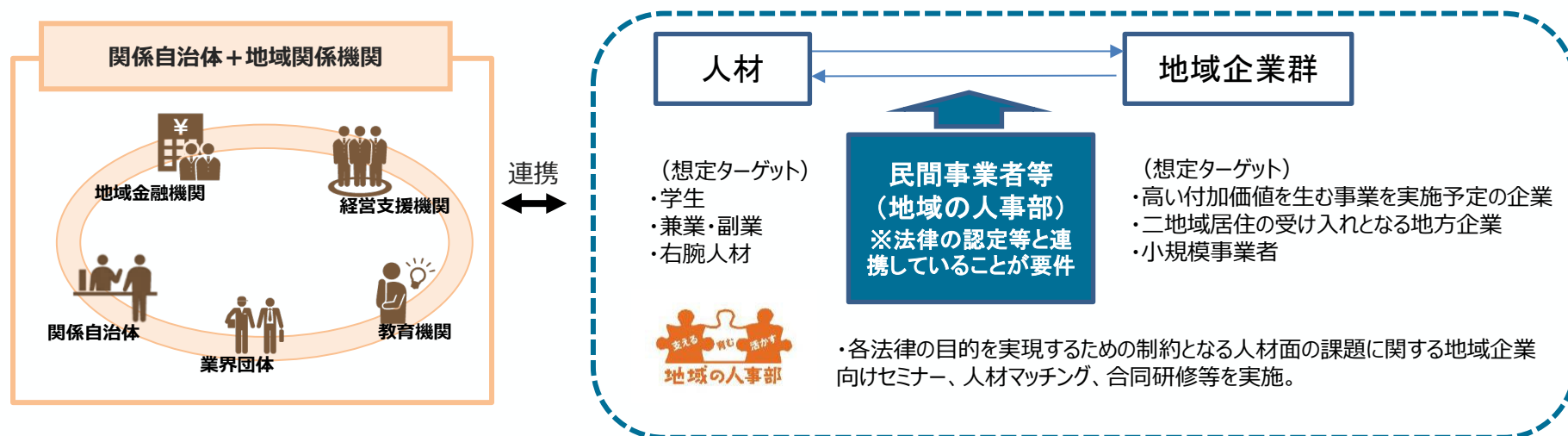


## (2) ②法制度と連携した地域の人材確保・育成等の取組支援（法制度連携枠）

### 事業スキーム

地域の人事部として活動を行う民間事業者等を、以下法律の承認等を受けている事業者限定（要件化）

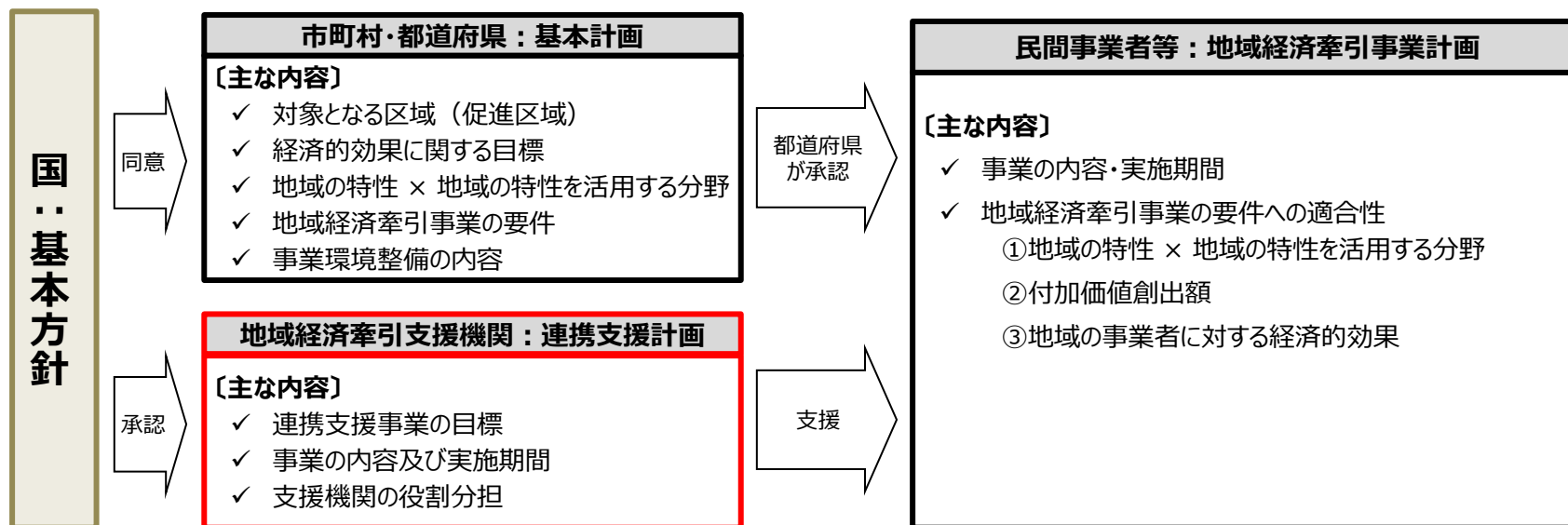
- ①**地域未来投資促進法**（地域経済牽引支援機関として、人材確保等の取組を連携支援計画に記載し、国の承認を受けた事業者）
- ②**小規模事業者支援法**（経営発達支援計画において、人材確保等の取組を記載し、国の認定を受けた商工会、商工会議所）
- ③**二地域居住促進法**（二地域居住等支援機関として市町村の指定を受けた事業者）



# (パターン1) 地域未来投資促進法との連携

(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律)

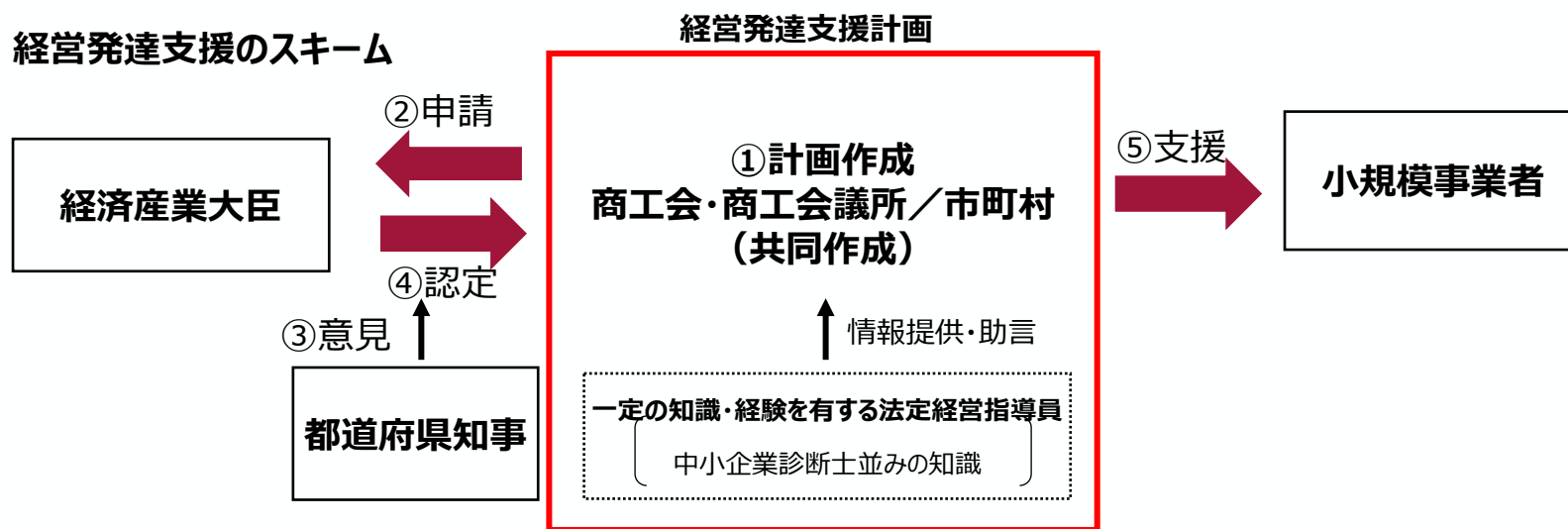
- 地域未来投資促進法では、民間事業者等が地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域に経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進。
- 地域経済牽引事業を促進する観点で、地域の人材確保・育成・定着を実施するため、複数年の連携支援計画を作成し、国が承認した事業者を支援。



## (パターン2) 小規模事業者支援法との連携

(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律)

- 商工会・商工会議所が市町村と連携しながら、地域課題を分析し、小規模事業者の持続的発展に向けた経営発達支援計画を作成・申請し、国が認定。
- 「地域の人事部」の普及において、**地域の商工会・商工会議所の役割は重要であり、経営発達支援計画に基づき、地域の人事部を実施する場合は支援。**



### 経営発達支援事業

- ①経営資源の内容、財務内容、その他経営状況の分析
- ②事業者の事業計画の策定・実行に係る指導及び助言
- ③商品、役務の需要動向及び経済動向に関する情報の収集、分析及び提供等
- ④応報、商談会、展示会等の販路開拓に寄与する事業

# (パターン3) 二地域居住促進法との連携

(広域的・地域活性化のための基盤整備に関する法律)

- コロナ禍を経てUIターンを含めた若者・子育て世帯を中心とする二地域居住へのニーズが高まっているが、**二地域居住にあたっては、「住まい」、「なりわい（仕事）」、「コミュニティ」といったハードルがある。**
- このため、市町村長から指定された**二地域居住等支援法人**が、**市町村が作成する特定居住促進計画と連携し、地域の人事部を実施する場合は支援。**

## 法律の概要

### 1【都道府県・市町村の連携】二地域居住<sup>※1</sup>促進のための市町村計画制度の創設

※1法律上は「特定居住」

- 都道府県が**二地域居住**に係る事項を内容を含む広域的・地域活性化基盤整備計画を作成したとき、市町村は二地域居住の促進に関する計画(**特定居住促進計画**)を作成可能
- 特定居住促進計画には、地域における**二地域居住に関する基本的な方針、拠点施設の整備に関する事項**等を記載するものとし、当該計画に定められた事業の実施等について**法律上の特例**を措置(住居専用地域において二地域居住者向けのコワーキングスペースを開設しやすくする等)
  - ⇒ 空き家改修・コワーキングスペース整備について支援<予算>
- 市町村は、都道府県に対し、**二地域居住**に係る拠点施設と重点地区をその内容を含む**広域的・地域活性化基盤整備計画**の作成について提案が可能

#### 都道府県（広域的・地域活性化基盤整備計画）

- ✓ 広域からの来訪者(観光客等)を増加させるインフラ(アクセス道路等)の整備事業等【現行】
- ✓ **二地域居住**に係る拠点施設【新設】
- ✓ その整備を特に促進すべき重点地区【新設】
- ⇒ インフラ整備(都道府県事業)について社会資本整備総合交付金(広域連携事業)により支援<予算>

#### 市町村（特定居住促進計画）【新設】

- ✓ 特定居住促進計画の区域
- ✓ **二地域居住**に関する基本的な方針  
(地域の方針、求める二地域居住者像等)
  - \* 住民の意見を取り入れた上で公表し、地域と二地域居住者とを適切にマッチング
- ✓ **二地域居住**に係る拠点施設の整備
- ✓ **二地域居住者**の利便性向上、就業機会創出に資する施設の整備
  - \* 事業の実施等について法律上の特例を措置
- ▼ 整備イメージ



<住宅>



<コワーキングスペース>



### 2【官民の連携】二地域居住者に「住まい」・「なりわい」・「コミュニティ」を提供する活動に取り組む法人(二地域居住等支援法人<sup>※2</sup>)の指定制度の創設

※2法律上は「特定居住支援法人」

- 市町村長は**二地域居住促進**に関する活動を行う**NPO法人、民間企業(例:不動産会社)**等を二地域居住等支援法人として指定可能
- 市町村長は空き家等の情報、仕事情報、イベント情報などの関連情報を情報提供(空き家等の不動産情報は本人同意が必要)
- 支援法人は、市町村長に対し、特定居住促進計画の作成・変更の提案が可能

### 3【関係者の連携】二地域居住促進のための協議会制度の創設

- 市町村は、特定居住促進計画の作成等に関し必要な協議を行うため、当該市町村、都道府県、二地域居住等支援法人、地域住民、不動産会社、交通事業者、商工会議所、農協等を構成員とする**二地域居住等促進協議会<sup>※3</sup>**を組織可能

※3法律上は「特定居住促進協議会」

**【目標・効果】**二地域居住の促進により、地方への人の流れの創出・拡大を図る  
(KPI)①特定居住促進計画の作成数:施行後5年間で累計600件  
②二地域居住等支援法人の指定数:施行後5年間で累計600法人

出典先: 国土交通省資料より経済産業省一部加工

# 各法に基づく事業認定に係る今後のスケジュール

| 法制度                                                | 計画申請・認定等期間 |       |                             |                   |                | 認定等期間                        | 事業開始                                                           |               |    |
|----------------------------------------------------|------------|-------|-----------------------------|-------------------|----------------|------------------------------|----------------------------------------------------------------|---------------|----|
|                                                    | 2025年      | 2026年 |                             |                   |                |                              |                                                                |               |    |
|                                                    | 11月        | 12月   | 1月                          | 2月                | 3月             | 4月                           | 5月                                                             | 6月            | 7月 |
| ①地域未来投資促進法に基づく連携支援計画の承認スケジュール                      |            |       | 12月末<br>各経産局へのエントリー案内(1/5㍻) | 1/5<br>協議         | 3月下旬<br>3/27承認 | 4月上旬<br>各経産局へのエントリー案内(4月上旬㍻) | 協議                                                             | 6月下旬承認        |    |
| ②小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画の変更認定スケジュール                  | 変更申請       | 認定    | 変更申請                        | 認定                | 変更申請           | 認定                           | 変更申請は、例年、3ヶ月分(1-3月)をまとめて翌月頃に認定(4月)。<br>※新規申請は12月19日締め切り、3月に認定。 |               |    |
| ③二地域居住推進法に基づく二地域居住等支援法人の指定スケジュール                   | ※市町村により異なる |       |                             |                   |                |                              |                                                                |               |    |
| (参考) 令和7年度「地域の人事部支援事業」公募<br>※令和8年度の公募スケジュールではありません |            |       |                             | 2~3月<br>補助事業事務局公募 | 3~4月<br>事務局決定  | 4月~5月<br>間接補助事業者公募           | 6月下旬<br>採択                                                     | 7月以降~<br>事業開始 |    |

## (参考) 各法制度に関するURL

| 法律名                                      | 参考URL                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域未来投資促進法                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域未来投資促進法：<a href="https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html">https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html</a></li> <li>● 地域未来投資促進法における 連携支援計画のガイドライン（令和3年4月）：<br/><a href="https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/file/renkeishienkeikaku-guideline-2010.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/file/renkeishienkeikaku-guideline-2010.pdf</a></li> <li>● 承認連携支援計画一覧：<br/><a href="https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/syouninrenkeisienkeikaku.html">https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/syouninrenkeisienkeikaku.html</a></li> </ul>                              |
| 小規模事業者支援法                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画：<br/><a href="https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/nintei.html">https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/nintei.html</a></li> <li>● 経営発達支援計画手続ガイドライン（令和7年11月）：<br/><a href="https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/nintei_sinsei/hattatsu_guideline.pdf">https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/nintei_sinsei/hattatsu_guideline.pdf</a></li> <li>● 認定を受けた経営発達支援計画一覧：<br/><a href="https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/ninteikeikaku2.html">https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/ninteikeikaku2.html</a></li> </ul>                                                                                                     |
| 二地域居住推進法<br>（広域的地域活性化のための<br>基盤整備に関する法律） | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律、ガイドライン等<br/><a href="https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku_tk4_000015.html">https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku_tk4_000015.html</a></li> <li>● 特定居住支援法人の指定等の手引き：<br/><a href="https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/content/001769194.pdf">https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/content/001769194.pdf</a></li> <li>● 二地域居住等促進のための広活法運用説明会（令和6年11月15日）<br/>説明会動画：<a href="https://www.youtube.com/watch?v=NWRPPEOx_So">https://www.youtube.com/watch?v=NWRPPEOx_So</a><br/>説明会資料：<a href="https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/content/001880696.pdf">https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/content/001880696.pdf</a></li> </ul> |

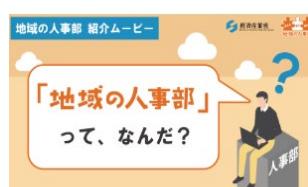


# 「地域の人事部」のブランド化・広報活動

- 「地域の人事部」のブランド化・認知度向上のため、**地域の人事部ロゴマーク**を作成。本事業の採択事業者や利用承認を受けた事業者が**広報活動等に活用可能**。加えて、地域企業や自治体向けに「**地域の人事部**」チラシや**全国の事業者一覧**（※）を公表。 ※本補助事業採択事業者及びロゴマーク利用承認事業者
- 更に、「**地域の人事部**」の取組の実装・定着を支援するため、モデル事業者の**対談動画**や**実践ポイント集**等を作成。

## 紹介・対談動画

- 地域の人事部を紹介する動画や、地域の人事部事業者のキーマン・支援を受けた地域企業が、取組の特徴やビジョン等について対談した動画を掲載。



## ロゴマーク



- 【活用例】 R6年度採択事業者の(株)あわわ(徳島県)は、自社発行のフリーペーパー記事に活用。



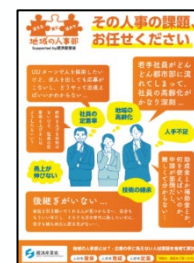
## 全国の事業者一覧



- 地域企業や自治体が、近くの地域や他地域の取組を検索できるよう、地域ブロックごとに事業者を一覧化。

## 「地域の人事部」チラシ (両面)

- 人材確保・育成等にお悩みの地域企業や自治体向けに「地域の人事部」の取組を紹介。



## 実践ポイント集 (令和7年4月更新)

- 「地域の人事部」の立ち上げや取組む際の活動レベルごとのポイントや実践事例を紹介。





## 地域の人事部メールマガジン

地域の人事部に関するイベントや関連施策等の情報提供を目的にした「地域の人事部メールマガジン」を無料で発行しています（不定期配信）。是非、以下からご登録ください。

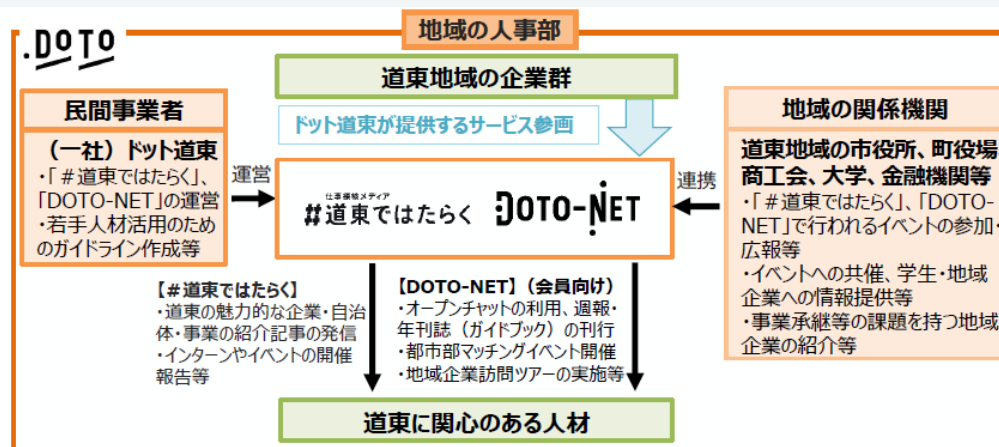


<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/keizaiseisaku/jinjibu>

## 【事例】（一社）ドット道東（北海道 道東地域）

- 北海道 道東地域は、札幌圏から約430kmの距離にあり、人口密度が非常に低く、慢性的な人材不足を抱えている。
- ドット道東は、道東エリアのガイドブック発行をきっかけに、道東ファンの注目を集めたことから、総合求人ポータルサイト「#道東ではたらく」の立ち上げ、企業と若手のマッチングトークイベント、地域の同期づくり、道東ファンをコミュニティベースにしたメンバーシップ型サブスクリプションサービス「DOTO-NET」の運営等、道東エリアに点在する市町を面的に捉え、エリア・ブランディング化することで、ポータルサイト500名・16自治体加入、地域企業74者に対し採用者86名を達成。

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域の<br>目指す姿 | <ul style="list-style-type: none"> <li>道東ファンコミュニティを運用し、道東の企業と人材を繋ぐ</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 地域課題        | <ul style="list-style-type: none"> <li>道東に所在する50市町村のうち人口1万人に満たない自治体は35町村であり、自治体単独では（若者）人材の確保・育成・定着に課題があり、また、自治体単独での広報・ブランディングも限界</li> </ul> <p>→自治体の枠を超えた面的・有機的な事業展開が重要</p>                                                                                                                                                                                                             |
| 主な取組        | <p>【人材確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「#道東ではたらく」と「DOTO-NET」のコンテンツの連携による求人情報の可視化とコミュニティ形成の実現による、若年層を中心とした人材確保（特に、Uターン・Iターン）</li> </ul> <p>【人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「DOTO-NET」会員企業の社員向けの合同社員研修の実施</li> <li>若手人材と地域企業のミスマッチを防ぐためのガイドラインの作成、ワークショップの実施</li> </ul> <p>【人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定着人材向けの勉強会、交流会の実施</li> </ul> |
| 活動成果・実績     | <ul style="list-style-type: none"> <li>道東地域のエリア・ブランディング化を通じて、「地域の人事部」プロジェクトの継続的な運営を実現（「#道東ではたらく」掲載企業、「DOTO-NET」の登録者は年々増加傾向）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                  |



道東の魅力を発信するガイドブック  
【.doto】



道東ファンコミュニティ（サブスクリプション）  
【DOTO-NET】



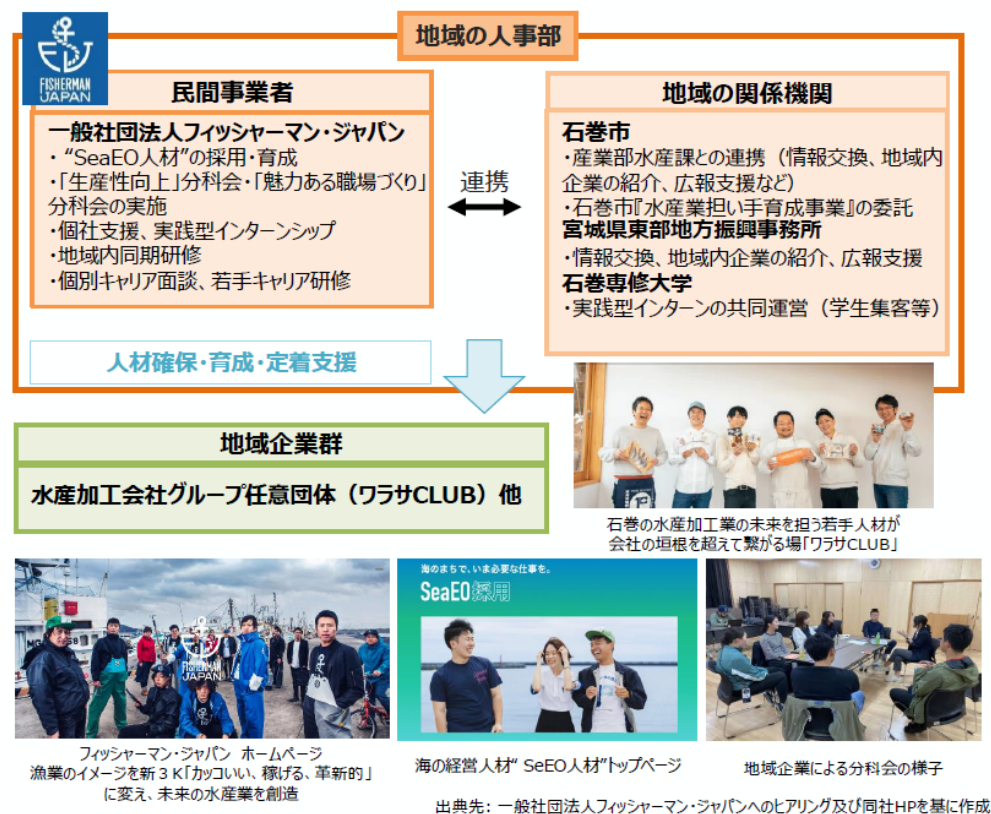
大阪でのマッチングイベント  
【リトルドットー】

出典先：一般社団法人ドット道東HP及び同社の事業計画書を基に作成

## 【事例】（一社）フィッシャー・マン・ジャパン（宮城県石巻市）

- 石巻地域を支える主要産業の1つは**水産業**であるが、震災による漁獲量減少、販路回復の遅れ、**慢性的な人手不足**等に直面しており、**主要産業の衰退のリスク**が高い。
- 打開策として、**水産業のしくみ・価値観をアップデートし、新しい水産業を担う人材を集める**ことで、地域の水産業の維持・発展を図る。

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域の<br>目指す姿 | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の主要産業である水産業の復活を目指し、地域が一体となった水産業の担い手確保・育成を図る</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 地域課題        | <ul style="list-style-type: none"> <li>震災から10年以上が経過した現在、復興は進展しているものの、製造品出荷額、事業所数、従業員数等の多くは震災前の水準に届いておらず、経済基盤の回復は道半ば<br/>→<b>経営幹部人材（右腕人材）のほか、現場人材も不足</b></li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 主な取組        | <p>【人材確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>三陸の水産業を本気で変えようとしている経営者の右腕となる人“SeaEO人材”の採用・育成を実施</li> <li>学生向けの実践型インターンシップ（夏・冬）を実施</li> </ul> <p>【人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>“ワラサCLUB”を中心とした石巻地域同期研修の実施</li> </ul> <p>【人材定着】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水産業担い手育成事業の一環として、定住支援（シェアハウスの提供）を実施（石巻市より受託）</li> </ul> <p>【組織課題の改善支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務改善事例の共有、生成AIの活用支援を行い生産性向上を推進し業務効率化による働きやすい職場環境づくりを支援</li> <li>ハラスメント対策や管理職向けコミュニケーション研修を通じて、職場の人間関係の改善し社員の定着、戦力化を支援</li> </ul> <p>【他地域への横展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>漁師の担い手育成人材を他地域の漁師町（南伊勢、西伊豆）へ派遣し、担い手確保・育成を支援</li> </ul> |
| 活動成果・実績     | <ul style="list-style-type: none"> <li>全国から水産業に関心のある人材が集まり、直近9年間で、石巻市に50名以上の漁師の担い手が誕生。</li> <li>また、自ら漁業権を取得してチャレンジする漁師も増えている。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |



## 【事例】（株）ボルテックスセイグン、（一社）群馬県トラック協会（群馬県）

- 「2024年問題」を受けて、群馬県内の物流業界の人手不足が顕著に。
- 群馬県トラック協会と協会の会長会社が音頭を取って、県内事業者の人材確保・育成・定着の支援のため、求職者向けのセミナーやマッチング支援、働きやすい職場づくりの後押しに取り組む。

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域の<br>目指す姿 | <ul style="list-style-type: none"> <li>県内トラック事業者を対象に「安全第一主義」を主軸においた人材育成と、女性・外国人の働きやすい環境整備を図る</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                |
| 地域課題        | <ul style="list-style-type: none"> <li>群馬県は関東の物流拠点の要である一方で、物流業界での人材不足が明らかになっている（県内の物流業界の約7割が小規模事業者）</li> </ul> <p>→新卒・若手に限らず、女性や外国人材の確保・育成も重要</p>                                                                                                                                                                                      |
| 主な取組        | <p>【人材確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>物流業界に関心のある求職者（転職希望者含む）が入門セミナーに参加し、そのまま、マッチングイベントで就職先を確保</li> </ul> <p>【人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>物流人材養成・定着セミナーの実施</li> </ul> <p>【人材定着】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域企業の経営者や人事専門者を対象に、女性・外国人材の定着を念頭に、会社の受入体制作りとしての「働き方改革セミナー」の実施</li> </ul> |
| 活動成果・実績     | <ul style="list-style-type: none"> <li>「地域の物流人事部」を通じて、会員企業への就業が24名、ドライバーとしての業務開始人数が17名</li> <li>「働き方改革セミナー」（全4回）実施の研修参加者は延べ107名</li> </ul>                                                                                                                                                                                             |

出典先：株式会社ボルテックスセイグンHP及び同社の事業計画書を基に作成





## 【事例】一般財団法人箱根町観光協会（箱根DMO）（神奈川県箱根町）

- 箱根町は観光地として全国的に知られているが、町内の就業者の45%以上が従事する観光産業の人手不足が深刻化。
- 令和7年度は打開策として、副業・兼業人材の活用強化、地域全体の人材受け入れ体制の整備、二地域居住等の活用による働き方推進を目指して、取組中。

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域の<br>目指す姿 | <ul style="list-style-type: none"> <li>箱根町全体で「地域の人事部」機能を担う仕組みを構築した人材確保の共通課題に取り組む。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 地域課題        | <ul style="list-style-type: none"> <li>観光地として有名な一方、少子高齢化や人口減少が急速に進行→2045年には人口が1万人を、特に、生産年齢人口（15～64歳）が5,000人を下回るとされており、深刻な労働力不足が懸念。</li> <li>加えて、外国人材や副業・兼業人材の活用に関心はあるものの、導入は限定的（導入しても、住環境・交通インフラの課題あり）。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 主な取組        | <p>【人材確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>箱根町内各社の求人情報を集めた採用ページ「はこワク！」の構築<br/>箱根の魅力・業界、求人情報、自治体情報（箱根町民間賃貸住宅家賃補助制度等）等を掲載</li> <li>ライフスタイルに合わせたプチ勤務（短時間・短日数の柔軟な働き方）の導入。女性やシニア層など潜在的労働者の入職のきっかけを創出。</li> </ul> <p>【人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域内同期の繋がり創出・活躍促進を目的とした「新人研修」を開催</li> <li>自身のキャリアの棚卸し・管理職像のイメージ醸成を目的とした「管理職手前研修」を開催</li> </ul> <p>【人材定着】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>箱根地域の観光事業者向けに就業実態に関するWEBアンケート調査を実施（採用活動実績、人事採用業務の課題意識等）</li> </ul> |
| 活動成果・実績     | <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度は「地域の人事部」の取組を通じて、箱根町の観光事業者に180名が応募、地域企業13者に対し採用者54名を達成</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |



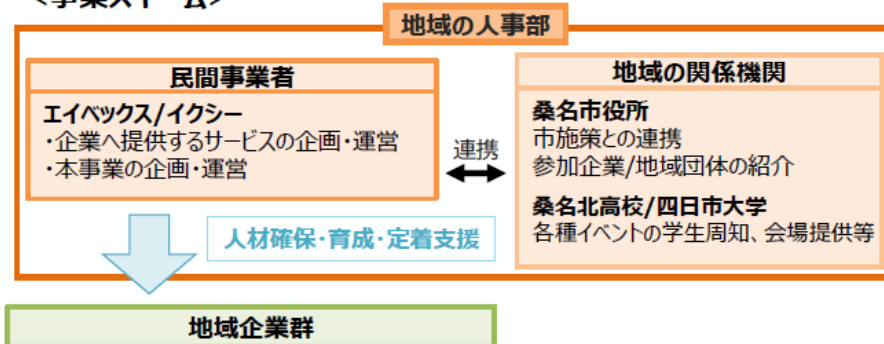
出典先：箱根DMOへのヒアリング及び同社HP等を基に作成

## 【事例】エイベックス(株)・(株)イクシー（三重県桑名市）

- ・ 中堅規模の製造業としての経験と実績を活かし、人手不足という地域課題に取り組む。
- ・ 令和7年度は自走できる組織作りを目指し、事業のマネタイズ検討や参画企業数やエリアの拡大を目指して活動中。

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域の<br>目指す姿   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「地域で生まれ」「地域で育ち」「地域で学び」「地域で活躍」し「地域に頼る」の好循環サイクルの構築</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 地域課題          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車電動化などの産業構造転換の中で、新たなチャレンジに従事できる人材が不足。採用活動では十分な採用母数を集めることができず、若者や多様な人材が働きやすく定着しやすい就労環境整備も進んでいない。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 事業概要          | <p>【人材確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生と地域企業の接点を増やし認知度を高めるため、地元大学・高校への講師派遣や出張授業、業界説明会、企業視察バスツアー、インターンシップ、地域企業紹介webやSNSによる情報発信等</li> </ul> <p>【人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新卒・中途採用後の初期教育やフォローアップなどの合同研修、管理者教育などを提供</li> </ul> <p>【人材定着】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 働き方の多様性の研修会や先進事例企業視察、障がい者を始めとした多様性人材の活用方法の学びの機会提供による、魅力的な職場づくりの後押し</li> </ul> |
| これまでの<br>活動成果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和6年度は企業向けの採用定着に関する研修会（2回）や、高校生等向けのバスツアーや学内説明会（2回）等を実施し、参加企業からの満足度は9割以上。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                               |

### ＜事業スキーム＞



### ＜令和6年度の活動の様子（留学生向けバスツアー）＞



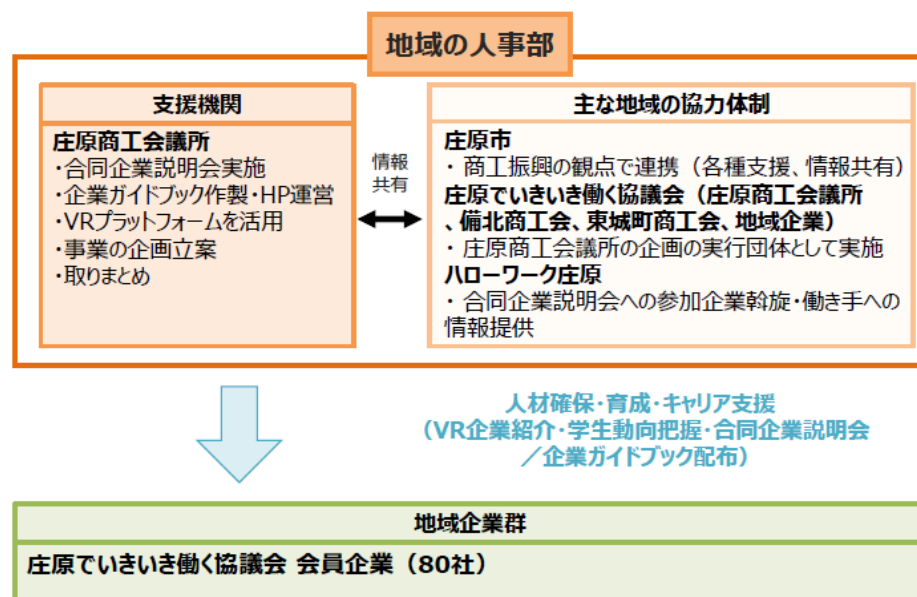
出典先：補助事業者の申請書等より経済産業省作成



# 商工会及び商工会議所の地域の人事部の事例

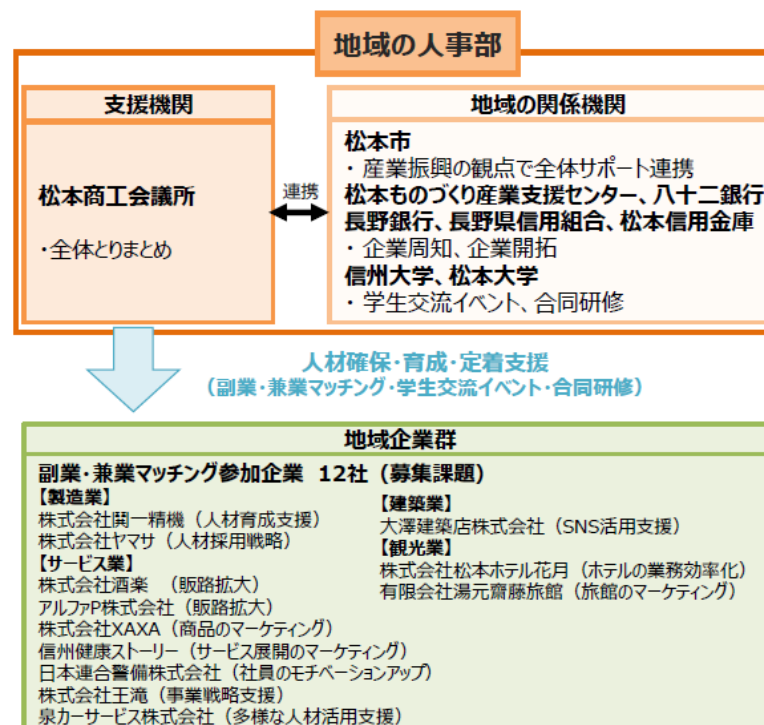
## ＜庄原商工会議所における取組＞

- 庄原商工会議所は、市内の商工会（備北商工会・東城町商工会）の協力を得て、人手不足に悩む地域内の企業に働きかけ、事業者情報、その企業の魅力等を発信するため「庄原でいきいき働く協議会」を平成30年に設立。庄原市とも連携し、市内企業の人材面での確保、育成、定着といった課題解決に向けた事業を担う。
- 具体的には、協議会会員企業情報を掲載した企業ガイドブックの作製、庄原市やハローワークとも連携した就職ガイダンス、市内の高校生を対象にしたVR企業訪問、就職ガイダンス内でおこなう企業紹介事業、企業の人材育成、定着を支援するセミナーの実施などのキャリアステップ事業等を行う。



## ＜松本商工会議所における取組＞

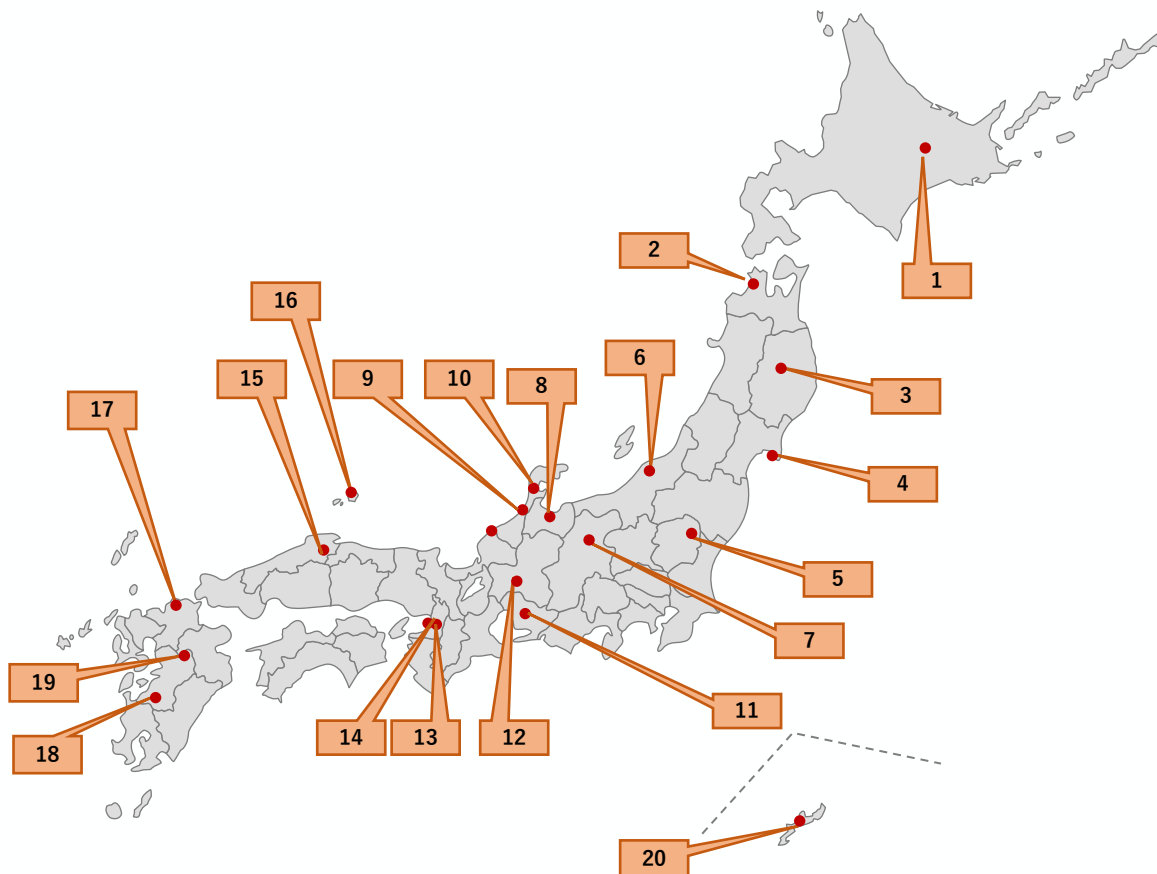
- 「企業の経営課題を新たな人材を活用して解決することによって100年企業・元気な企業を増やすこと」をビジョンに掲げ、松本商工会議所中心に自治体・金融機関・大学との連携体制を構築。
- 都市部の専門性を有する副業・兼業人材と、地域企業のマッチングや大学と連携した交流イベント、企業の人材定着に向けたエンゲージメントを高めるセミナー等の取組を実施。



## 「地域の人事部」採択事業一覧（令和４年度）

- 令和４年９月に採択結果を公表。（37件の応募があり、20件を採択）

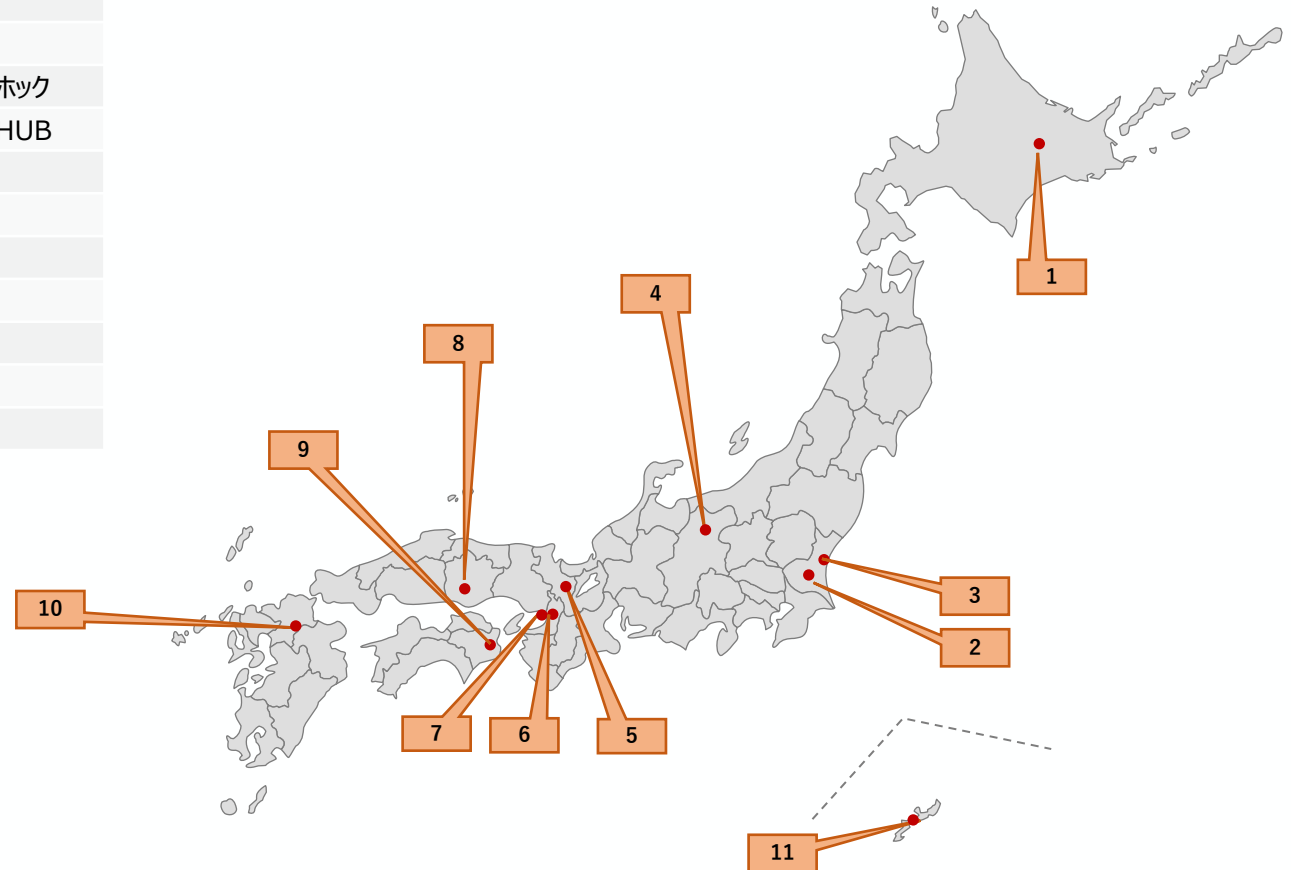
| NO. | 事業者名                        |
|-----|-----------------------------|
| 1   | 一般社団法人ドット道東                 |
| 2   | 特定非営利活動法人プラットフォームあおもり       |
| 3   | 特定非営利活動法人イノベブリッジたきざわ        |
| 4   | 一般社団法人フィッシャーマン・ジャパン         |
| 5   | 特定非営利活動法人とちぎユースサポーターズネットワーク |
| 6   | 株式会社つばめいと                   |
| 7   | NPO法人MEGURU                 |
| 8   | 株式会社就活ラジオ                   |
| 9   | 株式会社ガクトラボ                   |
| 10  | 株式会社御祓川                     |
| 11  | 株式会社リンクコンサルティンググループ         |
| 12  | 特定非営利活動法人G-net              |
| 13  | 森興産株式会社                     |
| 14  | 株式会社タカヨシジャパン                |
| 15  | エカイブ・エーエージェント株式会社           |
| 16  | 隠岐汽船株式会社                    |
| 17  | 株式会社LERIRO                  |
| 18  | 一般社団法人フミダス                  |
| 19  | 株式会社SMO南小国                  |
| 20  | 株式会社link and Visible        |



## 「地域の人事部」採択事業一覧（令和5年度）（通常枠）

- 令和5年6月に採択結果を公表。（37件の応募があり、20件を採択）

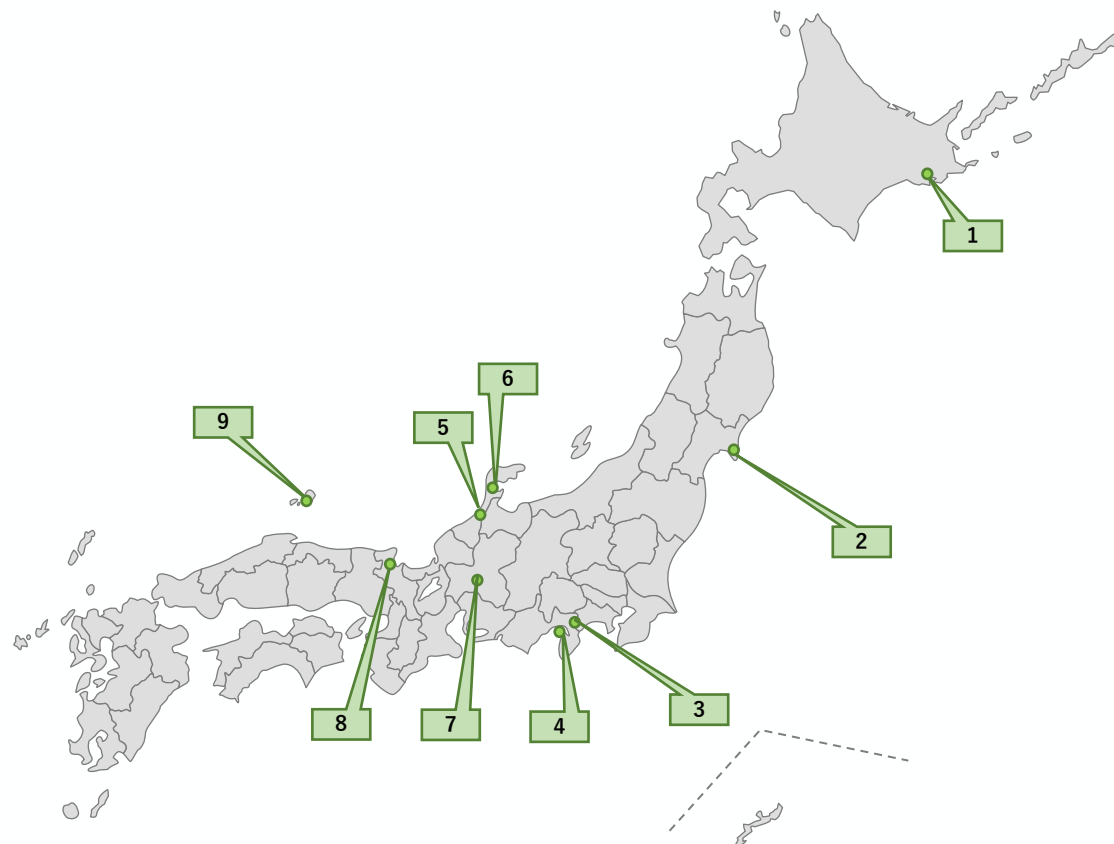
| NO. | 事業者名                   |
|-----|------------------------|
| 1   | 一般社団法人ドット道東            |
| 2   | 株式会社セキショウキャリアプラス       |
| 3   | 株式会社フットボールクラブ水戸ホーリーホック |
| 4   | 一般社団法人小布施まちイノベーションHUB  |
| 5   | 株式会社クオントム              |
| 6   | 森興産株式会社                |
| 7   | 南海電気鉄道株式会社             |
| 8   | 株式会社クラブズ               |
| 9   | 株式会社あわわ                |
| 10  | 株式会社LERIRO             |
| 11  | 株式会社Link and Visible   |



## 「地域の人事部」採択事業一覧（令和5年度）（地域企業共同戦略枠）

- 令和5年6月に採択結果を公表。（37件の応募があり、20件を採択）

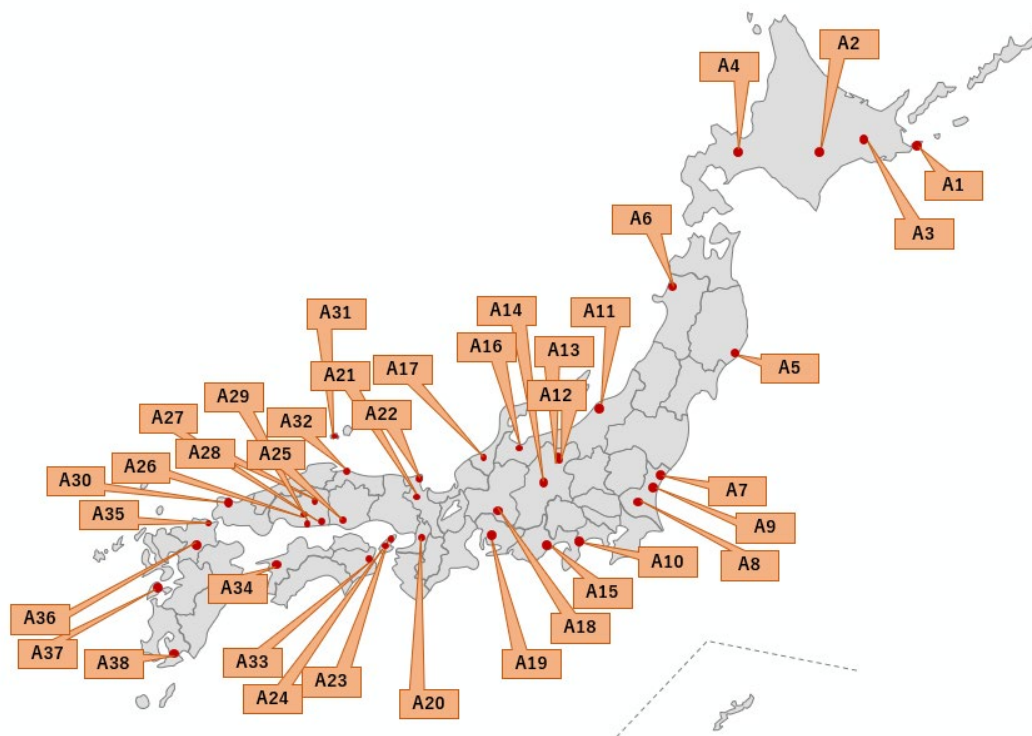
| NO. | 事業者名                               |
|-----|------------------------------------|
| 1   | 株式会社地方創生推進機構                       |
| 2   | 一般社団法人まちと人と<br>一般社団法人フィッシャーマン・ジャパン |
| 3   | 箱根DMO（一般社団法人箱根町観光協会）               |
| 4   | エスティーム株式会社                         |
| 5   | 株式会社ガクトラボ                          |
| 6   | 株式会社御祓川                            |
| 7   | 特定非営利活動法人G-net                     |
| 8   | 人材ニュース株式会社                         |
| 9   | 一般社団法人海士町観光協会                      |



# 「地域の人事部」採択事業一覧（令和6年度）（一般枠）

- 令和6年6月に採択結果を公表。（62件の応募があり、46件を採択）

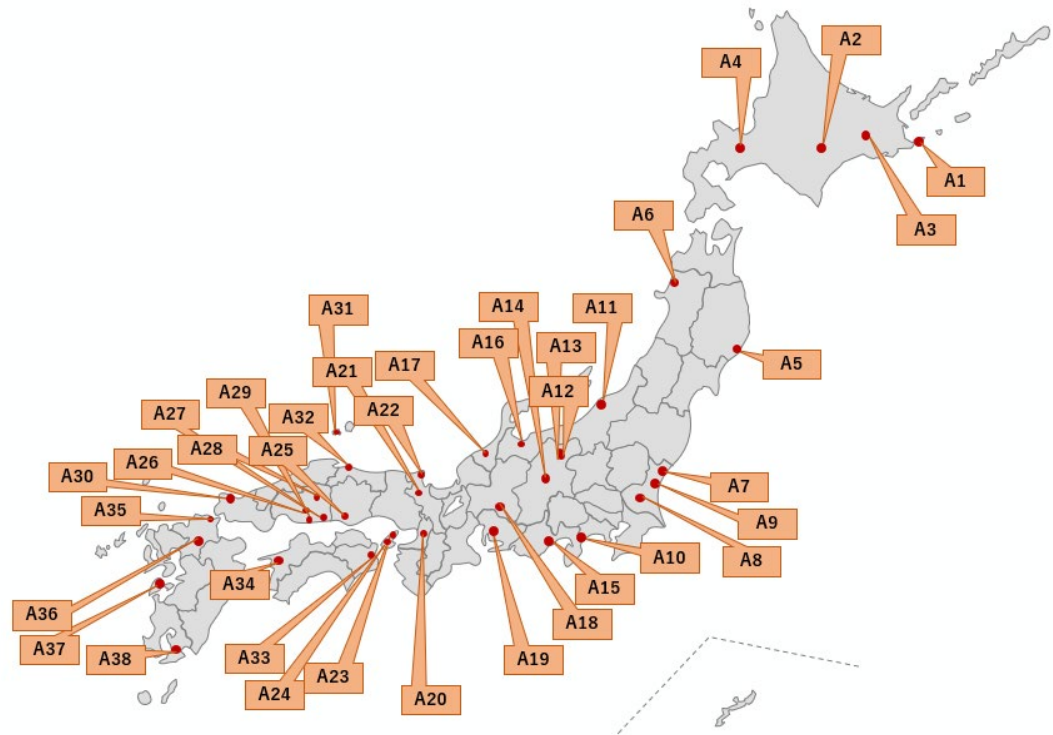
| NO. | 事業者名                                                          |
|-----|---------------------------------------------------------------|
| A1  | 株式会社北海道共創パートナーズ                                               |
| A2  | 一般社団法人とかち地域活性化支援機構                                            |
| A3  | 一般社団法人ドット道東                                                   |
| A4  | (1)特定非営利活動法人北海道エンブリッジ<br>(2)特定非営利活動法人やくも元気村<br>(3)一般社団法人HATCH |
| A5  | 特定非営利活動法人wiz                                                  |
| A6  | (1)大森建設株式会社<br>(2)株式会社BNGパートナーズ<br>(3)株式会社清水企業<br>(4)株式会社ダイサン |
| A7  | (1)株式会社シンカゼ<br>(2)株式会社えぼく<br>(3)一般社団法人いまぼくらと                  |
| A8  | 株式会社セキシウキャリアプラス                                               |
| A9  | 株式会社フットボールクラブ水戸ホーリーホック                                        |
| A10 | 箱根DMO（一般財団法人箱根町観光協会）                                          |
| A11 | (1)株式会社イードア<br>(2)木山産業株式会社                                    |
| A12 | 株式会社戦略デザインラボ                                                  |
| A13 | 一般社団法人小布施まちイノベーションHUB                                         |
| A14 | NPO法人MEGURU                                                   |
| A15 | 株式会社静岡オリコミ                                                    |
| A16 | ドリームキャリア富山                                                    |
| A17 | 株式会社ガクトラボ                                                     |



## 「地域の人事部」採択事業一覧（令和6年度）（一般枠）

- 令和6年6月に採択結果を公表。（62件の応募があり、46件を採択）

| NO. | 事業者名                      |
|-----|---------------------------|
| A18 | 株式会社ファミリー                 |
| A19 | 特定非営利活動法人G-net            |
| A20 | 株式会社タカヨシジャパン              |
| A21 | プロエンジニア株式会社               |
| A22 | 株式会社ウエダ本社                 |
| A23 | 株式会社次世代共創企画               |
| A24 | 株式会社クオリティ・オブ・ライフ          |
| A25 | 株式会社クラブズ                  |
| A26 | 株式会社ixis                  |
| A27 | 広島県東部機械金属工業協同組合           |
| A28 | 庄原商工会議所                   |
| A29 | Dialogue for Everyone株式会社 |
| A30 | 特定非営利活動法人つなぐ              |
| A31 | 一般社団法人離島百貨店               |
| A32 | 米子信用金庫                    |
| A33 | 株式会社あわわ                   |
| A34 | 株式会社大学サポート                |
| A35 | 合同会社アットキャリア               |
| A36 | 株式会社LERIRO                |
| A37 | 株式会社キャリア・コンシェルジュ          |
| A38 | 株式会社ワークデザインラボおおすみ         |

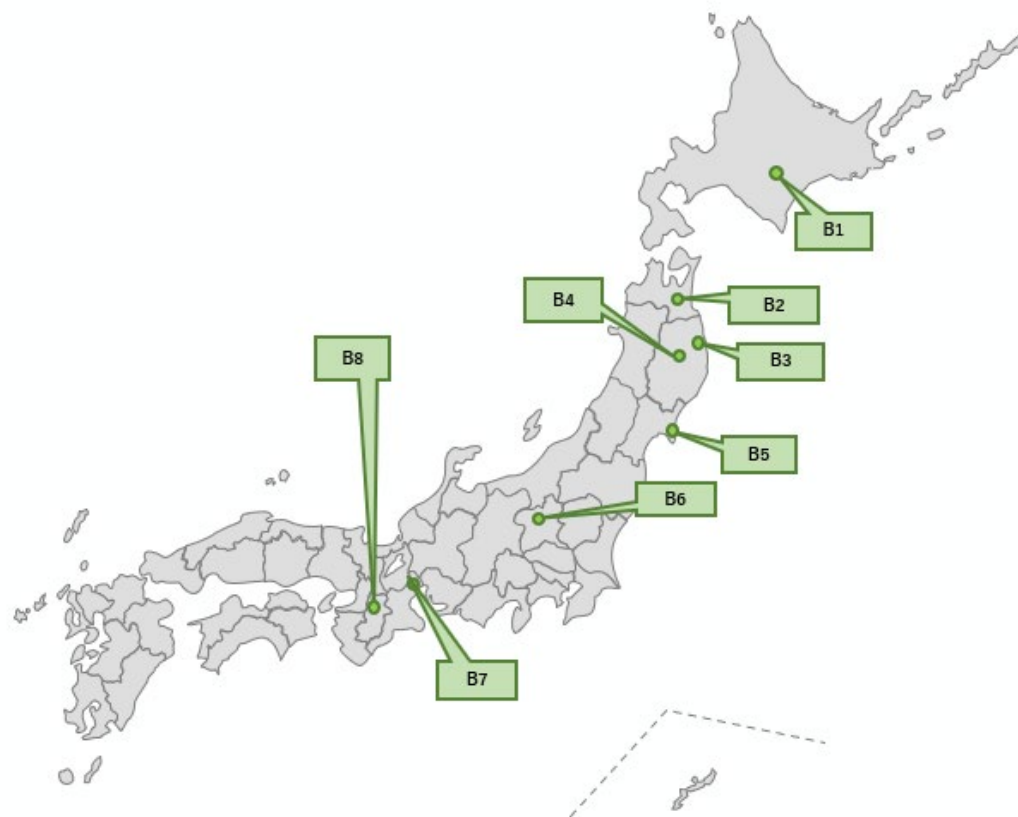




## 「地域の人事部」採択事業一覧（令和6年度）（働き方改革推進枠）

- 令和6年6月に採択結果を公表。（62件の応募があり、46件を採択）

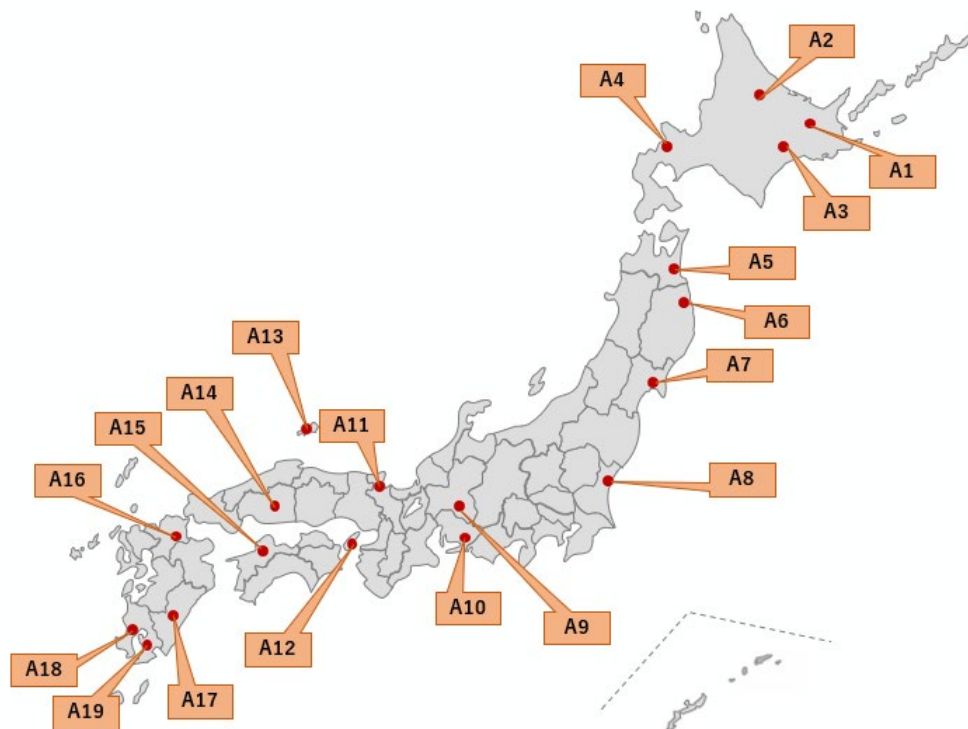
| NO. | 事業者名                                                                                         |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| B1  | (1)株式会社地方創生推進協同機構<br>(2)株式会社コスモ                                                              |
| B2  | (1)特定非営利活動法人プラットフォームあおもり<br>(2)株式会社マルジンサンアップル<br>(3)有限会社金子ファーム<br>(4)協同組合マルチワーカージョブステーション鰯ヶ沢 |
| B3  | (1)株式会社アースカラー<br>(2)有限会社谷地林業                                                                 |
| B4  | 株式会社アイカムス・ラボ                                                                                 |
| B5  | 一般社団法人フィッシャーマン・ジャパン                                                                          |
| B6  | (1)株式会社バルテックスセイグン<br>(2)一般社団法人群馬県トラック協会                                                      |
| B7  | (1)エイベックス株式会社<br>(2)株式会社イクシー                                                                 |
| B8  | 森興産株式会社                                                                                      |



## 「地域の人事部」採択事業一覧（令和7年度）（右腕人材枠）

- 令和7年6月に採択結果を公表。（50件の応募があり、29件を採択）

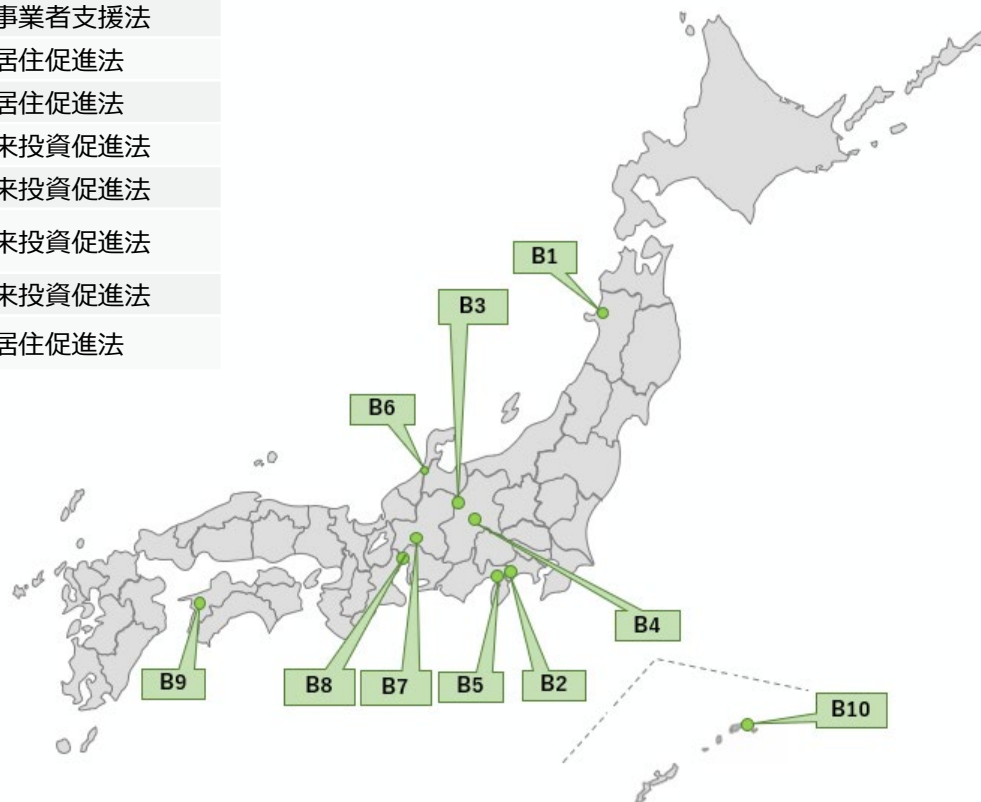
| NO. | 事業者名                                      |
|-----|-------------------------------------------|
| A1  | 一般社団法人ドット道東                               |
| A2  | 株式会社EFC                                   |
| A3  | 一般社団法人とかち地域活性化支援機構                        |
| A4  | 株式会社北海道共創パートナーズ                           |
| A5  | (1)特定非営利活動法人プラットフォームあおもり<br>(2)協同組合八食センター |
| A6  | (1)株式会社アースカラー<br>(2)有限会社谷地林業              |
| A7  | 一般社団法人フィッシャーマン・ジャパン                       |
| A8  | (1)株式会社シンカゼ<br>(2)株式会社えぼく                 |
| A9  | 株式会社人と土                                   |
| A10 | 特定非営利活動法人G-net                            |
| A11 | 人材ニュース株式会社                                |
| A12 | 株式会社次世代共創企画                               |
| A13 | 一般財団法人島前ふるさと魅力化財団                         |
| A14 | 株式会社ixis                                  |
| A15 | 株式会社Relic                                 |
| A16 | 株式会社LERIRO                                |
| A17 | 株式会社ライトライト                                |
| A18 | 株式会社musuhi                                |
| A19 | 株式会社ワークデザインラボおおすみ                         |



## 「地域の人事部」採択事業一覧（令和7年度）（法制度連携枠）

- 令和7年6月に採択結果を公表。（50件の応募があり、29件を採択）

| No. | 事業者名                         | 連携する法制度    |
|-----|------------------------------|------------|
| B1  | 一般社団法人COCORO                 | ①地域未来投資促進法 |
| B2  | 箱根DMO(一般財団法人箱根町観光協会)         | ③二地域居住促進法  |
| B3  | 松本商工会議所                      | ②小規模事業者支援法 |
| B4  | NPO法人MEGURU                  | ③二地域居住促進法  |
| B5  | 三島信用金庫                       | ③二地域居住促進法  |
| B6  | 株式会社ガクトラボ                    | ①地域未来投資促進法 |
| B7  | 株式会社ファミリー                    | ①地域未来投資促進法 |
| B8  | (1)エイベックス株式会社<br>(2)株式会社イクシー | ①地域未来投資促進法 |
| B9  | 株式会社大学サポート                   | ①地域未来投資促進法 |
| B10 | 合同会社K A Z A M I              | ③二地域居住促進法  |



# プロフェッショナル人材事業について

内閣官房地域未来戦略本部事務局  
内閣府地方創生推進室

令和7年度 地域力創造に関する施策説明会  
**プロフェッショナル人材事業について**

令和8年1月27日（火）

内閣官房 地域未来戦略本部事務局／内閣府 地方創生推進室

## 事業の概要

---

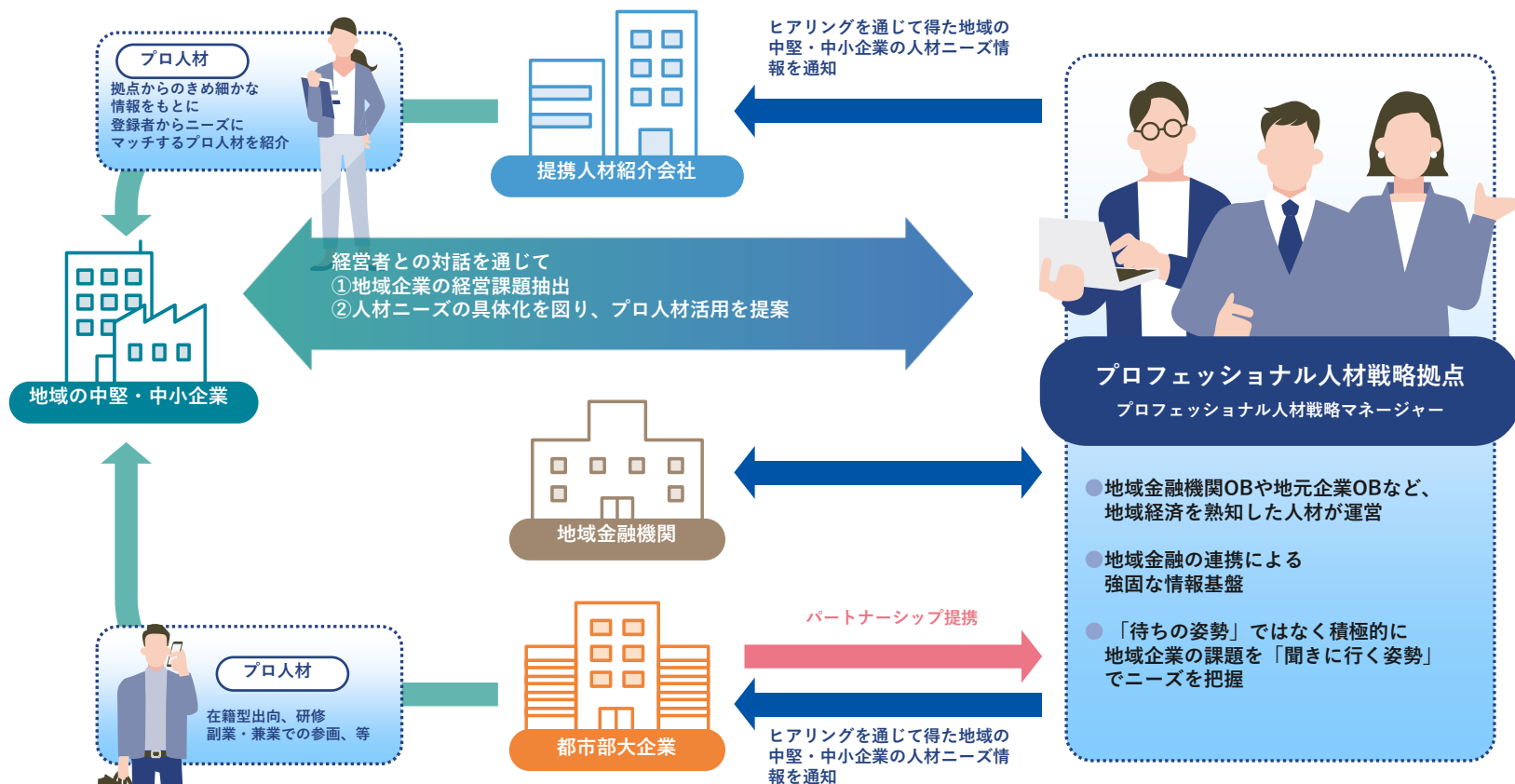


# プロフェッショナル人材事業

## 事業概要

- 45道府県が「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置し、地域企業に対し、経営戦略の策定支援やデジタル実装にも資する人材等のプロフェッショナル人材の活用支援活動を行う。
- 各拠点は、地域企業の経営者を対象に、成長戦略や人材戦略への関心を高めるセミナー等の活動を行いつつ、企業を訪問。経営者に事業継続・成長に資する業務効率化や競争力強化を促すとともに、その実行に必要なプロ人材ニーズを明確化し、優良な雇用機会として提携人材紹介会社へに情報発信する。

## スキーム図



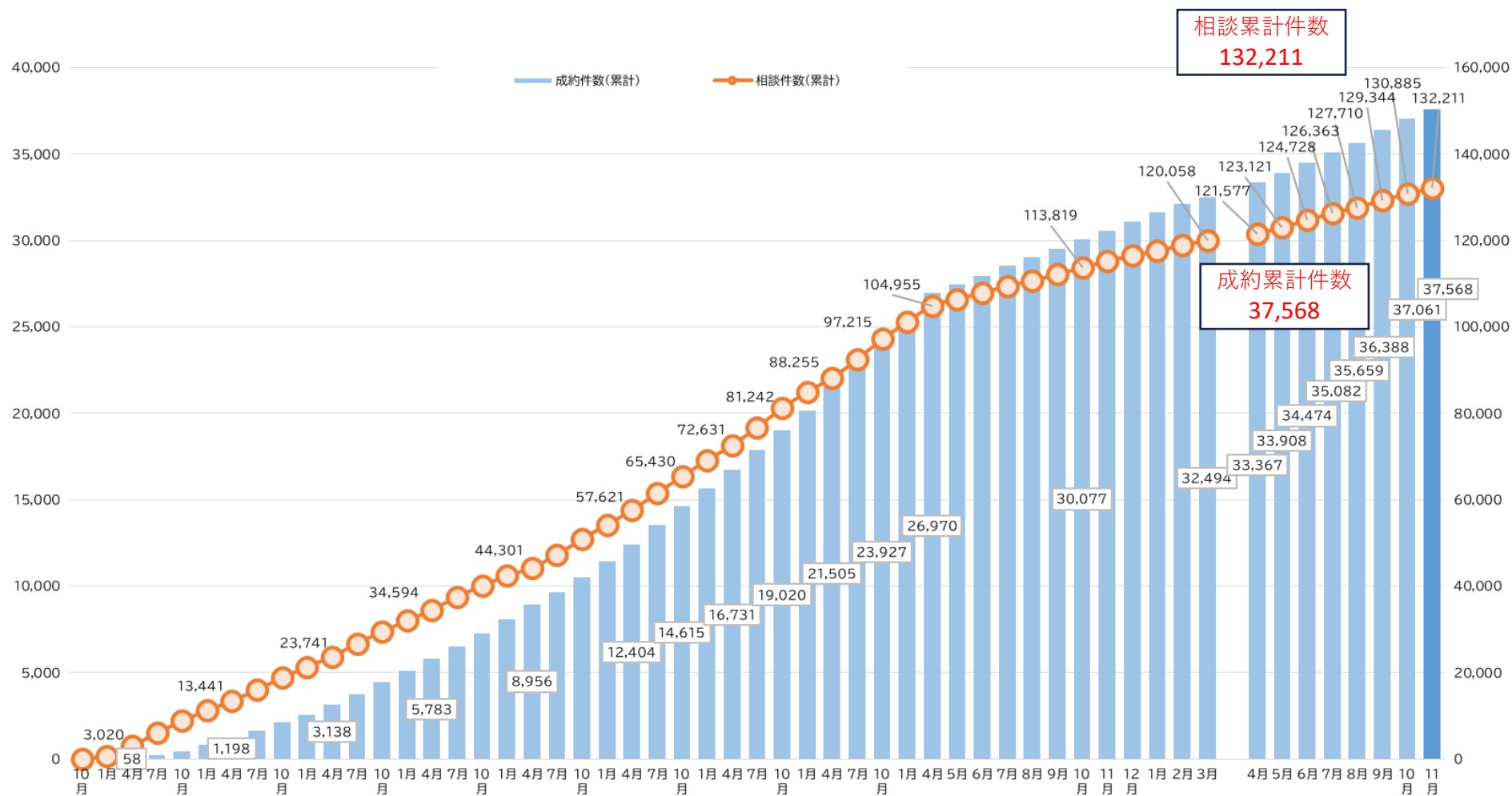
## これまでの実績

---

# 相談・成約の推移(累計)

(成約件数)

(相談件数)

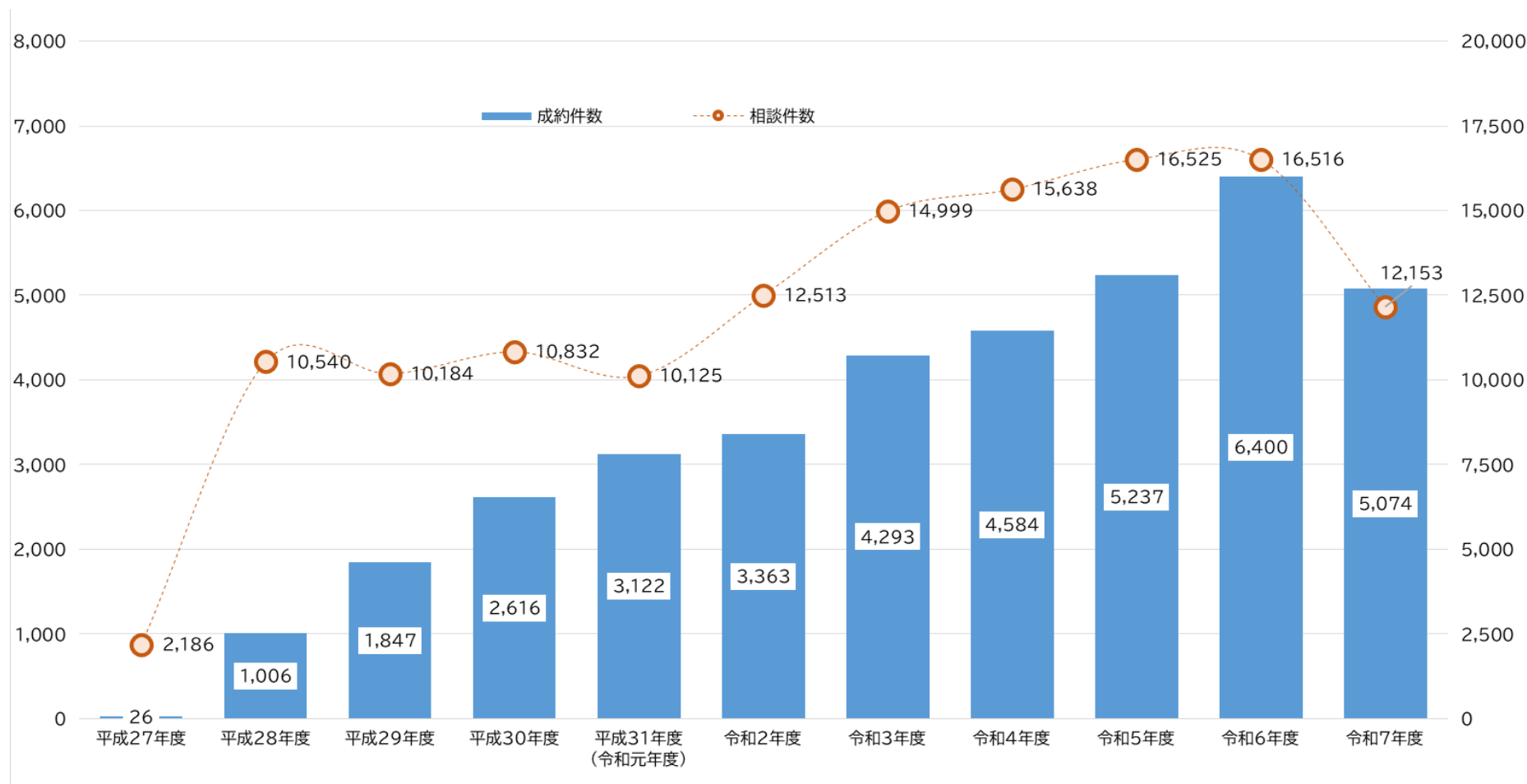


※ 令和5年度以前は四半期ごとに表示

# プロ人事業：成約件数と相談件数の推移(年度別フロー)

(成約件数)

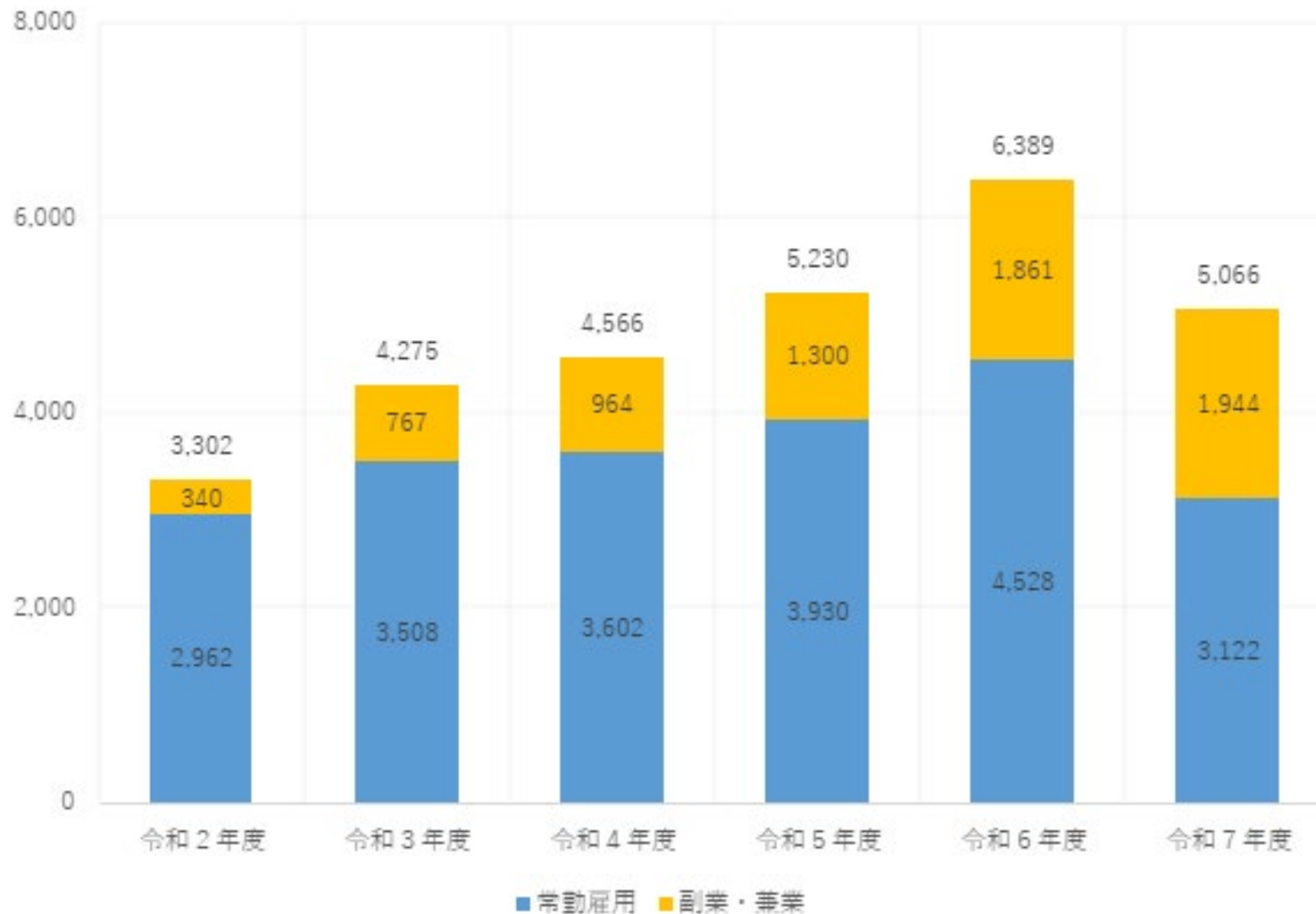
(相談件数)



## 成約件数の推移と内訳(年度別フロー)

(成約件数)

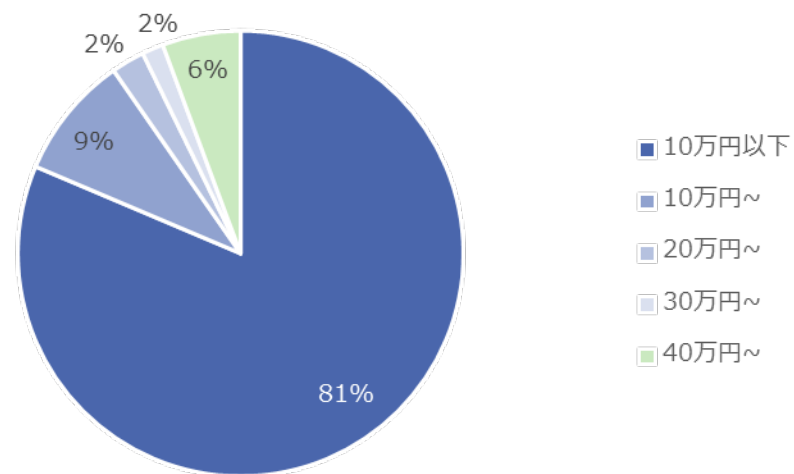
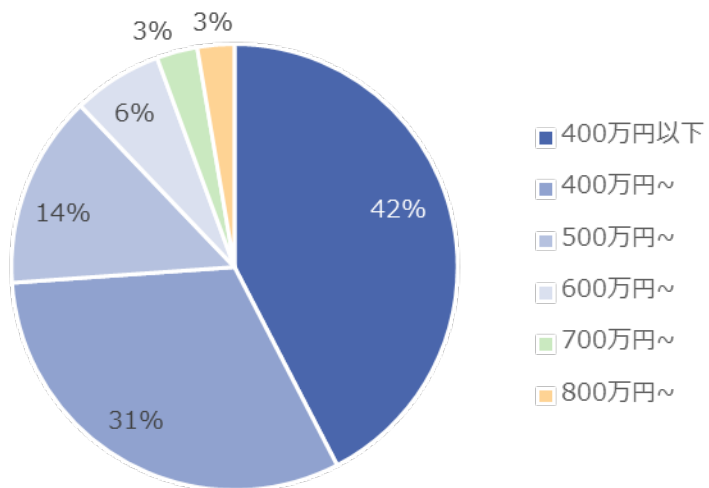
※ (－%) : 全体に占める副業・兼業の割合



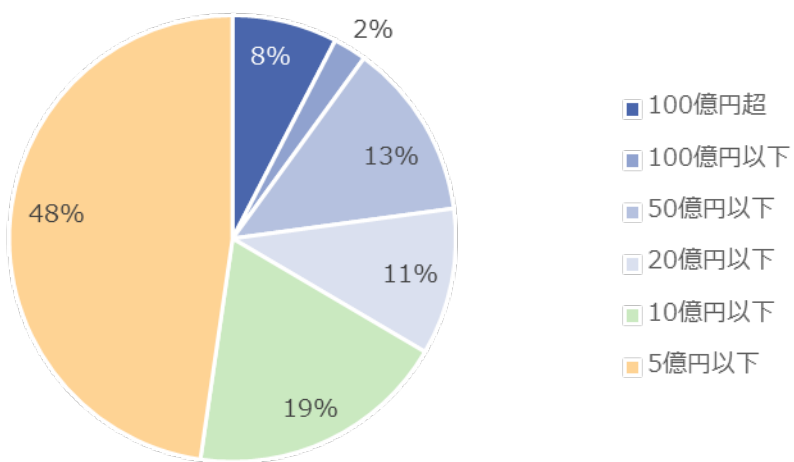
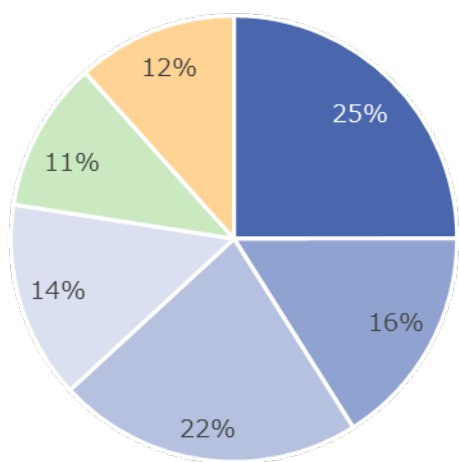
# 実績詳細①（プロフェッショナル人材事業）

左：常勤雇用、右：常勤雇用以外

マッチング人材の年収



受入企業の売上高

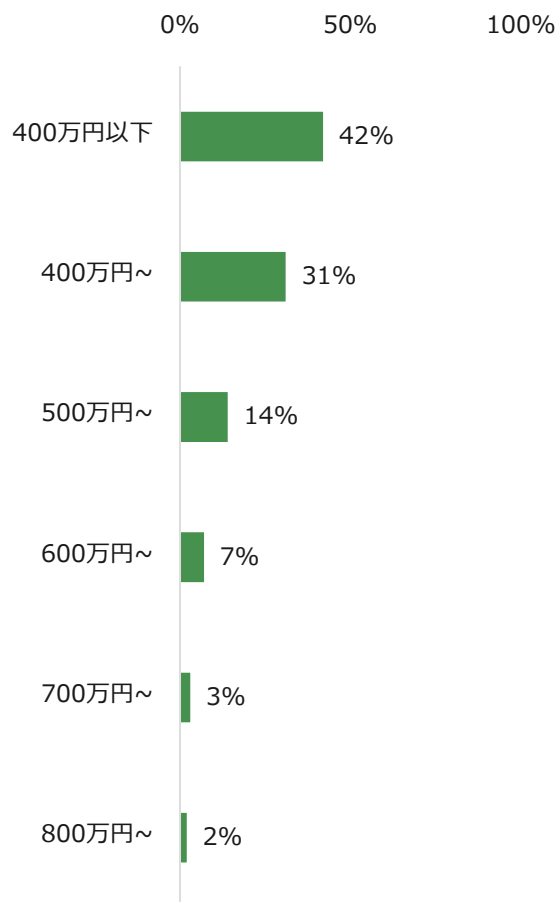




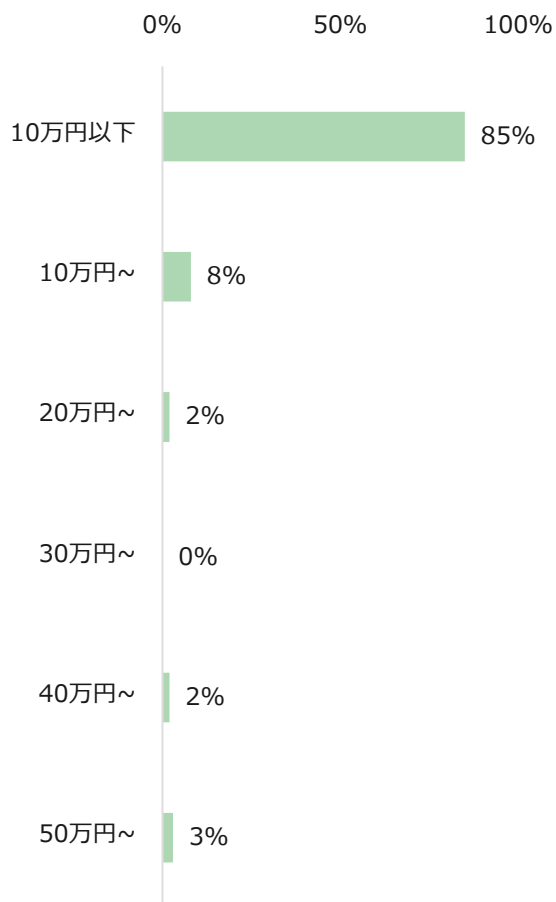
## 実績詳細②（プロフェッショナル人材事業）

- 常勤雇用での年収は500万円未満、副業・兼業での月収は10万円以下が中心。
- プロ人材のミッションでは、常勤雇用は生産性向上が多く、副業・兼業では販路拡大が多い。

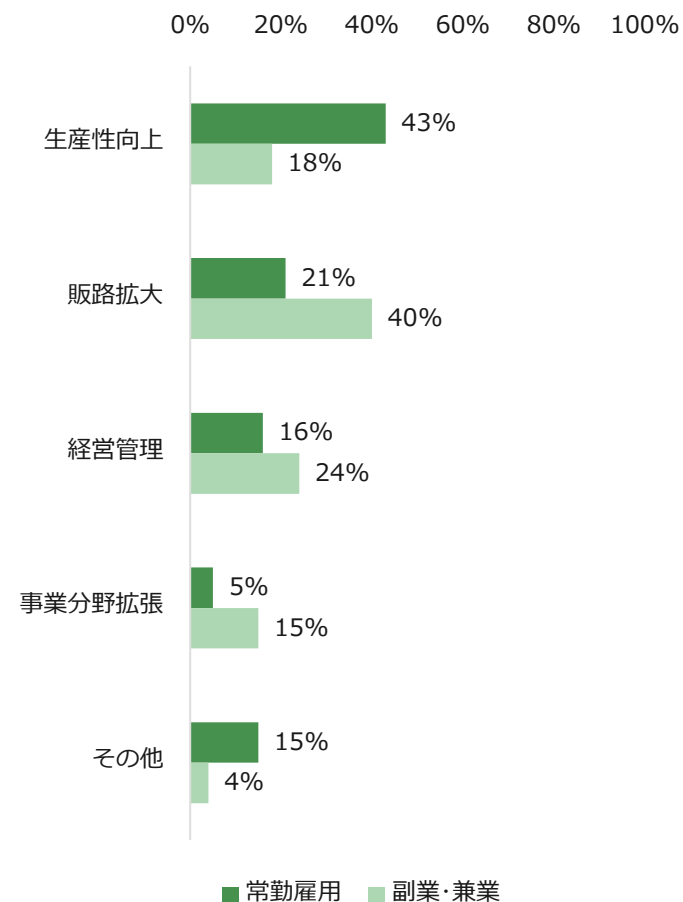
常勤雇用（年収）



副業・兼業（月収）



プロ人材のミッション



## 注力する取組

---

## 副業・兼業人材の活用について

### 外部環境の変化

- 人口の減少（生産年齢人口の減少）、若年人口の減少や上記に伴う労働供給の不足。
- これらはおそらく非可逆なものであり、当たり前のように人が採用できる時代は、戻ってこない。
- よって事業の在り方も、人が確保できることを前提とした従来のものから、DX等により、少ない人数でも成果創出できるように生産性の向上を図っていくべき。
- さらにそうした生産性向上等より、得られた成果を配分し、良質な雇用を生み出していくことが地域経済の振興（地方創生）に繋がる。



### 副業・兼業人材の活用

- 生産性向上等のためには、販路の拡大や新事業開発、業務効率化等が必要となってくるが、地域企業の限られたリソースの中、上記に取り組むのは困難。
- さらに、世の中のデジタル技術をはじめとした進化のスピードは速く、自社の人材のみでの対応は難しい。
- よって、足りない経験や知見は**外部の人材の力を借りながら対応を進めるのが有効**。
- 他方で、地域企業では年収の高いプロ人材を高額な手数料/報酬を払って活用することのハードルが高く、また使いこなすことも難しい（任せる仕事がある訳ではない）。
- 大企業等で活躍する人材を業務委託契約により従事してもらい**「副業・兼業」の形態で活用することが、体力に劣る地域企業が生産性向上等を図っていくための有用なソリューションとなり得る**と考える。

# 副業・兼業人材活用のメリット

- ハイレベル人材の活用にあたっては、従来型の常勤雇用（中途採用）のみでなく、昨今では大企業等で活躍する人材を業務委託契約により従事してもらう「副業・兼業」の形態での活用も広まってきている。

## 人材の活用形態

### 常勤雇用

在籍企業を辞め、自身のノウハウを活かし、新たな企業へ参画（入社）



雇用契約



### 副業・兼業

業務委託契約に基づいて、自身のノウハウを活かし、複数の就業先に従事



雇用契約



業務委託契約



## 副業・兼業人材を活用する際のメリット

### メリット 01

必要な業務を、必要な時だけお願いできる



半年で人事制度を構築します



3か月でECサイトを立ち上げます

### メリット 02

常勤で人を雇うより、費用を抑えられる

（例）

常勤

25万円/月  
（期限なし）

副業・兼業

3～5万円/月  
（期間3ヶ月）

### メリット 03

業務委託契約の場合契約の、見直し（契約解除）ができる



予定より早くプロジェクトが終わった



あまり相性が合わなかった

## 副業・兼業人材の足元の動向 等

- 副業・兼業の求人倍率は1倍以下であり、企業にとっては有利な環境で人材の活用が可能。
- 受け入れを実際にした企業のうち、64.3%が業績・生産性向上につながっている。

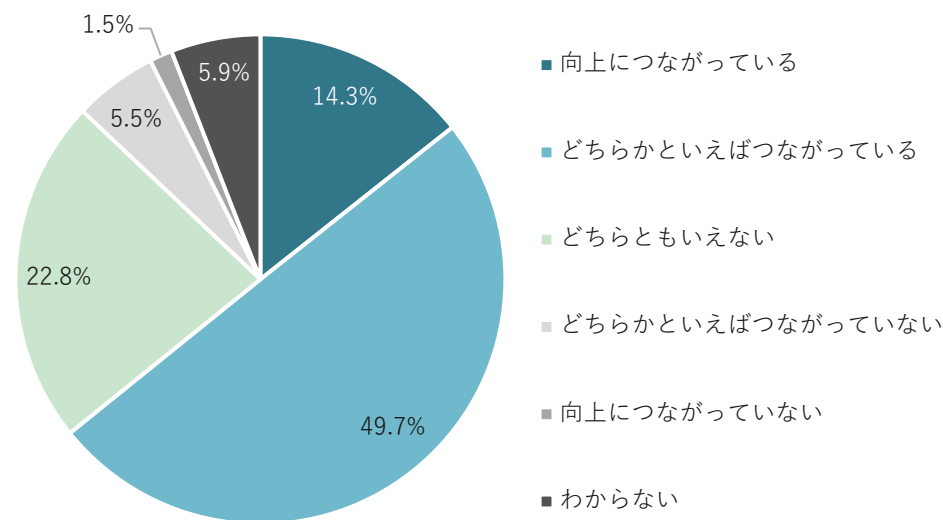
### ①副業・兼業の求人倍率

1案件に9倍の副業人材が登録している状況にあり  
専門的なスキルやノウハウを有する優秀な人材に出会  
える機会が豊富



### ②副業・兼業人材の受入効果

副業・兼業の受け入れが業績・生産性の向上につながっているか



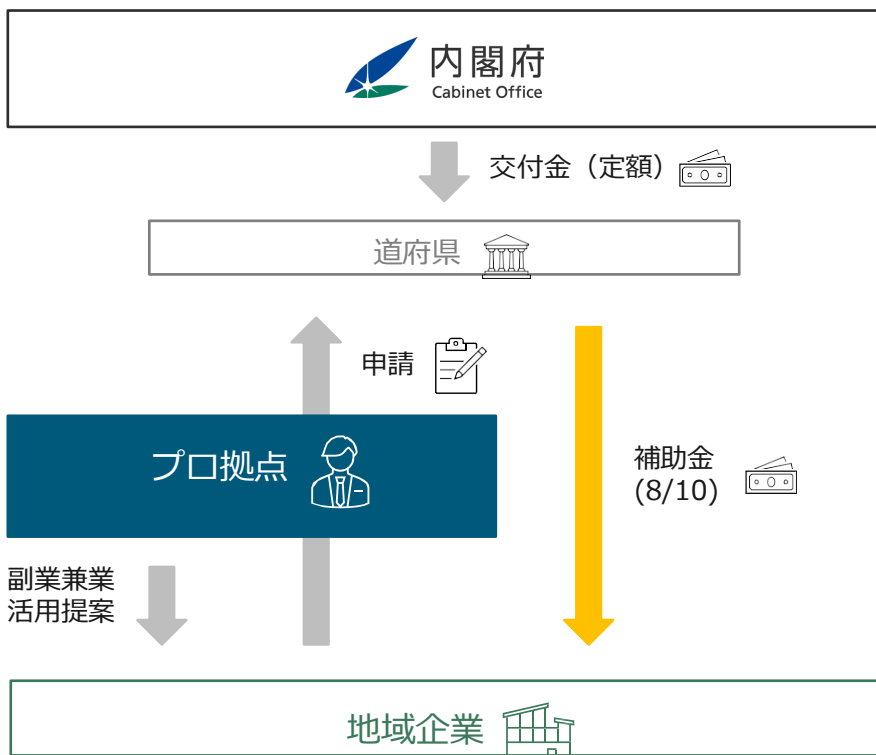
注：①パーソルキャリア株式会社が提供する副業プラットフォーム「HiPro Direct」における2023年4月1日～2024年2月29日までの登録案件、副業人材のデータより

②出典：リクルート「兼業・副業に関する動向調査（2022年）」

# 副業・兼業人材活用促進事業

- プロ人型交付金のメニューとして、令和7年度から副業兼業補助金を使途として設け（定額補助）、地域企業の副業兼業人材活用を促進する。

## 事業概要



## 補助金概要

### 補助対象

- 各道府県に設置されたプロ拠点を通じ副業人材活用を行う地域企業

### 支援企業の要件

- 過去に「プロ拠点を通じた副業人材活用」を行ったことのない企業（プロ拠点を通じない利用は含まない）

### 対象費用

- 副業兼業人材活用により発生する以下の費用
  - 人材事業者へ払う紹介手数料
  - 副業人材に支払う報酬、交通費、旅費※交付対象となる副業・兼業人材との契約期間は、5か月を上限とする

### 交付額

- 上記に掲げる経費のうち最大8/10を補助
- 1件あたりの上限額は500千円

### その他

- 対象はプロ拠点を通じた案件のみとする



本日、ご参加の皆様におかれましては、

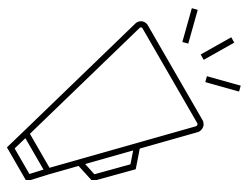
『 **人材** 』 にかかる課題をお持ちであったり、

そういった課題を耳にされることが多々あるかと存じます。

それらの課題につきましては、

『 **各道府県のプロフェッショナル人材戦略拠点** 』 に

是非とも、ご相談、お取りつなぎをお願いいたします。



# 特定地域づくり事業協同組合について

総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課

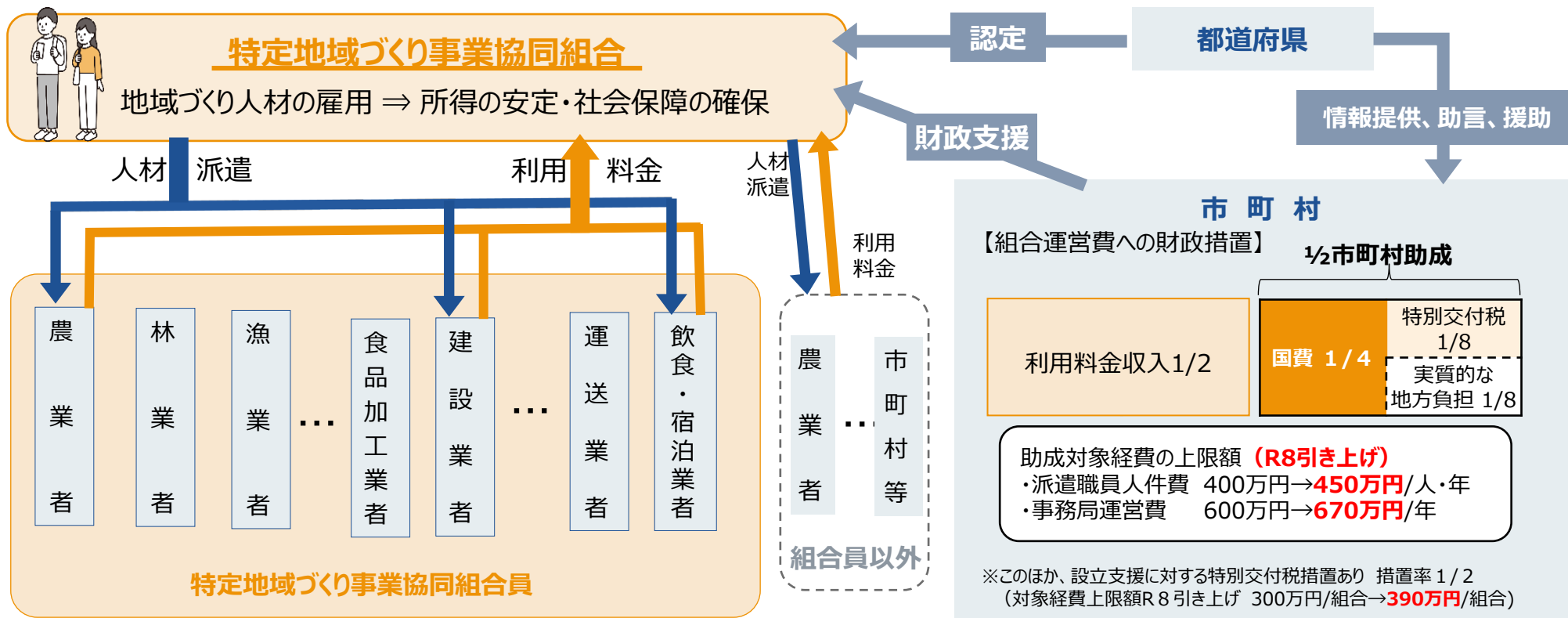
# 特定地域づくり事業協同組合制度

R8当初予算額案 6.2億円  
(R7当初予算額 5.6億円)  
※内閣府予算計上

PR動画は  
こちら→



- 地域人口の急減に直面している地域において、特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域づくり人材を育成するとともに地域社会の維持・地域経済の活性化を図る。



## POINT

- 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出、地域の担い手を確保
- 対象は、人口規模や密度等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
- 事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 令和7年3月に改正法が成立し、組合員以外への派遣について利用規制を緩和  
 （員内利用の20%まで → 関係市町村等への派遣に限り、員外利用規制の上限を員内利用の50%まで緩和）

# 特定地域づくり事業協同組合制度の令和8年度の見直しについて（補助対象経費の上限額等の引き上げ）

## ○人件費の上昇を踏まえ、組合の運営や設立に係る補助対象経費等の上限額を引き上げ

### 1. 運営経費に係る補助対象経費

派遣職員人件費：400万円 → **450万円**／人      事務局運営費：600万円 → **670万円**／組合

### 2. 設立経費に係る特別交付税措置の対象経費

**300万円** → **390万円**／組合

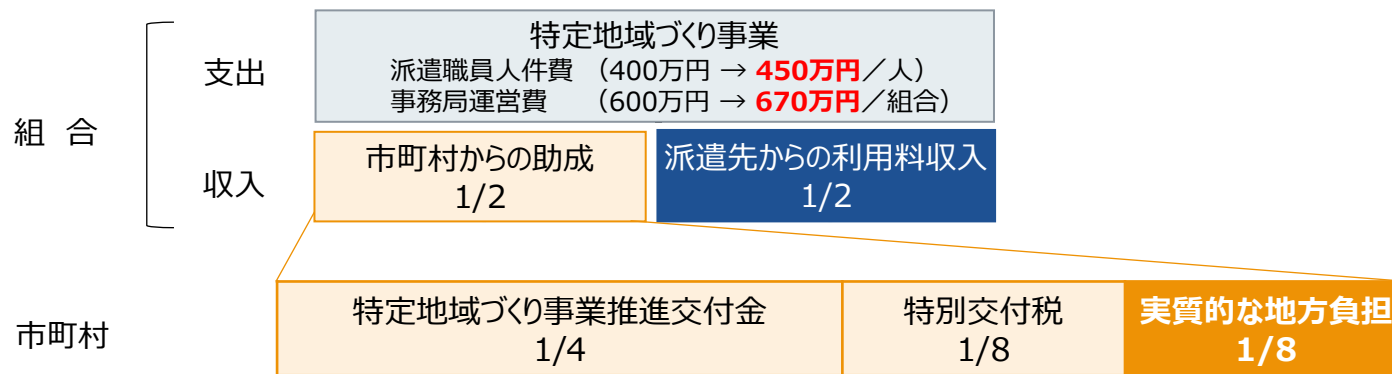
## 1. 組合運営費に対する財政支援

### 国庫補助

- ・組合運営費の1/2の範囲内で公費支援（国1/2、市町村1/2）

### 特別交付税措置

- ・特定地域づくり事業推進交付金に係る事業の実施に伴って負担する経費（措置率1/2）



## 2. 組合設立に対する財政支援

### 特別交付税措置（組合設立年度のみ）

- ・組合への設立支援に関して、市町村が行う単独事業の実施に要する経費

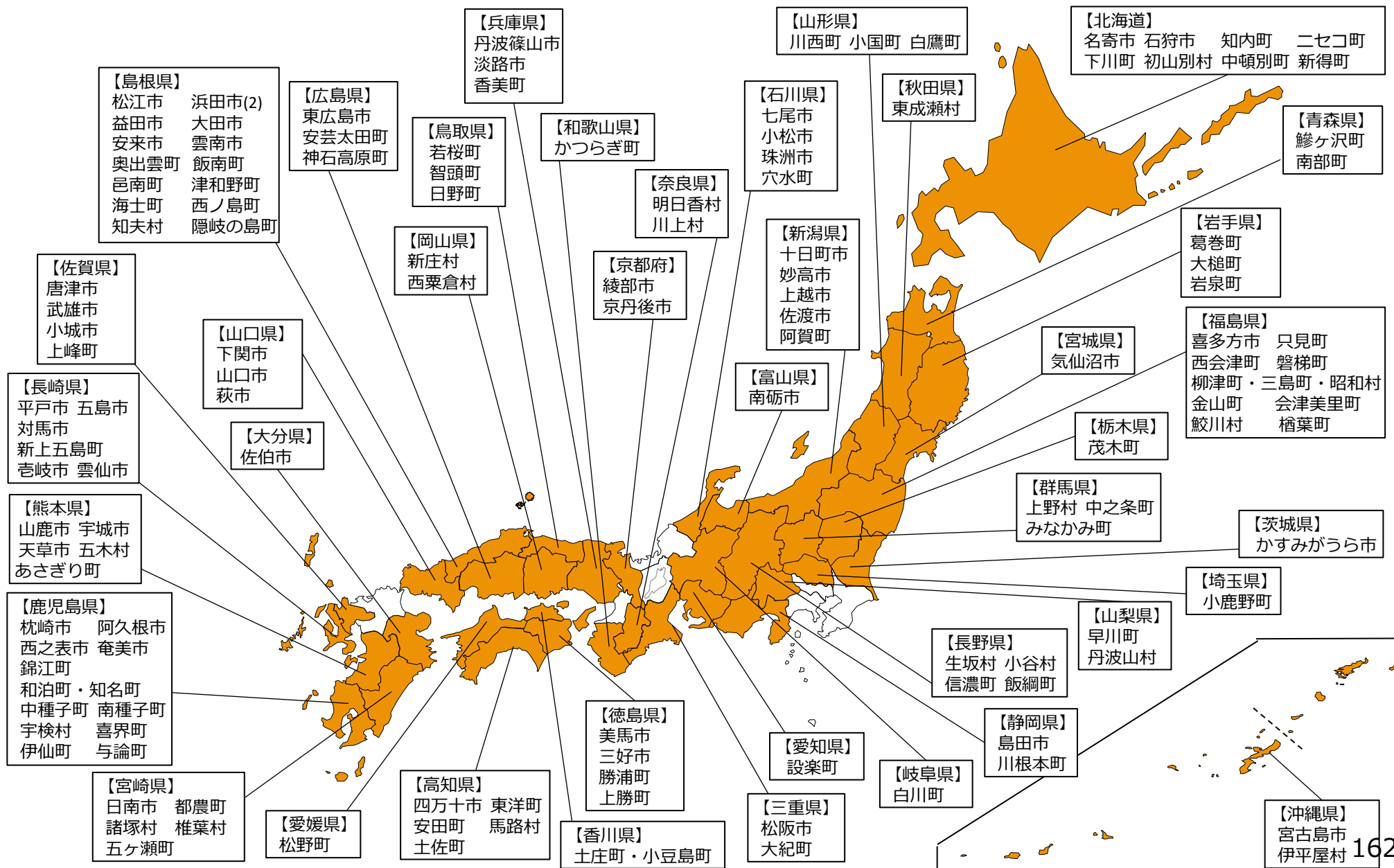
① 設立時の財産的基礎形成への支援（寄付金等） ② 設立準備への支援（調査、登記、施設改装、設備、アドバイザー等）

- ・対象経費上限額 300万円 → **390万円**／組合（措置率 1 / 2）

# 特定地域づくり事業協同組合 認定状況

組合数 135組合 (40道府県138市町村)

※R7.12.1 現在 (交付決定ベース)

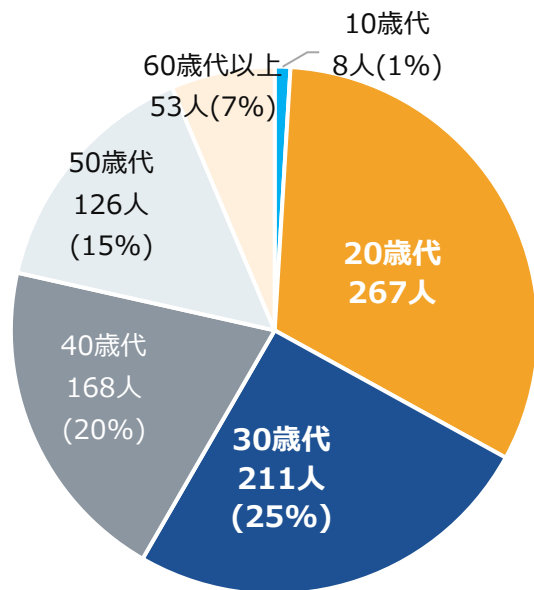


# 特定地域づくり事業協同組合の状況について

令和7年4月1日までに採用された派遣職員の総数は、**833人**

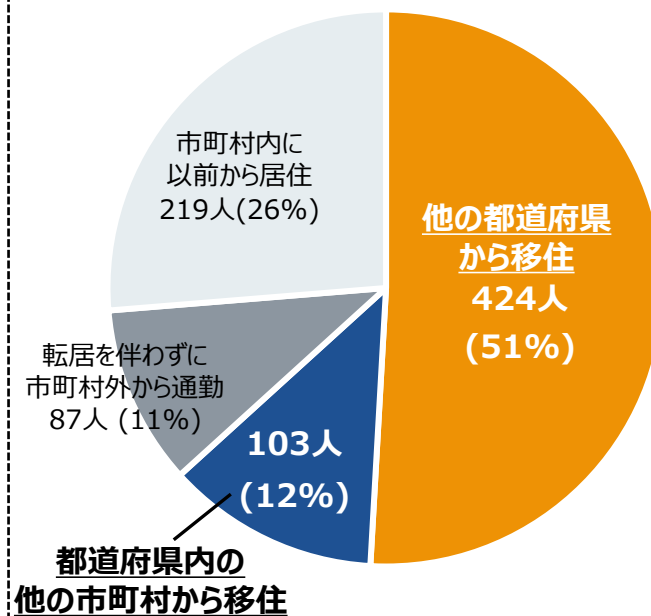
## ○派遣職員の年代比

**約6割**の職員が  
10代・20代・30代



## ○派遣職員の居住状況

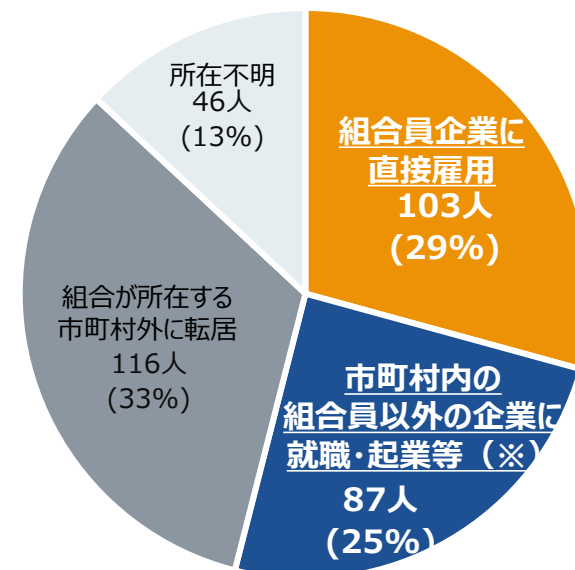
派遣職員の**約6割**が  
地域外からの移住者



- ・57人はUターン者
- ・35人は地域おこし協力隊の経験者

## ○派遣職員の退職後の動向

これまでの退職者のうち**約半数**が組合  
の所在する市町村でそのまま定住



※就職はしていないが市町村内に居住している人を含む。

# 地域脱炭素の推進について

環境省 大臣官房 地域政策課





# 地域脱炭素の推進について

2026年1月27日

環境省大臣官房地域政策課



---

# 1. 地域脱炭素とは

---

# 地域脱炭素（地域GX）×地方創生

- 2050年ネットゼロ・2030年度46%削減の実現には、**地域・くらしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素**の取組が極めて重要。
- 地域特性に応じた**地域脱炭素の取組**は、エネルギー価格高騰への対応に資するほか、未利用資源を活用した**産業振興**や非常時のエネルギー確保による**防災力強化**、地域エネルギー収支（経済収支）の改善等、**様々な地域課題の解決にも貢献し、地方創生に資する**。

## 地域特性に応じた再エネポテンシャル

- ・豊富な日照  
→**太陽光発電**
- ・良好な風況  
→**風力発電**
- ・間伐材や端材  
・畜産廃棄物  
→**バイオマス発電**
- ・荒廃農地  
→**営農型太陽光**
- ・豊富な水資源  
→**小水力発電**
- ・火山、温泉  
→**地熱発電、  
バイナリー発電**

## 地域経済活性化・地域課題の解決

### 企業誘致・地場産業振興

- 大規模な電力需要施設であるデータセンター、半導体企業等の誘致
- 太陽光発電や風力発電などの関連地域産業の育成
- 循環型産業（太陽光パネルリサイクル産業等）の育成

### 農林水産業振興

- 営農型太陽光発電収入やエネルギーコスト削減による経営基盤の安定・改善
- 畜産バイオマス発電収入や畜産廃棄物コスト削減による経営基盤の安定・改善
- 林業の新たなサプライチェーン・雇用の創出

### 観光振興

- 観光地のブランド力向上、インバウンド強化

### 防災力・レジリエンス強化

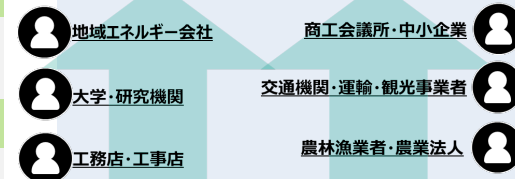
- 避難所等への太陽光・蓄電池の設置によるブラックアウトへの対応
- 自営線マイクログリッド等による面的レジリエンスの向上・エネルギー効率利用

### 再エネの売電収益による地域課題解決

- 地域エネルギー会社等が再エネ導入等により得た利益の一部を還元し、地域課題解決に活用
  - ・地域公共交通の維持確保
  - ・少子化対策への活用
  - ・地域の伝統文化の維持に対する支援 等

## 産官学金労言

地方公共団体・  
金融機関  
中核企業等が  
主体的に参画



# 地域脱炭素ロードマップ（概要）

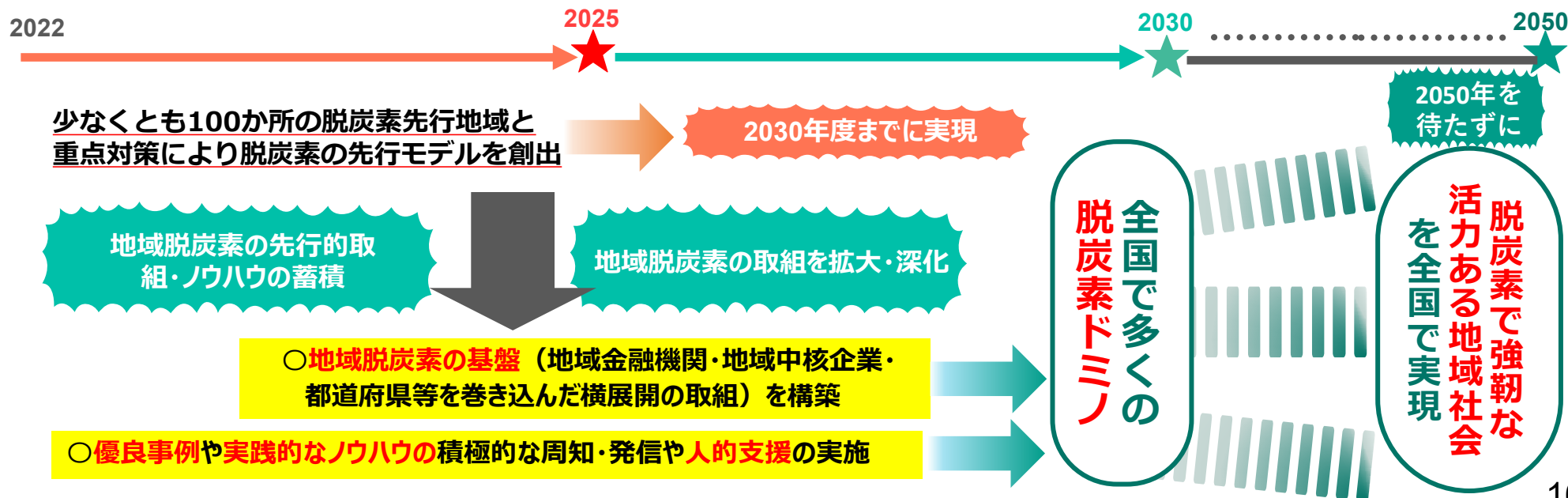
令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定  
令和7年2月18日閣議決定 地球温暖化対策計画



- ◆ **地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議（議長：官房長官、副議長：環境大臣・総務大臣）決定）**に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方公共団体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する**地域脱炭素推進交付金**（令和4年度創設、令和7年度予算額：385.2億円、令和6年度予算：425.2億円）により、以下の実現に向けた取組を支援

- ① **脱炭素先行地域**：脱炭素と地域課題解決の同時実現のモデルとなる**脱炭素先行地域**を2025年度までに少なくとも**100か所選定**し、2030年度までに実施
- ② **重点対策加速化事業**：全国で重点的に導入促進を図る**屋根置き太陽光**発電、**ZEB**（ゼロエネルギービルディング）、**ZEH**（ゼロエネルギーハウス）、**EV**（電動車）等の**重点対策加速化事業**を実施

- ◆ さらに、**地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）**第3章第7節（地域脱炭素ロードマップ）において、**2026年度以降の5年間を「実行集中期間」として位置付け**、地方創生に資する地域脱炭素施策に全力で取り組むことを規定。



# 脱炭素先行地域の選定自治体（第1回～第6回）

- 脱炭素と地域課題解決の同時実現のモデルとなる脱炭素先行地域を2025年度までに少なくとも100か所選定し、2030年度までに実現する計画。
- 第1回から第6回までで、全国40道府県119市町村の90提案（40道府県72市38町9村）を選定。

年度別選定提案数（共同で選定された市町村は1提案としてカウント、括弧内は応募提案数）

| R4   |      | R5   |      | R6   | R7   |
|------|------|------|------|------|------|
| 第1回  | 第2回  | 第3回  | 第4回  | 第5回  | 第6回  |
| 26   | 20   | 16   | 12   | 9    | 7    |
| (79) | (50) | (58) | (54) | (46) | (15) |

※選定後に3提案が辞退

**中国ブロック(12提案、2県15市町村)**

鳥取県 鳥取市・米子市・境港市、倉吉市他2町・鳥取県

島根県 松江市、邑南町

岡山県 瀬戸内市、真庭市、西粟倉村

広島県 東広島市・広島県、北広島町・広島県

山口県 下関市、山口市

**九州・沖縄ブロック(14提案、3県32市町村)**

福岡県 北九州市他17市町、福岡市、うきは市

長崎県 長崎市・長崎県、五島市

熊本県 熊本県・益城町、球磨村、あさぎり町

宮崎県 宮崎市・宮崎県、延岡市

鹿児島県 日置市、知名町、和泊町

沖縄県 宮古島市、与那原町

**北海道ブロック(7提案、7市町)**

札幌市、苫小牧市、石狩市、厚沢部町、奥尻町、上士幌町、鹿追町

**中部ブロック(11提案、2県16市町村)**

富山県 高岡市

福井県 敦賀市、池田町・福井県

長野県 上田市、飯田市、小諸市、生坂村

岐阜県 高山市

愛知県 名古屋市、岡崎市・愛知県

三重県 度会町他5町

**東北ブロック(12提案、4県13市町村)**

青森県 佐井村

岩手県 宮古市、久慈市、陸前高田市・岩手県、釜石市・岩手県、紫波町

宮城県 仙台市、東松島市

秋田県 秋田県・秋田市、大湯村

山形県 米沢市・飯豊町・山形県

福島県 会津若松市・福島県

**関東ブロック(16提案、1県17市町村)**

茨城県 つくば市

栃木県 宇都宮市・芳賀町、日光市、那須塩原市

群馬県 上野村

埼玉県 さいたま市

千葉県 千葉市、市川市、匝瑳市

神奈川県 横浜市、川崎市、小田原市

新潟県 佐渡市・新潟県、関川村

山梨県 甲斐市

静岡県 静岡市

**近畿ブロック(10提案、1県10市)**

滋賀県 湖南市・滋賀県、米原市・滋賀県

京都市 京都市

大阪府 大阪市、堺市

兵庫県 神戸市、尼崎市、加西市、淡路市

奈良県 生駒市

**四国ブロック(5提案、1県6市町村)**

高知県 須崎市・日高村、北川村、梶原町、黒潮町

愛媛県 今治市・愛媛県

# 脱炭素先行地域の取組事例①

## 畜産ふん尿等を活用した全町脱炭素化 (北海道上士幌町)

### <対象エリア>

町内全域

### <取組内容>

- 畜産ふん尿を活用したバイオガス発電及び町有地等を活用した大規模太陽光発電等の再エネを、地域において実績のある地域新電力「かみしほろ電力」に供給することにより、かみしほろ電力の体制強化及び供給件数の拡大を図り、町全域の民生部門を脱炭素化
- 災害時に防災拠点となる役場庁舎等の主要な公共施設においてマイクログリッドを構築し、レジリエンスを強化



バイオガスプラント

## RE100産業団地の創出×データセンター等誘致 (北海道石狩市)

### <対象エリア>

石狩湾新港地域内REゾーン、公共施設群

### <取組内容>

- 石狩湾新港地域内のREゾーンに立地する電力消費の大きいデータセンター及び周辺施設に対して、太陽光発電設備と木質バイオマス発電設備、洋上風力発電から再エネ電力を供給
- 再エネポテンシャルを地域の優位性とし、更なる産業集積を目指す
- 木質バイオマス発電の燃料の地産地消・安定調達に向けて、森林組合や林業事業者等から成る未利用バイオマス供給協議会を設立



石狩湾新港洋上風力発電所



京セラゼロエミッションデータセンター



## 脱炭素先行地域の取組事例②

### 下水道の脱炭素化×住民負担の軽減 (秋田県・秋田市)

#### <対象エリア>

秋田市向浜地域の公共施設群

#### <取組内容>

- 秋田県臨海処理センターの敷地内に**消化ガス発電や風力発電、太陽光発電**を導入し、自営線により電力を供給
- 県内施設の中でもエネルギーコストが大きい施設へ再エネを活用することにより、**下水道使用料に係る住民負担を軽減**



秋田県臨海処理センター

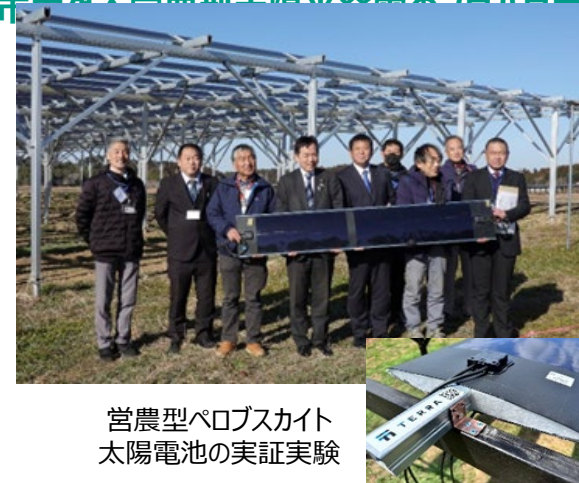
### 脱炭素×農地再生 (千葉県匝瑳市)

#### <対象エリア>

中央地区（公共・商業施設が集積）、飯倉地区（福祉・医療施設等が集積）、豊和・春海地区（オフサイト供給の拠点）

#### <取組内容>

- **営農型太陽光発電**による売電収入、バイオ炭販売やそのカーボンクレジット収益等の**新たな収入源を確保する農業経営モデルを構築**することで、高収益化や新規就農者確保、関係人口増加を推進
- 営農型SSの再エネを**地域新電力「しおさい電力」**が需要家へ供給
- 「**市民エネルギーちば**」が中心となって運営する**ソーラーシェアリング・アカデミー**を通じ、**市内外・営農型太陽光発電を拡大**



営農型ペロブスカイト  
太陽電池の実証実験

※現在は畑作（大豆・大麦）を実施。今後脱炭素先行地域内で稲作も実施予定



## 脱炭素先行地域の取組事例③

### 業務集積地区の脱炭素化（オフサイトPPA・地域間連携） （神奈川県横浜市）

#### <対象エリア>

みなとみらい21地区の民間・公共オフィス、商業施設等

#### <取組内容>

- **みなとみらい21地区**の施設への太陽光発電設備の導入に加え、市内郊外部の**未利用スペース（市営住宅や調整池等）**に新たに導入する**太陽光発電設備**や既設の**廃棄物発電**、**風力発電**等から再エネ等を供給
- さらに連携協定を締結した**東北15市町村等から再エネを調達**
- 「**みなとみらい二十一熱供給株式会社**」の**熱供給事業**において、既存プラントの熱源の更新・増強及びエネルギー使用効率の高い最新鋭機器を導入した新プラントの建設



みなとみらい21含む市内沿岸部

### 脱炭素×地域公共交通維持確保 （長野県上田市）

#### <対象エリア>

上田電鉄別所線沿線、沿線6自治会、沿線公共施設群

#### <取組内容>

- **上田電鉄別所線**において鉄道用送電設備を活用した自営線マイクログリッドを構築し、平時は別所線の**ゼロカーボン運行**を実現するとともに、**災害時のレジリエンス強化**。
- 地域エネルギー会社が太陽光発電等を導入し**沿線住民に対し再エネを供給するとともに、契約時に乗車時に使えるポイントを付与**。全国的な課題である赤字ローカル線に対し、地域の再エネ供給を通じた**電気料金削減と沿線住民による利用促進**を目指す。



上田電鉄別所線

## 脱炭素×地場産業育成（使用済みPVリサイクル） （富山県高岡市）

### <対象エリア>

中心市街地、福岡金属工業団地

### <取組内容>

- 中心市街地等への**太陽光発電設備等の導入**を推進
- 資源循環の推進に向け、**市の基幹産業であるアルミ産業**を巻き込み、先行地域内外で発生する**使用済み太陽光発電設備のアルミ資材やガラス等のマテリアルリサイクル**を目指す。再生アルミ資材は省エネ改修や創エネ設備の設置に活用
- 廃アルミの資源循環の取組拡大によって**地域循環経済を確立、産業の活性化**を目指す



高岡市中心市街地



福岡金属工業団地

## 地域協働型小水力発電による地域資金循環 （岐阜県高山市）

### <対象エリア>

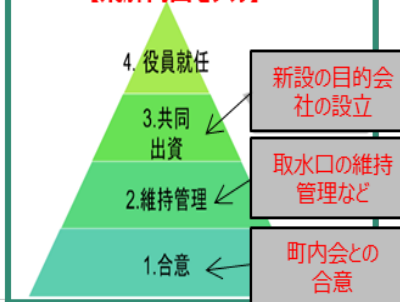
小水力発電立地町内会・旧町村市街地（20エリア）

### <取組内容>

- 地域住民に予め維持管理や共同出資などの地域参画や地域貢献手法を発電事業者から提示して合意形成を図ることで**地域協働型小水力発電**を整備する「**飛騨高山モデル**」を更に推進
- 事業で得られた**収益の一部**を地域のまちづくりの取組等の原資とすることにより、**地域サービスとして還元**
- **地域新電力「飛騨高山電力」**が、小水力発電の電力供給に加え、製材端材による**木質バイオマス発電**の熱電併給を実施することで、**再エネの地産地消と地域経済循環の実現**を目指す

### 地域協働型の小水力発電所整備

#### 【飛騨高山モデル】



飛騨高山モデル



小水力発電施設



# 脱炭素先行地域の取組事例⑤

## ゼロカーボンベースボールパークの実現を通じた行動変容・ 運輸部門の脱炭素化 (兵庫県尼崎市)

### <対象エリア>

小田南公園内タイガース野球場等、大物公園、大物川緑地、阪神電車尼崎駅等市内6駅、尼崎車庫

### <取組内容>

- 小田南公園への阪神タイガースファーム施設の移転に合わせ、同公園内の野球場等や大物公園への**太陽光発電導入等によるゼロカーボンベースボールパークの実現**を図る。共同提案者の「**阪神電気鉄道(株)**」と連携し、**令和7年3月に開業**。
- 阪神電気鉄道と連携し、**尼崎市内の阪神電車の駅（6駅）の脱炭素化、EVバス導入、ゼロカーボンナイト開催**や、SDGsの達成につながる行動・買い物をすると付与される**市独自の電子地域通貨である「あま咲きコイン」**等を用いて、**交流人口増加による経済効果と市民やファン等の行動変容の同時達成**を目指す。

ゼロカーボンベースボールパーク



阪神バスのEV化



大物駅に導入された太陽光発電



室内練習場へ導入された太陽光発電  
(ゼロカーボンベースボールパークのマスコットキャラクター「クラッキー」)

## 脱炭素×林業活性化・生ごみ等資源化 (岡山県真庭市)

### <対象エリア>

市内全域の公共施設

### <取組内容>

- 木質バイオマス発電所の増設**により一定規模の安定な木材需要を創出し、市の製造業の30%を占める**木材関連産業の活性化**。広葉樹林や耕作放棄地における早生樹等の**未利用資源も活用**。
- 生ごみ等資源化施設**（真庭市くらしの循環センター）を新設し、生ごみ、し尿、浄化槽汚泥等をメタン発酵させて**バイオガス発電**を行うとともに、**消化液から製造した濃縮バイオ液肥**を農地で活用して**地域資源循環システム**を構築
- 生ごみ等の資源化により可燃ごみの約40%削減が可能となり、**ごみ焼却場3施設を1施設に統合**、廃棄物処理のコストやCO<sub>2</sub>排出を削減



既存の木質バイオマス発電所



真庭市くらしの循環センター  
(2025年1月本格稼働)

# 脱炭素先行地域の取組事例⑥

## 地域新電力による地域間連携 —地域産業の競争力強化・企業誘致— (福岡県北九州市)

### <対象エリア>

北九州都市圏域18市町の公共施設群、北九州エコタウンのリサイクル企業群

### <取組内容>

- **北九州都市圏域の公共施設群**及び**北九州エコタウンのリサイクル企業群**において、対象となる全施設分まとめてPPAコストを加重平均して一律設定した新たな料金体系「**総括原価型PPAモデル**」を構築し、**地域新電力「北九州パワー(株)」が展開**することで、同施設群の脱炭素化を図る。併せて、リサイクル企業や自動車メーカー等と連携して**中古PVパネルのリユースやEVバッテリーのカスケード利用システムの構築**を目指す
- 安定的で低廉な脱炭素エネルギー供給・利活用体制の構築による**地域産業の競争力強化、新たな企業誘致を図る**
- 風力発電をはじめとした**再エネが多く集積する特性**を踏まえ、**大規模蓄電池の導入による地域エネルギーマネジメントを実施**し、九州地方の課題である**出力制御の低減を図り、再エネの最大活用**を目指す



北九州エコタウン



直方市汚泥再生処理センター導入された  
オンサイト PPA による太陽光発電設備

出典： <https://kitaqpw.com/works/20240301-01>

## 県主導のRE100産業団地の創出×半導体産業誘致 (熊本県)

### <対象エリア>

阿蘇くまもと空港周辺地域（阿蘇くまもと空港、産業集積拠点等）

### <取組内容>

- RE100を標榜する世界的半導体メーカー「**TSMC**」の**進出**に合わせて、阿蘇くまもと空港に隣接する**産業集積拠点等へ再エネを供給**することで、**RE100を目指す企業の誘致**を加速
- 民間施設への太陽光発電設備・蓄電池の導入に加え、ダム湖での**水上太陽光発電設備**や**木質バイオマス発電設備**等の導入によって再エネを確保
- 再エネ電気を供給する**県主導の地域エネルギー会社（くまもと地域みらいエネルギー株式会社）**を設立し、民生・産業部門の全県的な脱炭素化を目指す。



上：阿蘇くまもと空港周辺エリア

右：2023年3月に供用開始した  
阿蘇くまもと空港の新旅客ターミナルビル





# 重点対策加速化事業の計画策定状況

■全国で重点的に導入促進を図る屋根置き太陽光発電、ZEB・ZEH、EV等の取組を地方公共団体が複数年度にわたり複合的に実施する重点対策加速化事業について、171自治体を選定（38府県、104市、29町）

令和4年度開始 令和5年度開始 令和6年度開始 令和7年度開始

31自治体

(11県、15市、5町)

77自治体

(18県、47市、12町)

40自治体

(6府県、26市、8町)

23自治体

(3県、16市、4町)

## 中国ブロック(4県、12市町)

鳥取県 鳥取県、南部町  
島根県 島根県、出雲市、奥出雲町、美郷町  
岡山県 岡山県、津山市、新見市、瀬戸内市  
広島県 呉市、福山市、東広島市、廿日市市、北広島町  
山口県 山口県

## 九州ブロック(7県、17市町)

福岡県 福岡県、北九州市、福岡市、久留米市、八女市、宗像市、糸島市、大木町  
佐賀県 佐賀県、鹿島市  
長崎県 長崎県、松浦市  
熊本県 熊本県、熊本市、荒尾市、天草市  
大分県 大分県、中津市  
宮崎県 宮崎県、串間市、三股町  
鹿児島県 鹿児島県、鹿屋市、南九州市

## 沖縄奄美ブロック(1市)

沖縄県 糸満市

## 近畿ブロック(5府県15市町)

滋賀県 滋賀県  
京都府 京都市、京都市、向日市、京丹後市、南丹市  
大阪府 枚方市、八尾市、河内長野市、和泉市、高石市  
兵庫県 兵庫県、芦屋市、加古川市、宝塚市  
奈良県 奈良県、奈良市  
和歌山県 和歌山県、和歌山市、那智勝浦町

## 北海道ブロック(11市町)

北海道 札幌市、苫小牧市、登別市、当別町、ニセコ町、美瑛町、滝上町、安平町、士幌町、鹿追町、白糠町

## 東北ブロック(5県、14市町)

青森県 青森県  
岩手県 岩手県、宮古市、一関市、矢巾町  
宮城県 宮城県、仙台市、東松島市  
秋田県 鹿角市  
山形県 山形県、山形市、上山市、長井市、最上町、福島県 福島県、喜多方市、南相馬市、広野町、浪江町

## 関東ブロック(6県30市町)

茨城県 北茨城市  
栃木県 栃木県、小山市、那須塩原市  
群馬県 群馬県  
埼玉県 埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、春日部市、入間市、新座市、久喜市、白岡市  
千葉県 流山市  
東京都 多摩市  
神奈川県 横浜市、相模原市、横須賀市、藤沢市、小田原市、厚木市、大和市、開成町  
新潟県 新潟県、新潟市、長岡市、新発田市、燕市、妙高市、南魚沼市  
山梨県 山梨県  
静岡県 静岡県、浜松市、沼津市、富士市

## 中部ブロック(7県、26市町)

富山県 富山県、富山市、魚津市、氷見市、小矢部市、立山町  
石川県 石川県、金沢市、加賀市、津幡町  
福井県 福井県、越前市、坂井市  
長野県 長野県、伊那市、佐久市、東御市、安曇野市、箕輪町、高森町、木曽町、小布施町  
岐阜県 岐阜県、大垣市、美濃加茂市、山県市  
愛知県 愛知県、岡崎市、半田市、豊田市  
三重県 三重県、いなべ市、志摩市

## 四国ブロック(4県7市町)

徳島県 徳島県、北島町  
香川県 香川県  
愛媛県 愛媛県、松山市、新居浜市、西条市、鬼北町  
高知県 高知県、高知市、土佐町

# 重点対策加速化事業の取組事例①

## 水力発電による再エネ電力供給モデルと 地域金融機関等と連携した脱炭素化 (群馬県)

- 本事業を活用し、中小企業に対し太陽光発電設備・蓄電池補助を行い、県内企業の脱炭素化の取組を加速化させる。その際、地域金融機関や商工団体からなる**中小企業サポーターズと連携して取り組む**。
- また、**地産地消型PPA（群馬モデル）**として、県内事業者へ**県営水力発電所の再エネ電力を供給**。そのほか共同購入や再生可能エネルギー設備導入資金融資等の支援を行い、引き続き取組を推進。
- 個人向けの太陽光発電設備・蓄電池補助については、**補助上限額を抑制し取組件数を増やす工夫**をするほか、既に太陽光発電設備を設置している個人には県が単独で蓄電池支援を実施。



県内の水力発電所

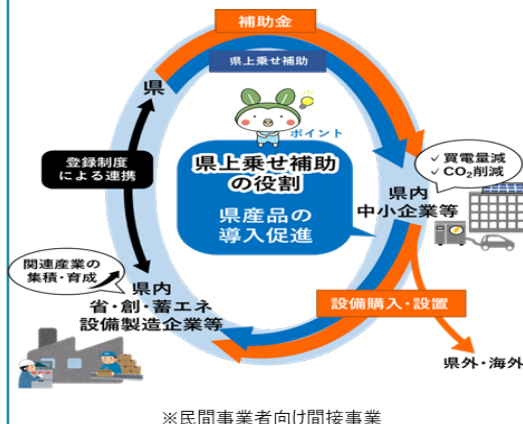


太陽光発電設備導入イメージ

## 脱炭素×地元事業者育成 (山口県)

- 瀬戸内海沿岸地域の**日射量**、日本海沿岸地域の**風況**、内陸山間地域の**林産資源や河川**など、**再エネの恵まれた資源**を有している。
- 県内には、太陽光パネルや太陽熱温水器などの製造メーカーをはじめ、**再エネに関連する先端的な技術を有する企業が集積**している。
- 省・創・蓄エネ関連産業が多く立地している特色を踏まえ、「**山口県産省・創・蓄エネ関連設備登録制度**」を活用する事業において、**県内地場産業の育成**を図る。
- 太陽光発電設備やEV・充放電設備等の導入に当たっては、多種多様（規模や用途、地域）な県有施設を設定し、**ゼロカーボンドライブの普及啓発拠点として整備**する。

### 取組イメージ

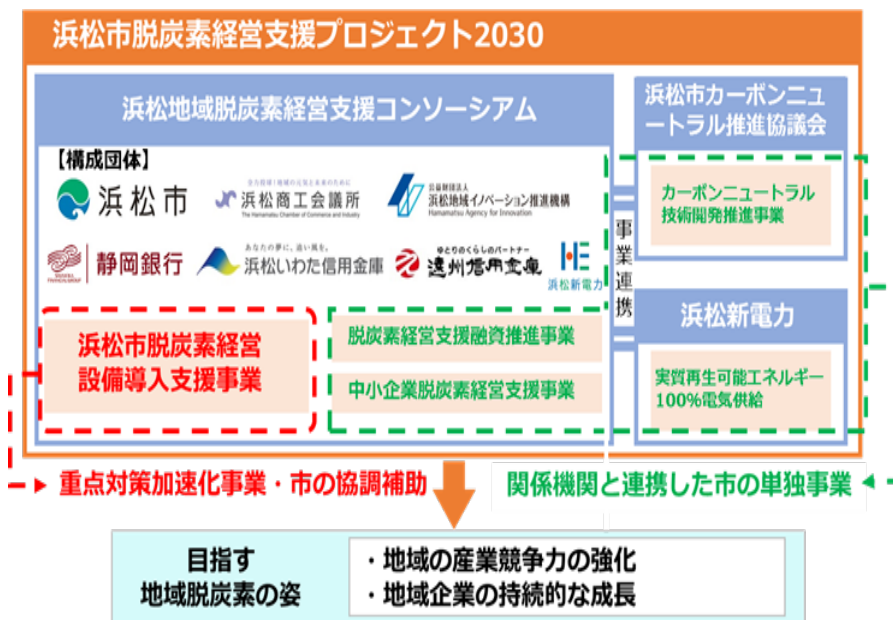


登録制度を活用し設置された  
太陽光発電設備（上）  
地中熱利用設備（下）

# 重点対策加速化事業の取組事例②

## 産官学金による地域企業の脱炭素化支援 (静岡県浜松市)

- 2024年から「浜松市脱炭素経営支援プロジェクト2030」を開始し、**市、商工会議所、産業支援機関、金融機関、地域エネルギー会社**からなる「**浜松地域脱炭素経営支援コンソーシアム**」を通じて、地域企業の脱炭素経営の実現に向けた伴走支援を実施する。
- 事業実施にあたって、**融資手数料の補助制度の創設や、市職員の脱炭素アドバイザー資格の取得によるスキル向上など市の単独事業**を企業支援に活用するとともに、設備導入については本交付金を活用し、**太陽光発電設備の導入に対しては市費による上乗せ協調補助を行う**など、地域企業の脱炭素経営を総合的に支援する。



## 脱炭素×林業（きのこ生産）活性化 (長野県安曇野市)

- 長野県は、きのこ生産量が国内トップであるが、生産に伴って発生する**廃培地の処理に苦慮**している。安曇野市は、**廃培地を乾燥・固形化することでバイオマスボイラ向けの燃料として、地産地消**する計画。
- バイオマス燃料製造施設を導入することで、**廃培地の燃料化**だけでなく隣接するきのこ工場やチップ乾燥機への**熱供給が可能になる**。作成されたチップや固形燃料は、市営の温泉施設や福祉施設のバイオマスボイラーで利用され**化石燃料からの転換に寄与**する。
- 従来は廃培地の処理に費用が発生していたが、燃料化することで、収益化も可能になり、**全国的な課題である廃培地利用の先進事例**となることを目指す。



きのこ（写真左）と  
燃料の元となる廃培地（写真右）



バイオマス燃料製造設備



# 重点対策加速化事業の取組事例③

## 公共施設等の脱炭素化を通じたレジリエンス強化・エネルギーの地産地消 (長野県箕輪町)

- 同一敷地内に存在する公共施設に太陽光発電・ソーラーカーポート、蓄電池、自営線マイクログリッド、EV、急速充電器等の整備を進め、脱炭素化と災害時のレジリエンス強化の同時実現を図る。本年4月に役場周辺のソーラーカーポート等の整備事業が竣工。
- 上記以外の公共施設において設置する太陽光発電についても、役場庁舎等と同様に自家消費に努めるとともに、自家消費してもなお多くの余剰電力が出る小・中学校6校などについては、**既存の地域新電力会社へ非FITにより売電**を行い、太陽光等の設備設置を行ってもなお電力不足が生じる文化センターなどの公共施設において**売電分の再エネを買い戻す仕組みを構築**する。
- **全ての公用車（特殊車両を除く）をEV化するとともにV2Xを設置し、施設との充放電を行って夜間等における電力として活用するとともに、蓄電池と連動してピークカットを行い、電気使用料金の削減**などを図る。



整備が進む太陽光発電設備（左）、ソーラーカーポートV2X双方向充電器（右）

出典： <https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000015.000036744.html>

## 地域エネルギー会社による地域還元型モデル (愛知県半田市)

- 地元建設会社（八洲建設株式会社）の関連会社（株式会社ビオクラシックス半田、株式会社じまち）や地域金融機関（半田信用金庫、知多信用金庫）が出資する地域エネルギー会社（半田・知多地域エネルギー）等が、**公共施設・事業者への太陽光・蓄電池の導入をPPA方式で実施**することを想定している。
- 地域エネルギー会社は、上記の余剰電力に加え、オフサイトPPA方式によるため池太陽光や営農型太陽光発電の電力を公共施設に供給し、**利益は、地方公共団体との協定に基づき、再エネへの投資や子育て支援、脱炭素に関する産業観光ツーリズムの企画等**を通じて**地域に還元**する。
- なお、個人への蓄電池の導入に対して、**愛知県の単独事業と連携した上乗せ協調補助**を実施。

### 地域還元型モデルの取組イメージ



# 重点対策加速化事業の取組事例④

## 脱炭素×新規就農者創出 (島根県美郷町)

- 農山村地区の営農法人が取り組む**営農型太陽光発電で再エネ設備の普及を図るとともに、高効率空調設備や電動車を導入することで、化石燃料を使わない「美郷ゼロカーボン農業モデル」**を実現する。
- 営農型太陽光発電を附帯する**営農トレーニング施設・農業用ハウスのリース事業**を通じて、**就農者の育成から独立までを支援**する。
- 研修施設の整備や就農支援体制の整備等により、**地域での農業の担い手としての移住者の呼び込み**を積極的に実施。



ソーラーパネル  
(遮光率30%)

※姉妹都市バリの植物で花木の「モリンガ」、  
「カチャムパンジャン」、柑橘類の「じゃばら」、  
美郷町でも採取でき特産にも使われる  
「またたび」を栽培予定

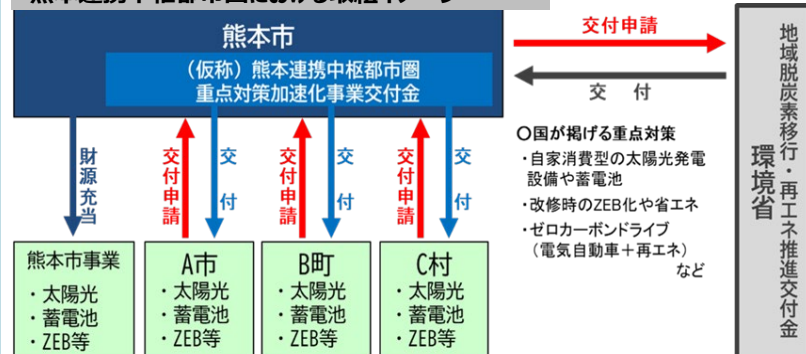


ゼロカーボン農業研修施設  
(2025年3月完成)

## 熊本連携中枢都市圏における脱炭素化・レジリエンス強化 (熊本県熊本市)

- 熊本市が中心となって熊本連携中枢都市圏（8市10町2村）における電力の脱炭素化を推進するとともに、熊本地震で大規模な停電等を経験した都市圏において**自立・分散型エネルギーシステムの構築による災害に強い地域づくり**を推進するため、太陽光発電設備や蓄電池等の導入を図る。
- また、熊本市が**PPAを活用した太陽光発電設備の導入におけるノウハウを都市圏を構成する市町村と共有**するとともに、既に熊本市の市有施設へ電力供給を行っている**スマートエナジー熊本(株)**など**民間事業者と連携することで、事業の効率化や水平展開**を図る。
- 地域エネルギー事業により、**市有施設の削減された電力料金を財源として、市民や事業者の再エネ・省エネ設備等の導入を支援**することで、地域の災害対応力の強化も図る。

### 熊本連携中枢都市圏における取組イメージ



---

## 2. 支援ツール

---





【令和8年度予算（案） 27,018百万円（38,521百万円）】  
【令和7年度補正予算額 33,500百万円】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

## 1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）や地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）等に基づき、地域主導の脱炭素を推進するため、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対し、本交付金により、複数年度にわたって継続的かつ包括的に支援することを目的とする。

## 2. 事業内容

### （1）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

- ①脱炭素先行地域づくり事業への支援
- ②重点対策加速化事業への支援
- ③民間裨益型自営線マイクログリッド等事業への支援

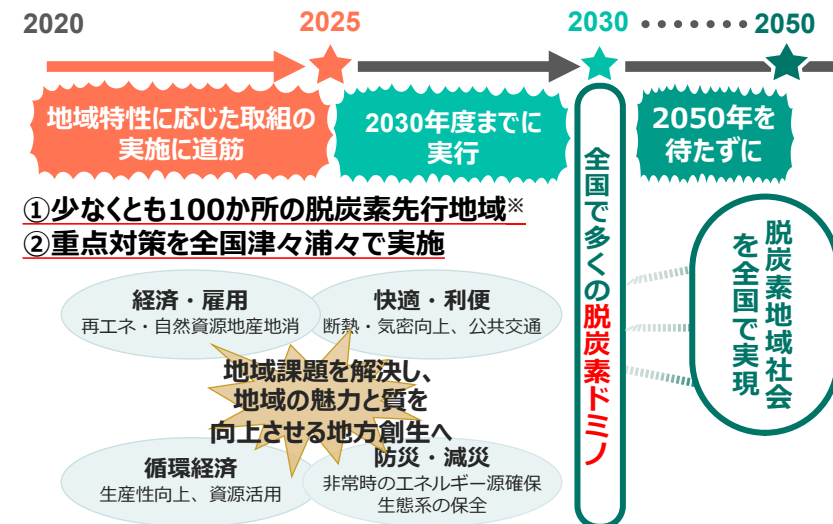
### （2）地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

地域脱炭素推進交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

## 3. 事業スキーム

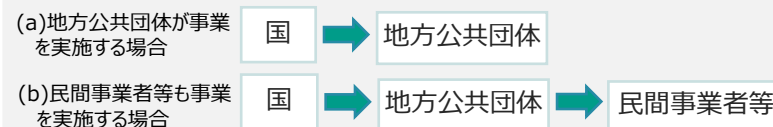
- 事業形態：（1）交付金（2）委託費
- 交付対象・委託先：（1）地方公共団体等（2）民間事業者・団体等
- 実施期間：令和4年度～令和12年度

## 4. 事業イメージ



※地域特性・地域課題等で類型化  
先進性・モデル性等を評価し、評価委員会で選定

### <参考：（1）交付スキーム>



# 地域脱炭素推進交付金 事業内容

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金)

## ①脱炭素先行地域づくり事業

交付要件：脱炭素先行地域に選定されていること等（一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等）。

対象事業：地域と暮らしに密接に関わる民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出について2030年度までに実質ゼロを実現することなどに先行的に取り組む地域として、環境省が選定した地域において、当該実現のための取組に対し支援する。

交付率：原則2/3

事業期間：概ね5年程度

## ②重点対策加速化事業

交付要件：再エネ発電設備を一定以上導入すること等（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上）。

対象事業：地域共生・地域裨益型再エネの導入や住宅の省エネ性能の向上などの脱炭素の基盤となる重点対策について、交付金により行われる加速的な取組に対し支援する。

交付率：2/3～1/3、定額

事業期間：概ね5年程度

## ③民間裨益型自営線マイクログリッド等事業（GX）

交付要件：一定の民間裨益が見込まれること等。

対象事業：官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッド等を構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援する。

交付率：原則2/3

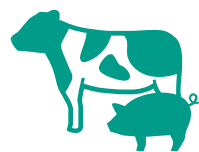
事業期間：概ね5年程度



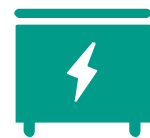
屋根置き自家消費型  
太陽光発電



木質バイオマスの  
エネルギー利用



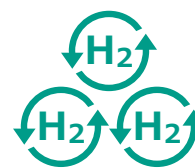
家畜排せつ物の  
エネルギー利用



蓄電池の  
導入



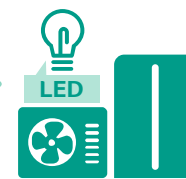
エネルギー管理  
システム導入



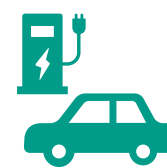
再エネ水素  
利用



住宅建築物の  
ZEB/ZEH



省エネ設備の  
最大限採用



ゼロカーボン・  
ドライブ



自営線  
マイクログリッド

# 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

【令和8年度当初予算額（案） 2,000百万円（2,000百万円）】【令和7年度補正予算額 4,000百万円】



- **地域防災計画により避難施設等に位置づけられた公共施設**への再エネ設備の導入は、平時の脱炭素化に加え、災害時の業務継続を始め被災者対応の観点からも重要。「**防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策**」（令和2年12月11日閣議決定）において「災害時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備に関する対策」に取り組むこととしている。
- このため、環境省では、「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」により**避難施設等への再エネ設備等の導入を支援**。
- <補助率>  
①都道府県・指定都市※ 1/3 ②市町村（太陽光発電またはコージェネレーションシステムを導入の場合）1/2 ③市町村（上記以外の再エネ設備導入の場合）及び離島 2/3 ※ 都道府県・指定都市による公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

## 災害時に効果を発揮した事例①

※前身の「地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」、  
「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」による支援事例

### 石川県珠洲市

施設名 : 珠洲市役所  
導入設備 : 太陽光発電、蓄電池

#### <令和6年能登半島地震における活用状況>

- ・蓄電池に充電された電力を用いて、震災対応に集まった職員が災害対応業務を進めることができた。

珠洲市役所における太陽光パネル、蓄電池の設置状況



写真提供：珠洲市

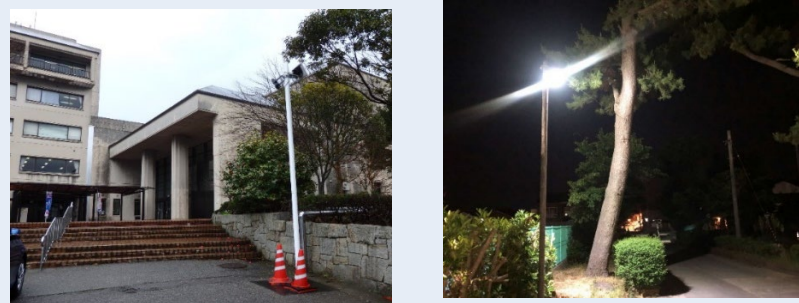
### 石川県輪島市

施設名 : 河井小学校 ほか28施設  
導入設備 : ソーラー街路灯（避難誘導灯）

#### <令和6年能登半島地震における活用状況>

- ・避難所へ通じる避難路にソーラー街路灯（避難誘導灯）を設置したことで、避難所までの円滑かつ安全な避難に寄与。

河井小学校におけるソーラー街路灯設置状況



写真提供：輪島市



# 脱炭素化推進事業債等の延長・拡充

- 地球温暖化対策計画(令和7年2月閣議決定)を踏まえ、温室効果ガスの「2050年ネット・ゼロ」の実現に向け、地域 脱炭素を加速化するため、脱炭素化推進事業債等を延長・拡充
- 延長期間は、地球温暖化対策計画に位置づけられた実行集中期間を踏まえ、令和12年度までの5年間とする

## 1. 対象事業

※赤字は拡充分 ※公営企業についても同様に措置

### (1) 地方単独事業として実施するもの

#### ① 公共施設等における再生可能エネルギー設備等の整備

※売電を主目的とするものは原則対象外としていたが、  
発電電力を地域内で消費するための売電を主目的として自治体が整備するものを対象に追加

#### ② 公共施設等をZEB※基準に適合させる改修等

※ZEB(Net Zero Energy Building)とは、一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物

#### ③ 公共施設等を省エネ基準に適合させる改修

※建物全体が基準を満たす場合に加え、空調等の各設備が個別に省エネ基準を満たす場合を対象に追加

#### ④ 公共施設等へのLED照明導入のための改修

#### ⑤ 公用車における電動車※の導入・充放電設備の整備

※電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車

### (2) 国庫補助事業として実施するもの

#### ペロブスカイト太陽電池の導入

※一般補助施設整備等事業債の対象に追加

## 3. 事業期間

令和8年度～令和12年度(5年間)

## 2. 地方財政措置

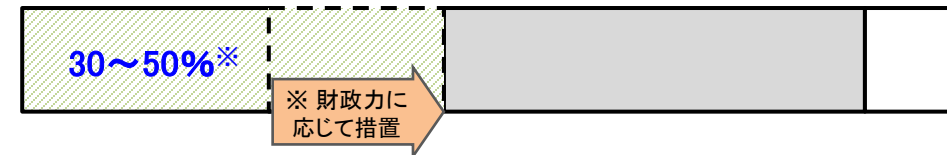
### (1) ①及び②の事業

※売電が主目的の場合、対象事業費は1/2



### (1) ③及び④の事業

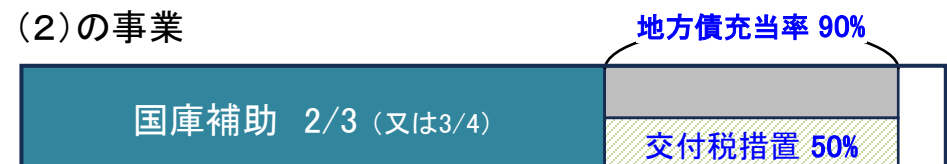
※個別の省エネ基準適合の場合、交付税措置30%



### (1) ⑤の事業



### (2) の事業



## 4. 事業費

1,000億円 (令和7年度: 1,000億円)

# 地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業



【令和8年度予算（案） 630百万円（新規）】  
【令和7年度補正予算額 700百万円】



「宣言から実行へ」。地域脱炭素の実現に向けて、具体的な脱炭素施策の検討・実施、地域人材の育成等を支援します。

## 1. 事業目的

地球温暖化対策推進法、地球温暖化対策計画、GX2040ビジョン等に基づき行う地域脱炭素の取組は、我が国の2050年ネット・ゼロの実現及びこれと整合的で野心的な温室効果ガス削減目標の達成に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資することが求められている。地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、自らの事務及び事業の脱炭素化や区域内の脱炭素化に向けた具体的な施策を検討・実施すること、地域共生・地域裨益型の再エネを導入すること、地域中核人材の活用・育成・連携等を行うことが不可欠であり、そのための支援を全国的・集中的に実施する。

## 2. 事業内容

地方公共団体等による、公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定、主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施、風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング、地域脱炭素実現に向けた地域中核人材の活用・育成・連携等に対する支援を行う。併せて、地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討を行う。

### (1) 具体的な脱炭素施策の検討・実施支援

- ① 公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援 → p.23
- ② 主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施支援 → p.24
- ③ 地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

### (2) 地域共生・地域裨益型の再エネ導入支援

- 風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援 → p.25

### (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の活用・育成・連携事業

- ① 脱炭素まちづくりアドバイザー派遣・相談 → p.26
- ② 地域における中核人材育成研修
- ③ 地域の実情に応じた官民連携強化

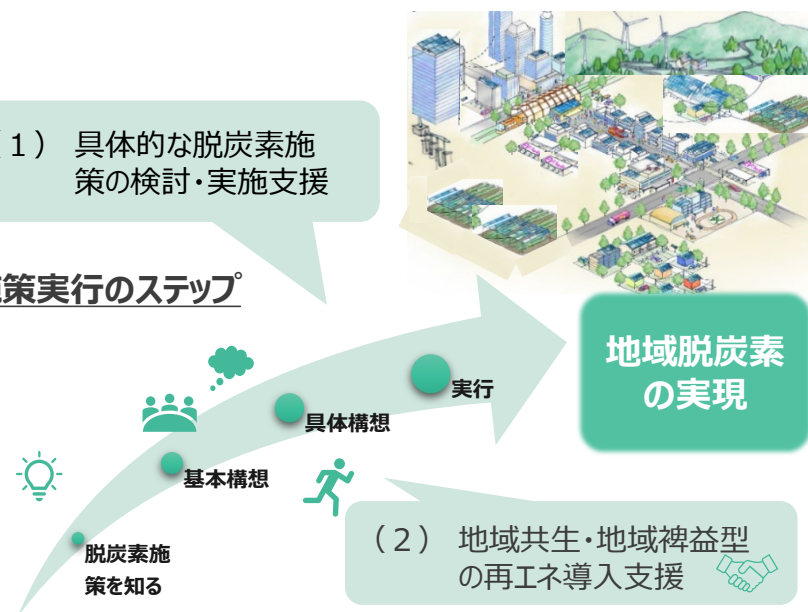
## 3. 事業スキーム

- 事業形態： (1) ① (2) 間接補助事業（定率、上限設定あり）  
(1) ②③ (3) 委託事業
- 補助・委託先 (1) ① 民間事業者・団体等（ただし地方公共団体との共同実施に限る） (2) 地方公共団体  
(1) ②③、(3) 民間事業者・団体等
- 実施期間： 令和8年度～令和12年度

## 4. 事業イメージ

(1) 具体的な脱炭素施策の検討・実施支援

### 施策実行のステップ



(2) 地域共生・地域裨益型の再エネ導入支援

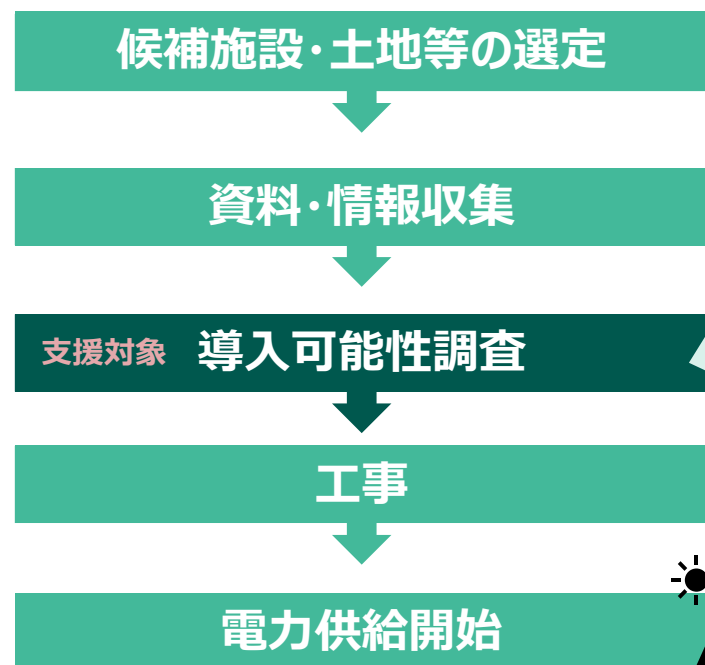
(3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の活用・育成・連携



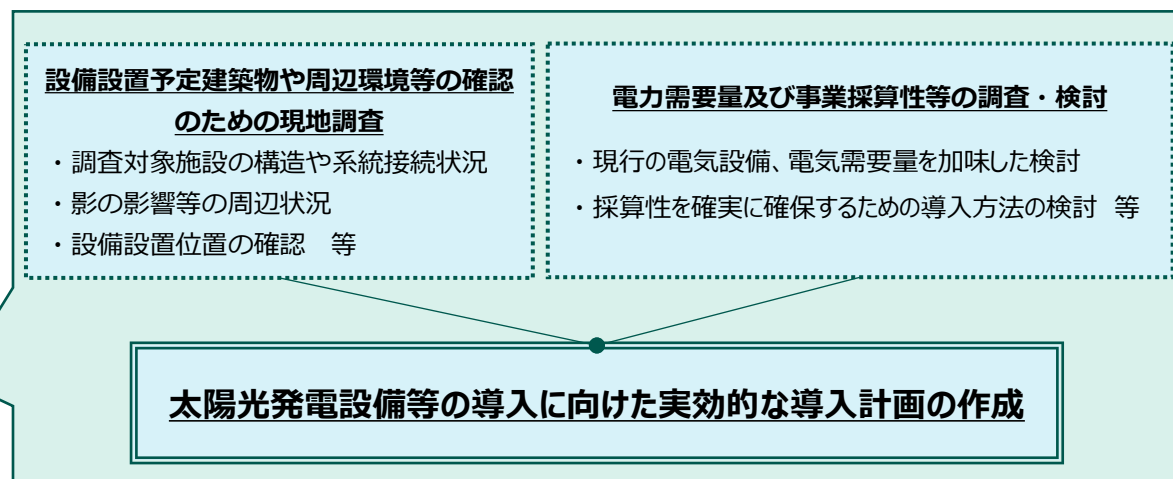
# 地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、 ①公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援

- ◆地方公共団体の公共施設に関しては、2030年度までに4.82GWの太陽光発電設備導入目標に対し、**2024年度までの導入量は0.189GW**にとどまっており、目標達成に向けた導入の加速化が必要。
- ◆本事業では、民間事業者・団体等を補助対象とし、地方公共団体との共同による**設備設置予定建築物や周辺環境等の確認のための現地調査**、**電力需要量、事業採算性等**を踏まえた**太陽光発電設備の導入に向けた計画策定を支援**することで、地方公共団体の公共施設等における最大限の再エネ設備の導入を図る。
  - 補助上限：1,000万円（対象施設により上限1,500万円）
  - 補助率：1/2

## ＜太陽光発電設備等の導入フロー＞



## ＜導入可能性調査の具体例＞



## ＜公共施設等における再エネ設備の導入事例＞



武道館における太陽光発電設備設置（福知山市）



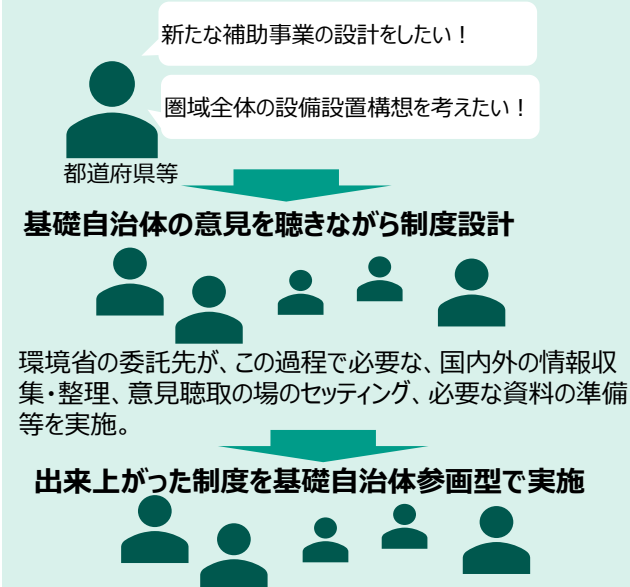
市庁舎駐車場におけるソーラーカーポート（宮古島市）

- ❖ 都道府県等が、基礎自治体による参画を基本とした、地域脱炭素施策の検討や実施体制の構築及び事業の基本的な設計を行う際に、環境省（委託先）が都道府県等に対する伴走支援を実施。
- ❖ 具体的には、都道府県等による太陽光発電設備の共同購入・調達、ZEB・ZEHに係る都道府県等の独自事業化、都道府県等主導の地域エネルギー会社の運営など、各地の特性に応じた取組に関する施策づくりを実施することを想定。
- ❖ 類型として、主に以下の3類型（組み合わせ可）を想定。
  - ① 都道府県等の独自事業の設計（基礎自治体参画型を基本とする）
  - ② 域内又は自身の取組の標準化及び横展開
  - ③ 地域人材・民間団体等との共同による取組実装

※ 1 団体が、予算の範囲内で、同一年度に複数の施策づくりを実施することも可。

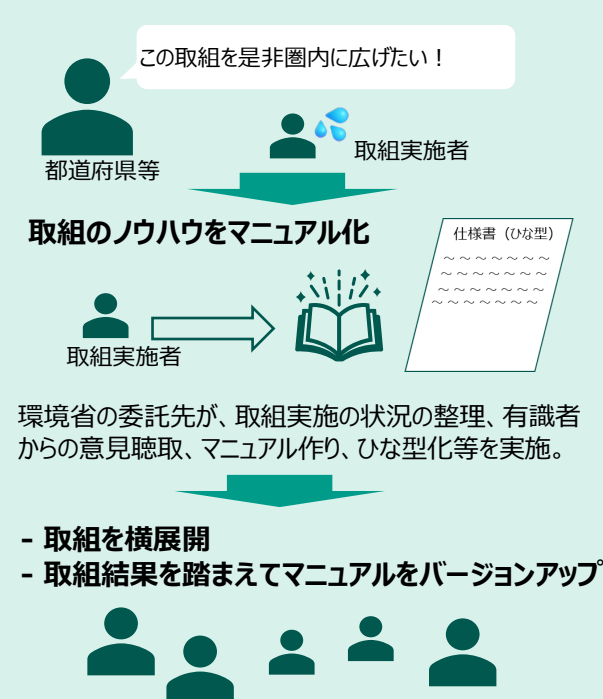
## 【事業内容のイメージ（例）】

### ① 都道府県等の独自事業の設計

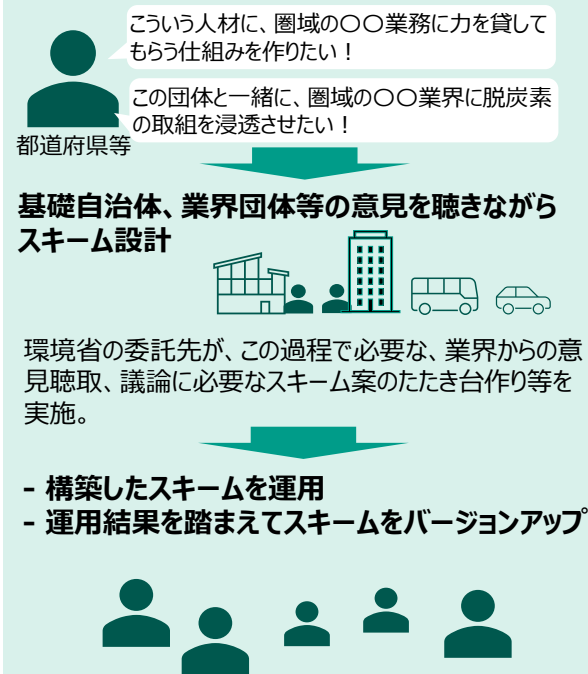


※ 参画の形は画一的でなくてOK。  
※ 具体的な前例として、北海道「住まいのゼロカーボン化推進事業」山梨県「やまなしKAITEKI住宅普及促進事業」あり。

### ② 域内又は自身の取組の標準化及び横展開



### ③ 地域人材・民間団体等との共同による取組実装





# 地域脱炭素化促進事業制度における「促進区域」の設定について

(地球温暖化対策推進法)



## < 制度 >

- 地球温暖化対策推進法に基づき、都道府県・市町村が地域関係者と合意形成を図りながら、自然保護区その他の考慮すべき区域を除外※1したエリアから再エネを促進する区域（＝「促進区域」）を設定※2。同区域内で、都道府県・市町村の認定を受けて実施される再エネ事業（地域脱炭素化促進事業）は、環境アセスの配慮書省略や森林法等のワンストップ手続といった各種法令における手続の特例の対象となる。

※1 国の基準による除外すべき区域：国立公園特別保護地区、自然環境保全地域、生息地等保護区のうち管理地区 等

都道府県の基準による除外すべき区域の例：世界自然遺産、ラムサール条約湿地、国指定鳥獣保護区、保護林、緑の回廊 等

※2 令和7年4月より、都道府県及び市町村が共同して促進区域を定めることができることとした。（以前は市町村単独での設定のみ）

## < 今後の取組 >

- 令和3年度より継続して、自治体による促進区域の設定等に向けたゾーニング等の取組の支援※3を実施。

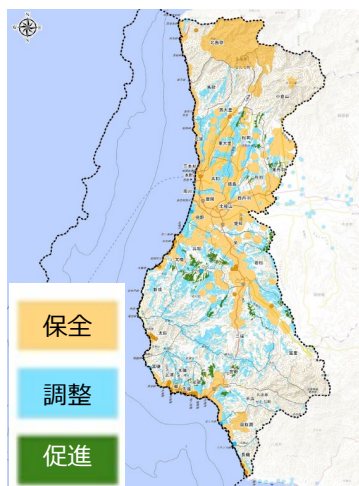
※3 地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成に係る費用の3/4（上限2,500万円）を補助。令和7年度補正予算でも太陽光発電を含め措置。

- 促進区域の設定※4等に向けて、特に陸上風力発電について、資源エネルギー庁と連携した伴走支援等の実施※5や税制措置を講じる。

※4 令和7年9月末現在、全国で66市町村（うち、風力は7）が設定済み。

※5 令和7年7月より、環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室の下に「再生可能エネルギー促進区域推進室」を設置。

- 優良事例の展開やマニュアルへの反映、区域内での事業創出に向けた理解醸成等の支援を実施。

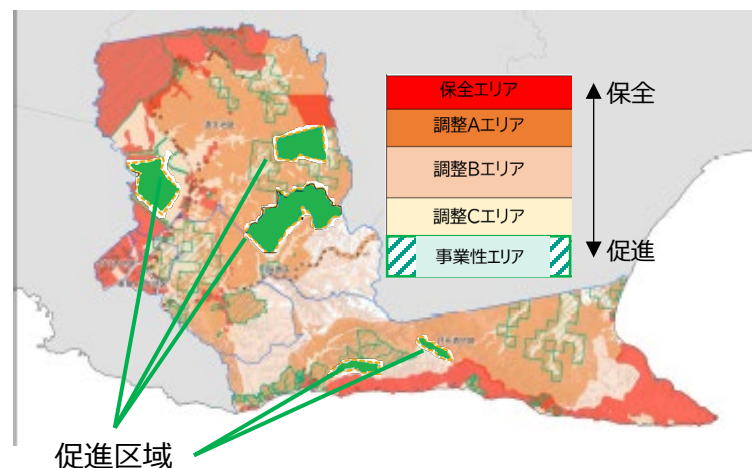


＜陸上風力発電ゾーニングマップ（北海道せたな町）＞

出典：せたな町再生可能エネルギーに係るゾーニングマップ  
（令和5年2月 せたな町）

太陽光発電ゾーニングマップ（北海道釧路町）▷

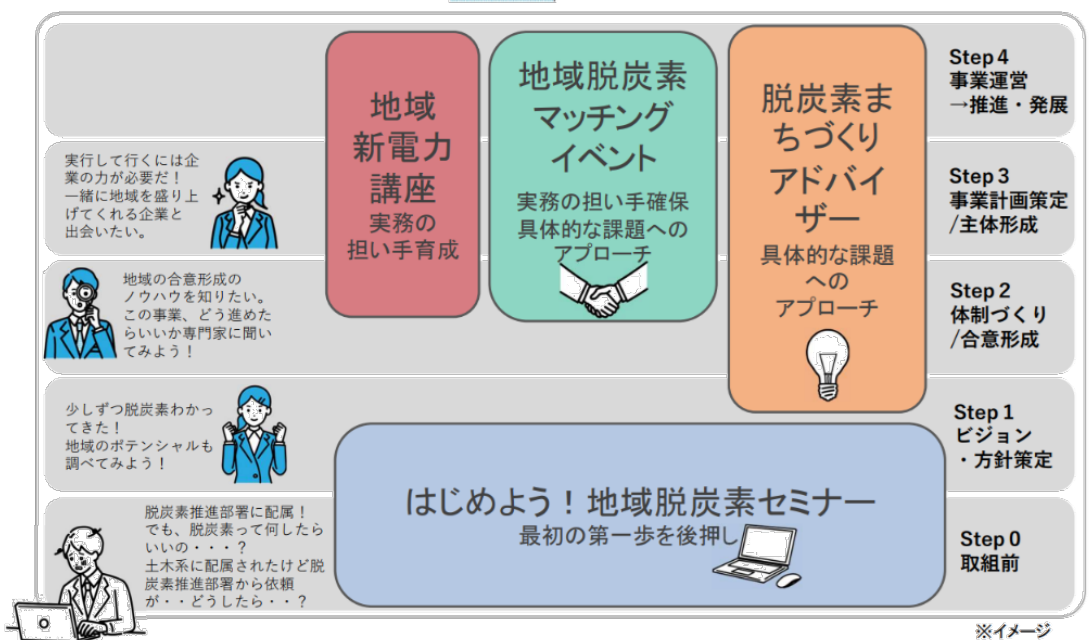
出典：令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）完了実績報告書（令和6年3月 釧路町）



# 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

- 地域脱炭素を推進するため、**地域において主体的に脱炭素に取り組む人材の育成・確保**が必須。
- 環境省では、取組の段階に応じて、**自治体・企業向けの中核人材の育成、アドバイザーの派遣**を実施。

## 脱炭素取組実施の ロードマップ



## 【オンライン連続講座】

地域脱炭素の考え方・ノウハウを自治体等地域人材にインプット

はじめよう！地域脱炭素セミナー：R4～R7で延べ11,000人以上参加

地域新電力講座：R4～R7で延べ2,200人以上参加

## 【脱炭素まちづくりアドバイザー派遣】

地域脱炭素に関する専門的な知見を有するアドバイザー（企業、地域新電力、先進自治体職員等）を地方公共団体に派遣

R5年度の派遣数：28地方公共団体

R6年度の派遣数：71地方公共団体

R7年度の派遣数：71地方公共団体

※2025/12/23時点

## 【地域脱炭素マッチングイベント】

地域脱炭素に取り組みたい地方公共団体と、脱炭素に関する豊富な経験等を有する民間事業者との間で人的ネットワークを構築

R4年度：参加した18自治体中4団体（7件）協業決定  
（1年後時点）

R5年度：参加した30自治体中10団体（15件）協業決定  
（1年後時点）

R6年度：参加した21自治体中4団体（4件）協業決定  
（1年後時点）

R7年度：参加団体30自治体81企業（アンケート収集中）



# 地方財政措置（人材育成）

## 1. 中小企業のリスキングに係る地方財政措置

【対象事業】 地域に必要な人材確保のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスキングの推進に資する、

①経営者等の意識改革・理解促進、②リスキングの推進サポート等、③従業員の理解促進・リスキング支援

※ 地域職業訓練実施計画（職業能力開発促進法第15条第1項の協議会で策定する計画）に位置付けられる地方単独事業を対象

【事業期間】 令和8年度まで（「人への投資」パッケージの終了年度と同様）

【地方財政措置】 特別交付税措置（措置率0.5）

## 2. 地方公務員のリスキングに係る地方交付税措置の拡充・創設

○ 都道府県・市町村が、「人材育成・確保基本方針」において、特に重点的に取り組むとして明示した新たな政策課題に関し実施する研修を対象として、地方交付税措置を創設。

（1）自団体職員を対象とする場合

都道府県：普通交付税措置

市町村：特別交付税措置（措置率0.5）

（2）都道府県等が市町村職員を対象とする場合

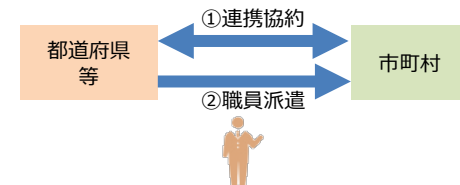
特別交付税措置（措置率0.5）

- ・ 「新たな政策課題」とは、団体ごとに特に解決が必要と考える課題（例：GX、スタートアップ支援、インバウンド戦略、多文化共生等）。
- ・ 「人材育成・確保基本方針」等において、特に必要となる人材について定量的な目標を設定する場合が対象。

## 3. 地方公務員の人材確保に係る地方交付税措置の創設

○ 都道府県等が、市町村と連携協約を締結の上、当該市町村が地域の実情に応じて必要とする専門人材（連携協約において規定。保健師・保育士・税務職員等）を確保し、派遣する取組を対象として、特別交付税措置を創設

【地方財政措置】 特別交付税措置（措置率0.5）



- ・ 派遣を受ける市町村については、政令指定都市・中核市・県庁所在地を除く市町村が対象。
- ・ 派遣を受ける市町村に負担金が生じる場合は、派遣初年度のみが対象。

# 「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」の「脱炭素地域づくり支援サイト」への統合

地方公共団体を始めとする地域脱炭素の関係者向けの情報について、**地域脱炭素の実現に資する情報を集約**し、アクセスしやすい形で入手、活用できる環境を整備するために**サイト統合を実施**。

## 脱炭素地域づくり支援サイ



脱炭素先行地域や地域脱炭素推進交付金をはじめ、**脱炭素地域づくりに資する施策を紹介するサイト**

## 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト



地方公共団体実行計画の策定に係る**マニュアルや支援システム等の情報発信サイト**



・「脱炭素地域づくり支援サイト」に「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」を統合することで、**脱炭素に取り組む地方公共団体の関係者に必要な情報を集約**

・アクセシビリティやページ構成、コンテンツ整理を実施し、**閲覧性を向上**

上記改修により、サイトを閲覧する利用者にとって、**必要な情報を入手、活用しやすい環境を整備**。

# 株式会社脱炭素化支援機構の活用による民間投資の促進

○株式会社脱炭素化支援機構は、国の財政投融资からの出資と民間からの出資からなる資本金（令和7年4月現在360億円）を活用して、脱炭素に資する多種多様な事業に対する投融资（リスクマネーの供給）を行う官民ファンド。

## 組織の概要

【設立年月日】2022年10月28日

【代表者】代表取締役社長 田吉 禎彦

【出資金】551億円

○民間株主（84社、109.5億円）：

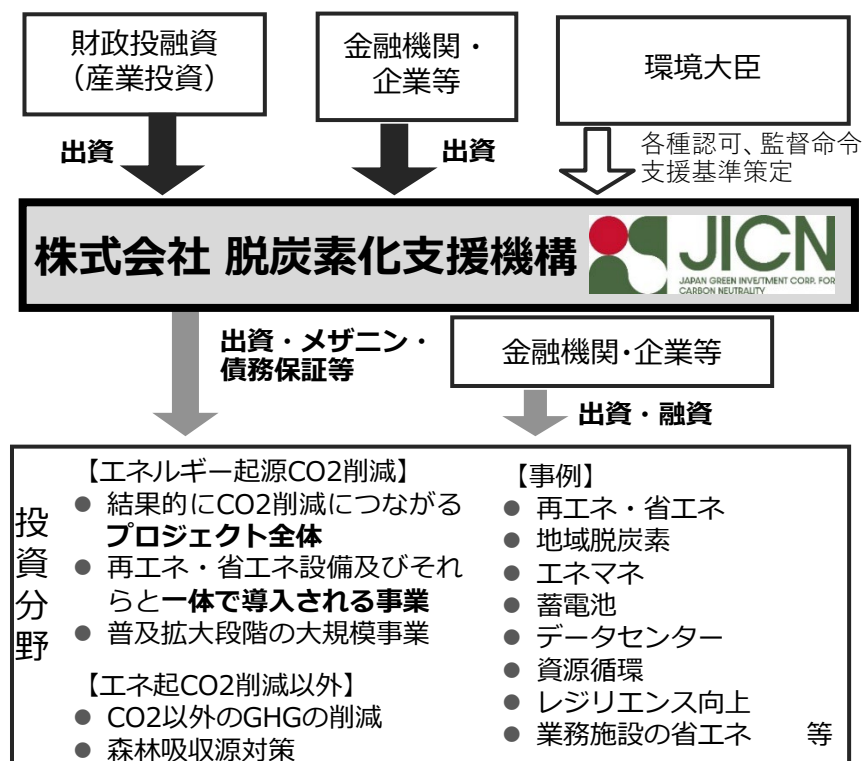
- ・金融機関：日本政策投資銀行、3メガ銀、地方銀行など57機関
- ・事業会社：エネルギー、鉄鋼、化学など27社

○国（財政投融资等、250.5億円）

- ・R7：最大600億円（産業投資と政府保証の合計）
- ・R8：最大700億円（産業投資と政府保証の合計）

## 支援対象・資金供給手法

- 再エネ・蓄エネ・省エネ、資源の有効利用等、脱炭素社会の実現に資する幅広い事業領域を対象。
- 出資、メザニンファイナンス（劣後ローン等）、債務保証等を実施。



脱炭素に必要な資金の流れを太く・速くし、地方創生や人材育成など価値創造に貢献

# 脱炭素化支援機構（JICN） 支援決定の事例

- 株式会社脱炭素化支援機構は、46件の支援決定案件を公表（令和7年12月末現在）。

## わいた第2地熱発電株式会社 （熊本県小国町における地熱発電事業）

### <概要>

熊本県小国町で、新たに地熱発電事業を行うSPCを設立し、発電規模4,995kWの地熱発電所を建設する事業。

※既に隣地にて地熱発電所1号機（1,995kW）が安定的に稼働中、本件は第2号機

支援形態：プロジェクト支援

出資形態：劣後ローン



隣地にて稼働中の地熱発電所1号機

## 投資事業有限責任組合 しんきん脱炭素応援ファンド

### <概要>

信金中央金庫及び信金キャピタル株式会社と連携し、信用金庫が出資・融資等で関与する脱炭素化に資する事業を支援対象としたファンドを組成。

支援形態：ファンド

出資形態：LP出資



信用金庫業界の広範なネットワークを活かし、地域の脱炭素化に資する事業を支援

## かさいスマートエナジー株式会社

### <概要>

脱炭素先行地域に選定された兵庫県加西市において、同市も出資する小売電気事業等を行う会社を設立。行政施策と連動して、エネルギーの地産地消、蓄電池の有効利用による地域内循環経済の実現を目指す。

支援形態：コーポレート

出資形態：出資



エネルギーの地産地消による地域内経済循環を目指す

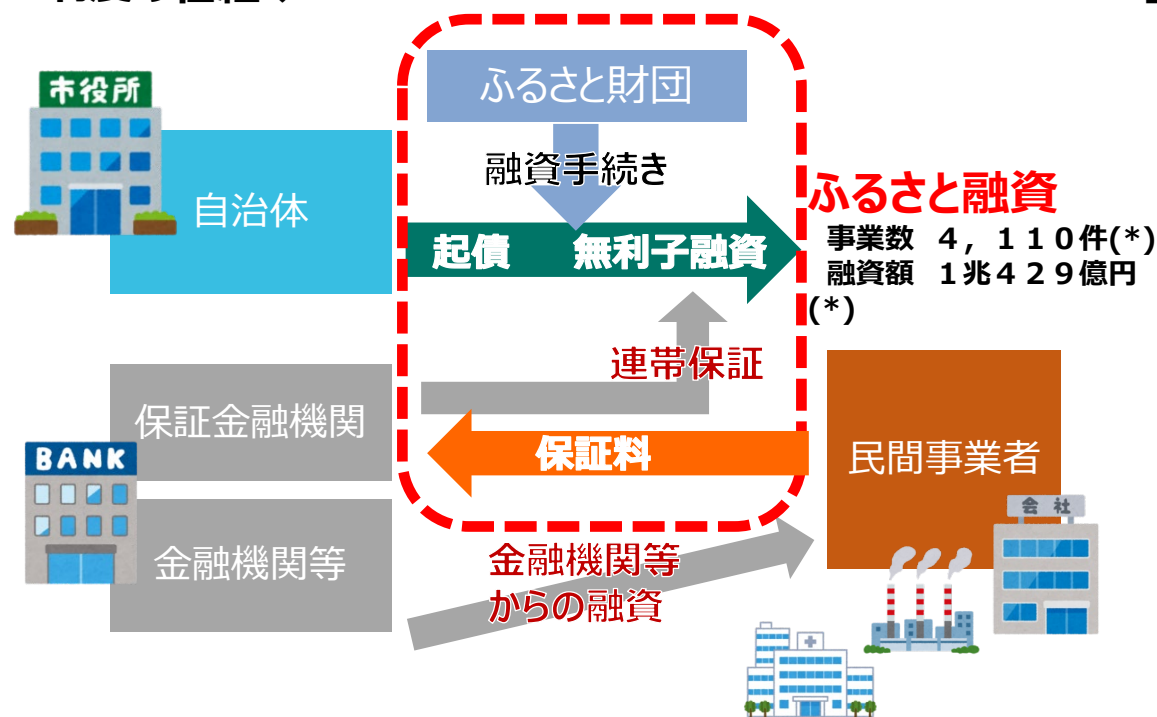


# ふるさと融資制度について

## 【制度概要】

- ・ふるさと融資（地域総合整備資金貸付）とは自治体が金融機関と共同して、民間事業者の設備投資に対して行う無利子融資
- ・融資先は法人限定、業種は特に制限なし、①公益性のある事業、②一定の収益性のある事業が融資対象
- ・自治体は地方債（利子の75%は地方交付税措置）を発行し、それを原資として民間事業者に無利子で融資（最長20年）
- ・金融機関の連帯保証が必要、民間事業者は金融機関に保証料を支払（自治体が保証料補助を行う場合あり）
- ・融資比率、融資限度額等は「要件一覧」のとおり。令和4年度より脱炭素関連事業につき優遇要件を設定し、令和7年度より地域脱炭素推進交付金事業のうち「脱炭素先行地域づくり事業」及び「重点対策加速化事業」を追加。（要件一覧※4）
- ・地域総合整備財団【ふるさと財団】は、融資案件の審査と融資関連手続きにつき自治体から委託を受けている

## ■ 制度の仕組み



## ■ 要件一覧

単位：億円

|           |                    | 通常の地域                  | 過疎地域<br>(みなし過疎地域含む)<br>・ 離島地域<br>・ 特別豪雪地帯 | 定住自立圏<br>・ 連携中枢都市圏<br>・ 東日本大震災被災地域 <sup>(※2)</sup> | 脱炭素に係る<br>事業 <sup>(※4)</sup> |
|-----------|--------------------|------------------------|-------------------------------------------|----------------------------------------------------|------------------------------|
| 都道府県・指定都市 | 融資比率               | 50%                    | 60%                                       | 60% <sup>(※3)</sup>                                | 60%                          |
|           | 融資限度額              | 80 <sup>(※1)</sup>     | 96 <sup>(※1)</sup>                        | 120 <sup>(※3)</sup>                                | 120                          |
|           | 雇用 <sup>(※5)</sup> | 5人（再生可能エネルギー電気事業は1人）以上 |                                           |                                                    | 1人以上                         |
| その他市町村    | 融資比率               | 50%                    | 60%                                       | 60%                                                | 60%                          |
|           | 融資限度額              | 20 <sup>(※1)</sup>     | 24 <sup>(※1)</sup>                        | 30                                                 | 30                           |
|           | 雇用 <sup>(※5)</sup> | 1人以上                   |                                           |                                                    |                              |

- (※1)：地域再生計画認定地域及び沖縄県の区域に係る融資限度額は、1.25を乗じて得た額  
 (※2)：岩手県、宮城県、福島県に限定  
 (※3)：定住自立圏及び連携中枢都市圏に係る融資比率・融資限度額の引上げ措置については都道府県は対象外  
 (※4)：市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」、(株)脱炭素化支援機構が出資等を行う民間事業、国が認める地域脱炭素推進交付金事業のうち「脱炭素先行地域づくり事業」及び「重点対策加速化事業」（令和7年度改正）  
 (※5)：設備を更新する事業であって、地域の産業・雇用政策等への寄与が大きいと認められる場合には、雇用が維持される人数を新たな雇用とみなす（令和7年度改正）

(\*)：H1年度～R6年度までの累計実績

# (参考) ふるさと融資制度の融資事例

近年のふるさと融資における脱炭素関連融資実績 (単位:百万円)

|   | 事業名           | 事業者名           | 都道府県 | 貸付団体 | 融資実行年度 | 融資額   | 保証機関名称 |
|---|---------------|----------------|------|------|--------|-------|--------|
| 1 | バイオガスプラント建設事業 | かぶとバイオファーム(同)  | 岡山県  | 笠岡市  | 令和 6年度 | 1,050 | 笠岡信用組合 |
| 2 | 風力発電増設事業      | いいたてまていな再エネ発電機 | 福島県  | 福島県  | 令和 3年度 | 820   | 東邦銀行   |
| 3 | 川内大中合太陽光発電事業  | ㈱サン・エナジー川内     | 福島県  | 福島県  | 令和 2年度 | 1,288 | 東邦銀行   |
| 4 | 木質バイオマス発電事業   | サウザンパワー(株)     | 愛知県  | 豊橋市  | 令和元年度  | 1,050 | 三井住友銀行 |



かぶとバイオファーム (岡山県笠岡市)

融資年度 : 令和6年度  
導入設備 : バイオガスプラント



# 地域脱炭素の取組に対する関係省庁の主な支援ツール・枠組み

※令和8年4月に向けてリバイス中



- 令和4年2月に、地方自治体やステークホルダの皆様が脱炭素先行地域の実現に向けた検討を行うため、「地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組み」を公表（令和7年4月更新）。  
地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）では2025年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域を選定し、地方創生に資する脱炭素化の先行的な取組を2030年度までに実現するとされており、本支援ツール・枠組みについても更なる拡充を図り、施策間連携の取組を推進していく。
- 目次において支援種別・支援対象を整理し、目的に応じて見つけることが可能
- 環境省をはじめ**1府6省**（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）の財政支援等の支援ツール・枠組みがのべ**176事業掲載**（令和6年度補正及び令和7年度当初予算。地域脱炭素化事業への活用が考えられる地方財政措置を含む。）
- 脱炭素先行地域に選定された場合に優遇措置等を受けることができる事業が**33事業**



## 各府省庁の支援ツール・枠組み

### 環境省（52事業）

- ・ 地域脱炭素推進交付金
- ・ 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業
- ・ 脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）

他47事業

### 内閣府（10事業）

- ・ 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）
- ・ 新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）
- ・ 地方創生人材支援制度

他7事業

### 総務省（7事業）

- ・ ローカル10,000プロジェクト
- ・ ふるさと融資制度
- ・ G×アドバイザー（地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業）

他4事業

### 地方財政措置（8事業）

- ・ 脱炭素化推進事業債
- ・ 公営企業債（脱炭素化推進事業）
- ・ 過疎対策事業債（特別枠）
- ・ 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
- ・ 地域活性化事業債

他3事業

### 文部科学省（5事業）

- ・ エコスクール・プラス
- ・ 国立大学・高専等施設の整備
- ・ 公立学校施設の整備
- ・ 大学の力を結集した、地域の脱炭素化加速のための基盤研究開発
- ・ カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション

### 農林水産省（26事業）

- ・ みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、地域循環型エネルギーシステム構築
- ・ みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、バイオマスの地産地消
- ・ 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち、林業・木材産業循環成長対策

他23事業

### 経済産業省（17事業）

- ・ 再生可能エネルギー導入拡大に向けた分散型エネルギーリソース導入支援等事業
- ・ 水力発電の導入加速化事業
- ・ 中小水力発電自治体主導型案件創出調査等支援事業費補助金

他14事業

### 国土交通省（51事業）

- ・ 既存建築物省エネ化推進事業
- ・ サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）
- ・ グリーンインフラ創出促進事業
- ・ 港湾脱炭素化推進計画の作成に対する支援

他47事業

※下線は優遇措置（脱炭素先行地域に選定された場合に適用される措置）がある事業

---

## **(参考) 地域脱炭素に関する環境省の主な支援メニュー**

---

## 地方公共団体が行う脱炭素設備導入等に活用可能な支援

※地域脱炭素推進交付金を除く

### ①地域の防災拠点や避難施設となる公共施設の脱炭素化・レジリエンス強化

（災害・停電時にも活用可能な再エネ設備等の導入支援（補助率：1/3～2/3））

【令和8年度予算（案）20億円（20億円）】【令和7年度補正予算額40億円（＜一般分＞20億円、＜エネ特分＞20億円）】

### ②ペロブスカイト太陽電池の社会実装に向けた導入支援事業

（導入支援（補助率：2/3～3/4）に加え、導入計画策定にも支援）

【令和8年度予算（案）70億円（50.2億円）【GX】】

### ③建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業

（公共施設のZEB化※や水インフラへのCO2削減設備導入等に対する支援

※都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区を除く。ただし、病院等は対象。）

【令和8年度予算（案）67億円（38.2億円）】【令和7年度補正予算額48億円】

### ④業務用建築物の脱炭素改修加速化事業

（既存公共施設の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入に対する支援（補助率1/3～1/2））

【令和8年度予算（案）40億円（12億円）【GX】】

### ⑤商用車等の電動化促進事業（バス、充電設備等）

【令和7年度補正予算額300億円】

### ⑥脱炭素化推進事業債、公営企業債等（地方財政措置）

（自治体の公共施設等の脱炭素化のための地方財政措置）

【令和8年度～令和12年度、900億円/事業費1,000億円】

### ⑦GX戦略地域制度における産業団地等の脱炭素化推進事業

（再エネ電源設備、基盤インフラ設備等を支援対象とし、GX戦略地域に選定された自治体に交付する（複数年度可）。）

【令和8年度予算（案）（新規）5億円【GX】】

### ⑧グリーンファイナンスの普及・拡大促進事業

（グリーンボンド等にて資金調達しようとする自治体等に対して、外部レビューの付与やフレームワーク整備等の支援を行う資金調達支援者に、その支援に要する費用を補助 ※補助金申請者は資金調達支援者となる。）

【R8年度予算（案）6.7億円（7億円）の内数】

※各事業の概要については、[https://www.env.go.jp/earth/42024\\_00005.html](https://www.env.go.jp/earth/42024_00005.html) を参照。

## 地方公共団体が行うソフト事業等に活用可能な支援

### ⑨地域脱炭素実現に向けた具体的な脱炭素施策の検討・実施支援

（自治体による再エネ導入等の脱炭素化に向けた脱炭素計画策定支援や人材育成支援等を実施）  
【R8年度予算（案）6.3億円（新規）＋R7年度補正7億円の内数】

### ⑩廃棄物発電由来エネルギー資源の地域内最大利活用検討支援事業

（廃棄物発電エネルギーの地域内利活用促進に向けたモデル事業、FS調査、マッチング商談会）  
【R7年度補正（新規）3.6億円】

### ⑪脱炭素まちづくりアドバイザー派遣

（地域脱炭素に関する専門的な知見を有するアドバイザーを地方公共団体に派遣）  
【R8年度予算（案）6.3億円（新規）】

### ⑫デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）推進事業

（地域でのデコ活を図るための調査・情報収集・普及啓発・広報の実施など）  
【R8年度予算（案）17.6億円（31.7億円）＋R7年度補正予算額5.1億円】

各事業の概要については、[https://www.env.go.jp/earth/42024\\_00005.html](https://www.env.go.jp/earth/42024_00005.html) を参照。

## 地域での脱炭素の取組（設備導入等）に活用可能な支援

### （個人向け）

#### **⑬住宅の脱炭素化促進事業**

- （1）戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業（住宅取得者等への定額補助）
- （2）既存住宅の断熱リフォーム支援事業（住宅所有者等への定額補助）

【令和8年度予算（案） 80億円（新規）】【令和7年度補正予算額 10億円】

#### **⑭脱炭素志向型住宅の導入支援**

（ZEH基準の水準を大きく上回る省エネ性能を有する脱炭素志向型住宅（GX志向型住宅）の導入に対して支援（建築事業者等への定額補助））

【令和7年度補正予算額 750億円】

#### **⑮断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業**

（住宅所有者等への定額補助）

【令和7年度補正予算額 1125億円】

各事業の概要については、[https://www.env.go.jp/earth/42024\\_00005.html](https://www.env.go.jp/earth/42024_00005.html) を参照。

## 地域での脱炭素の取組（設備導入等）に活用可能な支援

### （事業者向け①）

#### ②ペロブスカイト太陽電池の社会実装に向けた導入支援事業（再掲）

（導入支援（補助率：2/3～3/4）に加え、導入計画策定にも支援）

【令和8年度予算（案）70億円（50.2億円）【GX】】

#### ③建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業（再掲）

（建築物のZEB化等に対する支援）

【令和8年度予算（案）67億円（38.2億円）】【令和7年度補正予算額48億円】

#### ④業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（再掲）

（既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入に対する支援（補助率1/3～1/2））

【令和8年度予算（案）40億円（12億円）【GX】】

#### ⑤商用車等の電動化促進事業（商用車、充電設備等）（再掲）

【令和7年度補正予算額300億円】

#### ⑬民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業

（ストバリ達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業、設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業、離島の脱炭素化推進事業など）

【令和8年度予算（案）32億円（34.51億円）】【令和7年度補正予算45億円】

#### ⑰Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業

（VCを構成する代表企業と取引先の中小企業等が連携して行う省CO2設備導入支援）

【令和8年度予算（案）15億円（20億円）】

#### ⑱脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）

（中小企業等の工場・事業場への省CO2型システムへの改修支援やソフト支援）

【令和8年度予算（案）57.9億円（27.9億百万円）】【令和7年度補正予算額35億円】



## 地域での脱炭素の取組（設備導入等）に活用可能な支援

### （事業者向け②）

#### ⑱金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業

（中小企業等への設備投資融資に対して、年利1.0%を上限に利子補給）

【令和8年度予算（案） 3.6億円（4.2億円）】

#### ⑲カーボンニュートラル社会構築に向けたESGリース促進事業

（中小企業等がリースにより脱炭素機器を導入する場合に、リース料総額の一定割合を補助）

【令和8年度予算（案） 12.3億円（新規）】

#### ⑳地域共生を目指したデータセンター脱炭素化設備導入支援事業

（データセンターへの省エネ設備、未利用再エネ利用設備、蓄エネ設備等の導入を支援）

【令和7年度補正予算 20億円（新規）】

#### ㉑地域における再エネ等由来水素利活用促進事業

（再エネ等由来水素サプライチェーンモデル構築・実証、再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築等事業など）

【令和8年度予算（案） 31.2億円（37.7億円）】

#### ㉒株式会社脱炭素化支援機構（JICN）による資金供給等（財政投融資）

【令和8年度予算（案） 700億円（600億円）（産業投資＋政府保証）】

各事業の概要については、[https://www.env.go.jp/earth/42024\\_00005.html](https://www.env.go.jp/earth/42024_00005.html) を参照。

# 大規模太陽光発電事業に関する 対策パッケージについて

環境省 大臣官房 地域政策課



---

# 大規模太陽光発電事業に関する対策パッケージについて

---

2026年1月27日

環境省大臣官房地域政策課



# 太陽光発電事業の更なる地域共生・規律強化に向けた関係省庁連絡会議



- 太陽光発電事業における地域との共生をより一層確保するべく、新エネルギー政策を所管する資源エネルギー庁、環境政策を所管する環境省、そして、太陽光発電事業の実施に当たって様々な公益との調整を行う各種の関係法令を所管する関係省庁との間で、緊密な連携を図り、脱炭素政策に必要な対応を検討するため、「太陽光発電事業の更なる地域共生・規律強化に向けた関係省庁連絡会議」を設置。
- 参加省庁：経済産業省、環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、総務省

## 第1回（9月24日）の開催概要

- 依然として太陽光発電事業について地域との共生上の課題が生じている事例がみられている中で、引き続き、関係省庁間の連携を強化し、適切に対応していくことが必要である点を確認。
- 太陽光発電事業に係る現状や課題を踏まえ、各省庁において、改めて、必要な対応について検討いただくとともに、次回以降の本連絡会議において各省庁よりご報告いただくこととした。

## 第2回（10月29日）の開催概要

- 関係省庁から、現在の検討状況について報告あり。
- 全国的な太陽光発電事業に係る課題に関し、各種の具体事例に照らし、関係法令がどのように適用され、対応がなされるのかを整理し、当該対応により、様々な公益との調整が効果的・実効的に図られるかについて、更に検証する必要性を確認。

## 第3回（12月22日書面開催）の開催概要

- 「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ（案）」を議論し、連絡会議としてこれを了承。

12月23日に「大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議」を開催し、対策パッケージを決定。

我が国において、国富流出の抑制やエネルギー安全保障の観点から、再エネを始めとする国産エネルギーの確保が極めて重要。DX・GXの進展によって電力需要の増加が見込まれる中で、産業の競争力強化の観点から、再エネや原子力などを最大限活用していくことが重要。

太陽光発電は、導入が急速に拡大した一方、様々な懸念が発生。地域との共生が図られた望ましい事業は促進する一方で、不適切な事業に対しては厳格に対応する必要がある。関係省庁連携の下、速やかに施策の実行を進める。

## 1. 不適切事案に対する法的規制の強化等

### ①自然環境の保護

- ◆ 環境影響評価法・電気事業法：環境影響評価の対象の見直し及び実効性強化【環境省、経済産業省】
- ◆ 種の保存法：生息地等保護区設定の推進、希少種保全に影響を与え得る開発行為について事業者等に対応を求める際の実効性を担保するための措置等を検討【環境省】
- ◆ 文化財保護法：自治体から事業者丁寧な相談対応を行えるよう、助言を行う際の留意事項を整理し、自治体に周知【文部科学省】
- ◆ 自然公園法：湿原環境等の保全強化を図るため、国立公園としての資質を有する近隣地域について釧路湿原国立公園の区域拡張【環境省】

### ②安全性の確保

- ◆ 森林法：許可条件違反に対する罰則、命令に従わない者の公表等、林地開発許可制度の規律を強化【農林水産省】
- ◆ 電気事業法：太陽光発電設備の設計不備による事故を防止するため、第三者機関が構造に関する技術基準への適合性を確認する仕組みを創設【経済産業省】
- ◆ 太陽光発電システム等のサイバーセキュリティ強化のため、送配電網に接続する機器の「JC-STAR」ラベリング取得の要件化【経済産業省】

### ③景観の保護

- ◆ 景観法：自治体における景観法活用促進のための景観法運用指針の改正及び景観法活用マニュアルの作成、公表【国土交通省、農林水産省、環境省】

※ その他、土地利用規制等に係る区域の適切な設定、開発着手済みの事業に対する関係法令の適切な運用、FIT/FIP認定事業に対する交付金一時停止等の厳格な対応、太陽光パネルの適切な廃棄・リサイクルの確保等を実施。【農林水産省、文部科学省、国土交通省、環境省、経済産業省 等】

## 2. 地域との連携強化

- ◆ 地方三団体も交えた新たな連携枠組みとして、「再エネ地域共生連絡会議」を設置【経済産業省、環境省】
- ◆ 景観法：自治体における景観法活用促進のための景観法運用指針の改正及び景観法活用マニュアルの作成、公表【国土交通省、農林水産省、環境省】【再掲】
- ◆ 文化財保護法：自治体から事業者丁寧な相談対応を行えるよう、助言を行う際の留意事項を整理し、自治体に周知【文部科学省】【再掲】
- ◆ 地方公共団体の環境影響評価条例との連携促進【環境省】【再掲】
- ◆ 「関係法令違反通報システム」による通報や「再エネGメン」における調査について、非FIT/非FIP事業も対象に追加【経済産業省】

## 3. 地域共生型への支援の重点化

- ◆ 再エネ賦課金を用いたFIT/FIP制度による支援に関し、2027年度以降の事業用太陽光（地上設置）について廃止を含めて検討【経済産業省】
- ◆ 次世代型太陽電池の開発・導入の強化【経済産業省、環境省、総務省】
- ◆ 屋根設置等の地域共生が図られた導入支援への重点化【経済産業省・環境省・国土交通省・農林水産省】
- ◆ 望ましい営農型太陽光の明確化・不適切な取組への厳格な対応【農林水産省】
- ◆ 国等における電力供給契約について、法令に違反する発電施設で発電された電力の調達を避けるよう、環境配慮契約法基本方針に規定【環境省】
- ◆ 長期安定的な事業継続及び地域との共生を確保する観点から、地域の信頼を得られる責任ある主体への事業集約の促進【経済産業省】

# 1. 不適切事案に対する法的規制の強化

|      | 関係法令                             | 対応方針(案)                                | 今後の事業に対する規制の実効性                                                                                                 | 実施予定時期                                    |
|------|----------------------------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 自然環境 | 環境影響評価法<br>・電気事業法<br>(環境省・経済産業省) | 環境影響評価の対象の見直し及び実効性強化に向けた検討             | ・環境影響評価対象の拡大を通じた事業の環境配慮の促進<br>・環境アセス評価、工事計画届出、運用の各段階において実効性強化                                                   | 2026年通常国会中に検討結果とりまとめ<br>【取りまとめ後、政令等改正（P）】 |
|      | 種の保存法<br>(環境省)                   | 法改正の要否も含めて検討                           | 保護区設定の促進及び希少種保全に影響を与え得る開発行為一般に対する適切な措置の要請（検討中）等により、希少種の保全上重要な生息・生育地における開発を適切に規制                                 | 2026年夏頃に検討結果とりまとめ                         |
|      | 文化財保護法<br>(文部科学省)                | 市町村への事務連絡を発出                           | 市町村から事業者に対し適切に助言を行うことにより、影響の確認が不十分なまま、天然記念物の滅失・き損につながる開発を適切に規制                                                  | 2025年度内                                   |
|      | 自然公園法<br>(環境省)                   | 釧路湿原国立公園の区域拡張                          | 湿原環境等の保全強化を図るため、国立公園としての資質を有する近隣地域について公園区域を拡張し、公園区域内の開発を適切に規制                                                   | 2026年度末までに<br>区域拡張を目指す                    |
| 安全   | 森林法<br>(農林水産省)                   | 許可条件違反に対する罰則、命令違反者の公表を規定(新設)する改正森林法の施行 | ・事業者に対して林地開発許可時に付した条件を厳格に履行させることより、森林の有する災害の防止等の公益的機能を阻害しないよう、開発を適切に規制<br>・違反状態の土地である旨を周知することにより、土地転売による責任回避を抑止 | 2026年4月施行<br>【法律改正済 2025年通常国会】            |
|      | 盛土規制法<br>(国土交通省・農林水産省)           | 都道府県等に対する技術的助言や個別相談等を引き続き実施            | 都道府県等における法運用が十分なされることにより危険な盛土等の造成を適切に規制                                                                         | 引き続き実施                                    |
|      | 電気事業法<br>(経済産業省)                 | 太陽電池発電設備の構造安全性の確認制度の強化の検討              | 太陽電池発電設備の構造安全性が確保され、当該設備の崩落・飛散などにつながるおそれのある開発を適切に規制                                                             | 2025年内に結論を得る<br>【法律改正（P）2026年通常国会】        |
| 景観   | 景観法<br>(国土交通省・農林水産省・環境省)         | ・景観法運用指針の改正<br>・景観法活用マニュアルの作成・公表       | 守るべき景観を有する各自治体が、明確な景観形成基準を設けた景観計画を策定し、事業者に対し、当該基準に適合しない設置行為を適切に規制                                               | 2026年春頃                                   |
| 共通   | 再エネ特措法<br>(経済産業省)                | 関係法令違反へのFIT/FIP交付金一時停止・認定取消し(執行体制の強化)  | 執行体制を強化し、法令違反を改善せず放置するFIT/FIP事業者には認定を取り消し、違反時点から交付金の返還を求め、関係法令違反に厳格に対応                                          | 2025年度内<br>(2026年度予算で措置を目指す)              |



## 2. 地域の取組との連携強化

- **国と地方の適切な役割分担**のもと、各種の法的規制に基づく事務が実効的かつ円滑に行われ、地域の実情に応じた規制がなされるよう、**国と自治体との連携枠組みを構築**する。
- 現状、FIT/FIP事業を対象としている「関係法令違反通報システム」や「再エネGメン」について、**非FIT/非FIP事業も通報対象**に追加することで、**我が国の太陽光発電全体において、各関係法令が確実に遵守される体制（＝「全省庁横断再エネ事業監視体制」）を構築**する。

### 国と自治体との連携枠組みの構築

- 太陽光発電事業への適切な法的規制の実行にあたって、国と地方自治体との緊密な連携を図る観点から、**新たな連携枠組みを構築**する。
- 連携枠組みの中では、例えば、今回講じる関係法令における追加的な対応について情報提供を行い、**各自治体において適切な規制等がなされる環境整備を目指す**。

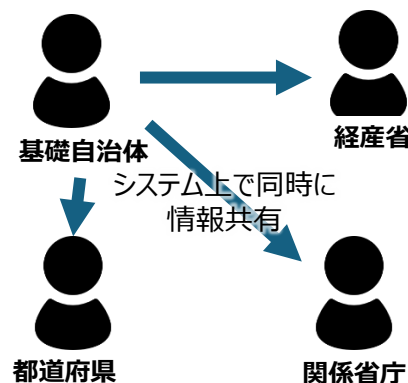
（情報提供例）

- ◆ 景観法運用指針の改正、景観法活用マニュアル
- ◆ 文化財保護法に基づく事務連絡
- ◆ 「関係法令違反通報システム」や「再エネGメン」の非FIT/非FIP事業への通報対象拡大
- ◆ 自治体における先進的取組（条例や法定外目的税など）

### 全省庁横断再エネ事業監視体制

- 「関係法令違反通報システム」や「再エネGメン」について、非FIT/非FIP事業も通報対象に追加。我が国の太陽光発電全体において、各関係法令が確実に遵守される体制を構築。

#### 関係法令違反通報システム



#### 再エネGメン

不適切案件の現地調査を実施



# 総務省の地域脱炭素関連施策について

総務省 地域力創造グループ 地域政策課

# 脱炭素化推進事業債等の延長・拡充

- 地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）を踏まえ、温室効果ガスの「2050年ネット・ゼロ」の実現に向け、地域脱炭素を加速化するために、脱炭素化推進事業債等を延長・拡充
- 延長期間は、地球温暖化対策計画に位置づけられた実行集中期間を踏まえ、令和12年度までの5年間とする

## 1. 対象事業

※赤字は拡充分 ※公営企業についても同様に措置

### (1) 地方単独事業として実施するもの

- ① 公共施設等における再生可能エネルギー設備等の整備  
※売電を主目的とするものは原則対象外としていたが、  
発電電力を地域内で消費するための売電を主目的として自治体が整備するものを対象に追加
- ② 公共施設等をZEB※基準に適合させる改修等  
※ZEB(Net Zero Energy Building)とは、一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物
- ③ 公共施設等を省エネ基準に適合させる改修  
※建物全体が基準を満たす場合に加え、空調等の各設備が個別に省エネ基準を満たす場合を対象に追加
- ④ 公共施設等へのLED照明導入のための改修
- ⑤ 公用車における電動車※の導入・充放電設備の整備  
※電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車

### (2) 国庫補助事業として実施するもの

ペロブスカイト太陽電池の導入

※一般補助施設整備等事業債の対象に追加

## 3. 事業期間

令和8年度～令和12年度（5年間）

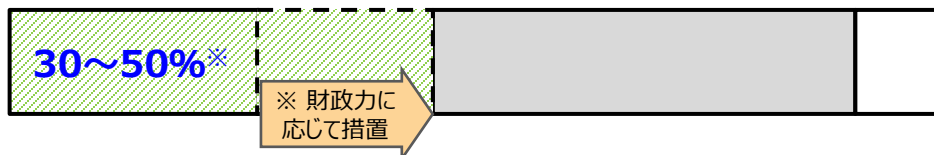
## 2. 地方財政措置

### (1) ①及び②の事業 ※売電が主目的の場合、対象事業費は1/2

地方債充当率 90%



### (1) ③及び④の事業 ※個別の省エネ基準適合の場合、交付税措置30%

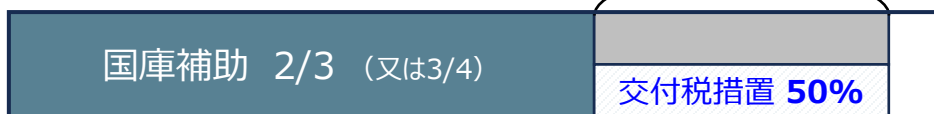


### (1) ⑤の事業



### (2) の事業

地方債充当率 90%



## 4. 事業費

1,000億円（令和7年度：1,000億円）

# GXアドバイザーの派遣（経営・財務マネジメント強化事業）



(総務省HP)



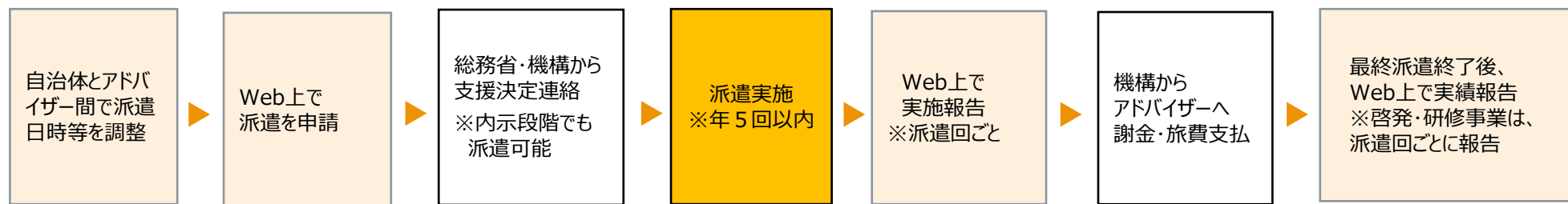
(JFM HP)

- 「地球温暖化対策計画」（令和7年2月18日閣議決定）では、自治体が地域脱炭素を推進する上で、専門知識を有する人材の不足が課題となっていることから、専門人材を派遣し、自治体の取組の促進を図ることとされている。

- 総務省と地方公共団体金融機構（JFM）の共同事業として、**地域脱炭素に取り組む自治体に対しアドバイザーを派遣**

※アドバイザーの**謝金・旅費をJFMが全額負担**

## アドバイザー派遣の流れ



## 支援分野

※詳細は、「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業実施の手引き」を参照  
<https://www.jfm.go.jp/support/development/keieizaimu.html> (JFM HP)

民間事業者、学識経験者のほか、GX関連業務経験のある現役の公務員などもアドバイザーとして派遣可能（R8.1月現在、**47名**がアドバイザー登録済）

### ● 課題対応アドバイス事業

地域脱炭素に取り組む都道府県・地区町村に対して、下記の分野において支援を実施

- ① 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電
- ② 地域共生・地域裨益型再エネの立地
- ③ 公共施設等における省エネ・再エネ電気調達、更新・改修時の ZEB 化誘導
- ④ 住宅・建築物の省エネ性能等の向上
- ⑤ ゼロカーボン・ドライブ
- ⑥ 資源循環の高度化を通じた循環経済への移行
- ⑦ コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり
- ⑧ 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

POINT

- 自治体の**予算措置が不要**
- Webから**簡単に手続きが可能**

### ● 啓発・研修事業

都道府県が市区町村に支援分野の研修会・相談会を行う場合に、アドバイザーを派遣

## GXアドバイザーの活用をご検討ください！

### 【このような課題を抱えている自治体におすすめです】

- 地域脱炭素を進めたいが、**専門的な知見が不足している**。
- アドバイザーからアドバイスを受けたいが、**予算の確保が困難である**。
- 補助金の申請等に係る**手続きを簡潔に済ませたい**。

### 【応募いただいた自治体に応募のきっかけを聞いてみました】

#### 自治体の声①

私の自治体では、脱炭素を実現するためにこれまで「地方公共団体実行計画」を策定してきましたが、これからは計画の実現に向けて、具体的な取り組みを検討していきたいと考えています。

ただ、職員の知識や経験が不足していることもあり、思うように事業が検討できない状態でした。



太陽光パネル



「再エネを導入したいが、  
どうすれば良いかわからない・・・」



バイオマスボイラー

「GXアドバイザー」の制度は、  
**様々な分野に精通したアドバイザーがいるため、  
自分の自治体の状況とマッチしたアドバイザー**にお願いすることができました。

今後は、再エネを導入するにあたってのスキームや調整すべきことを協議したり、国の補助金等の申請に向けてアドバイスをもらいたいです。



「アドバイザーから適切な  
アドバイスを受けられます！」

左記の悩みは解決できます！  
「GXアドバイザー」をご活用ください！

#### 自治体の声②

私の自治体では、アドバイザーに対する予算が確保できず、思うようにGXの推進を進められないでいました。

本制度は、地方公共団体金融機構からアドバイザーに直接謝金や旅費が支払われるため、**自治体の予算措置が不要であり**、活用しやすかったです。



「アドバイザーからアドバイスを  
受けたのに予算がない・・・」



「**予算措置不要で  
制度を活用できます！**」

#### 自治体の声③

応募にあたって、いろいろな補助金の活用を検討しましたが、どれも申請の手続きが大変で、申請するだけで多くの時間を要することがわかりました。

本制度は、**申請～実績報告までWebを使って行うことができる**ため、めんどろな書類のやりとりや手続きがなく、効率が良かったです。



「申請するだけで、大変だ・・・」





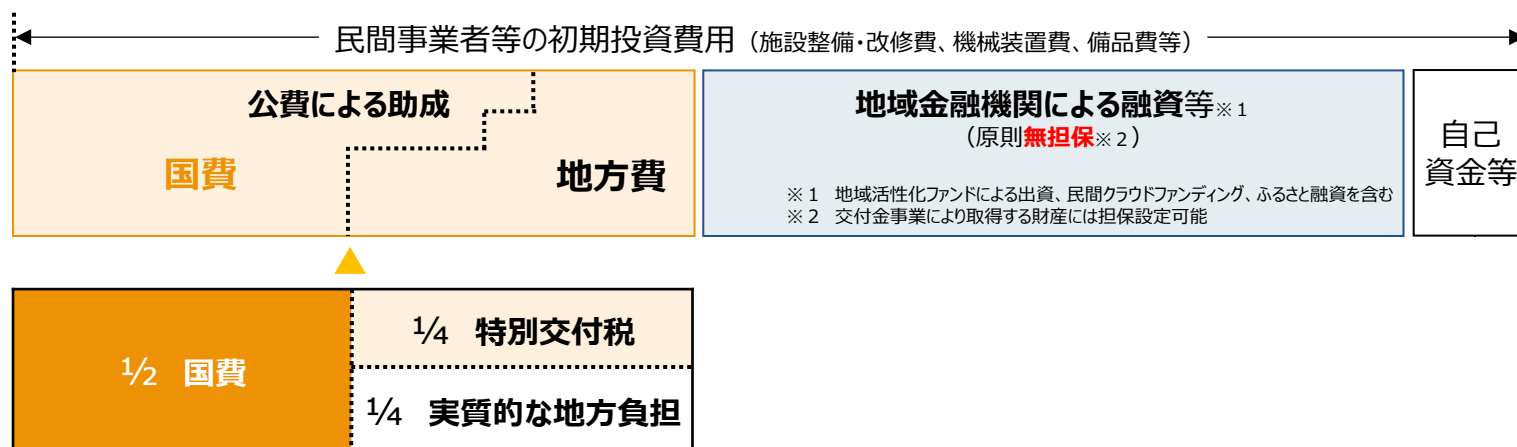
# ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）

R8当初予算額案 6.7億円  
R7補正予算額 21.2億円  
(R7当初予算額 6.2億円)



- 産官学金の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の創業・第二創業・新規立ち上げを支援
- ①地域密着型（地域資源の活用） ②地域課題への対応 ③地域金融機関による融資等 ④新規性（新規事業） ⑤モデル性の要件について、国の有識者審査を経て該当すると認められた事業が対象

## 事業スキーム



## 助成上限額（自治体→事業者）**R8拡充**

| 融資／公費 | 公費による助成上限額 |
|-------|------------|
| 4倍～   | 5,500万円    |
| 3倍～   | 5,000万円    |
| 2倍～   | 4,000万円    |
| 1倍～   | 3,000万円    |

## 交付率（国→自治体）

- ・原則、公費の1/2
- ・条件不利地域（1,113団体）のうち、  
財政力0.25～0.5 2/3  
財政力0.25未満 3/4
- ・重点支援分野 3/4  
(地域脱炭素、若者・女性活躍)

## POINT

- 交付金の申請主体は自治体（都道府県・市区町村※）
- 申請は随時受付  
(問合せ専用ダイヤルを設置)
- 施設整備・改修費、備品費も対象
- 補助上限額は最大5,500万円（大規模事業対応可）
- 全ての産業分野で活用可能

※創業支援等事業計画の作成が必要  
(R7.12月時点で1,555市区町村が作成済)



### 事業背景

- 地球温暖化により、猛暑が続くようになり、品質・収穫に与える影響が大きくなったため、断熱対策だけでなく、冷房設備の導入が必要
- ハウス内CO<sub>2</sub>濃度の調整について、生産者の経験と勘により換気調整を行っていたが、生産量が安定せず、作業環境にも影響が出る。
- 東日本大震災の影響で、設備倒壊等による生産不能、福島第一原発の事故による風評被害による価格の下落が見られる。

### 事業実施者

有限会社 越戸きのこ園

### 自治体・金融機関の支援内容

- 公費による交付額：40,000千円
- 国費（地域経済循環創造事業交付金）：40,000千円
- みちのく銀行による融資：57,505千円

### 取組内容

- ICTを活用したハウス内温度、湿度、CO<sub>2</sub>濃度等の監視制御システム及び低コスト高断熱ハウスを導入し、全国に例のない菌床しいたけ栽培技術を確認するとともに、地域生産者への普及、しいたけの一大産地化を図る。
- 久慈地域の木材の残材等を活用した木質バイオマスエネルギーによる熱供給を受けることにより、化石燃料価格の変動に左右されない安定した経営と環境負荷の低減、エネルギーの地産地消による地域経済循環システム構築の実現を図る。

### 地域への貢献

- 菌床しいたけの生産量増加と安定供給
- 久慈地域のしいたけブランド力の向上
- 新規雇用の創出
- 木質バイオマスエネルギーの導入による未利用材の活用



導入したハウス



菌床しいたけ生産の様子①



菌床しいたけ生産の様子②

# ローカル10,000プロジェクト 長野県佐久市 「循環型醸造事業～Ferment Base」

令和2年度採択

## 事業背景

- 事業実施地は、「どぶろく特区」の認定を受けているが、人口流出、少子高齢化、地域産業の衰退、耕作放棄地の増加、森林の荒廃等集落維持に影響が出始めており、著しく過疎化が進んでいる。
- プラスチックゴミによる生態系への影響が問題視され、環境保全に対する意識が高まっている。
- 酒類はクラフト志向になり、また、海外で日本酒の人気が高まっている。

## 事業実施者

有限会社 Brewing Farmers&Company合同会社

## 自治体・金融機関の支援内容

- 公費による交付額：4,333千円
- 国費（地域経済循環創造事業交付金）：2,166千円
- 地方費：2,167千円
- 長野県信用組合による融資：4,334千円

## 取組内容

- 工場跡地をリフォームし、世界初、エネルギーの確保から原材料まで全てを自然素材で賄う持続可能な製法の「どぶろく」製造を行う。
- 薪ボイラーを整備し、エネルギー源として、地元産の間伐材を活用。山林保全から水源維持、豊かな土壌に繋げ、良質な米の生産へと環境循環の仕組みを作る。
- 空き店舗を活用して、どぶろくの提供場及びコミュニティスペースとして農家レストランを開業

## 地域への貢献

- 「どぶろく」という新たな農産物のブランド化
- 雇用の創出と経済波及効果を生み出す。
- 環境保全型農業を促進させると共に、農家取得の向上
- 交流人口の創出、移住者の増加により過疎解消へ繋げる。



薪ボイラー



環境保全型農業のイメージ



どぶろく

# ローカルスタートアップ支援制度

〔事業の企画～立ち上げまで各段階での財政措置〕



- 地域の資源と資金を活用した地域課題の解決に資する創業・新規事業（ローカルスタートアップ）を支援
- **事業の企画・立ち上げ準備・事業立ち上げの各段階**において、交付金・特別交付税により支援

※ローカルスタートアップ支援制度を活用するには、「創業支援等事業計画」の作成が必要（認定件数1,555市区町村（R7.12月時点））

## 支援内容

### ① 事業の企画

#### 特別交付税 （措置率0.8・財政力補正あり）

- ・創業支援等事業計画の作成
- ・創業塾、創業セミナー、研修
- ・ビジネスコンテスト
- ・創業コーディネーターの設置

### ② 立ち上げ準備

#### 特別交付税 （措置率0.8・財政力補正あり）

- ・地域脱炭素等に係る調査分析
- ・地域資源の調査分析
- ・ビジネスモデル調査分析
- ・法人設立等に係る経費
- ・オフィスの賃貸料、  
インキュベーション施設

### ③ 事業立ち上げ

#### 交付金（交付率1/2～3/4）

- ・ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）を活用した初期投資（施設整備・改修、機械装置、備品等）  
※モデル性を有するもの

#### 特別交付税（措置率0.5・財政力補正あり）

- ・ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）を活用した初期投資（施設整備・改修、機械装置、備品、商品開発費、広告宣伝費等）  
※モデル性は問わない
- ・ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）を活用した事業に対する、フォローアップ、事業分析・再構築に係る経費

## 地域脱炭素研修（自治大学校特別研修）

- 「地球温暖化対策計画」（令和7年2月18日閣議決定）では、2030年までの5年間を実行集中期間と位置づけ、自治体の地域脱炭素の推進に必要な施策の実行に取り組むこととされている。
- 人材面の国の支援として、自治体において地域脱炭素の実現を担う中核人材を育成するための研修を実施することとされている。
- このため、自治体職員に対し、地域脱炭素の取組等に関する専門家等からの講義を通じて、脱炭素施策を企画し、職場に提案いただくことをゴールに自治大学校で研修を実施する。

### 時期

例年秋頃（2泊3日）（年1回開催）

### 対象

地域脱炭素の取組を加速化させるために、関連施策に携わる自治体職員。  
※初任者の参加可能。

### 研修内容

- ①脱炭素地域づくりに関して、専門家からの説明
- ②脱炭素地域づくりに関して、先進自治体からの事例紹介
- ③自治体職員同士で、脱炭素社会実現に向けたグループワークの実施

（専門家及び先進自治体職員がコーディネート役）

### これまでの実施状況

#### 【令和7年度】

実施日：10月8日（水）～10月10日（金）  
受講者：23名

#### 【令和6年度】

実施日：10月2日（水）～10月4日（金）  
受講者：32名



# 総務省の取組について（JET-CIRの活用等）

総務省 自治行政局 国際室



# 外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（概要）

令和8年1月23日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定

## 新たに設置された関係閣僚会議の下、外国人との秩序ある共生社会の実現に向け、新たにとりまとめ

### I 基本的な考え方

- 一部の外国人による、我が国の法やルールを逸脱する行為・制度の不適正利用について、国民が感じている不安や不公平感に対処する必要
- 入国前の日本語教育及び社会規範等の理解促進、法やルールを逸脱する行為に対する公正・厳正な対処、事実・実態を把握した上での制度適正化、正確かつ十分な情報公開、関係機関間の情報共有・相互連携といった取組により、安全・安心な社会を実現
- その上で、我が国の法やルールの中で、国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指す必要

### II 国民の安全・安心のための取組

#### 第1 既存のルールの遵守、各種制度の適正化に向けた取組

##### 1 出入国・在留管理等の適正化・外国人受入れについて

- |             |                                                                                                                                                                      |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R8          | ○不法滞在者ゼロプランの強力な推進（5年以内に難民認定申請の平均処理期間を6月以内・退去強制が確定した外国人を半減）<br>○外国人に関わる各種施策・出入国在留管理の体制を強化・拡充<br>○帰化の審査において、永住許可との整合性も勘案した厳格化を検討                                       |
| R8/R9       | ○永住者の審査の厳格な運用、許可基準の見直し                                                                                                                                               |
| R10         | ○電子渡航認証制度（JESTA）の導入                                                                                                                                                  |
| 具体化に向け直ちに着手 | ○日本語や制度・ルール等を学習するプログラムの創設、受講及び内容の理解を在留審査（永住者の審査を含む。）の要素とすることを検討<br>○海外事例を参考に、退去強制事由の拡大（対象犯罪の拡大）について、検討<br>○国・地方自治体・受入れ機関等の役割分担、在留資格の適正化や関連する将来推計を踏まえた受入れの在り方等の総合的な検討 |

##### 2 外国人制度の適正化等について

- |             |                                                                                                                                                                           |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R8          | ○来日前・来日後の日本語教育の充実（大人：自治体への財政支援等/こども：国が初期支援の方策を検討等）<br>○日本語教師の養成・研修及び社会的地位の向上<br>○各種民泊データの一元管理を通じた仲介サイトからの違法民泊の確実な排除<br>○オーバーツーリズム対策の集中的実施・抜本的強化、特定の都市・地域への集中の是正と観光客の分散の推進 |
| R8/R9       | ○医療費不払のある訪日外国人の情報を共有するシステムの基準額引下げ（R8）、対象の中長期在留者への拡大（R9）                                                                                                                   |
| R9          | ○入管庁と関係機関との税・国保料等のマイナンバー等による情報連携の在留審査等への活用（R9）                                                                                                                            |
| 具体化に向け直ちに着手 | ○外国人学校への補助金等の状況の公表等による適正かつ透明な執行確保、外国人留学生の在籍管理の適正を欠く大学等の指定・公表<br>○公営住宅・UR賃貸住宅等への新規入居者の国籍等の把握、追加的な対応の検討                                                                     |

#### 第2 土地取得等のルールの在り方を含む、国土の適切な利用及び管理に向けた取組

- |             |                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R8          | ○不動産登記、森林法をはじめ、土地関連制度において国籍を把握                                                                                                                                                                                                              |
| R9以降        | ○安全保障の観点からの土地取得等のルールについて、立法事実を整理し、他国の例も参考に、骨格をとりまとめ（R8年夏）<br>○不動産登記の国籍把握を踏まえ、国内居住者を含む外国人によるマンション取得実態を把握                                                                                                                                     |
| 具体化に向け直ちに着手 | ○国籍情報を含む、統一的な考え方による地下水採取の実態把握や地下水の適正な保全と利用の仕組みについて検討<br>○土地所有等情報の更なる透明性向上に向け、法人の実質的支配者の把握強化の検討（FATF（金融活動作業部会）対日審査対応との連携）<br>○無主の離島の国有財産化や、安全保障の観点から必要な場合には離島の土地の取引等のルール化を含めて対策を検討<br>○国内居住者を含む外国人によるマンション取得の実態が明らかになれば、諸外国の取組も参考に、必要な対応策を検討 |

### III 外国人が日本社会に円滑に適応するための取組

- |                                |                        |
|--------------------------------|------------------------|
| ・情報発信・相談体制の強化                  | ・ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援 |
| ・交付金の在り方の見直しを含む、地方公共団体への支援策の拡充 | ・秩序ある共生社会の実現に向けた、意識醸成  |



# 外国人との秩序ある共生社会の構築のための地方財政措置の見直し

外国人との秩序ある共生社会の構築のため、地方自治体・地域社会における在留外国人の**地域社会のルール**の習熟促進、**行政手続利用の適正化**等の観点から、財政措置を拡充する。

## 1. 在留外国人への対応に必要な**環境整備**に係る特別交付税措置（措置率0.5）の**対象経費を追加**

### 現行

日本の制度（税・社会保険・行政手続等）の周知



追加

行政情報の多言語化  
（翻訳・通訳）



追加

### ① **地域社会のルール等の習熟のための取組** **ルール等を学ぶ上で必要な日本語の指導**



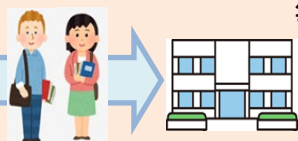
- ・ ゴミの分別ルール
- ・ 自治会への加入促進

### ② **ワンストップ相談窓口からの同行支援**

ワンストップ相談窓口  
（入管庁事業）



市役所・保健所等



### ③ **行政・地域社会と在留外国人をつなぐ** **「ブリッジ人材」の発掘・活用**

- ・ 行政情報の伝達
- ・ 在留外国人の相談の集約
- ・ 地域行事等への参加の呼び掛け



## 2. 都道府県の**JET-CIR※**（国際交流員）について、**普通交付税の算定の見直し**

※CIR: Coordinator for International Relations

### 現行

#### 業務

通訳・国際交流等が中心

#### 財政措置（県分）

国調人口に応じた算定

（市町村分は任用数に応じた算定）

### ・ **環境整備の取組へのJET-CIRの積極的な活用**（活用事例の紹介、研修の実施）



自作の市内地図を使った  
日本語の指導  
（岐阜県美濃加茂市）



庁内ワーキングチーム  
への参画  
（千葉県松戸市）

### ・ **JET-CIRの任用数に応じた算定**（密度補正）の導入

（写真：一般財団法人自治体国際化協会HPより）

※ R7年度補正予算により、**地方自治体における環境整備のモデル事例を創出し、横展開**（予算額：0.3億円）

# 在留外国人への対応に必要な環境整備におけるJET-CIRの活躍事例について①

## 佐賀県

### CIRの国籍、任期開始時期

ベトナム 🇻🇳 (R1～)

人口：794,252人

在留外国人数：11,358人 人口割合：1.4%

国籍：ベトナム 🇻🇳 インドネシア 🇮🇩 ネパール 🇳🇵 ミャンマー 🇇🇲 等

・技能実習生等、東南アジア国籍者が増加しているが、ベトナム人住民には、日本人の配偶者等、企業による支援が想定されない在留資格者も一定数存在

### ◆ポイント

- ・佐賀県国際交流協会との連携の下、企業による支援が想定されない在留資格者も含めた、ベトナム人の**生活相談**への対応等に活用
- ・経験豊富な**多文化社会コーディネーター**や**日本人相談員とペア**で業務に取り組むことでOJTを図り、CIRの業務への習熟を支援

### ◆CIRの活用のきっかけ

- ・県内の外国人住民数の増加を受け、H27から多文化社会コーディネーター（日本人）を設置するなど、多文化共生業務を強化
- ・国におけるJETの役割の拡大の動きも踏まえ、R1からベトナム人CIRを任用

### ◆CIRの業務

- ・外国人総合相談窓口（国際交流協会内設置）でのベトナム人住民の**生活相談**において通訳支援、関係機関への同行支援等
- ・外国人従業員等への対応に係る**企業等の研修講師**
- ・その他、ベトナムの文化の発信等の国際交流事業の実施

### ◆自治体による支援

- ・**多文化社会コーディネーター**や**日本人相談員とペア**で業務に取り組む形でOJTを実施
- ・医療通訳講座の受講等、スキルアップを図る機会を用意

### ▼企業研修



※作業を学ぶ外国人スタッフ役のCIRが日本人上司の指示を聞く様子

外国人にとって難しい日本語や指示の内容を指摘し、やさしい日本語の使用を提案

### ◆担当課

地域交流部多文化共生さが推進課  
TEL:0952-25-7328

# 在留外国人への対応に必要な環境整備におけるJET-CIRの活躍事例について②

## 愛媛県 西条市

CIRの国籍、任期開始時期  
ベトナム 🇻🇳 (H24～)

人口：103,413人  
在留外国人数：2,044人 人口割合:2.0%  
国籍：フィリピン 🇵🇭 ベトナム 🇻🇳 中国 🇨🇳 等  
・鉄工、鋳物、造船業等の製造業の事業所において技能実習生や特定技能外国人の受入れが増加

### ◆ポイント

- ・姉妹都市交流を契機にベトナム人住民への**生活支援**に活用
- ・**よくある相談内容**やその対応方法をまとめることで、CIRの業務への習熟を支援するとともに、**庁内関係部署にCIRを周知**することで、相談対応等の取次ぎを円滑化

### ◆CIRの活用のきっかけ

- ・姉妹都市交流を活用した地域の国際化と技能実習生増加を踏まえ、**生活支援**のためにCIRを活用

### ◆CIRの業務

- ・**SNSを活用**したベトナム人住民の**生活相談**への対応、病院や各種行政窓口への同行の支援等、生活支援全般
- ・その他、国際交流協協会における国際交流事業の実施 等

### ◆自治体による支援

- ・**よくある相談内容**やその対応方法を引継ぎとしてまとめ、着任時に伝えることで、業務への習熟を支援
- ・CIRの着任時に**庁内関係部署に周知**することで、相談対応等の取次ぎを円滑化

### ◆担当課

産業経済部 観光振興課  
TEL:089-752-1206



▲窓口で相談



▲よくある相談内容をSNSページで公開



# 在留外国人への対応に必要な環境整備におけるJET-CIRの活躍事例について③

## 北海道 浜頓別町

### CIRの国籍、任期開始時期

ベトナム  (R4～)

タイ  (R5～)

ミャンマー  (R6～)

人口：3,221人

在留外国人数：129人 人口割合：4.0%

国籍：ベトナム  中国  タイ  等

・食品加工業、農業、建設業等でベトナム人住民が最初に増加

その後、水産加工業でタイ人住民が増加し、介護や給食調理員等にミャンマー人が増加している

### ◆ポイント

- ・町内に増加する各国の技能実習生等の生活支援に活用するとともに、生活支援業務に加え、**CIRの自身の企画による生活オリエンテーション**や**日本語講座**等の取組を実施
- ・他自治体の引継ぎも活用して、CIRの業務への習熟を支援

### ◆CIRの活用のきっかけ

- ・各産業分野での**技能実習生等の増加**を背景に、企業からの声も受けて外国人住民の生活支援のためにCIRを活用

### ◆CIRの業務

- ・**SNSを活用した外国人住民の生活相談**への対応、病院への同行の支援等、生活支援全般
- ・**生活オリエンテーション**や**日本語講座**など、CIR自身の企画による取組を実施

### ◆自治体による支援

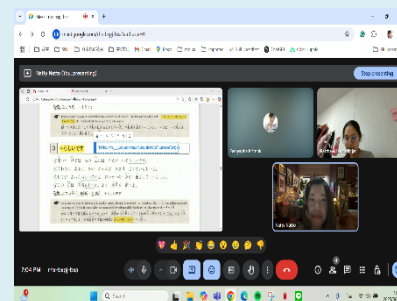
- ・過去に同様の業務にCIRを活用していた他自治体の引継ぎを共有してもらい、業務への習熟を支援

### ◆担当課

総務課地方創生推進室  
TEL:016-342-2345



▲生活オリエンテーション



▲日本語教室（オンライン）



▲外国人相談会

# 在留外国人への対応に必要な環境整備におけるJET-CIRの活躍事例について④

## 島根県 美郷町

CIRの国籍、任期開始時期  
インドネシア  (R3～)

人口：4,034人  
在留外国人数：30人 人口割合：0.7%  
国籍：インドネシア  フィリピン  等  
・インドネシア人技能実習生の受入れは、姉妹都市交流に基づく小規模なもので、技能実習生とは顔の見える関係がある

### ◆ポイント

- ・姉妹都市交流に基づき在留しているインドネシア人技能実習生の**生活支援**に活用
- ・技能実習生の来町に際して**必要な行政情報を町が事前に整理**し、CIRがそれを翻訳する中で基本的な業務内容に習熟

### ◆CIRの活用のきっかけ

- ・姉妹都市交流を地域づくりに活かすためCIRを任用
- ・同時に技能実習生の受入れも決まっており、**生活支援**についても業務として想定

### ◆CIRの業務

- ・SNSを活用した技能実習生の**生活相談**への対応、病院への同行の支援等、生活支援全般
- ・その他、インドネシアの文化の発信等の交流イベントの企画

### ◆自治体による支援

- ・課全体でCIRの相談対応業務等をきめ細かくサポート
- ・技能実習生の来町に際して**必要な行政情報を町が事前に整理**し、CIRがそれを翻訳する中で基本的な業務内容に習熟

### ◆担当課

企画推進課

TEL:0855-75-1924



▲町内でのインドネシア講座



▲庁舎内の様子（パティックを着用）



▲バリ料理教室

## 地域における多文化共生の推進に係る地方財政措置 ＜参考：R7年度＞

○「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和7年6月6日関係閣僚会議決定）等も踏まえながら、地方公共団体においても多文化共生の推進に係る取組を行う必要があることから、次に掲げる地方財政措置を講じることとしている。

### ＜地方単独事業分＞

| 措置項目                                                                                                                 | 地財措置                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| <b>①行政情報・生活情報の多言語化の推進に要する経費</b><br>対象経費：相談窓口での通訳業務の委託費・翻訳機器（タブレット端末等）の配備費、行政・生活情報の翻訳経費 等                             | （市町村分）<br><b>特別交付税措置</b>       |
| <b>②先進的な地方自治体の取組事例の横展開に要する経費</b><br>対象経費：多文化共生アドバイザーの活用経費（旅費等）、多文化共生地域会議への出席旅費 等                                     |                                |
| <b>③地域に出向いて行う生活オリエンテーション等の実施に要する経費</b><br>対象経費：相談員や通訳の派遣経費、在住外国人向け出前講座の開催経費 等                                        |                                |
| <b>④災害時における外国人への情報伝達や外国人向け防災対策に要する経費</b><br>対象経費：災害・防災情報の翻訳経費、外国人向け災害時に外国人対応を行う人材の養成のための経費、災害多言語支援センター等の設置・運営経費 等    | （都道府県分・市町村分）<br><b>特別交付税措置</b> |
| <b>⑤定住外国人子弟等に対する就学支援策に要する経費</b><br>対象経費：就学状況、通学等の状況の調査経費、不就学児童の把握のために行う訪問や電話等による調査経費、就学ガイダンスの実施経費、就学パンフレットの作成・配布経費 等 |                                |

### ＜国庫補助事業分＞

| 措置項目                                                                                                                                 | 地財措置                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| <b>⑥一元的相談窓口の運営に係る地方負担</b><br><br>○外国人受入環境整備交付金（法務省所管）を活用して運営する一元的相談窓口に係る地方負担<br>【参考】補助率：10／10、運営費1／2（R7当初予算 10億円）                    | （都道府県分）<br><b>普通交付税措置</b>       |
|                                                                                                                                      | （市町村分）<br><b>特別交付税措置</b>        |
| <b>⑦外国人材の受入・共生のための地域日本語教育推進事業に係る地方負担</b><br><br>○教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）（文部科学省所管）に係る事業の地方負担<br>【参考】補助率：1／2（R7当初予算 6億円） | （都道府県分・政令市分）<br><b>普通交付税措置</b>  |
|                                                                                                                                      | （市町村分（間接補助分））<br><b>特別交付税措置</b> |

■ 上記のほか、普通交付税の包括算定経費（国際化推進対策費）において、在住外国人支援等に要する経費※を措置（県分・市町村分）  
 ※ 外国人向け情報誌・パンフレット等作成、外国語表記案内板・標識等設置、在住外国人向け日本語講座、外国人相談活動、外国人による国際理解講座 等

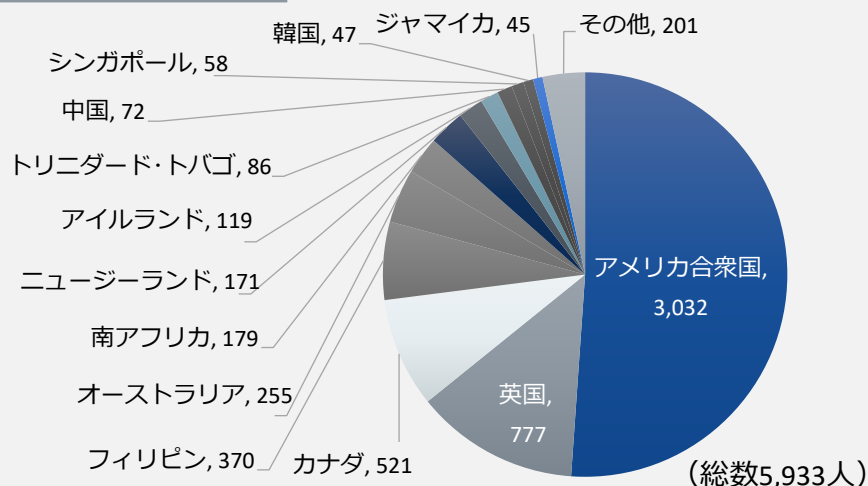


# JETプログラム（“The Japan Exchange and Teaching Programme”）＜参考＞

- JETプログラム：外国青年を日本に招致、地方自治体等が小中高校での外国語教育・自治体での国際交流業務に活用するプログラム  
⇒令和7年で設立39年
- 累計で世界82か国から約8万人（令和7年時点）の外国青年を招致する世界最大規模の人的交流プログラム  
⇒小学校での英語教育早期化やインバウンド対策や海外販路開拓、多文化共生等の業務などに有為な人材を供給

## ① 令和7年度の状況

### ◆ 招致国別の内訳



### ◆ 職種別内訳

- ・ **ALT**（Assistant Language Teacher：外国語指導助手）：5,418人  
⇒ 教育委員会や学校で、外国語教員等の助手として職務に従事
- ・ **CIR**（Coordinator for International Relations：国際交流員）：503人  
⇒ 地方公共団体の国際交流担当部局等で国際交流活動に従事
- ・ **SEA**（Sports Exchange Advisor：スポーツ国際交流員）：12人  
⇒ スポーツを通じた国際交流活動に従事

## ② 地方財政措置

### ◆ 都道府県

（金額は令和7年度）

- ・ 地方自治体におけるJET参加者の任用に要する経費（報酬・旅費など）について、普通交付税措置※1
- ・ 私立学校におけるJET参加者の雇用に係る都道府県の助成経費について、特別交付税措置※1  
（算定：地方単独事業で一人上限647万円×0.5）

### ◆ 市町村

- ・ 地方自治体におけるJET参加者の任用に要する経費（報酬・旅費など）について、当該団体のJET参加者数に応じた額を普通交付税措置※1  
（標準団体（人口10万人）の場合、129万円＋JET参加者数×518万円）
- ・ JETプログラムコーディネーター※2に係る経費について、特別交付税措置  
（算定：地方単独事業で直接要する経費×財政力補正係数×0.5）

※1 R8年度より、JET参加者の任用に要する経費（一人当たり）に係る交付税措置額について増額予定

※2 JETプログラムコーディネーターとは、JET参加者の地域における生活や、地域における交流活動、教育委員会や各学校現場、国際交流部局における活動に関する連絡調整の円滑化を支援する人材をいう。（H28～ 特別交付税措置（市町村分））

<業務内容例>

- ・ JET参加者が日常生活を送る上で必要な情報の提供や相談
- ・ 緊急事態（病気、事故等）への対応支援
- ・ JET-ALTと教育委員会担当者や学校との連絡調整の支援

## 外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた地域の受け皿づくりに関する調査研究

- ・近年、在留外国人が大幅に増加（約293万人（R1）⇒約377万人（R6））
- ・地方公共団体においても、外国人が、社会のルールを遵守しつつ地域に溶け込むことで地域社会の構成員として生きていけるよう、地域の受け皿をつくる取組が一層進められており、こうした取組の調査・研究を行う。

### ○地方公共団体における外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた地域の受け皿づくりに取り組むモデル事例の創出と横展開を推進。

外国人が地域社会の構成員として生きていけるよう支援する取組  
～社会のルールを遵守し、地域に溶け込む外国人の増加～

#### 事業概要

従来から外国住民が多い地方公共団体や、外国人住民急増団体を選出し（5団体程度）、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた地域の受け皿づくりの取組をモデル的に支援し、事例の創出・横展開の実施に向けた調査研究を行う

#### 【事業内容（例）】

- ・地域社会のルール等の習熟のための取組（ゴミ出し、自治会・町内会活動、防災等の地域社会のルールの学習 等）
- ・地域社会との橋渡しとなり得る人材の発掘や育成
- ・小規模団体における人材不足・ノウハウ不足への対応（県と市町村との連携）
- ・外国人住民の多国籍化に伴う地域課題の整理・可視化、対応策の検討



日本に来て間もない外国人が地域のルールを学習する場

# 日本にゆかりのある方々と国内自治体との連携促進

J E T 経験者や海外の日系社会など、日本にゆかりのある方々と国内の自治体の連携を強化し、海外における力強い「地域のサポーター」になって活躍してもらうことを目的とする事業を実施。

(※) J E T : J E T プログラム (The Japan Exchange and Teaching Programme) で外国青年を招致して地方公共団体等で任用し、外国語教育の充実と地域の国際交流の推進を図る、世界最大規模の人的交流プログラム。S62以降、累計で82か国から約8万人

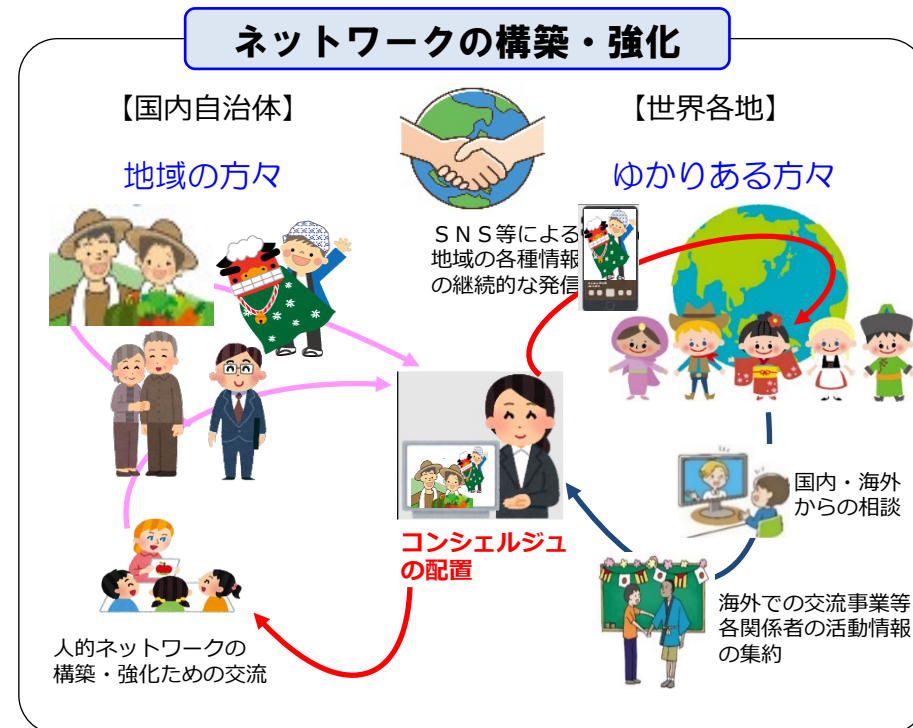
## ○ J E T 経験者や地域にゆかりのある方々とのネットワークの構築・強化

都道府県又は政令指定都市が実施するネットワークの構築・強化のための取組をモデル的に支援

- ・ 国内・海外からの相談窓口、ネットワーク参加メンバーの募集
- ・ SNS や W E B による地域の各種情報の継続的な発信、各関係者からの活動情報等の集約
- ・ 人的ネットワーク構築・強化のための交流事業の実施

### 【想定されるネットワークの対象】

- ① J E T 経験者
- ② 県人会関係者
- ③ 姉妹都市の関係者
- ④ 元留学生
- ⑤ その他、地域に関心を持ち、海外から地域の強力なサポーターとなってもらえる方



# 出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課 の施策について（一元的相談窓口の運営等）

出入国在留管理庁 在留管理支援部 在留支援課

# 令和8年度外国人受入環境整備交付金の概要について

## 概要

### ■ 目的

在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、こどもの教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の設置・運営に取り組む地方公共団体を支援し、多文化共生社会の実現に資することを目的とする。

### ■ 対象団体

全ての都道府県及び市町村

- ※ 地方自治法に定める特別区を含む
- ※ 複数団体による「共同方式」も交付対象

### ■ 対象経費

整備事業：新たな一元的相談窓口体制の構築  
又は体制の拡充に必要な経費  
運営事業：一元的相談窓口体制の維持・運営  
に必要な経費

### ■ 交付率

原則として必要な経費の2分の1  
(共同方式により整備事業を行う場合は10分の10)

※ 運営事業の地方公共団体負担分については、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう地方交付税措置を講ずることとされている

### ■ 交付限度額

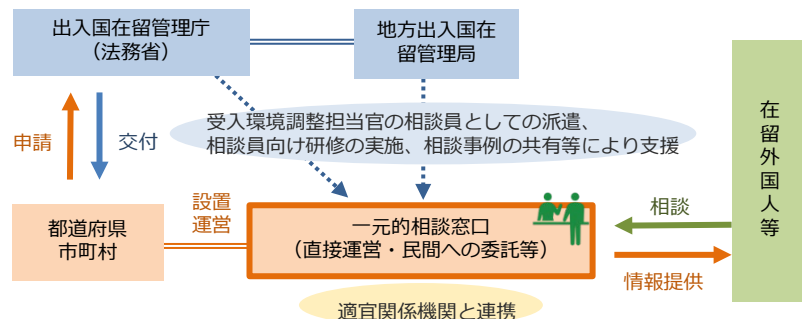
#### ○整備事業

| 区分   | 外国人住民数        | 交付限度額   |
|------|---------------|---------|
| 都道府県 | －             | 1,000万円 |
|      | 5,000人以上      | 1,000万円 |
| 市町村  | 1,000人～4,999人 | 500万円   |
|      | 500人～999人     | 300万円   |
|      | 500人未満        | 200万円   |

#### ○運営事業

| 区分       | 外国人住民数          | 単独方式の場合 | 共同方式の場合 |
|----------|-----------------|---------|---------|
| 都道府県・市町村 | 20,000人以上       | 1,000万円 | 1,200万円 |
|          | 10,000人～19,999人 | 900万円   | 1,080万円 |
|          | 5,000人～9,999人   | 800万円   | 960万円   |
|          | 2,000人～4,999人   | 500万円   | 600万円   |
|          | 1,000人～1,999人   | 300万円   | 360万円   |
|          | 1,000人未満        | 200万円   | 240万円   |

## 事業スキーム



## 令和8年度の主な取組

- 令和7年度は相談件数に基づく人件費限度額を設定したが、令和8年度は外国人住民数等を考慮した物件費を含む一定額（ベース額）に、相談件数が多い地方公共団体にはその件数に応じて加算する算定方法を採用。（物件費についても、上記ベース額及び加算額の範囲内で交付。）
- 都道府県で交付金事業を行う場合、一元的相談窓口のない地域からの相談も受け付けるなどの広域対応を実施する旨を交付要綱及び取扱要領に追記。
- 運営事業について交付限度額の区分の細分化、整備事業の交付率の改定（共同方式以外は1/2）、共同方式における交付限度額及びベース額の引き上げ。
- 令和7年度補正予算（2.19億円）により、一元的相談窓口におけるアウトリーチ型オリエンテーションを試行実施。

# 外国人等に対する日本語教育の推進について (外国人材の受入れ・共生のための地域日本語 教育推進事業)

文部科学省 総合教育政策局 日本語教育課



# 外国人等に対する日本語教育の推進について

(外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業)



文部科学省総合教育政策局日本語教育課



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 外国人等に対する日本語教育の推進

令和8年度予算額（案） 1,587百万円  
（前年度予算額 1,598百万円）  
令和7年度補正予算額 350百万円



## 現状・課題

我が国の在留外国人は令和6年末で約377万人。過去30年で約2.78倍に増加し、日本語学習者も令和6年で約29万人である。新型コロナウイルス感染症の影響による入国規制等で在留外国人数の伸びは一時鈍化した。今後更に外国人労働者や留学生数は拡大する見込み。

政府として、外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和7年度改訂）、円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年6月施行）、「日本語教育機関認定法」（令和6年4月施行）による日本語教育機関の認定制度や登録日本語教員の資格制度の創設等を踏まえ、**日本語教育の環境整備を計画的に推進**。

## 事業内容

### 1 日本語教育の全国展開・学習機会の確保

#### ①外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進(拡充) 615百万円(550百万円)

地域日本語教育の中核を担う都道府県・政令指定都市が、市区町村や日本語教育機関・多様な取組を行う関係機関等と連携し教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援するため以下を実施。

- ・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】
  - ー地域日本語教育を推進するコーディネーターの配置
  - ー域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施
- ・自治体向け会議・研修等の開催、優良事例の全国的な普及

#### ②日本語教室空白地域解消の推進強化 131百万円(147百万円)

日本語教室がない市区町村（日本語教室空白地域）に対し以下を実施。

- ・地域日本語教育スタートアッププログラム・セミナー等実施  
日本語教室の立ち上げを目的とした専門家チームを派遣し、日本語教室の開設・安定化に向けた支援を実施。
- ・日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供  
ICTを活用し、生活場面に応じた日本語を自習できる日本語学習教材の開発・提供、「日本語教育の参照枠」に基づくB1レベルの動画コンテンツを追加開発。

### 1 日本語教育の全国展開・学習機会の確保が必要

### 2 日本語教育の質を維持向上させるための施策が必要

### 2 日本語教育の質の向上等

#### ①日本語教育ニーズの多様化を踏まえた教育カリキュラム編成・質向上支援事業(新規) 232百万円(令和7年度補正予算額)

就労分野における外国人の目的や受入れ先のニーズ等を踏まえた出口志向の教育高度化に向けて、日本語教育機関と企業等とが連携した教育カリキュラムの編成・改善等に関する支援を実施し、教育カリキュラムの質向上に向けたプロセス・具体的方策・教育モデルを取りまとめ、広く日本語教育機関等に普及・展開。

#### ②日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業 212百万円(229百万円) 30百万円(令和7年度補正予算額)

日本語教育人材の資質・能力の向上を図るため、日本語教師の資格取得後のキャリア形成、及び養成・研修への高度かつ専門的な教育研究・手法の反映に向け、以下を実施。

- ・日本語教師の養成に必要な研修の改善・実施、及び新規研修の開発・試行
- ・地域の日本語教育関係者のネットワーク構築、登録日本語教員養成・実践研修の担当教員向け研修の継続実施、各地域の課題・ニーズ等を踏まえた特色ある取組の展開

#### 条約難民等に対する日本語教育 236百万円(236百万円)

条約難民、第三国定住難民、補完的保護対象者に対する日本語教育を実施。

#### ③省庁連携日本語教育基盤整備事業等 8百万円(9百万円)

日本語教育を推進するため、以下を実施。

- ・日本語教育推進関係者会議の開催
- ・日本語教育大会の開催
- ・日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS）の運用保守

#### ④日本語教育に関する調査及び調査研究 16百万円(17百万円)

日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を実施。

#### ⑤日本語教育機関認定法等の施行事務に必要な経費 369百万円(392百万円) 88百万円(令和7年度補正予算額)

日本語教育機関認定法等に基づき、以下を実施。

日本語教育機関の審査等、日本語教員試験の実施・改善、日本語教員試験の免除を受けるための講習の実施、日本語教育機関認定法ポータルサイトの運用保守

## アウトプット（活動目標）

- ・地域日本語教育の全国展開
- ・日本語教育の人材の質を高める取組の展開

## 短期アウトカム（成果目標）

- 日本語学習者の増  
（日本語教育環境の整備）

## 中期アウトカム（成果目標）

- 日本語学習者の増  
（日本語教育環境の整備）

## 長期アウトカム（成果目標）

- ・日本語教育の質の維持及び向上
- ・外国人との共生社会への寄与

（担当：総合教育政策局日本語教育課）

# 外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

令和8年度予算額（案）  
（前年度予算額

615百万円  
550百万円）



## 背景・課題

在留外国人の増加に伴い、地方公共団体などの地域における生活者向けの日本語教育のニーズが急増している。しかしながら各地域では、日本語教師や日本語学習の支援者の確保をはじめ、学習者のニーズに応じた日本語教育を実施するためのノウハウなどが不十分など、様々な課題がある。今後も増加することが見込まれる在留外国人を日本社会の一員として受け入れる社会包摂を念頭に置きつつ、地域の状況に応じた日本語教育施策を確実に実施し、生活等に必要な日本語能力を身に付けられる仕組みづくりを推進できるよう、地域日本語教育の環境を強化するための体制整備を図ることが極めて重要である。

「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」には、日本語教育が重点事項として位置付けられ、「経済財政運営と改革の基本方針2025」や「成長戦略等のフォローアップ」でも、地域日本語教育の体制整備推進が明記されている。

## 事業内容

### 1 企画評価会議の実施 6百万円（6百万円）

### 2 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】578百万円（513百万円）

対象：都道府県・政令指定都市 件数：59件（53件）

補助率：2分の1

※（2）◇ i・iiを実施する事業者には  
補助率加算【最大3分の2】

#### （1）広域での総合的な体制づくり

域内の地方公共団体や関係機関と連携して行う、広域での日本語教育の体制づくりの推進

- 日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」設置
- 地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」配置
- 日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」配置

<取組事例>

- 複数市町村による連携促進
- オンラインによる広域的な日本語教育等

#### （2）地域の日本語教育水準の維持向上

域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施（ICTの活用、教材作成、研修等を含む）

◇「生活」に関する日本語教育プログラムの提供を目的とした取組の開発・試行

i 「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育

ii 「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示すレベル（B1）時間数（350h以上）に応じた体系的な日本語教育

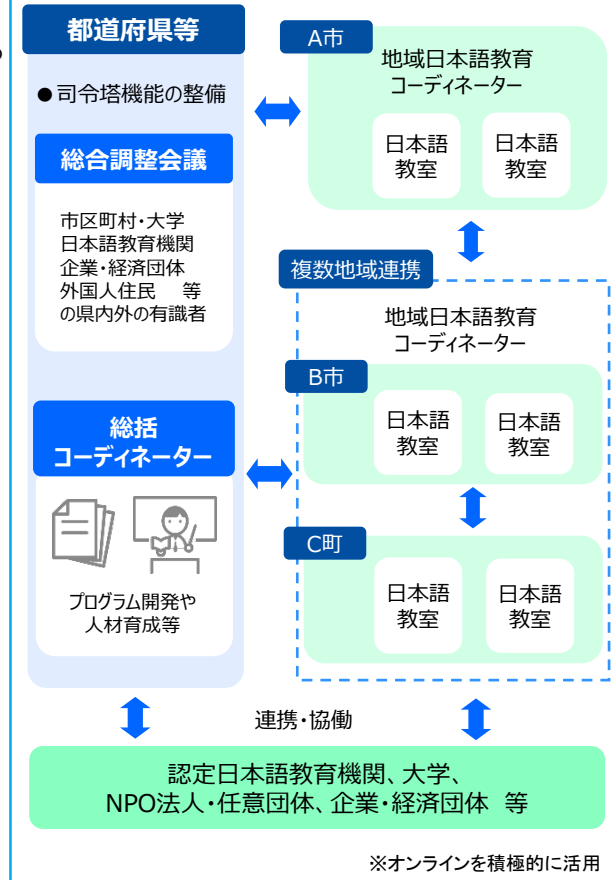
#### （3）都道府県等を通じた市区町村への支援（間接補助）

- 市町村が都道府県等の関係機関（民間団体等）と連携して行う日本語教育等の取組への支援

### 3 総合的な体制づくりの優良事例等の普及・連携強化【委託】31百万円（31百万円）

都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等を開催する。

## ▼ 地域日本語教育の環境強化のための 総合的な体制づくり 連携イメージ



## アウトプット（活動目標）

- ・都道府県・政令指定都市に対する  
本事業による支援の実施

## 短期アウトカム（成果目標）

- ・各地域での日本語教育支援体制  
の整備

## 中期アウトカム（成果目標）

- ・日本語教育の機会提供に係る関係  
機関との連携の強化

## 長期アウトカム（成果目標）

- ・日本語教育環境の醸成と外国人との共生  
社会に対する意識の向上

## 地域力創造に関する施策説明会について（アンケートのお願い）

今回の説明会について、アンケート調査を実施します。（所要3分）  
今後の開催に活かすため、御回答のほどよろしくお願いいたします。

【アンケート】地域力創造に関する施策  
説明会について

